

重要文化財（建造物）
シャトーカミヤ旧醸造場施設保存活用計画
（案）

令和 6 年 3 月
牛 久 市

重要文化財（建造物）シャトーカミヤ旧醸造場施設保存活用計画

目 次

第1章	計画の概要	
第1節	計画の作成	1
第2節	文化財の名称等	3
第3節	文化財の概要	5
第4節	文化財保護の経緯	25
第5節	保護の現状と課題	29
第6節	計画の概要	33
第7節	先行する計画等	34
第2章	保存管理計画	
第1節	保存管理の現状	41
第2節	保護の方針	42
第3節	管理計画	46
第4節	修理計画	49
第3章	環境保全計画	
第1節	環境保全の現状と課題	50
第2節	環境保全の基本方針	50
第3節	区域の区分と保全方針	51
第4節	建造物の区分と保護の方針	52
第5節	防災上の課題と対策	53
第4章	防災計画	
第1節	防火・防犯対策	54
第2節	耐震対策	64
第3節	耐風対策等	65
第5章	活用計画	
第1節	公開その他の活用の基本方針	66
第2節	公開計画	66
第3節	活用基本計画	67
第4節	実施に向けての課題	70
第6章	保護に係る諸手続	
第1節	文化財（建造物）の現状を変更する行為	71
第2節	文化財（建造物）の保存に影響を及ぼす行為	72
第3節	重要文化財（建造物）の届出	72
第4節	本計画の認定と変更に伴う手続き	73
別添資料		
第1節	各部位と保護の基準	別-1
第2節	法令等	別-129



第1章 計画の概要

第1節 計画の作成

1 計画作成年月日

令和〇年(20xx)〇月〇日

2 計画期間

計画作成から10年間(作成日～令和〇年(20xx)〇月〇日)

3 計画作成者

牛久市

4 計画作成の経緯

明治時代に建造されたシャトーカミヤ旧醸造場施設3棟は、数度の改修や補修を行いながら、飲食施設や展示施設などに使用目的を変えて現在に至っている。平成20年(2008)に「シャトーカミヤ旧醸造場施設」として重要文化財(建造物)に指定を受けたのを機に、経年による破損・汚損等が目立ち始めた建造物の保存修理工事への着手を検討していた。

しかし、平成23年(2011)3月11日の東北地方太平洋沖地震によって旧醸造場施設が大きな被害を受けた。土地・建物の所有者であるオエノンホールディングス株式会社は、文化庁の認可を受け、平成24年(2012)3月より「重要文化財シャトーカミヤ旧醸造場施設保存修理事業(災害復旧)」に着手した。平成26年(2014)3月に醗酵室と貯蔵庫に関わる災害復旧工事・事業が完了し、平成28年(2016)3月に事務室の災害復旧工事・事業が完了した。

施設の公開が再開され、ほどない平成30年(2018)、オエノンホールディングス株式会社が飲食・物販事業から撤退することになり、牛久市が令和2年(2020)4月に重要文化財(建造物)の管理団体に指定され、日常的な維持管理とレストラン等の経営を引き継いだ。また牛久シャトーは令和2年(2020)6月に日本遺産「日本ワイン140年史～国産ブドウで醸造する和 문화の結晶～」の構成文化財に認定され、地域活性化の核として活発な活用を進めようとしていた矢先に、新型コロナウイルスが拡大し、施設の公開活用に大きな影響を受けた。

その後の、社会経済情勢の変化、施設の管理運営環境の変換に対応しながら重要文化財(建造物)の確実な保存と継承を行うために、令和5年(2023)度から
■箇年で重要文化財(建造物)シャトーカミヤ旧醸造場施設保存活用計画を作成することとなった。



写1-1 重要文化財(建造物)事務室全景

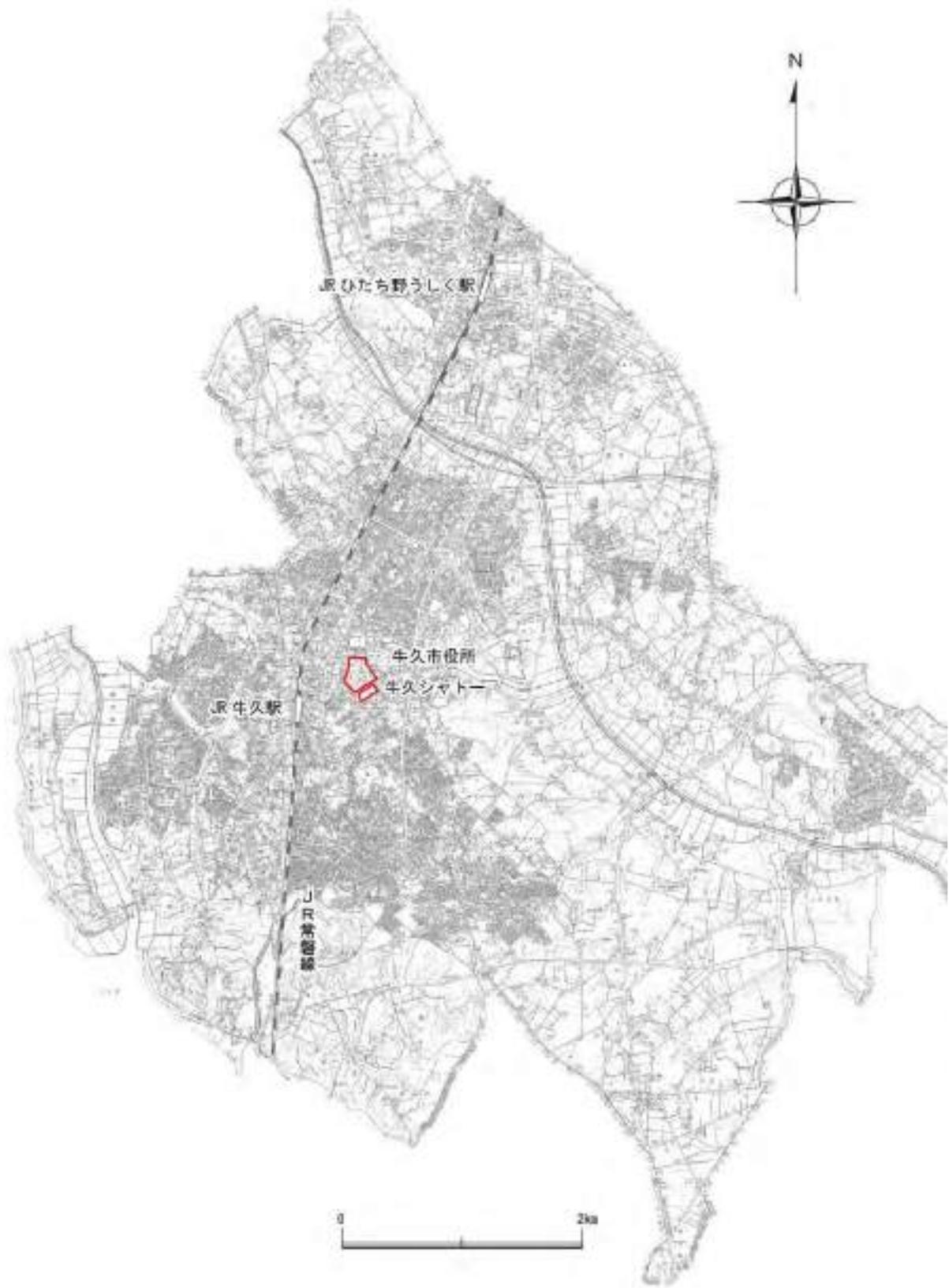


図1-1 位置図



第2節 文化財の名称等

1 重要文化財（建造物）の名称及び所在の場所（法第二条第一項）

（1）名称及び員数

シャトーカミヤ旧醸造場施設 3棟

（2）指定年月日及び指定書の指定番号

指定年月日 平成20年6月9日

指定番号 建第2522号

官報告示 文部科学省告示第87号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条の規定により、次の表に掲げる文化財を重要文化財に指定する。

平成20年6月9日 文部科学大臣 渡海紀三朗

（3）所在の場所

茨城県牛久市中央三丁目20番地4

2 文化財（建造物）の構造及び形式

名 称	シャトーカミヤ旧醸造場施設
員 数	3棟
構造及び形式	<p>事務室 煉瓦造、建築面積308.52㎡、二階一部一階建、鉄板葺、時計塔付</p> <p>醗酵室 煉瓦造、建築面積436.75㎡、地上二階地下一階建、鉄板葺、西面及び南面突出部付属</p> <p>貯蔵庫 煉瓦造、建築面積404.58㎡、一階建、鉄板葺（内装を除く）、北面醗酵室に接続、東面北側醗酵室西面突出部に接続</p>

3 所有者の氏名及び住所等（省令第三条第一項四号）

（1）所有者

オエノンホールディングス株式会社

（2）所有者の住所

東京都墨田区東駒形一丁目17番6号

（3）管理団体の指定

元受文庁第4276号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第32条の2第1項の規定により、下記の重要文化財を管理すべき地方公共団体として牛久市を指定する。

指定年月日 令和2年4月20日



名称 シャトーカミヤ旧醸造場施設 3棟
官報告示 平成20年6月9日
文部科学省告示第87号
所有者 オエノンホールディングス株式会社
所有者住所 東京都墨田区東駒形一丁目17番6号
所在地 茨城県牛久市中央三丁目20番地4

管理団体を必要とする理由

日本初の本格的ワイン醸造場である「シャトーカミヤ旧醸造場施設 三棟（事務室・醗酵室・貯蔵庫）」を含む牛久シャトーは、市の重要な観光資源であるだけでなく、牛久市に寄せられた施設存続の嘆願書（310団体）や署名（22,892人）からもわかるように、市民の皆様の思い入れの深い施設です。

今後につきましては、所有者協力の下、牛久市が管理することで、重要文化財施設を適正に保護・管理し、牛久シャトーの賑わいを早期に取り戻すとともに、令和元年7月に文化庁認定を受けた「牛久市文化財保存活用地域計画」に基づき、計画的に整備・公開・活用に取り組んでまいり所存です。なお、このことについては牛久市長においても同意済である旨申し添えます。

※以上、教育委員会の「管理団体の指定について（意見具申）」（令和2年2月27日）より転記

当社は、平成23年3月に発生した東日本大震災による災害復旧工事終了後、飲食・物販事業を再開するなど、重要文化財施設の保存活用に進めてまいりました。しかしながら、外食産業を取り巻く事業環境は厳しさを増し、当初も環境の変化に対応すべく、収益改善に努めてまいりましたが、事業の業績回復の見込みが期待できないものと判断し、平成30年10月牛久シャトーでの飲食・物販事業方の撤廃を決定いたしました。

当初は、これまで通り当社で重要文化財を保存継承していく方針でした。しかしながら、重要文化財シャトーカミヤ旧醸造場施設がある牛久シャトーの業績悪化は、当社としてもこれ以上許容できず、重要文化財シャトーカミヤ旧醸造場施設を適正に保存活用するためにも牛久シャトー全体の管理を牛久市に委ねたいと考えております。

つきましては、茨城県牛久市を重要文化財シャトーカミヤ旧醸造場施設三棟（事務室・醗酵室・貯蔵庫）の管理団体に指定していただきますようお願いいたします。

※以上、オエノンホールディングス株式会社の「管理団体の指定について」（令和2年2月18日）より転記

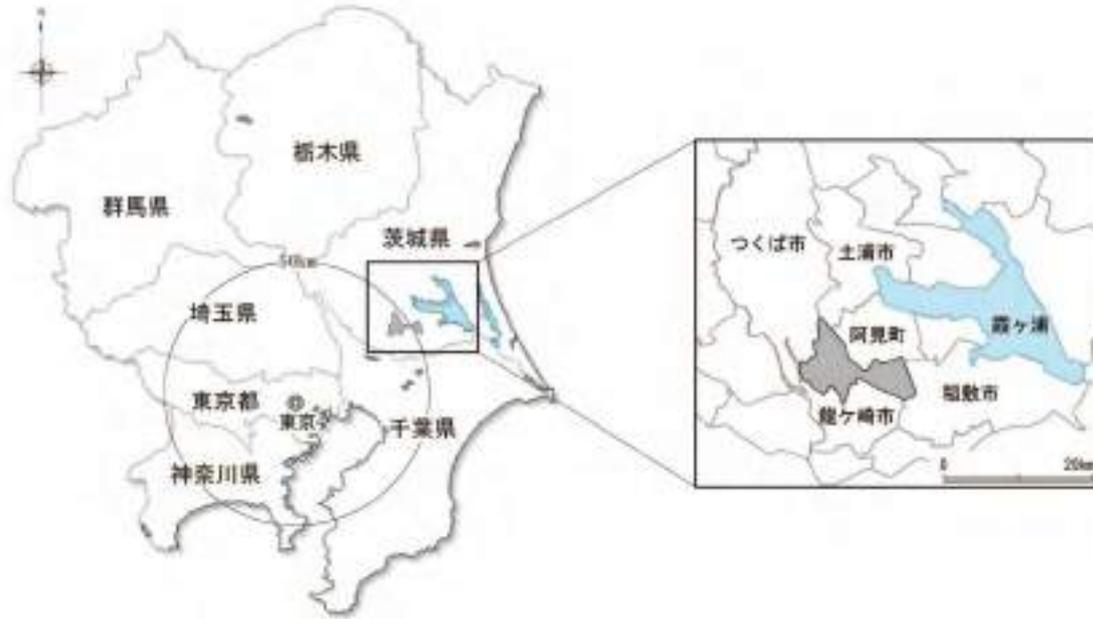


図1-3 牛久市の位置

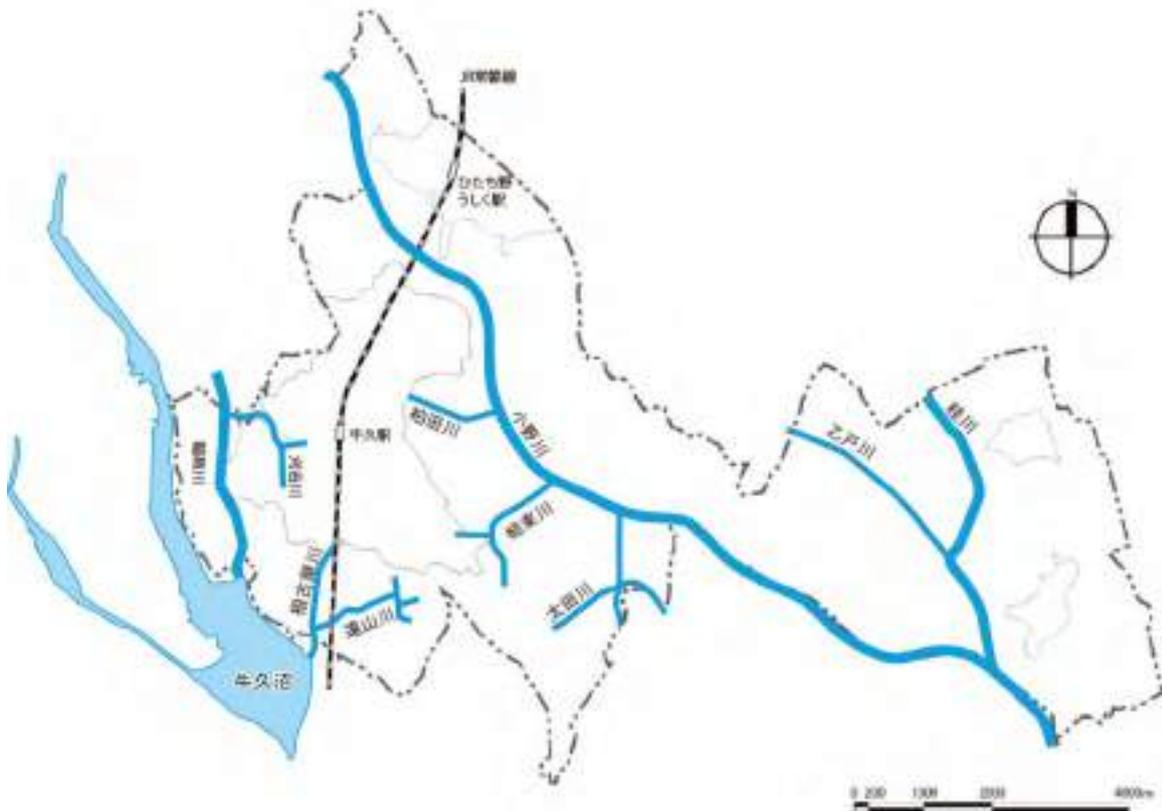


図1-4 牛久市の河川 出典：「牛久市文化財保存活用地域計画」令和元年（2019）、牛久市・牛久市教育委員会より一部加筆

また、本市は、地震国日本の中でも有数の地震多発地帯のひとつである関東地方に位置するため、過去様々な地震の影響を受けている。関東地方については、鎌倉時代以降、政治経済の中心の一つと



して発展してきたことから多くの古文書が残されており、それらの記録を含めるとかなりさかのぼった震災履歴を把握することが可能である。茨城県内に被害を生じ、本市にも何らかの影響を及ぼしたであろうと推測される平成20年(2008)以降の地震災害の歴史を次表に示す。

表 1-1 茨城県内の最近の地震被害

発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要
西暦	和暦	北緯	東経		
2008.5.8	平成 20.5.8	36° 13′	141° 36′	7.0	水戸市で震度 5 弱を記録。常総市で軽傷者 1 名、下妻市で 6 棟、土浦市で 1 棟が住家一部破損
2008.7.5	平成 20.7.5	36° 38′	141° 57′	5.7	日立市で震度 5 弱を記録。人的・物的被害無し
2011.3.11	平成 23.3.11	36° 06′	142° 52′	9.0	茨城県 8 市で震度 6 強、21 市町村で震度 6 弱を観測。 同日 15:15 に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し、鉾田市で 6 強。神栖市で 6 弱を観測。 人的被害: 死者 24 名、行方不明者 1 名、重傷者 33 名、軽傷 674 名 住家被害: 全壊 3,070 棟、半壊 23,988 棟 一部損壊 173,624 棟 床上浸水 1,719 棟、床下浸水 711 棟 (平成 24 年 2 月 3 日現在) 牛久市: 震度 5 強 人的被害: 軽傷 4 名 住家被害: 全壊 3 棟、半壊 104 棟 一部損壊 2,925 棟 (平成 25 年 2 月末現在)
2011.3.14	平成 23.3.14	36° 27′	141° 07′	6.2	鉾田市で震度 5 弱を観測。 人的・物的被害無し
2011.3.24	平成 23.3.24	36° 10′	140° 02′	4.9	鉾田市で震度 5 弱を記録。 人的・物的被害無し
2011.4.16	平成 23.4.16	36° 20′	139° 56′	5.9	鉾田市で震度 5 強、笠間市、常陸大宮市、桜川市で震度 5 弱を記録。 人的被害: 負傷者 6 名
2011.9.21	平成 23.9.21	36° 44′	140° 34′	5.3	日立市で震度 5 弱を記録。 人的・物的被害無し
2011.11.20	平成 23.11.20	36° 42′	140° 35′	5.5	日立市で震度 5 強、高萩市で震度 5 弱を記録。 人的被害: 負傷者 1 名
2012.2.19	平成 24.2.19	36° 45′	140° 35′	5.1	日立市で震度 5 弱を記録。 人的・物的被害無し
2012.3.1	平成 24.3.1	36° 26′	140° 37′	5.4	東海村で震度 5 弱を記録。 人的被害: 負傷者 1 名
2013.1.28	平成 25.1.28	36° 34′	140° 33′	5.5	水戸市で震度 5 弱を記録。 人的・物的被害無し
2013.1.31	平成 25.1.31	36° 42′	140° 36′	4.9	日立市で震度 5 弱を記録。 人的・物的被害無し
2013.11.10	平成 25.11.10	36° 00′	140° 05′	5.5	筑西市で震度 5 弱を記録。 人的・物的被害無し
2013.12.31	平成 25.12.31	36° 41′	140° 37′	5.4	高萩市で震度 5 弱を記録。 人的・物的被害無し



発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要
西暦	和暦	北緯	東経		
2014.9.16	平成 26.9.16	36° 05′	139° 51′	5.6	人的被害: 負傷者 10 名 住家被害: 一部損壊 1,626 棟 (平成 27 年 1 月 5 日現在)
2016.5.16	平成 28.5.16	36° 0′	139° 9′	5.5	小美玉市で震度 5 弱を記録。 人的被害: 負傷者 1 名 物的被害なし
2016.7.27	平成 28.7.27	36° 27′	140° 36′	5.3	日立市で震度 5 弱を記録。 人的・物的被害無し
2016.12.28	平成 28.12.28	36° 43′	140° 34′	6.3	高萩市で震度 6 弱を記録。 人的被害: 負傷者 2 名 住家被害: 一部破損 5 棟
2020.11.22	令和 2.11.12	36° 6′	141° 7′	5.7	東海村で震度 5 弱を記録 人的・物的被害無し
2021.2.13	令和 3.2.13	37° 7′	141° 7′	7.3	日立市等 10 市町村で震度 5 弱を記録 人的被害: 負傷者 3 名 物的被害なし
2022.3.16	令和 4.2.13	37° 7′	141° 6′	7.4	水戸市等 15 市町村で震度 5 弱を記録 人的被害: 負傷者 8 名 物的被害なし
2022.4.19	令和 4.4.19	36° 9′	140° 3′	5.4	城里町で震度 5 弱を記録 人的・物的被害無し
2022.11.9	令和 4.11.9	36° 2′	140° 0′	4.9	城里町で震度 5 強を記録 人的・物的被害無し

資料: 「牛久市地域防災計画 (地震災害対策計画編) (令和 5 年 (2023) 3 月、牛久市防災会議) ※震源要素は気象庁資料による

イ 社会環境

明治 22 年(1889) 4 月に町村制が施行されると、牛久市域の一带は、河内郡牛久村、同郡岡田村、信太郡奥野村にまとめられた後、明治 29 年(1896)に新たに稲敷郡となった。昭和 29 年(1954) 1 月に牛久町に町制施行されると、同年 4 月に岡田村、昭和 30 年(1955) 2 月に奥野村と合併し、人口約 15,000 人の「牛久町」となった。昭和 32 年(1957) 7 月に稲敷郡阿見町大字福田の一部が編入され現在の姿となり、昭和 61 年(1986) 6 月に茨城県 19 番目の市として市制施行された。

人口は、昭和 45 年(1970)代後半から増加傾向が拡大し、昭和 60 年(1985)に 51,424 人となった。平成 12 年(2000)頃から人口増加率は鈍化し、平成 30 年(2018)をピークに減少に転じ、令和 6 年(2024) 4 月 1 日の総人口は 83,920 人となっている。(「牛久市住民基本台帳人口」より)

明治時代、農産物を主産地とした純農村地帯であった牛久市においては、現在、沖積低地において稲作が行われ、洪積台地上ではラッカセイ、ゴボウ、ニンジン、メロン、スイカなどの畑作が行われている。

一方、成田空港や鹿島臨海工業地帯が近いという立地的な特性を活かして、中小規模の工場の他、筑波南桂工業団地、筑波南奥原工業団地の 2 つの工業団地が市内に所在している。

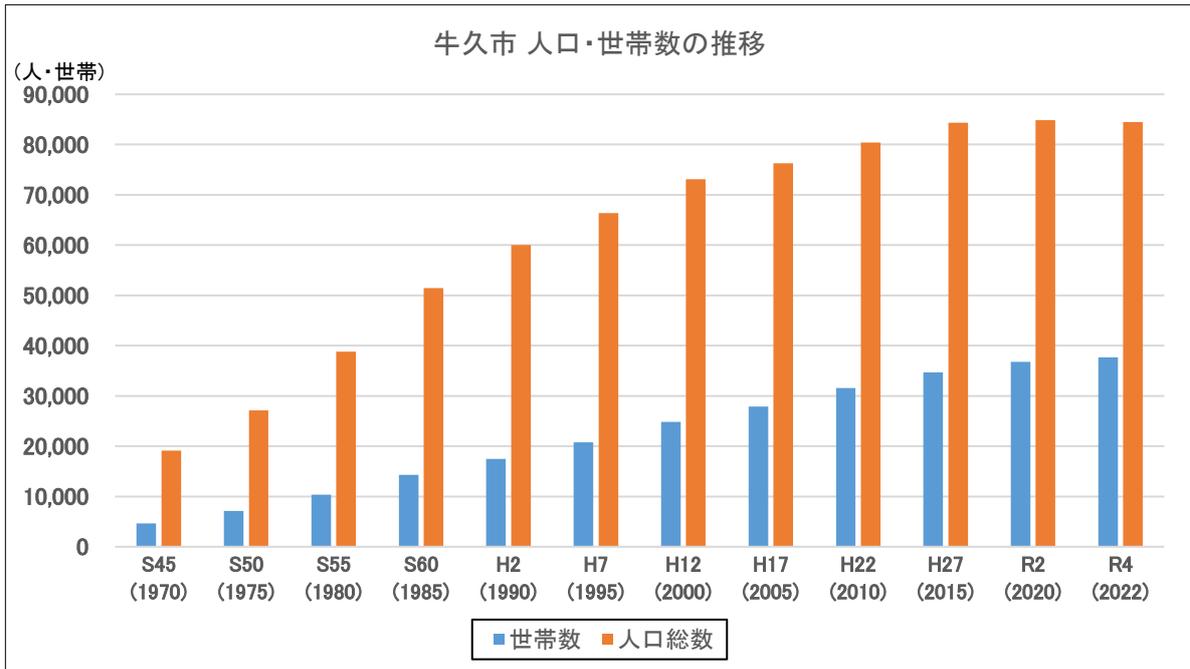


図1-5 牛久市の人口・世帯数推移 資料：「統計うしく 令和4年度」（令和5年(2023)3月、牛久市）

商業においては、牛久駅周辺に小規模商店がある程度集積するものの、大規模商店街は形成されていない。ひたち野うしく駅周辺をはじめとした新興住宅地や幹線道路沿いにスーパーやレストラン、家電量販店などの郊外型店舗が立ち並んでいる。

市街地の景観は、住宅や商業施設などの建築物、人工的な要素が主体となっている。JR 牛久駅東口から市役所や中央図書館・中央生涯学習センターを結ぶシャトー通りを街路樹とモニュメントに囲まれながら進むと、緑に囲まれた牛久シャトーに至る。かつてシャトーの周辺は一面のブドウ畑だったが、今は商業地と住宅地に様変わりし、直接に往時を偲ぶことはできない。しかし住宅地の中を走る細い路地の一部はシャトーに引き込まれていたトロッコ軌道跡であり、周辺の建築物にはシャトーの象徴である赤煉瓦のモチーフが取り入れられ、良好な市街地の景観を形成している。

ウ 歴史環境

牛久市域において人々の営みを示す最も古い資料は、旧石器時代のナイフ形石器である。その後の縄文時代・弥生時代には住居跡や土器などが多数確認され、人や物の移動や交流がうかがわれる。

奈良・平安時代になると、律令体制下で市域の西部が常陸国河内郡川内郷に、東部が信太郡志万郷に組み込まれ、道路や駅家といった交通体系の整備が進んだ。

中世には村々に住んでいた武士階級が社会を支配するようになり、牛久は境目の地として抗争の最前線になり監視と防備が強化された。防御機能を持つ中世寺院や城館、城が作られた。

江戸時代の藩幕体制において、市域には中小領主の領地が入り組んで存在していた。西部の台地上には牛久藩の牛久陣屋が築かれ、江戸から牛久宿を經由して水戸に至る水戸道中の街道が整備された。

明治時代になり、市域で大規模な開拓が行われ、鉄道が開通したことで全国と鉄道ネットワークで結ばれ、シャトーカミヤでのワイン醸造を行う環境が整っていった。



表 1-2 牛久市歴史年表

時代		牛久市の歴史
原始	旧石器	ひたち野うしく地区周辺に人が生活を始める
	縄文	市内に集落がつくられる
	弥生	奥原町周辺に集落がつくられる
	古墳	姥神遺跡に集落と方形周溝墓がつくられる 蛇喰古墳、獅子見塚古墳がつくられる
古代	奈良	市内に集落がつくられる
	平安	市内に集落がつくられる
中世	鎌倉	小田氏が牛久市域を支配する 執権北条氏が小田氏から信太庄の支配権を奪う
	室町	山内上杉氏が信太庄を支配する 信太庄が小田氏と山内上杉氏との対立の場となる 岡見氏が牛久市域を支配する
	戦国	佐竹氏の常陸国南進により小田氏が衰退する 牛久市域が後北条氏と佐竹氏の抗争の最前線となる岡見氏と土岐氏が後北条氏の配下となる
	安土桃山	豊臣秀吉が後北条氏を滅ぼし、牛久城が落城する（天正18年(1590)） 由良国繁が牛久市域を支配する
近世	江戸	山口重政が幕領となっていた由良氏領の一部を拝領する（寛永6年(1629)） 山口弘隆が牛久陣屋を築く（寛文9年(1669)） 牛久助郷一揆がおきる（文化元年(1804)）
近代	明治	廃藩置県により牛久藩が牛久県となる（明治4年(1871)） 明治天皇が女化原での近衛兵大演習を天覧する（明治17年(1884)） シャトーカミヤ旧醸造場施設が建設される（明治36年(1903)）
現代	昭和	牛久村が牛久町となる（昭和29年(1954)） 牛久町と岡見村が合併する（昭和29年(1954)） 牛久町と奥野村が合併する（昭和30年(1955)） 市制施行、牛久市が誕生する（昭和61年(1986)）
	平成	万博中央駅跡地にひたち野うしく駅が開設される（平成10年(1998)） シャトーカミヤ旧醸造場施設が国の重要文化財に指定される（平成20年(2008)）
	令和	「牛久シャトー」が日本遺産に認定される（令和2年(2020)）

（2）創立沿革

明治30年(1897)に神谷傳兵衛は、牛久の広大な土地を購入して「神谷葡萄園」を設立、ボルドーから輸入した葡萄の苗木を移植し、明治36年(1903)には葡萄の栽培からワインの醸造・瓶詰めまでを一貫して行う「シャトーカミヤ（牛久醸造場）」を実現させた。これが現牛久シャトーである。

シャトーカミヤの設計者として記録に残るのは岡田時太郎である。彼は、鉄道関係建築の技術者などを経て、日本銀行などの設計監理に携わった後、明治32年(1899)に岡田工務所を東京に設立して



おり、シャトーカミヤはこの頃に設計されたとされる。

明治36年(1903)に神谷傳兵衛は、シャトーカミヤにおけるワイン醸造などの経営を行う神谷酒造合資会社を設立した。神谷酒造合資会社は、神谷酒造株式会社を経て昭和35年(1960)に合同酒精株式会社と合併した。合併時、シャトーカミヤでは既にワインの醸造は行っておらず、貯蔵所としてのみ機能していたようである。昭和44年(1969)に合同酒精株式会社が飲食業へと転換する際、貯蔵庫がレストランへと改造され、醗酵室2階が資料館として公開されるなど、醸造場の機能が大きく変わった。昭和58年(1983)以降に事務室北側の日本館や塙置場が失われ、それと同時期、遅くとも昭和62年(1987)までには、煉瓦躯体を樹脂や異形鉄筋で補強する工事が行われた。平成10年(1998)～12年(2000)に事務室内のカフェや洗滌場内のワインセラーなどが整備され、平成20年(2008)には「シャトーカミヤ旧醸造場施設」として事務室・醗酵室・貯蔵庫の3棟が重要文化財(建造物)に指定された。

平成23年(2011)に発生した東北地方太平洋沖地震による被災によって牛久シャトーは閉館することとなった。その後、経営主体のオエノンホールディングス株式会社は、平成28年(2016)3月に災害復旧工事を完了させ、飲食・物販事業を再開したが、ほどなく事業の継続が困難と判断し、施設全体の管理を牛久市に委ねることとなった。

(3) 施設の性格

ア 醸造場のトロッコの機能

醸造場と葡萄園におけるワイン生産システムにおいて、トロッコは葡萄畑で収穫された葡萄を醸造場へ運搬すること、醸造場で醸造・貯蔵されたワインを牛久駅へ運搬する機能を担った。その経路を見ると、醸造場南側の葡萄畑から来るトロッコ軌道は、事務室1階中央の外部通路を貫通して醗酵室正面に至る。この経路は事務室北側で分岐し、事務室と貯蔵庫を結ぶ煉瓦塙に穿たれたアーチを通過して西へ向かい、牛久駅に至る。醸造場から牛久駅の間で2度の分岐があり、1つは地下室苗木場の西側を通りながら醸造場北側の葡萄畑へ、もう1つは田地へ伸びる(図1-6)。



図1-6 牛久醸造場の変遷①

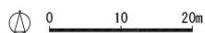
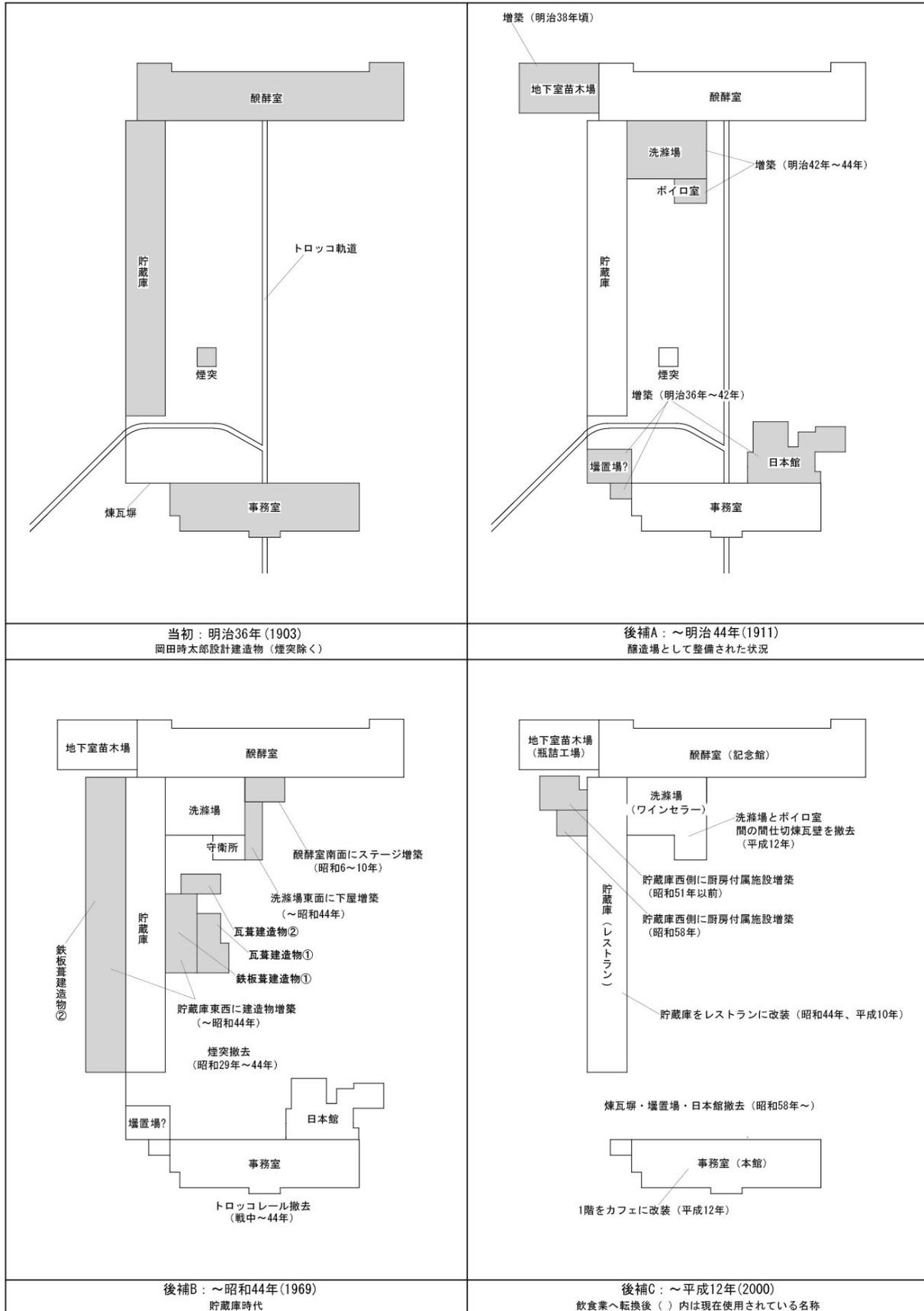


図 1-7 牛久醸造場の変遷②



イ 事務室

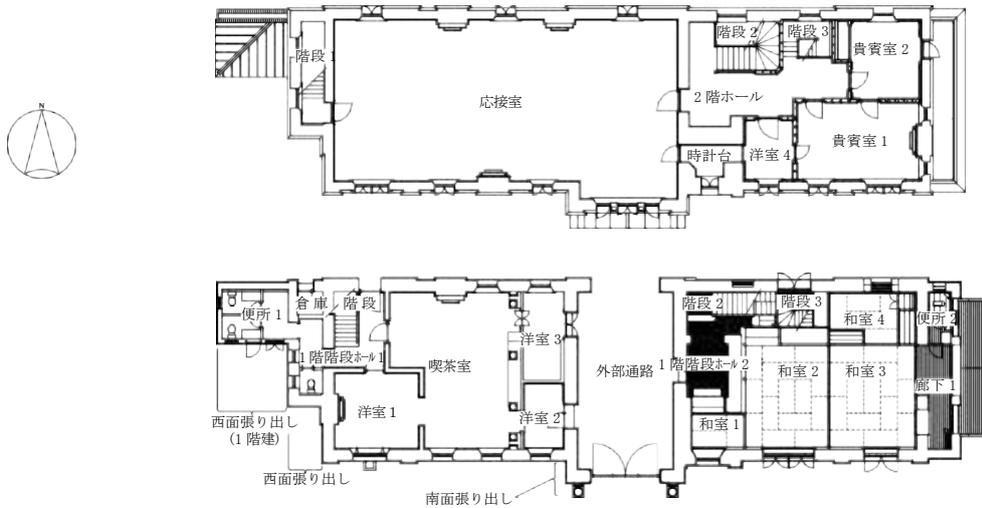


図1-8 事務室 平面図

事務室は生産システムの事務的・経営的側面に関係している。1階中央の外部通路より西側は事務室である。外部通路より東側は和室とし、初代から3代までの傳兵衛が、東京から来た時に起居する部屋であった。2階は応接室を中心として社交場に供され、皇族や政府高官を招いての会食が催されていた。

坂本箕山『神谷傳兵衛』(大正10年(1921))などの文献によって、神谷傳兵衛は生涯を通じて酒税法の改正に取り組んでいたことがわかっている。そうした取り組みの中で必要とされた対外的・政治的活動の舞台に相応しい建築が、醸造場の施設としても求められたのであろう。2階の応接室や、時計塔を備えた華麗な意匠はその表れであるといえる。

ウ 醗酵室

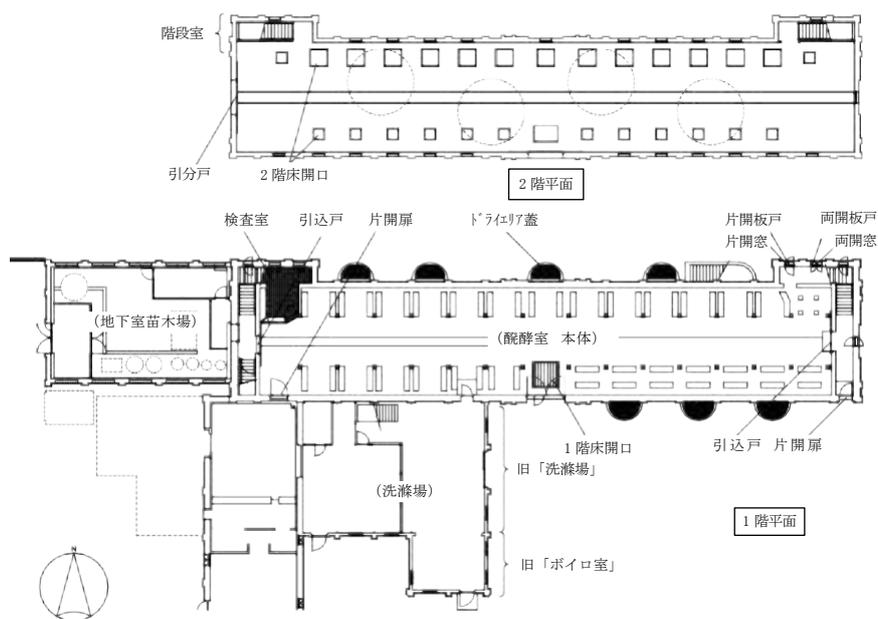


図1-9 醗酵室 平面図



システム 醱酵室は、ワインとシードル醸造の中心的な施設である。ワイン醸造システムの概要を『牛久葡萄酒説明書』を参考に記述すると、まず葡萄畑で収穫された葡萄は、一定の容器に収められ、トロッコ軌道によって建造物正面まで運ばれる。葡萄は2階南面の大きな開口を通じ、昇降機を用いて2階へ搬入され、そこで葡萄果汁が生成される。次に2階床板へ等間隔に穿たれた小窓を通じ、その小窓の直下に並べられた1階の「醱酵桶」へ葡萄果汁を流し入れて、そこで一次醱酵が行われる。一次醱酵が終わったワインから不純物を搾取り、「貯蔵樽」に移し替えて二次醱酵が行われ、地階において熟成される。「貯蔵樽」内のワインは定期的に澱引きされ、3～4年後に品質確認の試験が行われ、瓶詰め、搬出される。

ところが、以上の記述を古写真と照合すると、明らかな矛盾が存在する。『牛久葡萄酒説明書』と同時期に撮影された醱酵室地階の古写真には、いずれも「貯蔵樽」ではなく大量の瓶が写っている(図1-10左下写真)。

瓶は、シャンパーニュ方式の二次醱酵・熟成に特有の方法で貯蔵されている。従って「貯蔵樽」によるワインの二次醱酵・熟成は、醱酵室地階とは別の、貯蔵に適した建造物の醱酵室の南面に接続する貯蔵庫で行われていたと推定できる。要するに醱酵室の地階と貯蔵庫の機能を混合しているのである。なお、この混合は『牛久葡萄酒説明書』をもとに執筆された『神谷傳兵衛』にもみられる。

2 階 現在のような展示スペースになる以前は、部屋の中央東西方向にトロッコ軌道が設置され、葡萄または葡萄果汁の運搬に供していた。現在その一部が現存し、展示されている。前述のように、1階に置かれた醱酵桶に対応する小窓が床に穿たれていた。

2階へ登る階段は2段目以降は木階だが、1段目は石であり、沓脱石のようにになっている。階段の傍には「階上脱靴」と白ペイントによる注意書きが記されており、2階は土足厳禁だったようである(写1-2)。

1階(樽) 現在、26個の大きな樽が横置きで現存しているが、古写真によると北側には大きな樽が縦置きに、南側には小さな樽が2段重ねで横置きに据えられていた。『牛久葡萄酒説明書』の記載によると、前者が「醱酵桶」、後者が「貯蔵樽」である。「醱酵桶」を設置するため、樽と対応する位置には、南北方向に並行する煉瓦造の台が床上に2基ずつ設置されていた。樽の上方には中2階が生まれ、そこから樽内の検査等ができるようになっていた。中2階の軸組は2階床組を支える構造材を兼ねているので、中2階が不要な「貯蔵樽」の周辺にも中2階の部材(大引や腕木など)が取り付けられていた。

その後しばらくして「醱酵桶」と中2階が撤去されて現在の横置きの樽に変わるが、煉瓦造の台は南北方向に並行しているため、そのままでは樽が横置きにできない。

そこで、煉瓦造の台の上へ、東西方向に並行する2本の鉄道レールを敷き、その上に樽を置いた。

ただし、当初から煉瓦造の台がなく「貯蔵樽」が据えられていた範囲では、東西方向に並行するコンクリート製の台が新たに設置された。この鉄道レールは、主に路面電車に使用される「溝付レール」だが(写1-3)、これが神谷葡萄



写1-2 階段傍に書かれた注意書き「階上脱靴」



写1-3 現状の横置き樽と鉄道レール



(昭和44年(1969)以前)と等しい。昭和35年(1960)時点で牛久醸造場は醸造機能を失い、専ら貯蔵所として使用されていたので、そうした機能転換を契機に醗酵室1階も改造されたのだろう。

1階(検査室) 東西に設けられた階段室の1階部分は、東側が物置、西側が検査室である。検査室周辺の痕跡を確認すると、他所からの転用材で構成された後補の部屋であり、転用の時期は「醗酵桶」が撤去された時期と等しいことがわかる。

次に東側の物置周辺を見ると、物置入口への動線を確保するため、「醗酵桶」を据える煉瓦造の台が、初めから曲げて造られている。ところが検査室の脇にある煉瓦造の台は曲がっていない。従って検査室が後補であるからといって、当初は東側の物置と同じ納まりであったとは言えず、今回の工事に伴う解体範囲では当初形式を明らかにすることができなかった。

地階 現在、容量500L内外の121個の樽が横置きで据えられているが、当初は前述のように、瓶による二次醗酵・熟成が行われていた。地階東端の区画には、非常に古い瓶が山積されて残存しており(写1-4)、その形状から考えてシャンパン又はシードルの瓶である可能性がある。

建具 当初は2階回転窓のガラス面に白いペイントが塗られていた。現在でも、古いガラスが残存している箇所にはペイントがわずかに残存しており、古写真を見ると竣工直後から塗られていたことがわかる。これはある程度の採光を確保しながら、葡萄に直射日光を当てないための工夫と思われる。1階の円型回転窓には塗られていない(写1-5・1-6)。

1階の円型回転窓の内側には、片引戸が嵌る。片引戸の室外側には漆喰が塗られているので、土戸の一種である。土戸を設ける目的は一般的に防火だが、ここではワイン熟成に適した環境を維持するための断熱性能にも期待していたかもしれない(写1-7・1-8)。なお、地階の当初建具形式は不明である。



写1-4 醗酵室 地階に残存する瓶



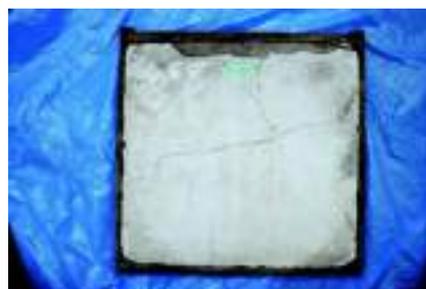
写1-5 醗酵室 2階窓に塗られた白色ペイント



写1-6 醗酵室 古写真に写る2階窓の白ペイント



写1-7 醗酵室 円型回転窓と土戸



写1-8 醗酵室 土戸の屋外側

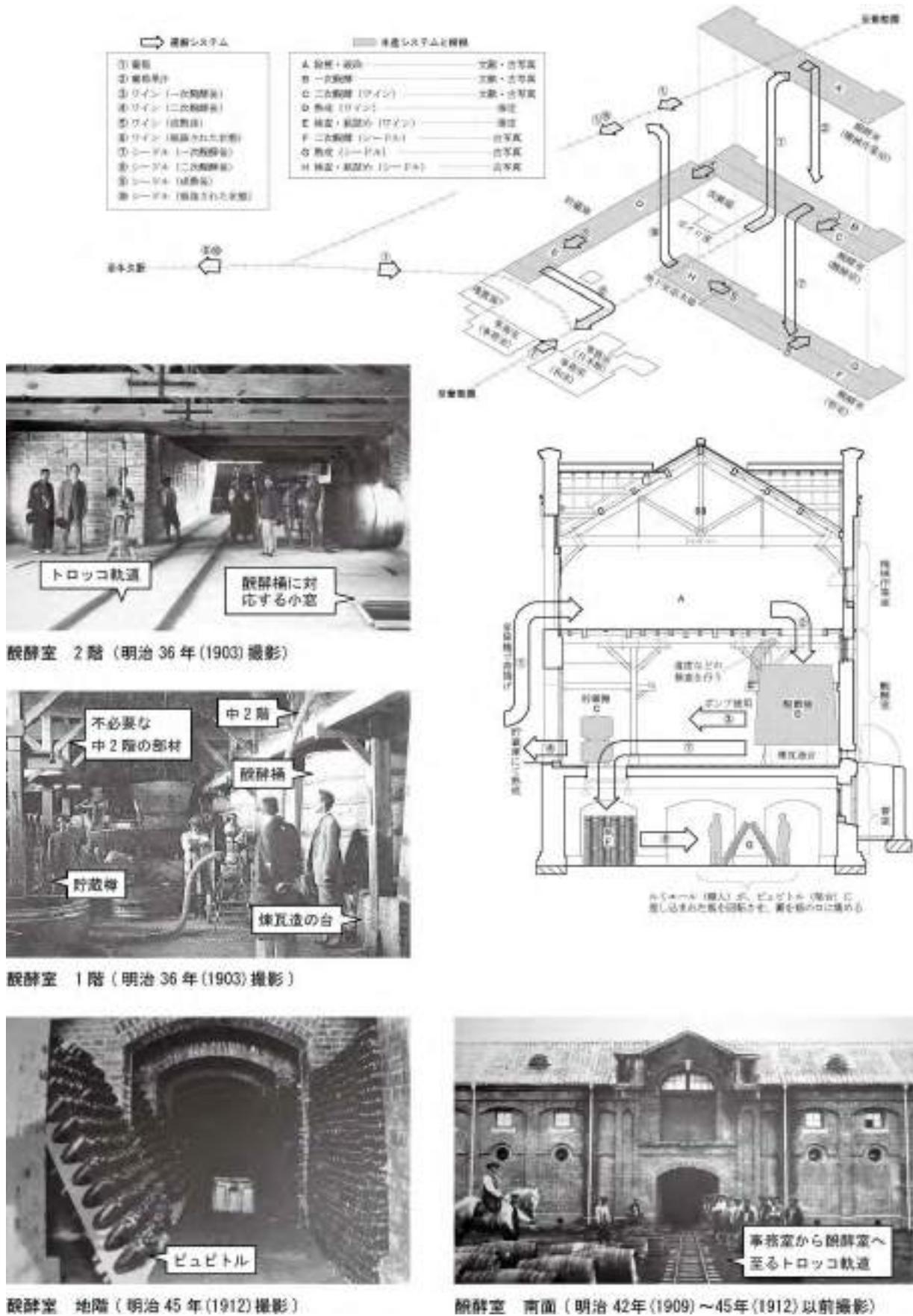


図 1-10 醸造場のシステム



エ 地下室苗木場

建造物名 「苗木窖」「地下室苗木場」という名称は、全体の半分が地下に埋まっているこの建造物を指していると考えられ、実測平面積と文献記載の坪数もほぼ合致する。

本来の機能 明治45年(1912)に地下室苗木場の内部を写した古写真には、瓶詰め作業が写っている。東側に接続する醗酵室の地階ではシャンパンやシードルの二次醗酵・熟成が行われていたことを考えると、醗酵室地階で熟成が終わったそれらの瓶詰めが行われていたと思われる。

建具 西面の円型窓の形式は醗酵室1階のものと同じだが、片引戸は土戸ではなく板戸である(写1-9・1-10)。醗酵室のような防火や断熱ではなく、単純な遮光を期待した建具である。これは機能の違いによるものだろう。

地下室苗木場は内装や建具に大きな改造を受けているが、現在でもワイナリーとして稼働している。



写1-9 地下室苗木場 円型回転窓と板戸



写1-10 地下室苗木場 板戸の屋外側

オ 洗滌場

建造物名 現状内部は、間仕切のない矩折平面の一部屋となり、全体が「洗滌場」と称されているが、当初は幅3尺ほどの開口が穿たれた煉瓦造の間仕切り壁が存在し、矩形平面の大小二部屋で構成されていた。

『神谷傳兵衛』記載の坪数と建造物名を比較すると、大きい部屋が「洗滌場」、小さい部屋が「ボイロ室」であったことがわかる。「ボイロ室」に相当する範囲の野地板には煙突が存在していた痕跡が残り、棟木の一部が焦げて炭化しているなど、火気を使用していた事がわかる(写1-11・1-12)。煙突の径は5寸程度であり、想定されるボイラーは湯沸し程度の小規模なものだったと思われる。名称と痕跡に着目すると、「ボイロ室」で沸かした湯を用いて「洗滌場」でワイン等の瓶を洗浄していたと考えられる。

「洗滌場」「ボイロ室」は、いずれも『神谷傳兵衛』が上梓された大正10年(1921)時点の建造物名だが、大正5年(1916)以前の『牛久葡萄酒説明書』には、「洗滌場」「ボイロ室」に対応する名称が存在しないので、この間に洗滌場の機能が変化している(当時存在した建造物群の総坪数は両文献とも同じである)。それぞれの文献に掲載された「勝手場」と「肥



写1-11 洗滌場(旧ボイロ室) 煙突の痕跡



写1-12 洗滌場(旧ボイロ室) 炭化した棟木



料倉庫」、「フランクホールブラック製造場」「加里製造場」と「化学実検室」がそれぞれ対応するならば、「洗滌場」「ボイロ室」は「土中作業場」と呼ばれていたことになる（表 1-3）。

表 1-3 史料に掲載された建造物名と面積

「土木建築経歴書」 (明治36年)			「本邦一の葡萄酒醸造家」 (明治38年7月)			『牛久葡萄酒説明書』 (明治43年～大正5年)			『神谷傳兵衛』 (大正10年)			現状の建造物					
建造物名	㎡換算	坪	建造物名	㎡換算	坪	建造物名	㎡換算	坪	建造物名	㎡換算	坪	重文指定時の建造物名	㎡(壁芯)		現状	面積根拠	
													建築	延床			
牛久葡萄酒園醸造場 及事務室	1157	350	記載なし			事務室	3183	963	事務室及日本館(2階共)	691	209	事務室	本体	312	609 ^①	現存	①
			北側突出(日本館)						139	現存せず*	②						
			西側突出						11	現存	①						
			醗酵室(2階地下室共)	1606	486				醗酵室	468	1422	現存	①				
記載なし			記載なし			苗木倉 埴詰材料倉庫 化学実検室・土中作業場・肥料倉庫等	3183	963	貯蔵倉庫	397	120	貯蔵庫 ^②	399	現存	①		
			地下室苗木場	145	44				地下室苗木場	135	現存	①					
			埴置場	40	12				(煉瓦堺入隅の建造物?)	41	現存せず*	②					
			フランクホールブラック製造所	20	6				(不明)	?	現存せず*	?					
			勝手場	129	39				(不明)	?	現存せず*	?					
			加里製造場	12	3.5				(不明)	?	現存せず*	?					
			洗滌場	149	45				洗滌場	北側	158	現存	①				
			ボイロ室	28	8.5					南側	28	現存	①				
			第一区住宅	73	22				(敷地西側北の建造物?)	約83	現存せず*	③					
			第二区住宅	119	36				(敷地西側南の建造物?)	約148	現存せず*	③					
			構内住宅	99	30				(不明)	?	現存せず*	?					
			園丁定住農舎・馬舎	記載なし	記載なし				園丁定住農舎馬舎	記載なし	(不明)	?	現存せず*	?			

面積根拠・・・①現存建造物の実測面積 ②「シャトーカミヤの建設経緯と建築的特徴」掲載 ③明治42年実測図の計測網掛部分は木造建造物を示す。

- (1) 1階中央通路58㎡を外部と見なすと事務室の現状延床面積は701㎡となり、文献上の691㎡に近づく。
- (2) レストランに伴う風除室面積を除く。

円型窯 東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事に伴う確認調査により、当初の「洗滌場」には煉瓦造の円型窯が少なくとも2基存在し、部分的に木床が張られていたことが明らかになった。円型窯の焚口は地下1mほどの高さにあるので、部分的な半地下が存在していたことになる。円型窯は比較的早い時期にその機能を終えたようで、GL付近で煉瓦が取り壊されてコンクリート土間が打たれている。「ボイロ室」地下から煙道が南方に走っている。煙突は貯蔵庫東側に認められるが、今は存在しない。

変遷 ここで再び『牛久葡萄酒説明書』記載の建造物名を確認すると、「土中作業室」という名称から、半地下の焚口が連想できる。また、水を多量に使う洗浄行為に木床は不相当と考え、遅くとも大正5年(1916)から大正10年(1921)までの間に円型窯が取り壊されコンクリート土間となり、円型窯の使用から洗浄へと、機能が変化したのではないだろうか。

その後、「洗滌場」は土間が打ち重ねられてタイル張となり、現在はワインセラーとして活用されている。「ボイロ室」は木床と棹縁天井が張られて「守衛室」となっていた時期があったが、平成12年(2000)には「洗滌場」との間仕切壁が撤去され、内部は一部屋になった。



カ 貯蔵庫

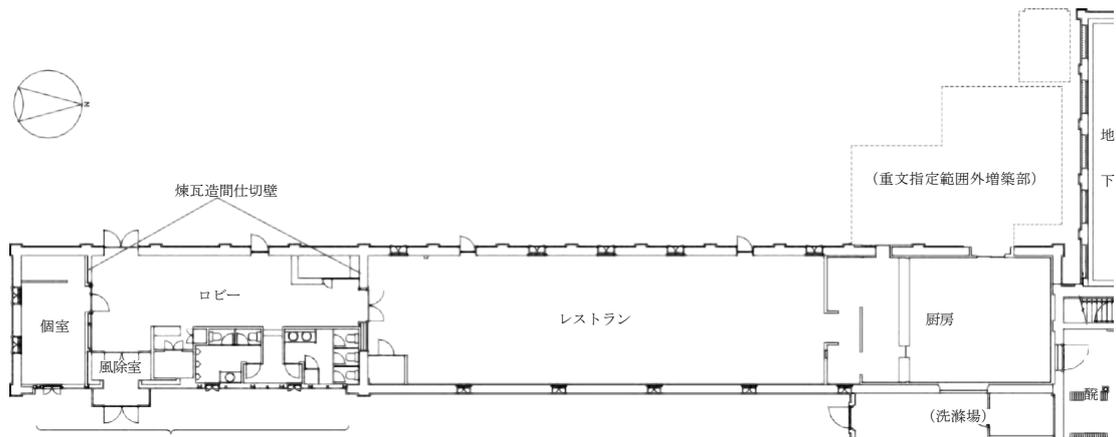


図 1-11 貯蔵庫平面図

貯蔵庫の機能は史料に表れないが、建造物内では「貯蔵樽」を用いたワインの二次醗酵・熟成等が行われていたと推定できる。レストランへの改造に伴い多くの痕跡が失われているので詳細は不明であるが、痕跡から建造物の南北で内部機能に違いがあったことがわかる。

現状の煉瓦造間仕切壁は、いずれも屋根面まで達しているが、北側が当初で、南側が後補である。また、現状の窓開口は当初（丸窓の殆どは下方が穿たれているが当初規模はわかる）だが、建具及び建具枠はレストランへの改造に伴う後補材である。

当初間仕切壁より北の窓は、室内側からみて右側の壁の一部がタイル張となっている（写 1-13～1-14）。これは、醗酵室（写 1-7）や地下室苗木場（写 1-9）と同種の片引戸が嵌っていた痕跡である。ところが、当初間仕切壁より南では、この痕跡がない（写 1-15）。

さらに、当初間仕切壁より南の東面の壁は、現状では鉄骨造だが当初は木造下見板張であり、古写真からは比較的広い開口も確認できる。トイレに改造する時、下見板張から鉄骨造下地に煉瓦タイル貼りの外装に整えたと考えられる。

トイレの小屋裏には煉瓦積壁の一部が残り、当初から現状に至るまでに幾度となく改修が行われてきたことを窺わせる。新たな文献の蒐集や解体調査を待ちたい。



写 1-13 間仕切壁より北、西側窓



写 1-14 間仕切壁より北、東側窓



写 1-15 間仕切壁より南、西側窓



(4) 主な改造時期とその内容

明治34年(1901)から明治36年(1903)にかけて、岡田時太郎の設計により醗酵室(地下室苗木場と洗滌場を除く)、事務室、貯蔵庫が順次建築され、延々と広がる葡萄園の中に大規模な醸造場が聳立するという景観が生まれた。同時にそれらの周辺へトロッコ軌道が敷設されているが、その時点での経路は明らかでない。

醸造場と共に長大な煙突も建てられているが機能は不明であり、『神谷傳兵衛』にも対応する建造物名が見当たらない。この煙突は関東大震災にも耐え、昭和29年(1954)頃までは存在していた。

明治38年(1905)頃、醗酵室西側に地下室苗木場が、明治36年(1903)から明治42年(1909)にかけて事務室北側に日本館と壘置場が、それぞれ増築された。この頃事務室の周辺には牛が放牧されていた。

明治42年(1909)頃に葡萄園が牛久駅周辺まで拡張されたが、葡萄畑の面積は増えていない。この時点でのトロッコ軌道の経路は実測図により明らかであり、醸造場の南北に広がる葡萄畑と醸造場、醸造場と牛久駅を結んでいた。また、図示されていない支線のようなものがあつた可能性がある。

明治42年(1909)から明治44年(1911)にかけて醗酵室と貯蔵庫の矩折部分に洗滌場が増築された。事務室周辺の放牧はみられなくなり、代わりに私設観測所と思われる白い小屋が建てられた。『牛久葡萄酒説明書』や『神谷傳兵衛』が描写している、整備された醸造場の構えはこの頃完成したと思われる。

その後明治43年(1910)から大正5年(1916)にかけて葡萄園の大規模な拡張が行われ、その敷地面積は160町歩(約159万㎡)に達したものの、大正15年(1926)には150町歩、昭和3年(1928)には約120町歩と減少している。

戦時中は葡萄園が荒廃し、戦後の農地改革や合同酒精との合併によりその敷地は大幅に縮小した。遅くとも昭和44年(1969)までに、長大な煙突やトロッコ軌道が失われ、醗酵室の正面にステージ、貯蔵庫の西面に細長い建造物、洗滌場の東側に下屋などが、それぞれ増築された。既に醸造場から貯蔵所へと機能転換している時期なので、そのための施設であろう。

昭和44年(1969)に行われた飲食業への転換に伴い、貯蔵庫がレストランへと改造され、醗酵室2階が資料館として公開されるなど、醸造場の機能が大きく変わった。昭和58年(1983)以降に事務室北側の日本館や壘置場が失われ、それと同時期、遅くとも昭和62年(1987)までには、煉瓦躯体を樹脂や異形鉄筋で補強する工事が、平成10年(1998)～12年(2000)に事務室内のカフェや洗滌場内のワインセラーなどが適宜整備され、平成20年(2008)には「シャトーカミヤ旧醸造場施設」として重要文化財に指定される。

(5) 埋蔵文化財

災害復旧工事及び防災施設工事にともない、掘削行為が必要となったため、最小限の範囲について確認調査を行った。その結果、洗滌場室内からは円型窯跡や遺物、貯蔵庫東脇からは煉瓦敷遺構、醗酵室北側の犬走りからは瓦片、事務室北側からは煉瓦積遺構を検出した。

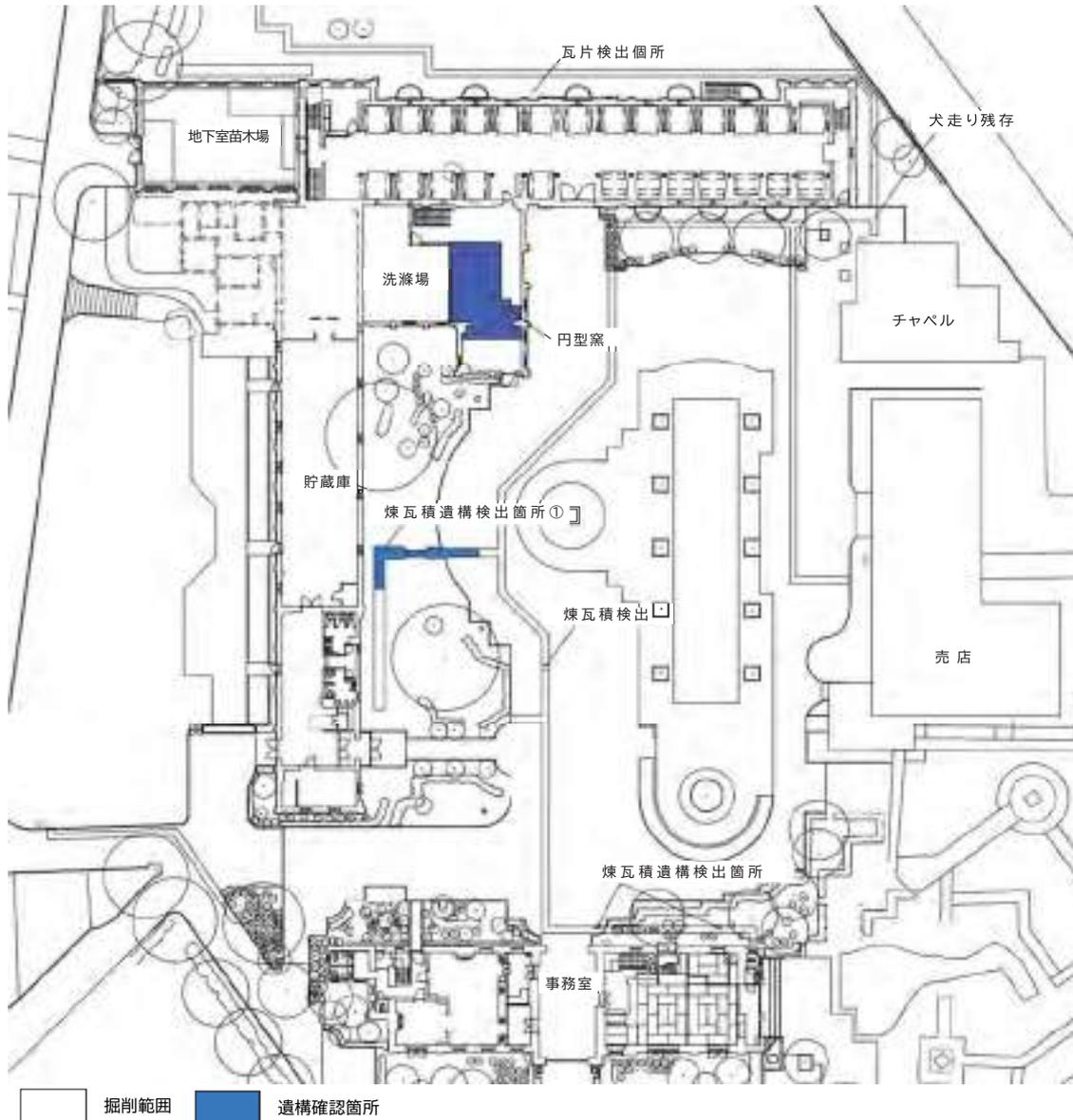


図 1-12 遺構位置図

円型窯（洗滌場） 洗滌場の調査の結果、煉瓦積窯跡 2 基（第 1・2 号窯跡）及びこれに付随する煙道、礎石などを検出した。礎石には石造物を転用したものや煉瓦積のものも確認できた。煉瓦積遺構からは大量の煉瓦が出土し、第 1 号窯跡からは陶器、ガラス製品、石灯籠の葺手等が検出された。

旧洗滌場の調査地点から南の方角へ、煉瓦積遺構の煙道が暗渠状に続いており、明治 38 年（1905）頃に撮影された写真にある巨大な煙突へ続く可能性が高い。昭和 29 年（1954）に撮影された写真には、鋼管に変わっている煙突を同位置に確認できるが、昭和 40 年代に撮影された写真ではすでに煙突はない。また「メヌマポマード」の容器が第 1 号窯跡内部に破棄されていた状況も併せて考えると、昭和 30 年代に窯の廃絶とともに煙突も役目を終え、取り壊されたものと考えられる。

貯蔵庫東側の煉瓦積遺構 貯蔵庫東側を確認調査した。トレンチ範囲全体に敷き詰められた煉瓦敷土間跡と、細かく仕切られた煉瓦積を検出した。また、煉瓦積が落ち込んだ状態で中が中空となっている遺構が確認された。内壁が煤けており、煙道と思われる。



写 1-16 大・小 2 基の円型窯跡とそれに接続する煉瓦積遺構



写 1-17 煙道内部 煉瓦積内部は中道となって内面には煤が付着しているため煙道とわかる



写 1-18 円型窯（第1号窯跡）内部



写 1-19 貯蔵庫東側の煉瓦敷土間跡

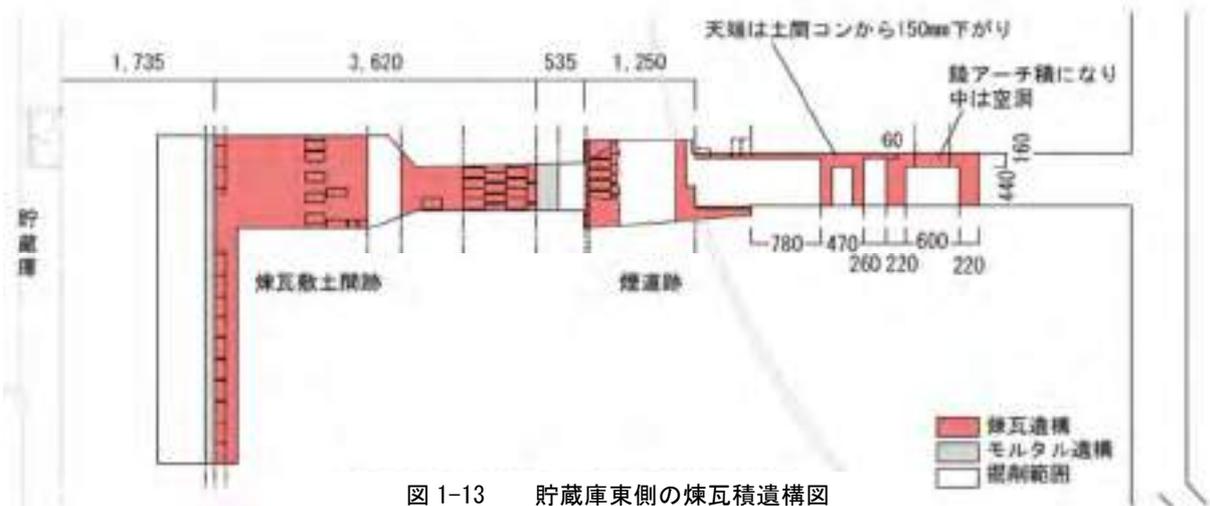


図 1-13 貯蔵庫東側の煉瓦積遺構図

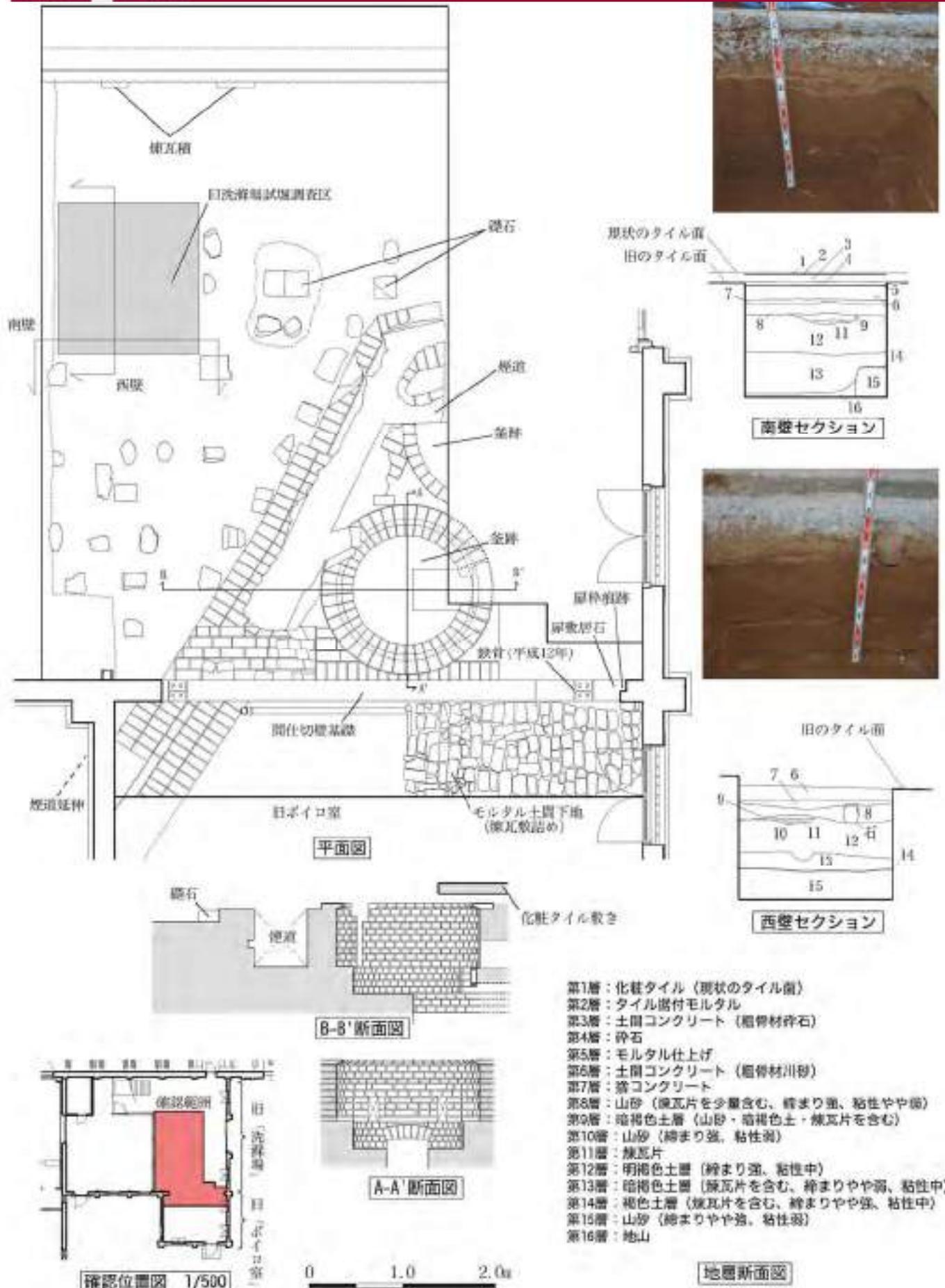


図 1-14 洗滌場煉瓦積遺構



3 文化財の価値

(1) 指定説明

○国宝及び重要文化財（建造物）指定基準

昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号
(第3次改正 平成8年2月9日文部省告示第6号)

重要文化財

建築物のうち、「(3) 歴史的価値の高いもの」に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの

○指定説明

シャトーカミヤ旧醸造場施設は、JR常磐線牛久駅東北方約600mに位置する。本格的なワイナリーの創設を目論む神谷傳兵衛が、この地一帯に葡萄栽培の適地を見出し、南北に長い約160町歩を葡萄栽培地として入手し、その北寄りの敷地の一面に醗酵室等のワイン醸造施設を建設、整備したのが現存するシャトーカミヤ旧醸造場施設である。施設は、明治34年3月着手、同36年9月竣工とされる。設計は、岡田時太郎が率いた岡田工務所である。

旧醸造場施設は、事務室、醗酵室、貯蔵庫の三棟からなる。醸造場敷地の南辺中央の東寄りに正門を開き、正門の真北方に南面する事務室を置く。事務室の真北方に南面する東西棟の醗酵室を配置し、醗酵室の西南面隅部から南方に南北棟の貯蔵庫を延ばす。また、醗酵室の西妻面にはもと地下室苗木場が取り付き、醗酵室と貯蔵庫との入隅部はもと洗滌場とされる。

事務室は、煉瓦造二階建、建築面積308.52㎡で中央部に醗酵室と連絡する通路を南北に通し、通路の西面に事務所玄関、東面に貴賓室玄関を開ける。外観は、東西両端部にマンサード屋根を載せたフレンチ・ルネッサンス様式を基調とするが、中央部を前面に薄く突出させ、その右手に時計塔を立ち上げ、東面二階にバルコニー、西面に階段室を設けるなど非対称の構成とする。平面は、一階の西側を事務所、東側を和室二室と階段室とし、二階は通路上部から西側を応接室(大広間)、東側を貴賓室二室と階段室等とする。

外部意匠は、正面中央部二階にパラディアン・モチーフの三連窓を配し、上部に切妻破風を重ねて蜂と葡萄の鏤絵で飾り、一階通路入口は両脇のトスカナ式円柱が半円アーチを支え、アーチに「CHATEAU D. KAMIYA」と記す。内部意匠は、一階事務所を四本の独立円柱で前室と主室に分け、主室西面に暖炉を備えるほか、二階応接室(大広間)では、各開口部上部にペディメントを配し、南面中央に暖炉と鏡、北面に二箇所の暖炉を備え、天井には装飾天井板を張る。小屋組は、木造のキングポストトラスを主体とする。

醗酵室は、煉瓦造地上二階地下一階建、建築面積436.75㎡で、西面には地階床と同レベルの煉瓦造平屋建のもと地下室苗木場が附属し、南面西寄りの貯蔵庫との入隅部にはもと洗滌場を主体とする越屋根付き煉瓦造平屋建を設け、内部北面の階段で醗酵室地階と連絡する。醗酵室は、階上を「機械作業室」、階下を「醗酵室」、地階を「貯蔵倉庫」とし、北東端と北西端を張り出して階段室とする。地階は、梁行に2.9m間隔で煉瓦造壁を築き、その間に煉瓦造ヴォールトを架けて一階床を造り、二列の柱・頬杖・梁・根太で二階床を組み、キングポストトラスの小屋を架ける。

貯蔵庫は、煉瓦造平屋建、建築面積404.58㎡で、南妻を寄棟とする。当初の西面は腰の高い位置



に小さな丸窓を並べた倉庫然とした貯蔵庫であるが、現在は、丸窓の下部を穿ち大きな開口とする等の改造を施してレストランに活用している。小屋組は木造のキングポストトラスとする。

シャトーカミヤ旧醸造場施設は、明治中期の本格的な煉瓦造ワイン醸造所の主要部がほぼ完存しており、歴史的価値が高い。とりわけ、醗酵室は、当時のワイン醸造の方式を階層構成や設備構成等から窺うことが可能であり、産業技術史上重要である。また、事務室は、シャトーを名乗るに相応しい意匠を有し、明治中期の煉瓦造建築の意匠水準を計るうえで重要である。

第4節 文化財保護の経緯

1 保存事業履歴

牛久シャトーの旧醸造場施設は、平成20年(2008)の重要文化財(建造物)の指定以前から所有者によって補修や補強が行われてきた。これらの補修・補強は簡易的で応急的なものがほとんどだった。

旧醸造場施設は、重要文化財(建造物)の指定後に老朽化した建造物の保存修理を検討していたが、平成23年(2011)の東北地方太平洋沖地震により甚大な被害を受けた。そのため「重要文化財シャトーカミヤ旧醸造場施設保存修理事業(災害復旧)」として事業に着手し、平成23年(2011)度から平成27年(2015)度までの5箇年をかけて修理工事が実施された。

(1) 東北地方太平洋沖地震による被害

事務室は壁体の入隅・出隅や開口隅部からのクラックが生じていた。時計塔や煙突は、壁頂部から突出している部分で水平クラックや煉瓦の潰れ・変形が生じ、傾斜しているものがあった。醗酵室は、開口部からのクラックがみられた。洗滌場の両妻壁は大きく揺らされ、水平クラックが生じるとともに移動していた。貯蔵庫は、間仕切壁には放射状の、側壁には水平方向のクラックが生じていた。これらクラックから耐力の低下や雨水の浸水や汚損等が生じるおそれがあった。

(2) 耐震診断

平成23年(2011)年より開始した災害復旧事業において、被災した重要文化財(建造物)の耐震診断を行った。構造調査として、建造物から採取した試験体の強度試験や壁の亀裂箇所での過去の補修箇所等の調査を実施した。

事務室は強度試験の結果から煉瓦及び目地の強度が低いこと、亀裂等の調査により、過去の地震でも今回と同様の箇所に被害を受けてきたこと等が明らかになった。構造解析を実施し、地震時の変形角や壁各部の曲げ応力等を確認した。結果、東西・南北方向とも耐力が不足しており、大地震動時に倒壊する危険性が高いことが判明した。さらに、局所的に弱い煙突や壁面外方向の部分は中地震動時でも倒壊する危険があることが判明した。

醗酵室は南北方向の壁量が少なく、1階の変形も大きくなるため、局所的に倒壊する可能性があった。壁面外方向の耐力は大きく不足していた。特に南北方向の中央部に壁がないため変形が大きく、中地震動時でも崩壊する可能性があった。

洗滌場は壁面外方向の耐力が大きく不足し、他の建物より壁が薄いこともあり、中地震動時で背の高い妻壁が倒壊する可能性があった。



地下室苗木場は壁面外方向の耐力が大きく不足しており、中地震動時において倒壊する可能性があった。

貯蔵庫は東西方向の壁量が不足しており、特に醗酵室側の変形が大きくなるおそれがあった。壁面外方向の耐力が大きく不足しており、中地震動時に倒壊する可能性があることが判明した。



アーチの一部脱落



開口廻りの壁亀裂



直行壁取り合いの壁亀裂



煙突の傾斜

写 1-20 写真 東北地方太平洋沖地震による事務室の被害状況

(3) 耐震補強工事の実施

耐震診断の結果に基づき、平成 23 年 (2011) 12 月から平成 28 年 (2016) 3 月にかけて、以下の構造補強工事を実施した。

事務室の煉瓦壁は、煉瓦壁面に生じたクラックや破損を新たな補足煉瓦で埋め込む補修を行うとともに、煉瓦積み目地を利用して緊張材 (アラミド繊維) を埋め込む補強や、壁頂部から根積み基礎まで垂直に穿った穴に緊張材を挿入して靱性を高める補強を行った。さらに耐力が不足する 1 階東側には、鉄骨フレーム補強をした。また 2 階床と小屋組みの水平構面などは、鉄骨梁で補強した。とくに、西側の壁頂部は反力が不足するため壁頂部内側の煉瓦積みを鉄筋コンクリート製臥梁に置換した。

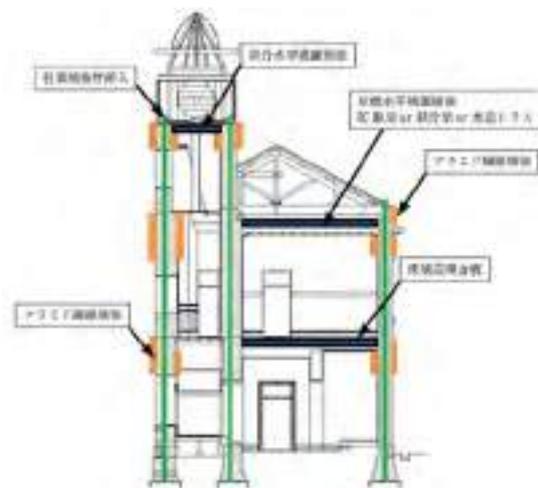


図 1-15 事務室 補強概要図



醗酵室・洗滌場・地下室苗木場には、煉瓦壁の亀裂部補修に加え、事務室同様の引張補強材挿入、アラミド繊維目地補強を行った。さらに醗酵室内部の水平構面を鉄骨梁で補強するために、洗滌場には内部に鉄骨フレームを、地下室苗木場には小屋裏に水平ブレースを設置した。意匠的に影響が小さい建物背面側にバットレスを設置した。

貯蔵庫には、煉瓦壁の亀裂部補修、引張補強材挿入、アラミド繊維目地補強に加えて、建物内部に鉄骨フレームを設置した。



アラミド繊維目地補強



引張補強材挿入



鉄筋コンクリート製臥梁設置状況



鉄骨梁設置状況



醗酵室 バットレス補強設置状況



貯蔵庫 鉄骨フレーム設置状況

写 1-21 耐震補強の状況

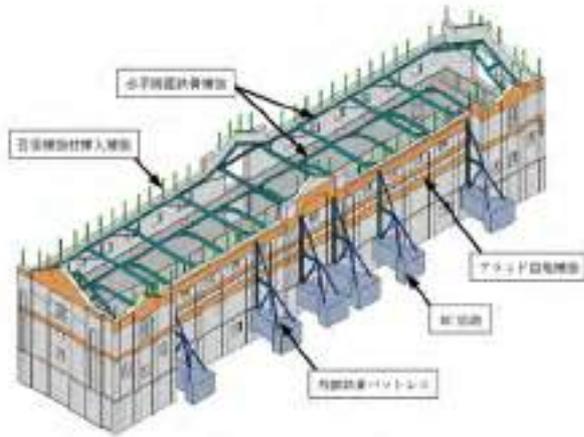


図 1-16 醗酵室 補強概要図

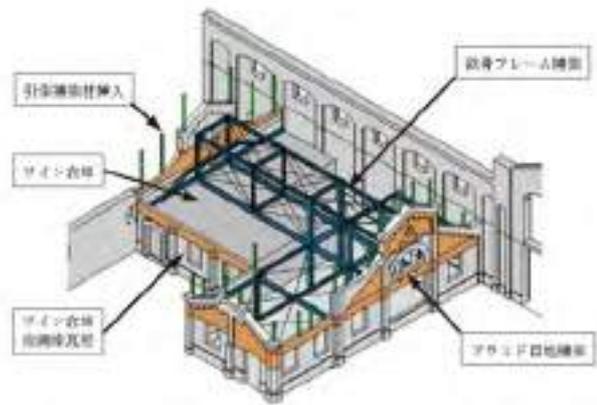


図 1-17 洗滌場 補強概要図

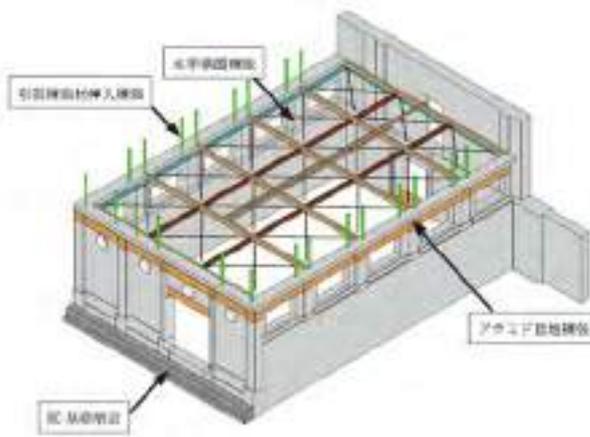


図 1-18 地下室苗木場 補強概要図



図 1-19 貯蔵庫 補強概要図

2 活用履歴

「シャトーカミヤ旧醸造場施設」は、明治時代にワインの醸造場、貯蔵庫、事務室として建築された。創建後、経営主体が移り変わる中で、昭和44年(1969)に用途を飲食施設に転換後は、レストランや展示施設として活用されてきた。

土地・建物の所有者であるオエノンホールディングス株式会社は、平成30年(2018)から施設の管理運営を牛久市に移管し、牛久市及び指定管理者である牛久シャトー株式会社が公開・活用事業を担っている。

現在、事務室については内部を限定公開しており、事前予約制で牛久市教育委員会及び牛久シャトー株式会社が建物内部のガイドを実施している。また、有料で映画・ドラマ撮影等に貸し出しをしている。貯蔵庫はレストランとして利用している。醗酵室は神谷傳伝兵衛記念館（展示施設）として公開している。醗酵室のうち洗滌場の一部をワインセラーとして利用している。



第5節 保護の現状と課題

1 保存の現状と課題

重要文化財（建造物）3棟について目視確認で現状把握したところ、深刻な保存上の問題箇所はみられなかった。しかし事務室や貯蔵庫で建具や屋根の隙間から雨漏りが生じている箇所や、建物周囲に雨水の排水施設や流出先がなく、排水が不良な箇所が確認された。そのほか、周辺樹木が成長して樹根が文化財建造物に影響を及ぼしている箇所もみられた。建造物への被害を拡大させないよう、早急な対策が必要である。

建造物の周辺では樹木の枝払い、草刈、建具の軽微な修理が必要な箇所が確認できる。これらは日常的な維持管理のなかできめ細やかに対処することが必要である。

敷地内の埋蔵文化財については、災害復旧工事に伴う発掘調査により洗滌場に遺構の一部が確認された。しかし、全体の存在が分からないため、醸造場施設の変遷についての理解が深められない。なお、牛久シャトーの敷地内には、ワイン醸造に利用されたトロッコレール跡に配置された園路や、ブドウ園などが存在しており、牛久シャトーの歴史的環境の一部として保全する必要がある。

また、敷地内の草木は市街地内の貴重な緑地空間を提供しているが、繁茂した樹木や雑草が景観を阻害している側面もある。緑地の保全と景観への配慮を両立することが重要である。

文化財（建造物）の防災設備は整備済みで、耐震診断に基づく耐震補強も完了している。防災設備の機能は充足しているが、次なる災害発生時に備えた万全な対策が必要である。

2 活用の現状と課題

（1）活用の現状

令和2年（2020）以降の牛久シャトーの観光客数、学校への出前講座の実施状況は次のとおりである。令和4年（2022）には新型コロナウイルス禍の影響が弱まり、観光客が回復しつつあることが分かる。また、学校教育の場での活用と日本遺産の認定を受けての積極的な活用事業が展開されている。

表 1-4 観光客数（人）

	R2 2020年	R3 2021年	R4 2022年
牛久シャトー （動態調査）	23,928	18,330	18,593
牛久シャトー （レジ通過）	24,854	34,825	45,774
合計	48,782	53,155	64,367

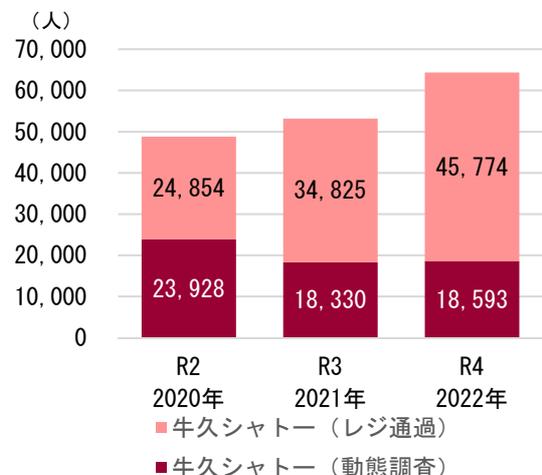




表 1-5 学校への出前講座等（人）

	R2 2020年	R3 2021年	R4 2022年
牛久シャトー案内	0	96	1,042
牛久市出前講座	0	587	1,428
合計	0	683	2,470

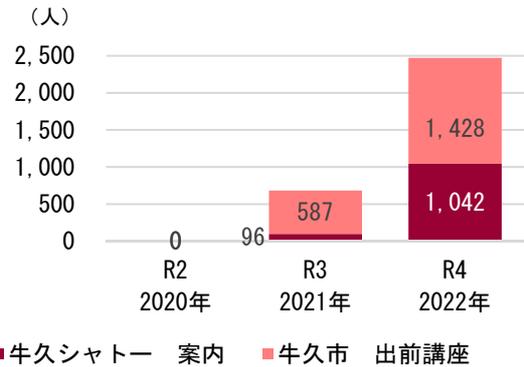


表 1-6 学校への出前講座等（回）

	R2 2020年	R3 2021年	R4 2022年
牛久市	0	5	11
合計	0	5	11

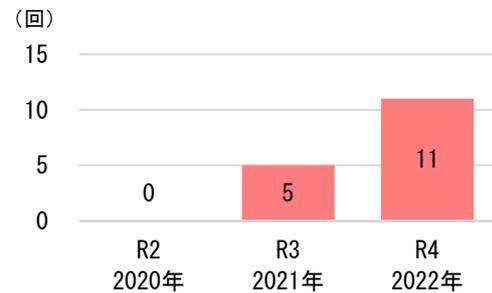


表 1-7 令和4年度の牛久シャトーにおける日本遺産関連の主な活用事業実績

事業名	事業内容
【人材育成事業】 日本遺産観光ツアーガイド育成事業	牛久市・甲州市の中学生を対象に、日本遺産「日本ワイン 140 年史」ストーリーおよび構成文化財の理解促進のため、オンライン講義や現地見学を通して学習・交流した。 ①甲州市校外学習 令和4年9月13日 牛久市中学生143名 ②牛久市校外学習 令和5年2月11日 甲州市小学生22名 ③甲州市現地研修 令和5年2月20日 牛久シャトー従業員21名 ④オンライン学習 令和4年7月12日 牛久市中学生150名 ⑤オンライン交流 令和5年2月13日、27日 牛久市・甲州市の小中学生100名
【普及啓発事業】 日本遺産「日本ワイン140年史」リレー講座 前期6回、後期6回、全12回のオンラインセミナー 時間：各日いずれも19:00～ 参加人数：各回100名	①令和4年11月7日 「日本遺産と地域活性化」赤池誠章（参議院議員・前内閣府副大臣、日本遺産推進議員連盟事務局長） ②令和4年11月14日 「勝沼地域の構成文化財について」飯島泉（甲州市教育委員会生涯学習課長） ③令和4年11月21日 「大日本山梨葡萄酒会社について～中間報告～」小野正文（甲州市教育委員会文化財指導監） ④令和4年11月28日 「宮光園と宮崎光太郎～第二世代としての課題と功績～」高野愛（甲州市教育委員会生涯学習課文化財担当） ⑤令和4年12月5日 「勝沼の見かた、歩きかたツーリスト目線での勝沼の紹介」萩原麻由（甲州市観光商工課企画・交流担当） ⑥令和4年12月12日 「ぶどうの丘」はどうして丘になったか」奥水達司（山梨県立大学特任教授） ⑦令和5年1月30日 「牛久シャトー～醗酵室編」會田正樹（牛久シャトー株式会社取締役総務部長）



事業名	事業内容
	<p>⑧令和5年2月6日 「牛久シャトー～貯蔵庫編」 會田正樹（牛久シャトー株式会社取締役総務部長）</p> <p>⑨令和5年2月13日 「牛久シャトー～事務室編」 會田正樹（牛久シャトー株式会社取締役総務部長）</p> <p>⑩令和5年2月13日 「神谷傳兵衛について」 木本挙周（牛久市教育委員会文化芸術課文化財グループ）</p>
<p>【情報コンテンツ作成事業】 令和4年度日本遺産「日本ワイン140年史」学習用教材制作事業</p>	<p>日本遺産についての理解を深めるため小学生向けの学習用教材を制作。小学生用・教職員用解説（印刷物）、デジタルコンテンツおよび解説動画の制作のほか、一般公開をしていない龍憲セラーのVR撮影を行い、ホームページで公開した。</p>
<p>【地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業】</p>	
<p>(1) 『夜のワインアカデミー』コンテンツ企画開発</p>	<p>日本遺産・日本ワイン140年史のストーリーを軸に、ナイトタイムを活用したコンテンツを3本造成した。 （日帰り2本、宿泊1本）</p> <p>① “日本ワインの聖地”を訪れる『夜のワインアカデミー』<牛久市編></p> <p>② “日本ワインの聖地”を訪れる『夜のワインアカデミー』<甲州市編></p> <p>③ 牛久市と甲州市をつなぐ・日本ワイン史ストーリーを体感する宿泊型コンテンツ</p>
<p>(2) 映像コンテンツ（プロジェクションマッピング）開発・実施</p>	<p>牛久市、甲州市を現地視察し、日本遺産構成文化財または関係する同市内の施設等と調整の上、投影するプロジェクションマッピングプログラムを造成し、設備等を整えた。</p> <p><設置数></p> <p>①牛久市にて1件</p> <p>②甲州市にて1件</p>
<p>(3) 旅行商品の企画開発</p>	<p>【開発したコンテンツ及び旅行商品のテーマとコンセプト】</p> <p>テーマ 日本ワインの聖地を訪れる『夜のワインアカデミー』</p> <p>コンセプト: ナイトタイムエコノミー×日本遺産・構成文化財の最大限の活用と、日本ワイン史ストーリーの理解を通じて地域の魅力発信</p>
<p>(4) モニターツアーの実施</p>	<p>体験コンテンツの課題抽出を目的にしたモニターツアーを実施した。実施に際しては、日本遺産構成文化財関係者と協力し実施した。また参加者にアンケート調査を実施し、事業内容の検証を実施した。モニターツアーは日帰りと宿泊付きの2種類、回数は3回（日帰り2回：12月14日牛久市、2月8日甲州市 宿泊付き1回：2月8-9日牛久市、甲州市）実施した。</p>
<p>【名産品の企画開発】 牛久シャトー新商品開発事業</p>	<p>「香竄物語～KOZAN MONOGATARI～」</p> <p>“日本ワインの聖地”を訪れる『夜のワインアカデミー』実証事業の新商品開発事業として、ワイン文化日本遺産協議会と牛久シャトー株式会社が共同開発。神谷傳兵衛 のふるさと愛知県西尾市産「抹茶」を使用した発泡酒。</p>



事業名	事業内容
【日本遺産フェスタ】 実施日： 2022年8月27日（土）・28日（日） 来場者：4,000名（8月27日 1,000人、8月28日3,000人）	牛久シャトーにて、日本遺産である「日本 ワイン 140 年史」を牛久市と甲州市で紹介するだけでなく、茨城県内の日本遺産ストーリーを有する2市（水戸市、笠間市）および、令和4年に没後100年を迎えた神谷傳兵衛のふるさと愛知県西尾市が一堂に会するイベント。神谷傳兵衛 や日本遺産の特別展示、参加自治体の PR 及び特産品販売、市内外の商店フード販売、市内学校や福祉施設・ショップによるマルシェ、プロスポーツチームによるスポーツ体験、構成文化財をめぐるノルディック・ウォークの実施など日本遺産及びそれを核とした地域活性化に寄与した。 スポーツ文化ツーリズムアワード2022の日本遺産ツーリズム賞を受賞した。
【市単独事業】 「牛久シャトー×イケメンシリーズ コラボ」	日本遺産と女性向け恋愛ゲーム『イケメンシリーズ』がコラボレーションした牛久シャトーにて文化財に親しむスペシャルイベントを開催。 アクリルスタンドや缶バッジ、コラボ限定ラベルの牛久シャトーオリジナルクラフトビールや御城印などのオリジナルグッズの販売や、等身大パネルでのお出迎え、ノベルティ付きのコース料理の提供を実施。
【市単独事業】 わいんたび 「日本遺産ワイン編」	日本ワインをグラス1杯サイズ（100ml）にし、各地域のワインを飲み比べできるセット商品「わいんたび」。「近畿日本ツーリスト e-MARKET」と牛久市内・甲州市内の店舗にて数量限定でリリース。ワイン販売に加えて、実際にワイナリーを巡るバスツアーも展開。

（2）活用の課題

牛久シャトーでは、新型コロナウイルス禍の影響が落ち着いて観光客や来訪者が増加傾向にある。以前は、バーベキューに訪れた来訪者がしばしば重要文化財（建造物）も見学していたが、現在バーベキュー利用が限定されているため、このような来訪者数の十分な回復には至っていない。建造物別の公開・活用状況をみると、醗酵室は神谷傳兵衛記念館として常時公開されており、貯蔵庫はレストランとして利用されている。一方で、牛久シャトーのシンボルとなる事務室は、電気容量が不足していると考えられ、建物内の空調施設もないことから、活用に適した室内環境が確保できずに常時公開が行えない状態にある。

令和2年（2020）に日本遺産の認定を受けて、牛久シャトー内外で多彩な事業が展開されており、新たな来訪者の獲得に向けて文化財建造物の多面的な活用が期待されている。一方、一緒に認定を受けた甲州市に比べると、葡萄の生産規模が限定的で、生産農家や流通加工の現場を巻き込んだインパクトある活用事業の展開が難しい。

牛久シャトー周辺には遊歩道が整備され、シャトーカミヤゆかりの石碑等の資源があり、景観的にも一体的な雰囲気を持ったまちなみが形成されている。一方で、市内の他の文化財や歴史的資源などが離れていることもあり、牛久シャトーとの一体的な活用は不十分である。シャトー周辺の周遊や散策、にぎわいづくりを意識した活用が期待される。



第6節 計画の概要

1 計画区域

牛久シャトーの敷地全体を計画区域とする。計画区域は5ページの図 1-2 重要文化財（建造物）の位置図を参照のこと。

2 計画の目的

明治中期の本格的な煉瓦造ワイン醸造場の主要部がほぼ完全に残る重要文化財（建造物）の確実な保存と継承を行うとともに、牛久シャトーを取り巻く社会経済情勢の変化に適切に対応した管理運営体制を確立し、周辺文化財や地域資源、地域と一体となった活用を図ることを目的とする。

3 基本方針

- ・重要文化財（建造物）の確実な保存管理の実施
- ・建造物の保存環境を良好に保つための維持管理
- ・地震や風水害など災害への備え
- ・保存管理や修理、維持管理に必要な管理・運営体制の充実
- ・多面的な活用を実現するためのソフト事業の実施

4 計画の概要

本計画は、以下の5項目について定める。

（1）保存管理計画

文化財（建造物）を保護するため、建造物の部分の保存状況に応じた保存部分・保全部分・その他の部分に区分し、建造物を構成する屋根材・壁面・床面・天井面・窓及び窓枠等を単位として、それぞれの材料や意匠の状況に応じた保護方針を定める。

また、管理の体制、方法、届出、修理計画を示す管理計画を定める。

（2）環境保全計画

文化財（建造物）の周囲の景観や環境を保全するため、牛久シャトーの敷地全体の現状と課題を把握した上で、保存区域、保全区域、整備区域に区分し、それぞれの区域の環境保全方針を定める。

（3）防災計画

文化財（建造物）で想定される災害について、防火・防犯対策、耐震対策、耐風対策等を定める。

（4）活用計画

文化財（建造物）の価値を損なうことなく適切な公開及び活用を進めるための基本方針と公開計画、活用基本計画を定める。

**(5) 保護に係る諸手続き**

文化財(建造物)の保存活用にあたり、改修等、現状を変更する行為や保存に影響を及ぼす行為において、許可を要するものと要しないものについて定める。

第7節 先行する計画等**1 牛久市第4次総合計画**

計画期間：【基本構想】令和3(2021)年度～令和22(2040)年度

【第1期基本計画】令和3(2021)年度～令和6(2024)年度

まちづくりの将来像 「牛久市第4次総合計画」は、令和22年(2040)度までの市の方向性を示す基本構想と、令和3年(2021)度から令和6年(2024)度までの基本計画で成り立っている。まちづくりの将来像として「笑顔あふれる にぎわいとやすらぎのあるまち うしく」を掲げ、これまでの牛久らしさを守りつつ、「にぎわい」づくりにより、もっと笑顔があふれるまちづくりを目指します。そして、地域に愛着(郷土愛)を持つ市民(若者)を増やし、さらにそうした市民との協働により、「世代が循環する全世代・全員活躍型のまち」を目指すとしている。

「未来を拓き、地域を担う人が育つまち」 教育・文化分野の施策大綱では、「未来を拓き、地域を担う人が育つまち」をまちの将来像としている。施策の一つとして「文化芸術を学び活かした魅力ある地域づくり」を掲げ、文化芸術の持つ多様な価値を学び活用し、人々の触れ合いの中で市民の豊かな心と本市への愛着を育み、地域の魅力を高めていくことを目標としている。

施策の展開方向と取組内容として掲げられたものの中で、牛久シャトーに係る内容は次のとおりである。

2-5-(2)

郷土に対する愛着を育み地域づくりにつなげる

(文化遺産の保存活用と日本文化の伝承)

- | |
|---|
| ① 郷土の資料や伝統文化を学ぶ機会の提供や文化財や歴史資料の展示公開などにより、市民の郷土への理解を促進するとともに、市外の人々にもその価値を伝えていきます。 |
| ② 市域の文化財や歴史文化の特徴や文化財相互の関連性を踏まえたストーリーの構築や、だれもがアクセス可能なコンテンツの制作など、多面的な普及啓発、公開活用を推進します。 |
| ③ 学校教育の場における文化財の積極的な活用により、子どもたちの郷土に対する愛着をはぐくみます。 |
| ④ 地域の歴史文化をより身近なものにするため、市域の歴史文化の特徴をよく顕在化させるための調査研究を行います。 |
| ⑤ 文化財および文化財を取り巻く環境を次世代へ継承していきけるよう、官民協働による管理や市民と文化財の橋渡し役となる人材育成などを推進します。 |
| ⑥ 民間の文化施設等、文化財や歴史文化に関連する施設との連携を進め、文化財の新たな活用に向けた「場」の創出を支援します。 |
| ⑦ 日本遺産認定牛久シャトー等の文化財を観光資源として保存活用を推進し、地域活性化につなげます。 |
| ⑧ 小川芋銭、住井すゑら郷土の偉人の功績を次世代へ継承するとともに、郷土への誇りと郷土愛の醸成を目指します。 |

「魅力ある「しごと」とにぎわいが生まれるまち」 しごと分野の施策大綱では、「魅力ある「しごと」とにぎわいが生まれるまち」をまちの将来像としている。施策の一つとして「市民も市外の人



も楽しめるにぎわいのあるまちづくり」を掲げ、商業地や文化財、自然などの地域資源を活用した市民や市外の人々との交流促進により、まちのにぎわいづくりと市民の郷土愛の情勢を図ることを目標にしている。

施策の展開方向と取組内容として掲げられたものの中で、牛久シャトーに係る内容は次のとおりである。

<p>5-3- (1) 日本遺産「牛久シャトーを軸とした新しい観光振興体制を構築する」(観光振興体制の整備)</p>	<p>① 地域の商店や「牛久シャトー株式会社」などとの連携により、「ワインと食」による観光振興事業の推進体制を整備します。</p> <p>② 「ワイン文化日本遺産協議会」が中心となった甲州市との広域的な観光振興体制を整備します。</p>
<p>5-3- (2) 「ワインと食」による観光振興事業を推進する(滞在型観光の推進)</p>	<p>① 牛久シャトー内および牛久駅・牛久シャトー周辺において、飲食店や小売店などと協力し、「歩いて楽しめるまちづくり」を推進します。</p>
<p>5-3- (3) 地域の観光資源を磨き上げ活用する(観光資源の整備・活用)</p>	<p>① 日本遺産である牛久シャトーをはじめ、県や市指定の文化財、小川芋銭、住井すゑの遺産などを観光資源として活用します。</p>
<p>5-3- (4) 観光客に訪れてもらう仕組みをつくる(観光ルート形成、回遊促進)</p>	<p>① 牛久沼周辺や牛久シャトーを中心とする市街地、牛久大仏や牛久自然観察の森、市に隣接するアウトレットモールなど、市内や周辺に立地する観光資源の回遊による相乗効果を高めるため、それらを結ぶ道路の整備や誘導サインの整備を図ります。</p>

2 牛久市文化芸術振興基本計画

計画期間：平成 28(2016)年度～平成 37(2025)年度

牛久市では、平成 13 年(2001)の「文化芸術振興基本法」の制定に伴い、「牛久市文化芸術振興条例」を施行し、「牛久市文化芸術の振興に関する基本的な方針」を定めている。平成 28 年(2016)5 月に、様々な社会変化、価値観の多様化を勘案し、新たに「牛久市文化芸術振興基本計画」を策定し、文化芸術振興の方向性を示している。

「牛久市文化芸術振興基本計画」では、「ひとが輝き つながる 文化芸術のまち」を総合的なビジョンとして示した文化芸術の基本方針の4つの柱(目標)のうちの一つである「柱2 伝える 牛久の文化芸術の軌跡を残していくために」で、現在残されている市の歴史資料の調査・保護・整理に併せ、展示公開等を市民が触れる機会を設け、同時に歴史資料を市外にも広く周知し、地域の魅力として発信することで、郷土愛を育み、世代を超えた人の繋がりを創出することを目標としている。

目標達成のための施策とその具体的展開は次のとおりである。

柱	大施策	中施策	展開方法
伝える	歴史を伝える	文化財を保護する	○文化財(有形・無形・民俗資料・史跡等)の調査保存を継続的に実施する。
		文化芸術に寄与した先人を顕彰する	○市が所有する先人に関する資料を広く一般に公開する。
		郷土の歴史に親しむ環境を創出する	○文化財や歴史的資料を公開する施設を整備する。 ○史跡の維持管理支援を継続する。 ○歴史イベント(講義・講演会等)を実施する。



3 牛久市文化財保存活用地域計画

計画期間：令和元年(2019)度～令和10年(2028)度

「牛久市文化財保存活用地域計画」は、牛久市のあらゆる文化財の保存と活用に向けて現状、課題、方針、それに今後取り組むべき事業などをまとめている。文化財を適切に保存・活用し、次世代へ継承していくために、文化財とその周辺環境を一体のものとして、積極的に保存・活用するための総合的な計画とすることを目的として地域計画を策定している。さらに、文化財の保存・活用を市民の「ふるさと」への誇りと愛着を深めていくことに役立て、暮らし続けたいまち、豊かな心と文化を育むまち、来訪者が再び訪れたいまちを目指すものとする。将来像を「市民が郷土に愛着と誇りを持ち、訪れる人誰しもが親しみを持つ魅力あふれるまち」とし、3つの基本方針を掲げている。関連文化財群の設定条件に基づき、関連文化財群として3つのテーマとストーリーを設定しており、テーマの一つに「日本の近代化とワイン文化：文明開化の薫る町」が含まれ、牛久シャトーの歴史が盛り込まれている。

2 日本の近代化とワイン文化：文明開化の薫る町	
ストーリー	<p>我が国におけるワイン醸造は、明治政府の殖産興業の一環として始まり、やがて民間人によって、フランスから導入した知識と技術を応用して大規模化・定着していきました。一方牛久では、東京近郊の優良な開拓地として早くから注目され、多くの人々が大規模な農場経営に挑んでいましたが、挫折に終わります。そのようななか、ヨーロッパ式の大規模なブドウ農場経営とワイン醸造を一体的に行おうとした神谷傳兵衛は、事業に失敗した大農式開拓地が広がっていた旧岡田村が適地であると見出し、ここに広大な葡萄園を備えた西洋風のワイナリーを造営し、そのワイナリーは、ブドウ栽培から、ワインの醸造、瓶詰まで一貫した生産体制をもつ日本初の「シャトー」の称号が与えられたワイン醸造場となりました。</p> <p>牛久は、大規模な開拓地となる原野が広がっていたことに加え、交通の要衝として近世には水戸道中の宿駅として栄え、明治期に入って鉄道敷設による交通体系の更新が行われた際にも牛久駅が設置され、東京のような物流の拠点都市と直接的に接続するなど、交通の便が良く、ワイン醸造といった新たな産業を興すのには最適でありました。</p> <p>かつては、煉瓦造りのヨーロッパの古城を思わせるようなシャトーの周辺に延長4kmに及ぶ広大な葡萄園が広がり、これらを繋ぐトロッコ軌道が敷設されていました。現在多くの土地が市街地化されましたが、今でも町割の一部が往時を偲ばせてくれます。また南東には、傳兵衛が故郷三河の豊川稲荷から勧請したと伝わる神谷稲荷神社と神谷家墓地跡があり、「神谷」の地名が今でも残るなど、ワイン醸造はまちづくりに大きな影響を与えました。</p> <p>さらに、明治天皇行幸にゆかりの地や開拓の歴史を偲ぶ旧岡田小学校女化分校など、日本の近代化の歴史を学ぶにあたって、貴重な歴史的・文化的資源が点在しています。</p> <p>明治期の殖産興業以来、各地でワイン醸造が試みられてきましたが、例えば広大な丘陵地一面のブドウ畑に、工程ごとに分散した築100年を超える和風建築のワイナリーが点在して歴史的景観を織りなす山梨の例とは異なるワイン生産地の景観が、この牛久には存在していることが知られ、そうした他の地域と合わせて訪ねることで、この関連文化財群は、一層日本ワイン誕生の歴史を肌で感じるこのことのできる貴重な文化財群といえます。</p>
核となる文化財	<ul style="list-style-type: none"> ・シャトーカミヤ旧醸造場施設 ・シャトーカミヤ旧醸造場施設旧洗滌場出土品 (耐火煉瓦・瓦・焼酎甕・未開封ワイン) ・明治42年神谷葡萄園実測図・醸造及び瓶詰用具一式 ・ブドウ栽培及びワイン製造文献・神谷葡萄園芳名録
関連する歴史的・文化的資源等	<ul style="list-style-type: none"> ・神谷家墓地跡・神谷稲荷神社・神谷葡萄園トロッコ軌道跡 ・牛久ワイナリーブドウ畑 ・旧岡田小学校女化分校 ・明治天皇牛久行在所の碑・明治天皇駐蹕之地の碑 <p>【普及公開施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神谷傳兵衛記念館 ・オエノンミュージアム ・日本遺産ビジターセンター

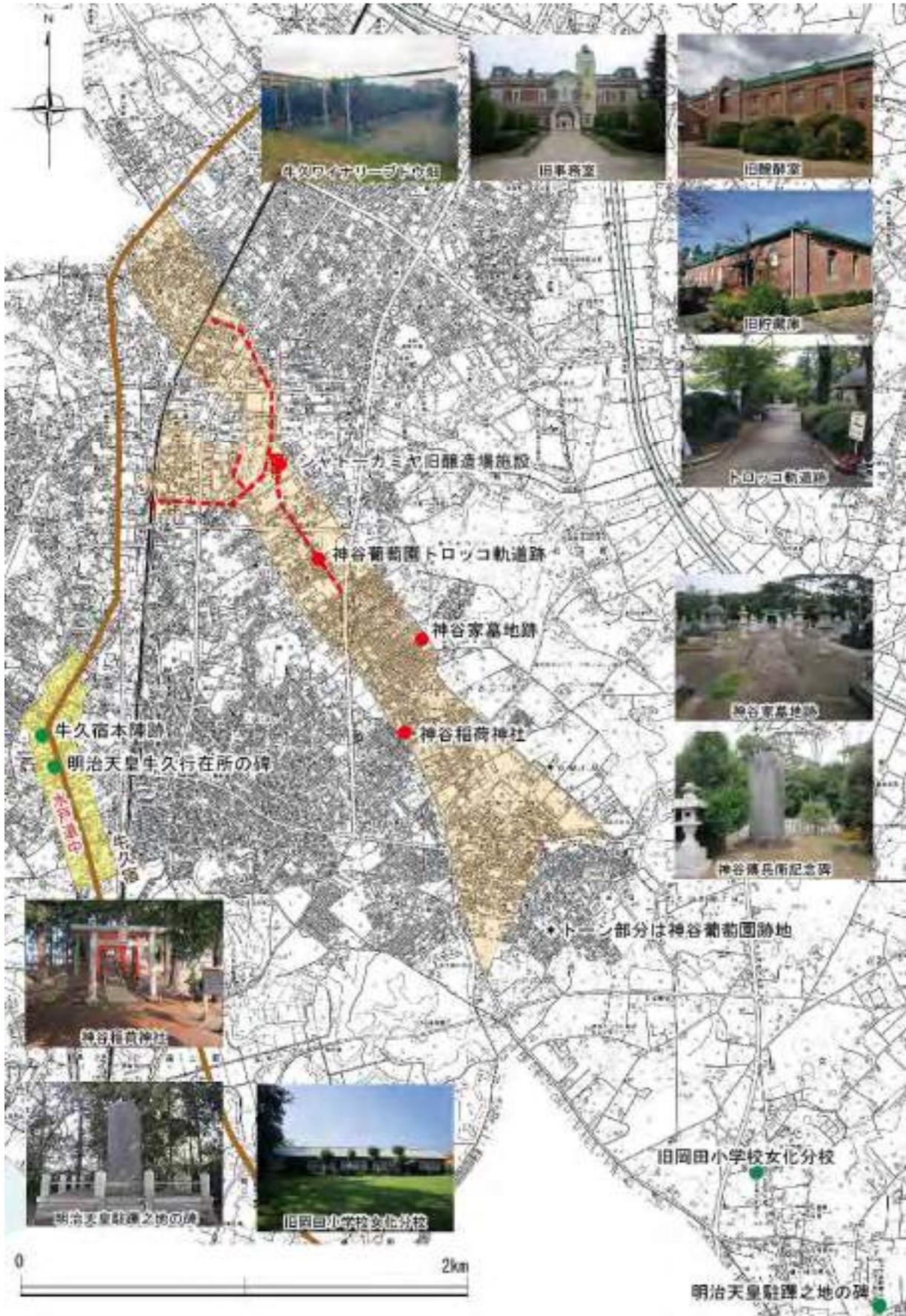


図1-20 関連文化財群「日本の近代化とワイン文化：文明開化の薫る町」の構成要素



4 牛久市地域防災計画

計画期間：一（災害対策基本法第42条の規定に基づく策定）

市域の防災のために処理すべき業務や予防対策などを包括的、具体的に定めています。「事業所、学校等の災害予防対策」の一つとして、「文化財である建造物、あるいは文化財を収蔵する建物の構造および防災設備の強化を図る」こととし、「文化財の所在を明確にするため標識等を設置するとともに、一般外来者に対し、防火に関する注意を喚起するための表示（注意立札等）の設置を進め」るものとしている。

5 牛久市都市計画マスタープラン

計画期間：令和2(2020)年度～令和22(2040)年度

平成12年(2000)に牛久市都市計画マスタープランを策定し、その後の社会経済情勢に対応するため、計画の中間年次にあたる平成23年(2011)度に見直しを行い、目標年次を迎えた令和2年(2020)度に新たな都市計画マスタープランを策定した。「豊かな自然に囲まれ、多世代が安心して生き生きと暮らすまち うしく」を将来都市像とし、5つのまちづくりの目標を掲げている。うち一つの「地域の特性を生かした活力あるまちづくり」では、市内に残る歴史的資源や郷土文化、豊かな自然等の地域資源、商工業・農業等の産業基盤を活かしながら、地域の特性に応じた産業の活性化や生活環境の向上に寄与するまちづくりを進めるとしている。

計画に基づく具体的な取組みのうち、牛久シャトーに関わる主なものは次のとおりである。

全体構想	
1-4 将来都市構造	牛久シャトーを観光・交流拠点として位置づけ、観光などをきっかけとして、将来的に本市を定住地として選んでくれる人々の増加を図ります。
2-3 景観	牛久シャトーを地域の特性として活かし、町並みの保全・修景に努めます。
2-6 観光	牛久シャトーやけやき通りなどを重要な景観資源と位置づけ、多くの人々が訪れるコミュニティセンター地区としての景観形成を図ります。 日本遺産の牛久シャトーのほか、本市が誇る観光資源については、国内外からの観光客誘致に向け、積極的な活用を図ります。
地域別構想 市街地東	
4-5(1) 土地利用	歴史・文化資源である牛久シャトーは、近接地区などと協調しながら積極的にまちづくりに取り入れることにより、観光資源として、地域だけにとどまらない広域的・国際的な交流の場として活用します。 牛久シャトー及び周辺地区は余暇活動や買い物、観光等、様々な用事で訪れるすべての人々に対して魅力的なエリアとなるよう整備に努めます。
4-5(2) 都市施設	日本遺産である牛久シャトーや、市民の活動・交流の場となる中央生涯学習センターなどの周辺をめぐるヘルスロードは、市民や来訪者が安全で快適に回遊できるよう、維持・管理を推進します。
4-5(3) 景観	景観重点地区に指定されているシャトー周辺地区では、牛久シャトーやけやき通りなどを景観資源として位置づけながら、訪れる人々に期待感を抱かせる魅力とにぎわいを想像します。
4-5(6) 観光	日本遺産に認定された牛久シャトーは、周辺の関連資源を含め、本市の歴史・文化資源として保存し、観光資源として活用を進めます。なお、活用にあたっては、牛久シャトー周辺をめぐるヘルスロードを使用したイベントを開催するなど多面的な活用施策を推進します。



6 牛久市景観計画

策定年度：平成 22（2010）年度（景観法の手続きに従って策定）

牛久市景観計画では、市全体で目指す景観像として、「市民、事業者、行政が協働で自然や歴史、地域を大切にし、このことをふるさとの誇りとするまちを目指す」ことを掲げ、また将来像として「富士山を望む牛久沼の景観を多くの人々が楽しみ、市民が誇りにするまち」や、「赤煉瓦のシャトーカミヤをみんなの財産として守り、生かすまち」を掲げている。牛久駅の東側に位置し、牛久シャトーがある市街地東地域は、市民が集う牛久の顔となる街並みを目標にして、歴史的観光資源を活かした街並みづくりの方針を掲げている。

特に良好な景観づくりを図るために設定された重点地区のうち、歴史や文化を活かしたまちづくりに向けたものとして、「牛久沼周辺地区」と「シャトー周辺地区」が位置付けられている。歴史遺産であるとともに、中心市街地に残る貴重な緑の空間である「シャトーカミヤ周辺地区」では、シャトーカミヤ本館の眺望を確保するため、「高さ 17m 以下」等の建築物や工作物の規制・誘導が図られている。

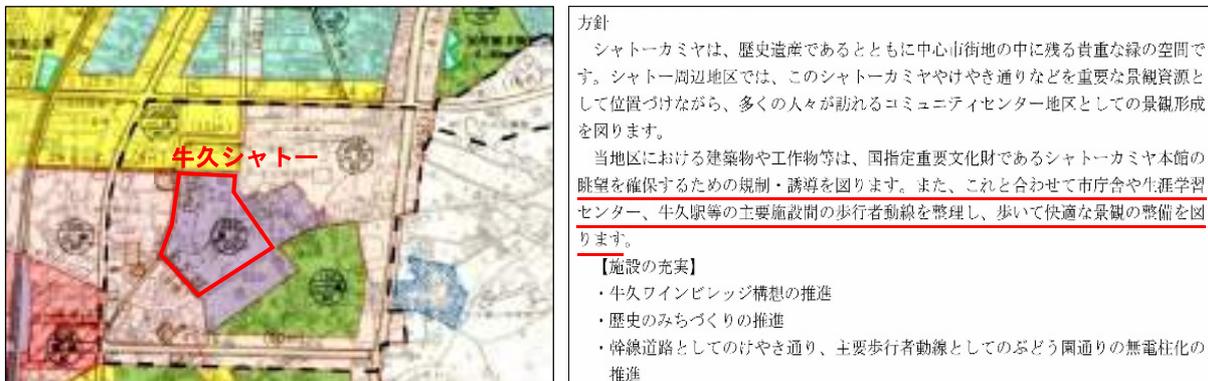


図 1-21 景観計画における景観計画重点地区「シャトー周辺地区」（抜粋）

出典：牛久市景観計画に加筆

7 牛久市第 4 期環境基本計画

計画期間：令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度

牛久市第 4 期環境基本計画では 5 つの基本目標を定めて、国際的な取り組みである SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を取り入れつつ、上位計画である牛久市第 4 次総合計画が環境分野において目指すまちの将来像「豊かな自然を守り育てる優しさのあるまち」の実現を目指すものとしている。

基本目標の一つ「生物多様性と豊かな自然を守り育てるまち」では、自然観察・体験の機会提供が具体的施策として挙げられ、「いばらきヘルスロード」の適切な維持管理を行い、利用を促進するとしています。「いばらきヘルスロード」には「シャトー通り散策コース」が含まれている。

8 「ワインと食」における観光振興事業計画および「ワインつながりによる広域連携事業計画」

平成 27 年（2015）度に策定した「牛久市人口ビジョン」では、「交流増加による出産・子育て世代の転入増加と世代循環の形成」を掲げ、「地域資源を活かした観光などにより交流人口を増加させることで、本市（牛久市）を知り、また来たくなる・住みたくなる人を増やす」とし、「牛久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、地域資源を活かした「都市観光」や「体験型観光」を推進することとしている。



「ワインと食」における観光振興事業計画および「ワインつながりによる広域連携事業計画」では、日本の近代化遺産である「日本初の本格的ワイン醸造場」を軸として、市内外の多様な資源を結び付けて取り組み、「ワインと食による観光振興」の実現を目標としている。

ワインと食を基軸とした「牛久らしいニューツーリズム」を基本的なコンセプトとして施策を展開し、中核的なテーマを「牛久・愛」（郷土との絆意識）の強化とし、4つの大きな柱をもとに具体的なアクションプランを展開していくとしています。



図 1-22 「観光振興事業計画および広域連携事業計画」戦略コンセプト

9 日本遺産「日本ワイン 140 年史 ～国産ブドウで醸造する和文化の結晶～」

日本遺産とは文化庁が平成 27 年(2015)度から創設した制度で、地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化し、我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」に認定する仕組みである。歴史的魅力に溢れた文化財群を地域主体で総合的に整備・活用し、世界に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図るものである。

牛久市の魅力を国内外に発信し、交流促進等による地域の活性化を図るため、牛久市は「日本遺産」へ申請を行い、令和 2 年(2020)6 月 19 日文化庁により山梨県甲州市とともに日本遺産に認定された。

タイトル	日本ワイン 140 年史 ～国産ブドウで醸造する和文化の結晶～
申請者	◎茨城県牛久市、山梨県甲州市（◎印は代表自治体）
ストーリーの概要	国産ブドウを原料とし、日本国内で醸造される「日本ワイン」。その 140 年におわたる歴史において重要な地位を占めるのが山梨県甲州市と茨城県牛久市です。甲州市は地元のブドウ農家との共存繁栄をはかり、広大なブドウ畑と新旧 30 ものワイナリーを誕生させるに至りました。牛久市の「牛久シャトー」は、ブドウ栽培から醸造までの一貫した工程を構築し、大規模な醸造体制を確立しました。明治の文明開化期、国営では果たせなかったワイン醸造を、それぞれの地域の特性を生かして民間の力で成し遂げたのです。切磋琢磨して日本のワイン文化の広まりに貢献した二つのまちに息づく歴史を知れば、ワインの味わいもより深くなります。
牛久市の構成文化財	重要文化財（建造物）：シャトーカミヤ旧醸造場施設 3 棟（旧事務室・旧醱酵室・旧貯蔵庫）（牛久シャトー） 未指定文化財：蜂印香竄葡萄酒、蜂印香竄葡萄酒販売宣伝用ポスター、牛久シャトー所蔵資料、神谷葡萄園実測図、牛久葡萄酒・各国博覧会受賞牌、シャトーカミヤ旧醸造場施設醸造用具、神谷葡萄園トロッコ軌道跡、神谷稲荷神社、神谷傳兵衛墓地跡及び神谷翁記念碑

第2章 保存管理計画

第1節 保存管理の現状

1 保存状況

震災による被災箇所については、平成24年(2012)から同28年(2016)にかけて災害復旧工事が行われ、構造上の大きな劣化箇所は存在しない。一方で災害復旧工事に該当しなかった造作・建具廻りの経年劣化や雨水・排水設備の不備等による破損状態が確認できる。

(1) 事務室

- ・ 建具(窓や扉)は、経年劣化による框材の痩せ細りにより、建付けの隙間があき、雨風が吹き込み易くなっている。また、虫が入る。
- ・ 戸締り金具の欠失・破損がみられる。
- ・ 軒樋の排水能力を上回る大雨時には、部屋内側に雨水が浸透して漆喰壁を汚してしまう。
- ・ 和室は季節により畳や襖にカビが発生する。

(2) 醗酵室

- ・ 建具(窓や扉)は、経年劣化による框材の痩せ細りにより、建付けの隙間があき、雨風が吹き込み易くなっている。また、虫が入る。
- ・ 1階中央両開扉は、経年弛緩による垂下がみられ、床面に接して開閉しづらい。
- ・ 洗滌場(ワインセラー)の機械室は、谷樋からの排水設備が不備なため雨水が溜まり易くなっている。
- ・ 醗酵室周囲の排水管が破損し、雨水がドライエリアへ流入する等の状況がみられる。

(3) 貯蔵庫

- ・ レストランの排気ダクトまわりの雨漏りが激しい。
- ・ 建物周囲に排水不良箇所がみられる(雨樋の先の排水施設が未設置)。
- ・ 周辺樹木の落葉による樋がつまり、雨漏りの原因となっている。
- ・ レストラン非常用出入口の外側にある木橋は、橋脚が腐り避難時に支障をきたす可能性がある。

2 管理状況

国指定重要文化財「シャトーカミヤ旧醸造場施設」を含む牛久シャトー全体は、令和元年(2019)12月1日より、茨城県牛久市が所有者であるオエノンホールディングス株式会社(本社:東京都墨田区)と賃貸借契約を締結し、管理等を行っている。契約期間は、令和20年(2039)11月30日までの20年間である。

牛久シャトーの維持管理は指定管理者である第3セクター「牛久シャトー株式会社」が行っている。牛久シャトー株式会社の事業内容のうち、重要文化財(建造物)の管理に関わる項目は次のとおり。



- ・重要文化財の保全及び有効活用
- ・土地、建物の賃貸借、仲介及び管理業務
- ・貯蔵庫におけるレストランの経営

出典：牛久シャトー株式会社ホームページ

第2節 保護の方針

1 部分の設定と保護の方針

建造物の屋根、壁面外観または各部屋を単位として、文化財としての価値の重要性や活用の現状から3段階に区分し、形式、意匠、技術の保護の方針を定める。

(1) 保護の基準となる年代

『重要文化財シャトーカミヤ旧醸造場施設保存修理工事（災害復旧）報告書』（平成28年（2016）3月、編集・著作 公益財団法人 文化財建造物保存技術協会）に示された「シャトーカミヤに関する略年表」によると、重要文化財建造物である事務室・醗酵室・貯蔵庫の竣工は概ね明治35年（1902）から明治44年（1911）となっていることから、保護の基準となる年代を明治時代と設定する。

(2) 部分別保護の方針

目視による建造物の現況調査を行い、建造物の部分を次の3種類に区分する。各部分の位置は次ページ以降に着色して示す。

A 保存部分

建造当初や明治時代の増築の構造軸部や仕上材、建具等の残る部分で、通常望見できる部分であり、価値を守るために厳密な保存を行う。主として後述する保存部位基準①・②により構成される。維持管理や修理にあたっては各部位の設定基準に従って行う。

B 保全部分

改造により文化財としての原状が失われている部分や、厳密な保存を必要とせず、かつ建造物全体としての価値を損なわない部分であり、管理・活用や補強のための改変が許容される部分。文化財の価値を減じないために維持及び保全することが必要な部分である。主として後述する部位基準③・④により構成される。

C その他の部分

文化財としての価値が低いあるいは失われた部分で、活用または安全性の向上のために改修が可能な部分である。また、将来の復原修理等に伴って除却もあり得る部分である。部位基準④・⑤により構成される。

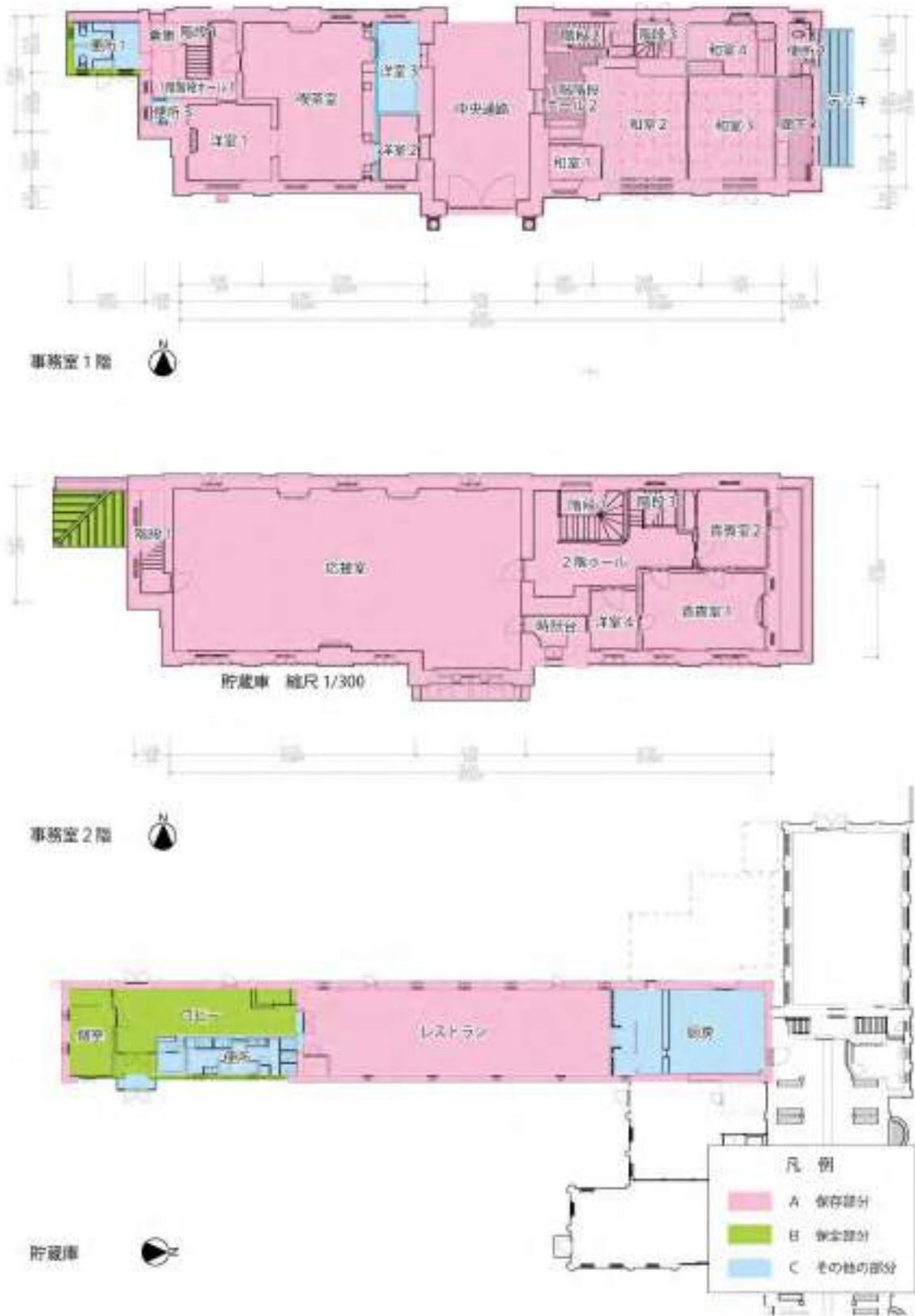


図 2-1 部分の区分（事務室・貯蔵庫）

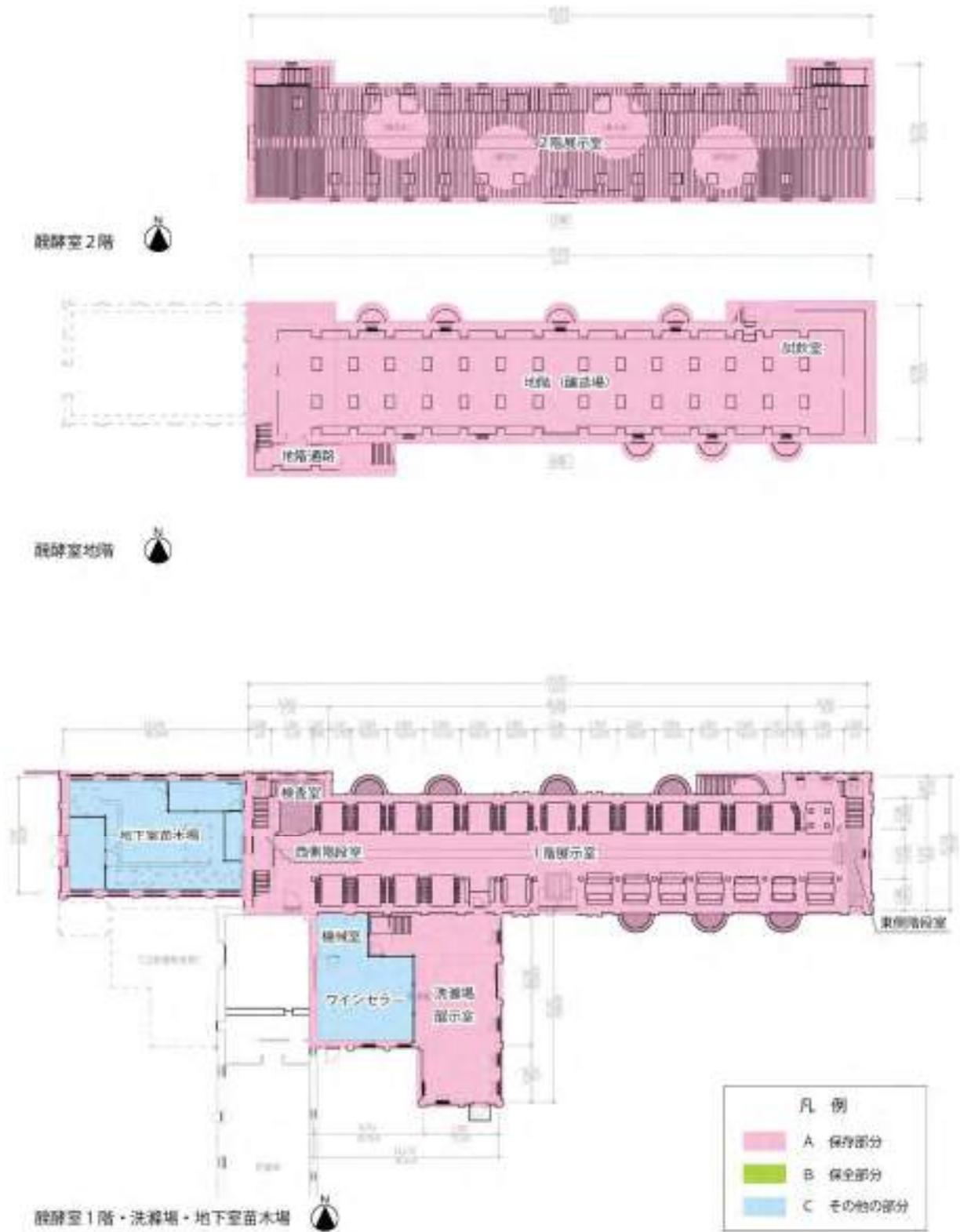


図2-2 部分の区分（醗酵室）

2 部位の設定と保護の方針

建造物の外観や屋内を構成する屋根材・壁面・床面・天井面・窓及び窓枠等を単位として、部位を設定する。材料・意匠の状況から保存部位を基準①～③に区分して、取扱い方針を定める。また文化財として価値が低い部材は基準④とし、その他、所有者の自由裁量にゆだねる部位を基準⑤とする。なお、この設定は目視調査によるものであり、修理等に伴って下地材の状況等によっては再設定する必要がある。

基準①：保存部位のうち特に価値が高いもので、材料自体を保存する部位。当初材や明治時代の増築による基礎や軸部、煉瓦、内壁材や意匠性の高い建具や建具枠等があたる。なお、保存修理にあたっては腐朽・破損した部材を補修あるいは交換することもあり得る。

基準②：保存部位のうち特に価値が高いもので、材料の性質や設置環境から定期的な更新を必要とする部位。屋根葺き材や外壁の木部、外壁にある建具等があたる。

基準③：保存部位のうち文化財としての価値を持つもので、当初や明治時代の増改築から材料や意匠が変更されている部位。主たる形状や色彩等を維持し、文化財としての意匠を損なわない配慮を要する。創建後更新された床板や塗装等があたる。

基準④：文化財としての価値は低い、あるいは失われている部位。保存部分と調和するような意匠上の配慮を要する。この取扱いについては「第3節 管理計画」に詳細を記す。改変された床、土間コンクリート、石膏ボード、スチール製建具、照明器具等があたる。

基準⑤：指定の対象ではなく、所有者等の自由裁量にゆだねられる部位。この取扱いについては「第3節 管理計画」に詳細を記す。新建材の間仕切りや防災機器等があたる。

貯蔵庫は重要文化財指定説明に「内装を除く」との但し書きがあり、その注釈には、「現在はレストランとなっている。改造改装にあたり、厨房、便所、事務室棟の間仕切りが新設されており指定範囲から内装を除くものとする。」とある。

そのため内装自体は、基準⑤のように、所有者等の自由裁量にゆだねられる部分・部位ではあるが、改造・改装にあたって、保存すべき部位への取付・固定状況の確認、解体の方法やその後の処理、新たな取付の支持・固定方法等を事前に文化庁に相談・協議する必要がある。

なお、部分・部位の区分の詳細については、巻末の別添資料に掲載した。

表 2-1 部分・部位一覧

部位		部分		A 保存部分	B 保全部分	C その他の部分
				文化財の価値を守るための厳密な保存を行う部分	文化財の価値を減じないよう維持、保全することが必要な部分	文化財の価値が低い、あるいは失われた部分
保存部位	基準①	文化財的価値が特に高く、材料自体を保存する部位（復原部位を含む）		基礎・木造軸部・煉瓦・内壁材・意匠性の高い建具 枠 等	—	—
	基準②	文化財的価値が特に高く、定期的な更新を必要とする部位（復原部位を含む）		屋根材・外壁の木部・外壁の建具・雨樋 等	—	—
	基準③	文化財的価値を持ち、材料・意匠が変更されている部位（当初あったものを改変）		更新された床板・塗装、大正時代以降の付加された壁・間仕切・天井・建具 等	基礎・木造軸部・煉瓦ほか外壁材・内壁材・床板・塗装 等	—
失われた部位 あるいは 文化財としての 価値が低い	基準④	意匠上の配慮を要する部位（当初なかったものを新設）		改変された床・外壁・内壁・間仕切・スチール製建具・照明器具 等		
	基準⑤	所有者の自由裁量にゆだねられる部位		防災機器、新建材の間仕切・天井・排気ダクト 等		

※耐震補強材は、部位の設定の対象外とする。

第3節 管理計画

1 管理体制

日常管理・点検は、牛久市環境経済部未来創造課文化財・シャトー活用推進室と牛久シャトー株式会社協力を進める。小中学生の学校教育対応は牛久市環境経済部未来創造課文化財・シャトー活用推進室、その他の来場者対応は、牛久シャトー株式会社が行う。

建造物の維持管理に関する土地・建物の所有者（オエノンホールディングス株式会社）、牛久市、指定管理者（第3セクターの牛久シャトー株式会社）の役割分担を明確化させ、日常的な建造物のメンテナンスの窓口を設置し、きめ細かな建物の管理を充実させる。

敷地内の花木の手入れについては、市民参加の維持管理体制づくりを目指す。

管理担当部局	牛久市環境経済部未来創造課 文化財・シャトー活用推進室	牛久シャトー株式会社（指定管理者）
住所	牛久市中央 3-20-1（牛久シャトー内）	牛久市中央 3-20-1（牛久シャトー内）
電話番号	029-874-3121	029-873-3151

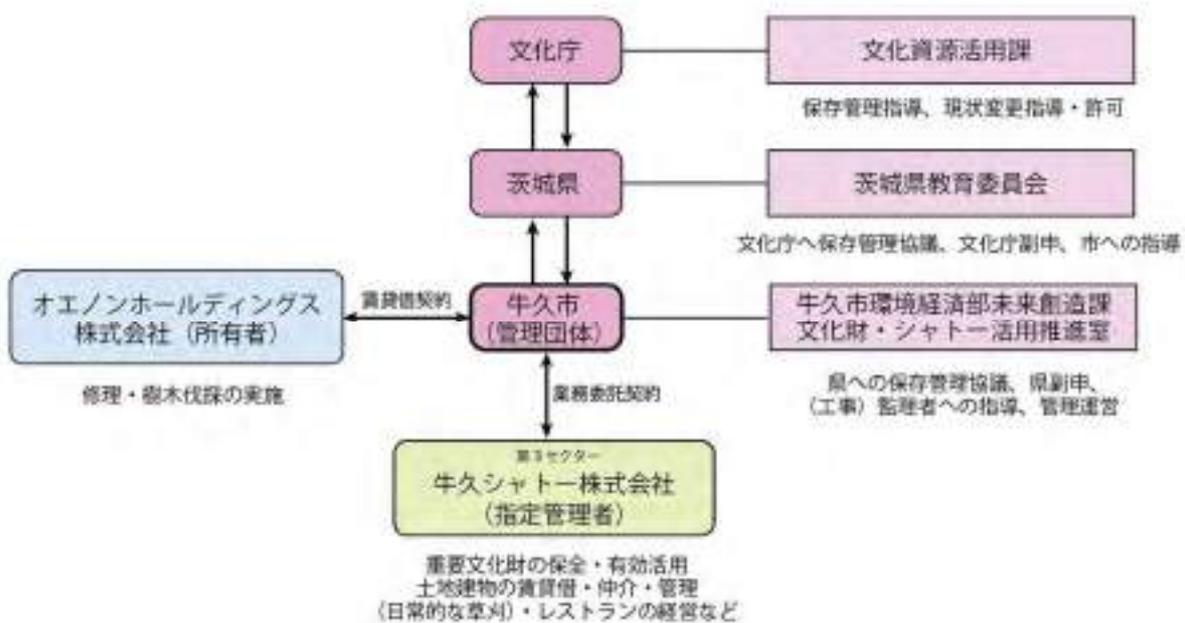


図 2-3 管理体制図

2 管理方法

(1) 保存環境の管理

ア 清掃・整頓に関する事項

牛久市環境経済部未来創造課文化財・シャトー活用推進室の職員及び牛久シャトー株式会社の職員（以下、「職員」という）により、建物内や展示物、設備機器、敷地内の清掃・整頓を毎日行う。また、周辺の樹木や芝生などの手入れ、除草、落葉の清掃を適宜行う。

イ 日照・通風の確保に関する事項

職員によって、日常的に全室の窓の開閉を行う。

湿度が高い状態が続く梅雨の時期は、特にカビ予防の温湿度管理を徹底させる。

ウ 風水害に関する事項

風水害によるき損は早期に発見し、職員により被害の拡大の防止に努める。

エ き損・盗難・防火等の事故防止に関する事項

公開時間以外は職員が施錠及び機械警備の設定を行う。き損や放火等の防止のため、職員による巡回のほか、自動火災報知設備・機械警備及び消火栓などの設置・管理を行う。

オ 他の管理に関する事項

牛久市環境経済部未来創造課文化財・シャトー活用推進室及び牛久シャトー株式会社は、牛久シャトー敷地内に管理事務所を設置し、常時職員を配置している。昼間は職員が、夜間は警備会社の警備員が敷地内を巡回する体制を整備し、休憩時も交代要員を配置し、欠員がでないよう配慮する。

(2) 建造物の維持管理

修理届を要しないき損の拡大を防ぐための応急措置や小修理を含む小規模な修繕等管理のための行為の内容について、以下の区分別に示す。応急措置や修繕等について写真等の記録をとり、今後の保存修理の参考にする。

表 2-2 修理届を要しない行為一覧

部分	留意事項	修理届を要しない行為
外構及び基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートや石材の亀裂の早期発見 ・建物を傷つける可能性のある樹木や枝などの早期発見 	<ul style="list-style-type: none"> ・接着剤による亀裂箇所の修繕 ・建物周囲の樹木の枝払いや剪定、草刈
外壁・内壁	<ul style="list-style-type: none"> ・煉瓦壁、漆喰塗壁などの亀裂・破損・腐蝕・脱落箇所の発見 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽微な破損等の同種、同材による修繕 ・腐朽箇所の薬剤処理（使用実績のある薬剤に限る）
床及び畳	<ul style="list-style-type: none"> ・室内の温湿度管理、カビ発生の予防 ・床板の破損箇所の発見 ・物品の移動の際には、床板や畳を傷めないよう注意する 	<ul style="list-style-type: none"> ・梅雨時期の換気、除湿 ・床板の軽微な破損等の同種、同材による修繕 ・床板の保護カーペットの張り替え
屋根及び雨樋	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な屋根の雨漏り有無の点検 ・屋根や雨樋にたまる落葉や枝などの除去 ・雨樋の清掃及び破損、脱落などの発見 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨漏り箇所のコーキング処理等の修繕 ・雨樋の清掃（枯葉による雨樋の排水不良の予防） ・破損した雨樋の同種、同材による修繕または取り換え
建具	<ul style="list-style-type: none"> ・無理に力を加えての開閉注意 ・建具の隙間の点検 ・建具の取っ手金物のき損、欠損の確認 ・障子や襖の破損注意 	<ul style="list-style-type: none"> ・開閉に不具合がある場合の修理 ・建具の隙間へのコーキング処理（虫や雨水の侵入防止） ・破損した建具金具の取り換え ・障子・襖の張り替え
塗り及び彩色	<ul style="list-style-type: none"> ・直射日光による退色、劣化剥落の点検 ・室内の急激な温湿度の変化を避ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根板や窓枠の塗り直し ・漆喰着色部分の塗り直し
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・展示物の点検、破損等の発見 ・備品の劣化状況の把握 ・電気設備、空調設備、防火設備などの点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・展示ケース、パネル、吊り金具などの修理、取り換え ・破損した備品の取り換え（カーテン、照明器具など） ・新設設備の修繕

(3) その他（修理に伴って取り外された保存古材の保管方法等）

取り替え部材や破損部材は廃棄せずに、できるかぎりその保存に努め今後の保存修理の参考とする。なお、先の災害復旧工事では、事務室の保存部材は小屋裏や階段裏のスペースに収納した。醗酵室の保存部材は東側階段室裏に、貯蔵庫はトイレ天井裏に収納した。これら材の保管状況を確認し、部材の名称、員数、保管場所等を記した目録を作成する。

第4節 修理計画

1 当面必要な維持修理の措置

- ① 貯蔵庫内レストランの排気ダクトの雨漏り防止（コーキングなど）
- ② 事務室2階大広間窓の開閉金具の不具合
- ③ 事務室や醗酵室の建具の隙間への緩衝材（止水ゴムなど）の設置
- ④ 事務室2階応接室付近の雨漏り防止対策（軒樋の掃除）
- ⑤ 醗酵室中央両開扉に、戸車等の設置

※①～⑤は修理の優先順位を示す

2 今後の保存修理計画

- ① 事務室へのエアコン設置
※配管、配線のいらない据置タイプの機種選定、あるいは当初の部材が残されていない部分への配管など、文化財建造物への影響を最小限におさえる設置方法の検討が必要
- ② 事務室階段への仮設手摺の設置
- ③ 屋根材・外壁・雨樋の定期的な塗装、漆喰等の塗り替え
- ④ 洗滌場から貯蔵庫周辺の排水不良箇所の改良（排水施設設置や流末処理の対応検討）
- ⑤ レストラン非常用出入口西側の木橋の橋脚の修理または排水用の池の見直し
- ⑥ 醗酵室のドライエリア廻りの排水処理

※①～⑥は修理の優先順位を示す



第3章 環境保全計画

第1節 環境保全の現状と課題

計画区域は、JR牛久駅に至近の閑静な住宅地に隣接し、市道で囲まれた大規模区画内に位置する。全域が牛久シャトーの敷地として一体的に維持管理されている。

重要文化財（建造物）の周辺には、活用施設としてのショップ、チャペルのほか、消火栓、消火水槽などの防災設備、ガス、電気等の供給設備が設置されている。管理施設として事務所が設置され、敷地外周は植栽・フェンス・煉瓦塀などで囲まれている。

計画区域内は多様な樹木や植栽、芝生のほか、葡萄園や竹林などが広がり、豊かな自然環境が保全されている。地元青年会の会員が定期的に敷地内の環境美化活動を行い、正門前の花の手入れを地域ボランティアが行っている。

一方、成長した樹木の根や生い茂った枝葉などが文化財建造物に影響を与えている部分が見られる。また、重要文化財（建造物）の周囲に雑草が生えて、スズメバチや蚊の発生がみられる。

第2節 環境保全の基本方針

牛久シャトーは、市街地内にありながら周辺の住宅地から隔離された、広大で魅力的な緑地空間の中に明治時代の歴史的建造物が保存されている。この敷地全体の環境を保全するため、次の基本方針を示す。

- ・重要文化財（建造物）の良好な保存環境の維持
- ・明治時代のワイン醸造施設の歴史を現在に伝える歴史的景観の保全
- ・周辺市街地の中の重要な緑地空間の保全



写 3-1 牛久シャトー内の葡萄園



第3節 区域の区分と保全方針

1 区域の区分

重要文化財(建造物)の保存の観点から、計画区域全体を次のように「保存区域」、「保全区域」、「整備区域」に区分し、一体として環境保全方針を定める。

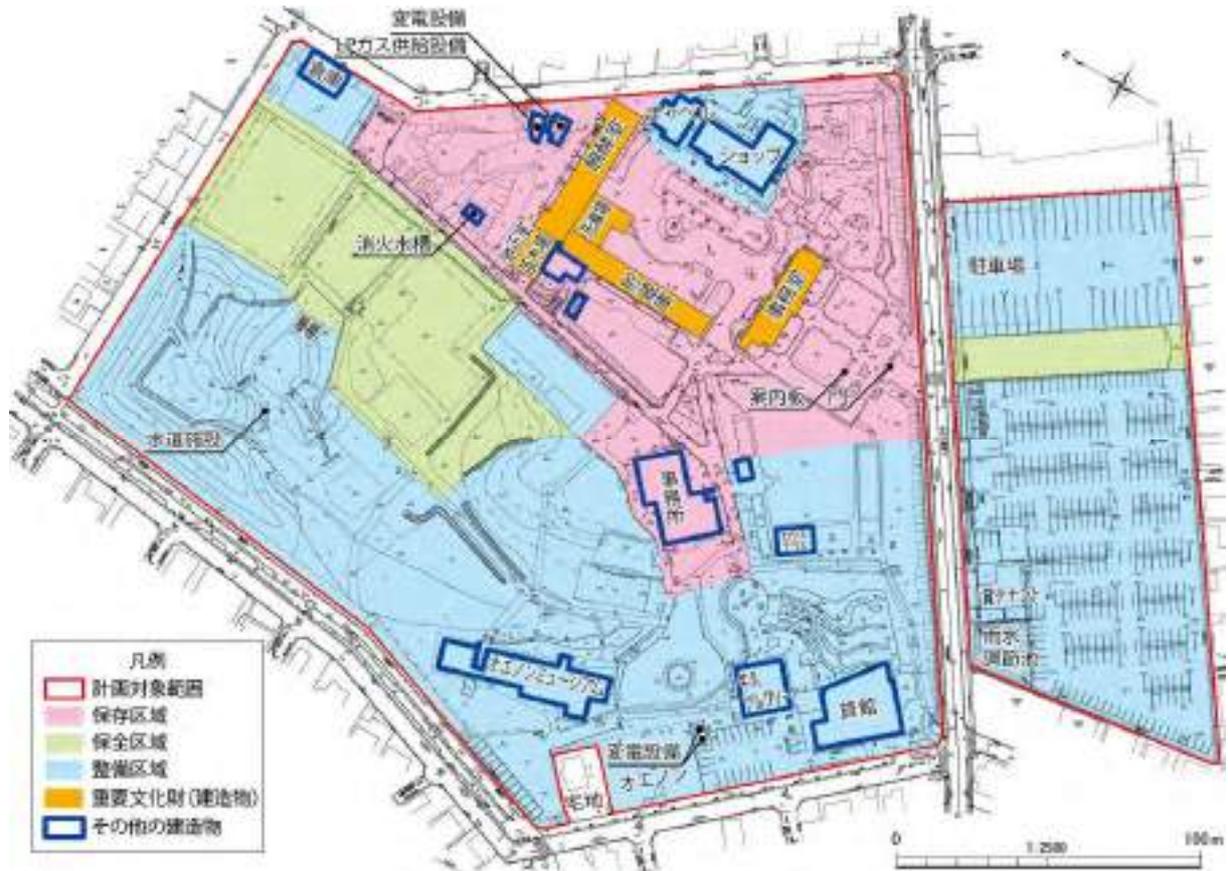


図 3-1 区域区分図



2 各区域の保全方針

区域区分にもとづく、各区域の保全方針、対象区域と対応方針を示す。

表 3-1 区域別の保全方針一覧

区分	保全方針	対象区域	対応方針
保存区域	<p>重要文化財（建造物）を含む区域で、建造物周辺の環境を特に良好に維持する。</p> <p>この区域内は原則として新たに建造物を設けず、土地の形質の変更は防災上必要最小限の場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●重要文化財建造物 ●事務所 ●重要文化財建造物の防災上・管理上必要な施設等を含む土地 ●牛久シャトーの歴史に関わる遺構の存在が推定される土地 	<ul style="list-style-type: none"> ●重要文化財建造物の周辺では、シャトーカミヤ醸造場施設に関わる地下遺構（トロッコレール、洗滌場遺構）の保存を行う。 ●避難経路及び消防用車両の進入経路となる空間を確保する。
保全区域	<p>保存区域に隣接する区域で、牛久シャトーの歴史的な景観と自然環境を保全する。</p> <p>この区域内では建造物等の新築・増改築及び土地の形質の変更は、防災上または管理上の必要最小限の場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●葡萄園 	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史的景観にそぐわない工作物等の撤去、修景を行う。 ●歴史的景観に調和した樹木・植栽の維持管理を行う。
整備区域	<p>敷地内の保存区域と保全区域以外の区域で、一体的な活用によって重要文化財（建造物）の価値を高める。</p> <p>火除地、周辺市街地とのバッファゾーンとしての空間確保を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●活用施設（オエノンミュージアム、牛久ブルワリー、バーベキュー施設等） ●駐車場等の便益施設 ●苗圃 ●ショップ・チャペル 	<ul style="list-style-type: none"> ●活用に必要な施設等の整備と既存施設の適切な維持管理を行う。 ●歴史的景観にそぐわない工作物等の撤去、修景を行う。 ●歴史的景観に調和した樹木・植栽の維持管理を行う。

第4節 建造物の区分と保護の方針

1 建造物の区分

重要文化財（建造物）を除く、全ての建造物を「その他の建造物」として位置づけ、牛久シャトー全体の活用方針に応じた取扱いを行う。

その他の建造物の位置は、図 3-1 区域区分図を参照のこと。

2 建造物保護の方針

その他の建造物は、原則として重要文化財（建造物）や保存区域からの眺望に影響を与えない位置・規模・色彩を採用するものとし、必要に応じて撤去・改修を行うことができる。

保存区域と保全区域内には原則として新たな建造物は設置しない。また、整備区域内に建造物を新設する場合は、その他の建造物として位置づけ、眺望、規模、色彩についての配慮を行う。



第5節 防災上の課題と対策

1 防災上の課題

本市は、春から秋にかけて雨の多い太平洋側の気候の特色を示し、梅雨や台風などによる大雨や強風が発生することもあるが、市域がほぼ全域台地上に位置することから、小貝川や利根川流域の近隣市町村のように大きな水害に襲われることもなく、過去にも特筆すべき風水害等の被災履歴はない。

文化財建造物周辺の樹木が成長し、枝が屋根に覆いかかっていたり、敷地内にある桜の老木が強風などにより建造物に影響を及ぼすおそれがある。

第4章 防災計画

第1節 防火・防犯対策

1 火災時の安全性に係る課題

(1) 燃焼特性

事務室・醱酵室・貯蔵庫は煉瓦造で屋根は鉄板葺であるため燃焼性は低いと思われる。しかし床組や小屋組は木造であり、軒先の垂木や野地板が露出する箇所もあることから、注意を要する。

○事務室：建築面積 308.52 m²、煉瓦造、二階建、鉄板葺（一部スレート葺）、時計塔付

○醱酵室：建築面積 436.75 m²、煉瓦造、地上二階地下一階建、鉄板葺、西面に地下室苗木場、南面に洗滌場が附属

○貯蔵庫：建築面積 404.58 m²、煉瓦造、一階建、鉄板葺（内装除く）、北面醱酵室に接続、東面北側醱酵室南面突出部（洗滌場）に接続

(2) 延焼の危険性

醱酵室に近接してショップ・チャペルが立地する。鉄筋コンクリート造のため、延焼の危険性は低い。醱酵室から20m以内に変電設備・LPガス供給設備が整備されている。

貯蔵庫と地下室苗木場に接して、火気を取り扱うレストランの厨房が立地する。法令に基づく防火区画や内装、消火器具設置等の条件を満たしているが、出火や延焼に最大限の注意が必要である。

貯蔵庫のレストラン厨房近くに樽小屋（木造）が設置されている。

(3) 防火管理の現状と利用状況に関わる課題

貯蔵庫の一部はレストラン・厨房として利用していることから、自動火災報知設備をはじめ消防法上義務付けられる防災設備を設けている。現在、牛久シャトー株式会社が避難訓練を年1回以上実施している。

火災発生時の速やかな避難誘導や初期消火、連絡通報などをスムーズに行う体制を維持する必要がある。変電設備、LPガス供給設備については、漏電などの恐れがないよう機器の状態を定期的に点検する必要がある。

2 防火管理計画

(1) 防火管理者

消防法第8条第1項に基づき、牛久シャトー株式会社が定める防火管理者が、防火管理の実施に必要な事項を消防計画として作成し、同法に定める防火管理業務を実施する。消防計画の作成にあたっては、実態に即した実効性のあるものとし、必要に応じて計画を見直すものとする。

- ・防火管理者 牛久シャトー株式会社 自衛消防隊副隊長
- ・住所 牛久市中央3-20-1（牛久シャトー内）



(2) 防火区域の設定

防火対象となる重要文化財（建造物）との近接距離が 20m 以下のものを第一次近接建物、その第一次近接建物からの近接距離が 5m 以下のものを第二次近接建物とする。

文化財保護上の防火区域は重要文化財（建造物）の周囲 20m、及び近接建物の周囲 5m の範囲とする。防火区域内は、一体的に火災予防措置を講じる。



図 4-1 防火区域・近接建物配置図

(3) 防火環境の把握

文化財保護上の防火区域を含む敷地内全域について、建造物や樹木その他の可燃物の燃焼特性を把握し、火気の使用制限等の状況や隣接地の状況など、防火に係る環境を把握する。

特に建造物周辺の枯草や枯枝等が放置されないよう、清掃・片付けを徹底する。

(4) 予防措置

文化財保護上の防火区域を含む敷地内全域について、火災の発生を未然に防ぐため、以下の予防措置を定める。

ア 火気等の管理

- ・重要文化財（建造物）内部及び周辺は禁煙であり、屋外に喫煙場所が設置されている。
- ・現在定める火気使用の制限や喫煙場所の限定などの規定を周知徹底する。



イ 可燃物の管理

- ・ レストラン・厨房、バーベキュー施設等で使用するガス燃料は所定の場所に厳重に保管する。
- ・ 建造物内や周囲の可燃物は整理整頓する。また不要な可燃物は除去する。
- ・ 木造の樽小屋は、常時見回り・点検を行い、安全な状態に保つ。

ウ 警備

- ・ 公開時間内は市職員が、夜間は警備員による巡回と施錠管理をしており、継続して実施する。
- ・ 現在、日常的に利用していない近接建物についても巡回を行う。

エ 安全対策

- ・ 現在利用中の建造物から敷地出入口まで避難経路を設定し、適宜誘導灯や誘導標識を設置している。
- ・ 重要文化財（建造物）は、直接公道に面していないため、緊急車両は下の避難経路図の北東市道から敷地内に進入する計画である。
- ・ 公開していない重要文化財（建造物）の部分で将来公開等を行う場合には、避難経路や排煙について現状の適合状況を調査し、不足する場合には公開方法の工夫や排煙設備の設置等の対策が必要となる。
- ・ 来場人員については、常時公開している醗酵室は、過剰な人数とならないよう適切に管理し、適宜誘導人員の配置等を検討する。限定公開している事務室は、引き続き予約により来場人員を管理する。



図 4-2 避難経路図

(5) 消火体制

事務室（本館）、醃酵室（神谷傳兵衛記念館）、貯蔵庫（レストラン）それぞれに防火管理者が指定した正・副の火元責任者がおかれている。平常時においては、施設別火元責任者が火元の点検、取り扱いに万全を期し、防火の徹底を図る。

火災発生時には、日中は牛久シャトー株式会社自衛消防隊及び市職員が、夜間は警備員が直ちに消防署に通報するとともに、本格的な消火活動が開始されるまでの間、消火器・消火栓を用いて初期消火に努める。

直近の消防署は牛久消防署（牛久シャトーから北東に約 600m）であり、車両で 2～3 分程度の距離にある。

表 4-1 牛久シャトー株式会社自衛消防隊編成表

自衛消防隊隊長	代表取締役	自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。
自衛消防隊副隊長	防火管理者	隊長を補佐し、隊長が不在時は任務を代行する。
隊の編成		任 務
指揮班	班長 1 隊員 2	1 隊長、副隊長の補佐 2 自衛消防本部の設置 3 自衛消防隊各班への命令の伝達並びに情報の収集 4 牛久消防隊への情報の提供並びに災害現場への誘導 5 その他指揮統制上必要な事項
通報連絡班	班長 1 隊員 1	1 消防機関への通報（119 番）並びに通報の確認 2 館内への非常通報並びに指示命令の伝達 3 関係者への連絡（牛久市、消防関係業者等、当日休暇者等）
消火班	班長 1 隊員 4	1 出火場所・階に直行し、消火作業に従事 2 消火班が行う消火作業への指揮指導 3 牛久消防署隊員との連携及び補佐
避難誘導班	班長 1 隊員 9	1 出火場所に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放並びに開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 避難の際、出火場所建屋内の扉等を可能な限り閉じる 5 逃げ遅れの確認及び本部への報告 6 ロープ等による警戒区域の設定
安全防護班	班長 1 隊員 1	1 火災発生地区へ直行し、防火戸の閉鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の運転停止 3 応急救護所へ救護備品などの移動、設置
救護班	班長 1 隊員 5	1 応急救護所の設置（大型バス専用駐車場） 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供 4 安全防護班と連携し、応急救護所の備品を確認



(6) その他

今後、敷地内への施設の新設や既存建造物の増改築にあたっては、火災の発生や延焼の防止、また消火活動に支障とならないよう十分配慮する。

3 防犯計画

(1) 事故歴

現在までに、人為によるき損・放火等の事故の記録は無い。

(2) 事故防止の措置

き損事故防止、放火防止、盗難防止の予防措置として、年中 24 時間、施錠管理・機械警備・防犯カメラなどで対応している。

昼間は市職員、牛久シャトー株式会社職員が常駐し、夜間は牛久シャトー株式会社の警備員が巡回を行っている。

(3) 今後の対処方針

現状の警備体制を継続する。

4 防災設備（防火・防犯設備）計画

(1) 設備整備計画

牛久シャトー敷地内外の既設防災設備は、消火栓と警報装置及びレストラン（旧貯蔵庫）に自動火災報知設備が設けられている。平成 27 年度に自動火災報知設備、消火栓設備、消火貯水槽設備を新たに追加設置したため、必要な防災施設は充足されている。

ア 火災警報設備

- ・重要文化財（建造物）には自動火災警報設備を設置している。敷地内にある各建造物の既設設備を管理事務所の守衛所にて一括管理している。

自動火災報知設備（主要な警報設備機器）	
受信機はP型1級60回線（使用40回線）とし、耐雷盤を装備済み	
総合盤（消火栓組込型 縦型 PLB）	3 個
総合盤（消火栓組込型 PLB）	7 個
光電式スポット型感知器（2種 露出型）	27 個
光電式スポット型感知器（2種 遠隔試験機能付）	47 個
差動式スポット型感知器（2種 露出型）	19 個
差動式分布型感知器（2種 露出型 4個用）	1 個
空气管敷設（事務室和室4室・廊下1）	延 106m

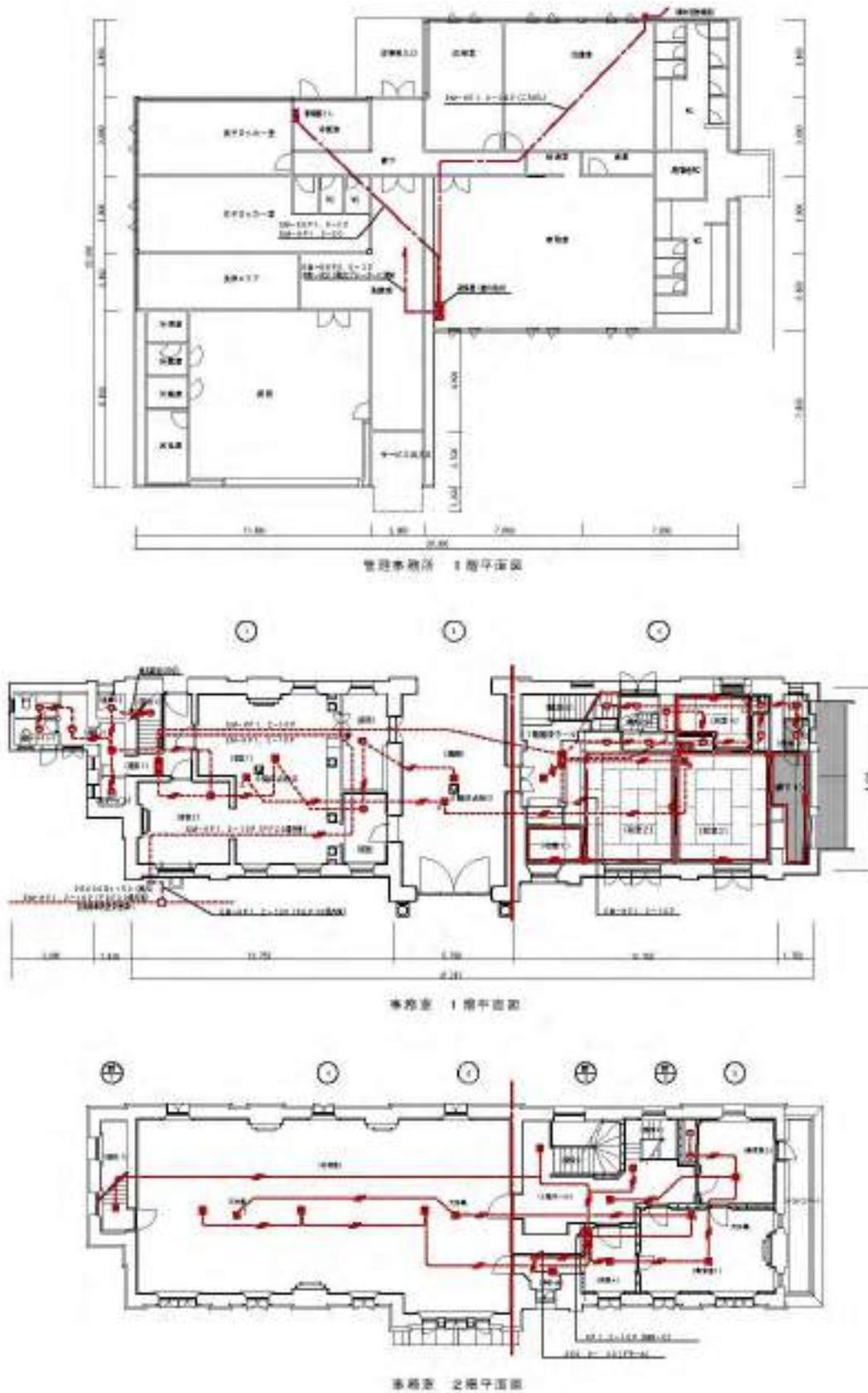


图 4-3 自動火災報知設備-1

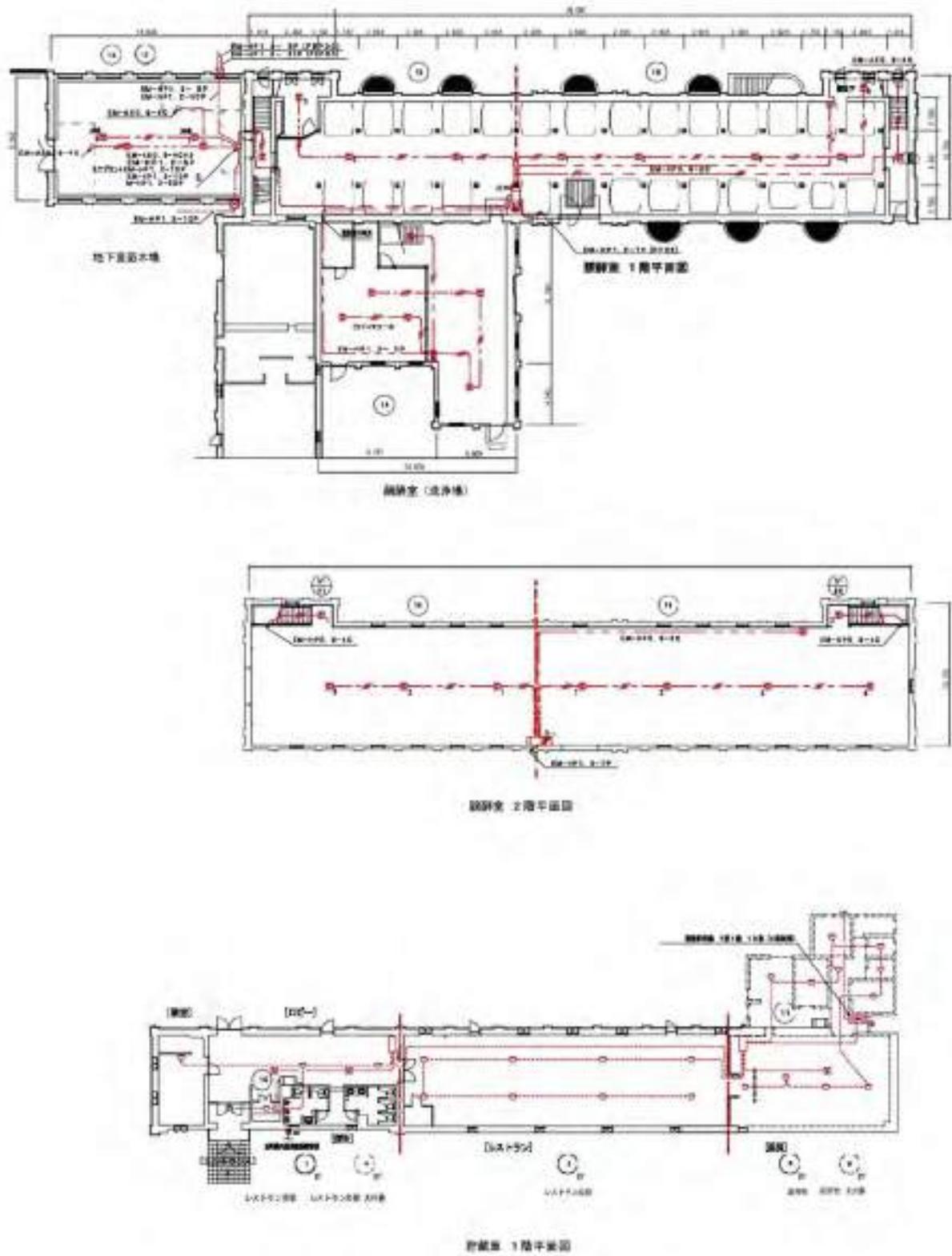


図 4-4 自動火災報知設備-2



イ 消火設備

- ・醗酵室北側に消火貯水槽 1 箇所が整備されている。消火貯水槽から伸びる消火管が各建造物の消火栓に接続し、建造物付近に屋外消火栓が 3 箇所、屋内消火栓が 7 箇所、醗酵室 1 階南壁に充水槽 1 箇所が整備されている。
- ・消火貯水槽は設置位置の地盤の耐力が不十分であったため、自重の軽いステンレス製である。ポンプ室から最も遠い位置にある事務室 2 階の屋内消火栓からの放水試験と屋外消火栓 3 基及び屋内消火栓 3 基による同時放水試験を行い、所定の放水圧が確保できていることを確認済みである。
- ・なお旧醸造場施設の建造物は、初期消火としての屋内・外消火栓を設置する一方、耐火構造物であり延焼の恐れが少ないとして放水銃は設置していない。

平成 27 年（2015）度に整備した消火設備の位置は下図のとおり。

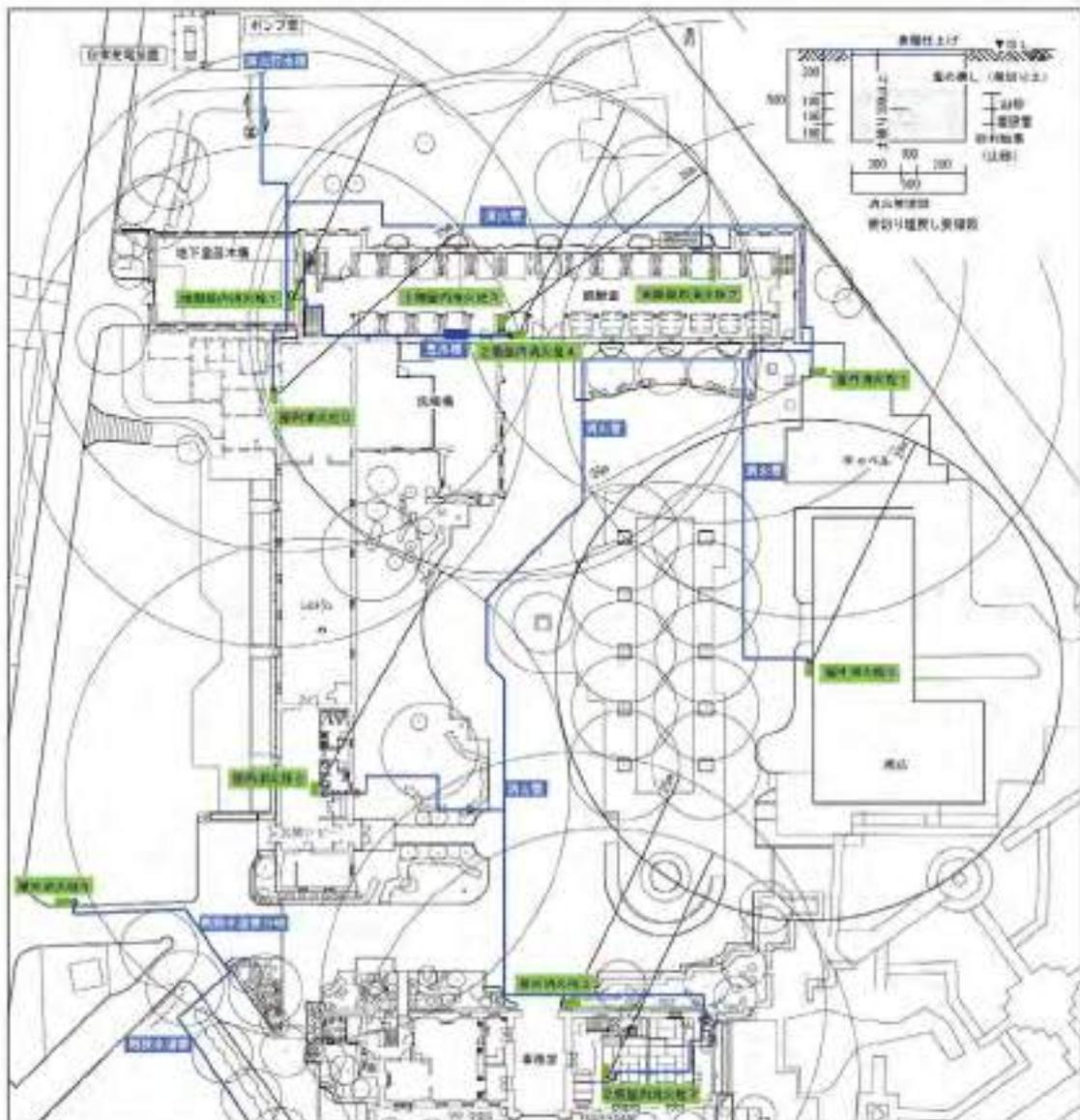


図 4-5 消火設備図



平成 27 年（2015）度に整備した消火設備は以下のとおり。

消火貯水槽ポンプ室一体型	水槽容量 21.0 m ³ 呼称容量 14.8 m ³	屋外消火栓（広範囲型 2 号）	3 組
電動消火ポンプ	1 台	屋外消火栓	1 組
自家発電機（パッケージ型非常発電機）	1 台	充水槽（特注品）	1 台
屋内消火栓（広範囲型 2 号）	7 組	主要配管 消火管用炭素鋼鋼管（40A～80A）	
		消火用高性能ポリエチレン管（50A～80A）	
		消火用硬質塩ビ被覆鋼管（40A）	

牛久シャトー敷地周囲の公道（市道）に地下式の公設消火栓が設置されている。周辺の消火栓設備の位置は下図のとおり。

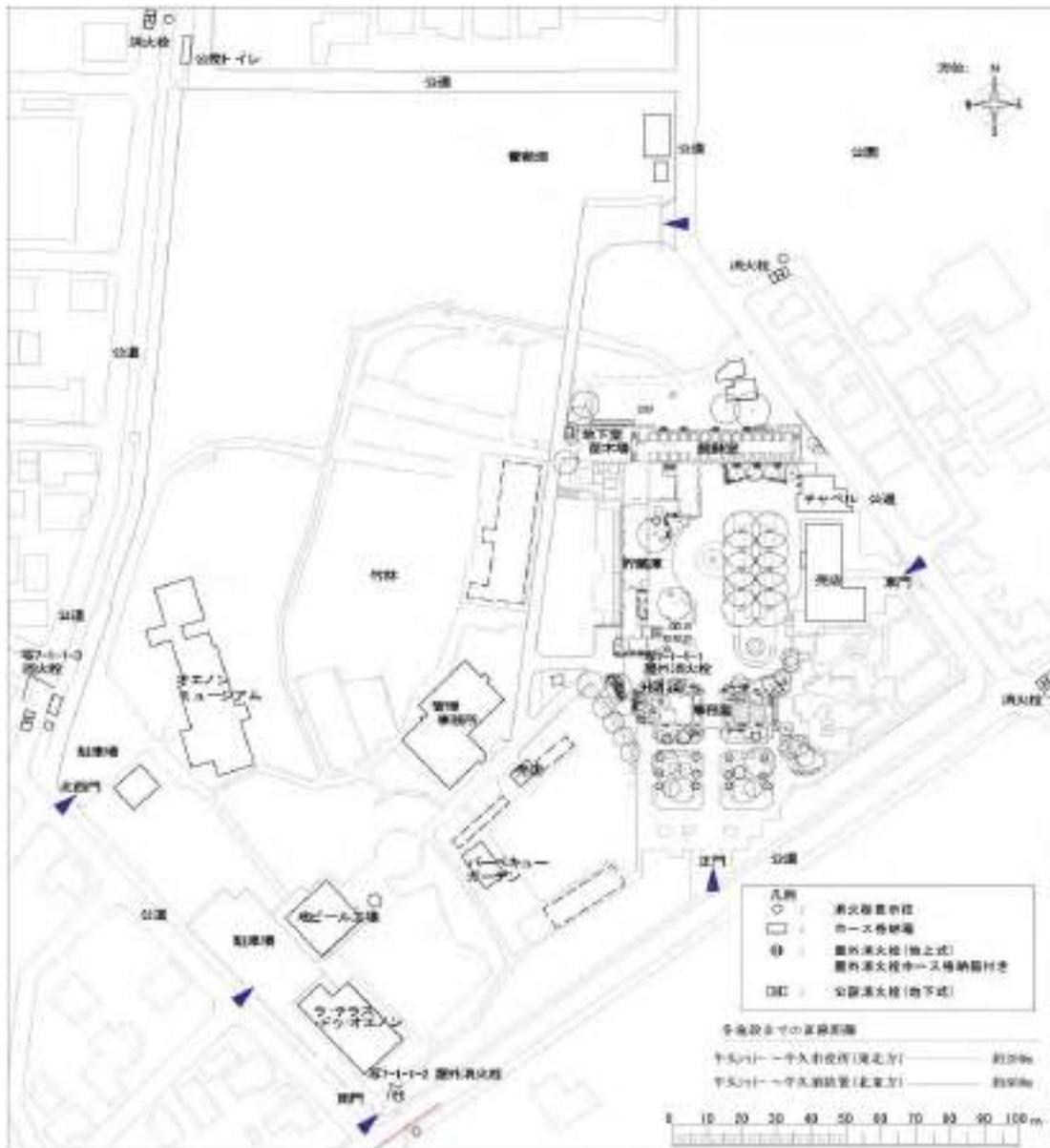


図 4-6 牛久シャトー敷地周辺の消火栓設備概略図

ウ 避雷設備

- ・事務室時計塔頂部に避雷針が設置されている。広い園内建造物をカバーできていない。

エ 防犯設備

- ・監視カメラを設置し、管理事務所内守衛室で警備会社の守衛が夜間のモニター監視を行っている。
- ・しかし、文化財建造物への配管配線が困難なため、電池式のカメラしか設置できず、リアルタイム監視が行えていない。設備の更新時に有線設備や AI を活用した監視設備への置き換えが可能か、検討する。

(2) 保守管理計画

防災設備の保守管理については、消防法に定められる法定点検のほか、自主的な点検により各設備の位置・構造・不良事項・要注意事項等を把握するとともに、必要に応じて速やかに機能の回復を図り、最良の状態を維持していく。これら点検、修理、更新については記録を整え、日頃から所轄の牛久消防署との連携強化により、緊急時の対応が速やかにできるように努める。

- ・作動点検：加圧送水設備及び放水機器は6ヵ月に1回以上作動させ、放水する。
- ・外観点検：機器の配置、損傷状況などを6ヵ月に1回以上点検する。
- ・機能点検：消防設備等の機器の機能について、6ヵ月に1回以上点検する。
- ・総合点検：年1回以上、消防設備士または消防設備点検資格者による点検を実施する。

さらに、既設の防災設備は、今後の更新あるいは新たな整備計画に基づいた新設を想定しておく必要がある。定期点検を継続するとともに、耐用・交換年数に応じた保守管理計画を作成していく。なお、主な防災設備のうち、平成28年(2016)に更新・新設したものについては財産処分の制限期間である8年を過ぎているものも存在する。

主な防災設備の更新・交換年数は、以下のとおり。

表4-2 主な防災設備の更新・交換の目安

主な防災設備	機器・機種	公表耐用・交換年数	財産処分の制限※1
消火器	家庭用消火器	5年	
	業務用消火器	8～10年	
自火報設備一般	感知器	10～15年	8年
消火栓設備一般	消火栓	15年	8年
貯水槽	ステンレス水槽	30年	鉄筋コンクリート造 50年
ポンプ室	電動ポンプ	20年	鉄筋コンクリート造 38年
配水管	ポリエチレン管	30年	鋼管 15年
ホース	保形ホース	10年	平ホース 10年
避雷設備一般	避雷針・アース板		18年
防犯・防盜設備一般	監視・警報機器	15年	8年

※1：財産処分の制限 園場事業によって取得した収蔵庫や防災施設等の財産は「補助金の執行の適正化に関する法律」第22条より処分の規制がある。

（3）設置にあたっての注意事項

防災設備の設置については、「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針（令和3年12月6日 文化資源活用課長裁定）及び「文化財保存・管理ハンドブック建造物編」（平成25年改訂・公益社団法人全国国宝重要文化財所有者連盟）に記される原則を参考とする。

また、重要文化財（建造物）の防災を目的とした防災設備と、その他の施設の設備は一体的に機能する必要があるが、事務手続き上は管理区分を明確にしておく必要がある。

第2節 耐震対策

1 耐震診断

（1）地震時の安全性に係る課題

平成23年（2011）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震によって牛久市内で震度5強を観測し、シャトーカミヤ旧醸造場施設の各建造物の煉瓦壁にクラックや変形等が生じる甚大な被害を被った。その後の保存修理工事で建造物への構造補強が行われ、一定の安全性確保ができていたが、今後も大規模地震の発生可能性があることから、恒常的に地震への備えが必要である。

（2）改善措置

保存修理工事（災害復旧）完了後8年が経過しており、目視確認により構造補強箇所の現状確認を行った。周囲の部材に影響を与えている部分は確認できなかったことから、当面の改善措置は必要ないと判断した。

（3）今後の対処方針

今後も定期的に構造補強の継続的な経過観察を実施する。

2 地震時の対処方針

地震発生時には被害者の避難誘導や救助を最優先して行うとともに、直ちに関係機関に被害状況を通報する。人命の安全が確保された後は、直ちに文化財建造物等とその部材の保護に努め、必要に応じて次のような措置をとる。

- ・主要構造部が大きく変形した場合には、支柱・ワイヤー等による支持・立入制限等の措置をとる。
- ・重要文化財（建造物）が大きく破損した場合には、危険部分の撤去と部材の格納、破損部分に対する防水シート被覆、支持材の追加、立入制限等の措置をとる。
- ・重要文化財（建造物）に延焼の危険がある場合には、消火活動に努めるとともに、延焼による消失が確実と判断された場合には解体撤去も含めた適切な対応をとる。

なお、東日本大震災や激甚災害レベルの災害により文化財が被災した場合、牛久市は文化遺産防災ネットワーク推進会議の災害時における活動ガイドラインにのっとり、文化財防災センターと情報共有し、必要な対策を講ずる。



第3節 耐風対策等

1 被害の想定

近年、大型台風のほか異常な集中豪雨などが頻繁に発生している。牛久シャトーにおいては、大きな被害は出ていないが、強風による窓の破損や雨漏りなどが発生している。屋根材や建具の劣化により被害を受けやすい状況にあると思われる、今後も大風・大雨により屋根・天窓の破損などが発生する可能性が高い。

表 4-3 過去の気象災害による被害

発生日時	建造物	破損内容	対応内容
平成 20 年 (2008) 8 月下旬 地震及び大雨	・ 事務室時計塔 ・ 階段壁面 ・ 醗酵室平面	・ 地震によるひびわれ 2 箇所 ・ 降雨による鎧戸の脱落及び雨漏り	・ 鎧戸は現状復旧 ・ ひびわれ及び雨漏りは経過観察
平成 29 年 (2017) 2 月 2 日 大風	・ 事務室屋根	・ 屋根の鉄板葺き一部が捲れ上がり、剥がれ、落下 (台風や大風時に度々あった)	・ 平成 29 年 (2017) 10 月 26 日の台風直後に被害拡大を防ぐため一部ビス仮止め。 ・ 平成 30 年 (2018) 2 月中旬～下旬に屋根鉄板葺き固定のためビス止め。(ビス止め部は防水加工処理)

2 今後の対処方針

文化財建造物全てについて、屋根材や構造部の健全性や安全性に係る調査を行い、適切な修理を行う。特に事務室軒桶周りや、貯蔵庫（レストラン）の排気口周辺で、雨漏りが生じやすいことから、雨水の侵入防止対策を検討する。

また、事務室、醗酵室、貯蔵庫の一部の排水施設が破損または未整備な部分で、降雨時に浸水・滞水が生じる箇所については、流末を含めた排水対策を検討する。

万が一、強風や豪雨、落雷、洪水等の被害を受けた場合には、地震時の対処方針と同様に、人命の安全が確保された後に、被害の拡大を防止するための措置を状況に応じて行い、関係機関に被害状況を報告する。



第5章 活用計画

第1節 公開その他の活用の基本方針

- ・重要文化財（建造物）及び関係資料を広く市民や来訪者に公開する。
- ・重要文化財（建造物）と牛久シャトーの敷地全体で多面的な活用を促進する。
- ・周辺施設との連携によるまちづくりへの相乗効果を図る。

第2節 公開計画

1 公開の現状

重要文化財（建造物）の外観はほとんどが見通せるが、貯蔵庫西面の一部と地下室苗木場の南面はレストラン厨房施設によって傍観できない。また醗酵室北面は園路がないため傍観できない。

事務室については、有料で映画・ドラマ撮影等に貸し出しをしており、ロケ地として多くの撮影の引き合いがある。事務室内部のガイドは予約制で、牛久シャトー株式会社の職員が、学校見学については市職員が対応している。

貯蔵庫はレストランとして利用されている。

醗酵室は、地下室苗木場を除き神谷傳伝兵衛記念館（展示施設）として常時公開している。

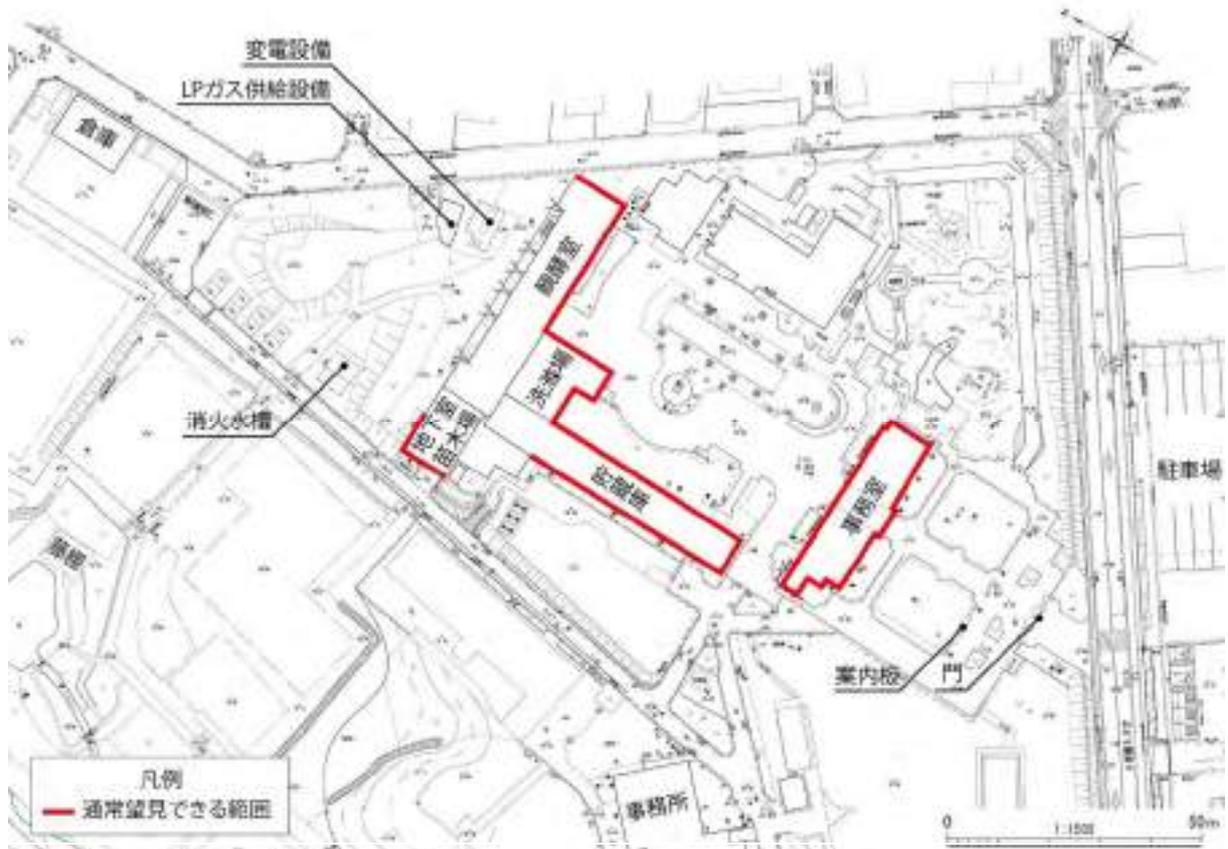


図 5-1 通常望見できる範囲図

2 建造物の公開

(1) 事務室

事務室は、予約制の有料案内ガイドによる公開を継続する。

今後は、撮影や貸室、イベント開催といった従来の活用を促進するとともに、より一層の活用を図るための空調機設置や電気配線の整備など環境整備も進めていく。

(2) 醜辞室

神谷傳兵衛記念館としての常時公開を継続する。

(3) 貯蔵庫

貯蔵庫内でのレストラン営業を通じた建物内の利用・公開を継続する。



図5-2 牛久シャトーでの復刻晩餐会の募集チラシ(一部)

第3節 活用基本計画

1 計画条件の整理

(1) 法的条件・遵守すべき法規等

ア 建築基準法

重要文化財（建造物）については適用除外となっている。ただし建物の用途を現在から大きく変更する場合は、建築確認申請が必要となる。

その他の建造物等は、建築基準法が適用される。

イ 消防法及び関係法令

重要文化財建造物は、消防法施行令別表1（17）に該当する建造物であり、自動火災報知設備と消火器の設置が義務付けられている。火気使用は禁止されていないが、できる限り控えるものとされている。

ウ 都市計画法

敷地は、竜ヶ崎・牛久都市計画区域内で、市街化区域に含まれている。用途地域は準工業地域に指定され、容積率200%、建ぺい率60%の規定が適用される。

(2) 情報発信とソフト施策の継続・充実

牛久市文化財ガイドブックなど、既存のマップを効果的に活用した情報発信を継続する。またこれまで継続的に実施している牛久市歴史リレー講座や展示による公開活用事業の充実を図る。そのほ



か、市が主催する文化財の活用イベントに加え、旅行代理店など多様な企業や団体と連携し、旧事務室大広間での復刻晩さん会など観光客向けの付加価値の高いイベントの企画を進める。

市民の生涯学習機会の充実に向けて、従来の歴史講座や郷土検定のほか、PR コンテンツ・SNS・コミュニティ FM・AR・VRなどを活用した普及啓発・広報活動を展開していく。

学校教育においては、小中学校との連携を密にして、多くの子供たちが牛久シャトーに親しみを持つ方策を検討する。令和2年（2020）の日本遺産の認定を契機として活発に関連イベントを展開しており、今後も認定事業の実施を推進する。



図 5-3 牛久シャトーでの日本遺産フェスタのチラシ



図 5-4 牛久一中の生徒による牛久シャトーでの清掃活動 (茨城新聞)

(3) 周辺資源との連携促進

牛久市域には、牛久の旧市街地に残る伝統的な居住域や中世の城跡、街道、住井すゑ文学館、小川芋銭記念館「雲魚亭」など多くの歴史資源が存在する。これら資源と現在の観光拠点である牛久シャトーとのコラボレーションの余地があることから、連携して相乗効果を生み出す活用手法を検討していく。

一方、牛久シャトーは、茨城県が指定し整備した「いばらきヘルスロード」の散策コース（シャトー通り散策コース）の見どころとして位置付けられている。また、令和4年(2022)度にスポーツ文化ツーリズムアワードを受賞した「茨城県ノルディックウォーク連盟」とからめた活用も期待されている。近年の健康づくりの市民意識の高まりに応える受け皿として、周辺の散策コースや公共施設、観光拠点と連携した活用を進める。

本市周辺では、神谷傳兵衛出身地の西尾産のお茶を使った



図 5-5 シャトー通り散策コースの詳細

ビール開発、関東鉄道 100 周年記念のビールの開発など地域社会で牛久シャトーを核にした多面的な経済活動が営まれている。牛久シャトーをこれら企業の地域貢献や地場産業、地域活性化のプラットフォーム、拠点として活用する可能性を模索していく。

2 建築計画

(1) 平面計画

ア 事務室

事務室1階の旧喫茶室では、プロジェクションマッピングで牛久シャトーの紹介をしていることから、今後も学校教育及び生涯学習の拠点と位置付ける。現在、建物北面西側の入口から出入りし、西側の階段を使って2階の見学を行っている。建物の管理上、現在の出入口から内部を見学し、元の出入口から出る動線計画を維持する。

イ 醗酵室

牛久シャトーの歴史と醸造場の展示施設としての機能を維持する。醗酵室の見学は、南側中央の入口から東側の階段で2階に登り、西側の階段から地階に下り、洗滌場南側の扉から出る動線を維持する。また、洗滌場の発掘調査成果に基づき、洗滌場の地下遺構と出土遺物の展示手法を検討する。

ウ 貯蔵庫

貯蔵庫を活用した飲食の場としてレストランの利用を継続する。利用客は貯蔵庫南側のレストラン出入口を利用する。

(2) 施設等整備計画

ア 事務室

公開機会の拡大に向けた環境整備を進める。事務室内部の保存環境の維持と活用上必要な温湿度管理のため、エアコン設置を検討する。また、事務室の公開・活用時の歩行者の安全確保のため、2階への主動線となる東側階段に手すり設置を検討する。

イ 醗酵室

牛久シャトーの歴史と醸造場の展示施設としての機能を維持する。扉の開閉の改善を検討する。また、洗滌場の発掘調査成果に基づき、洗滌場の地下遺構と出土遺物の展示手法を検討する。

ウ 貯蔵庫

貯蔵庫を活用した飲食の場としてレストランの利用を継続する。

3 外構及び周辺整備計画

牛久シャトー敷地内でワイン醸造に使用されたトロッコレールの位置の平面表示を検討する。

貯蔵庫西側の樽小屋は、長く市民に親しまれてきたモニュメント的な建物であるため、現地で保存・活用するための方法を検討する。

4 管理・運営計画

牛久市とオエノンホールディングス株式会社は、包括連携協定に基づき、相互に密接な連携を図り、協働することにより、牛久シャトーならびに地域の諸課題に迅速かつ確に対応し、「市民サービスの向上」および「地域の活性化」を図る。協定の内容は次のとおり。

- (1) 重要文化財シャトーカミヤ旧醸造場施設の保存活用に関する事。
- (2) 牛久シャトーの公開活用に関する事。
- (3) 牛久市が進める日本遺産認定推進事業に関する事。
- (4) 牛久市の観光やブランド振興・文化に関する事。
- (5) その他必要と認められる事項。

出典：オエノングループホームページ、ニュースリリース令和元年(2019)年3月4日より

上記協定に基づき、所有者（オエノンホールディングス株式会社）・牛久市・指定管理者である牛久シャトー株式会社は、日常的維持管理における役割分担を明確化させ、牛久シャトーの適切な管理・運営を行う。

第4節 実施に向けての課題

1 牛久シャトーの活性化

牛久シャトーの活用においては、施設全体の活性化と長期的な誘客対策が大きな課題となっている。日本遺産認定を契機として展開されている活用イベントなどを着実に知名度の向上や市民意識づくりにつなげていくことが重要である。

2 周辺資源との一体的活用

牛久シャトー周辺には関連する歴史的・文化的資源として、神谷傳兵衛墓地跡及び神谷翁記念碑、神谷稲荷神社、神谷葡萄園トロッコ軌道跡、旧飯島家住宅、旧岡田小学校女化分校などがある。これらは日本遺産の構成文化財及び関連する文化財として位置づけられているが、重要文化財（建造物）と一体的な活用はこれからの課題である。

3 人材確保

レストランや店舗の従業員や広い敷地の維持管理に従事する人材が不足している。第三セクターの牛久シャトー株式会社や市の担当部署の増員の検討が必要である。

4 牛久シャトー関連文化財の保存

「明治42年神谷葡萄園実測図」の重要文化財（建造物）の附指定、「醸造及び瓶詰用具一式」の有形の民俗文化財の指定の検討のほか、事務室内に展示された絵画や美術工芸品などの価値づけと適切な保存を検討する必要がある。



第6章 保護に係る諸手続き

シャトーカミヤ旧醸造場施設の保存活用にあたって必要となる諸手続きについて、運用の方針を定める。ただし、本章の定めにおいて、明確でない行為については、その都度、茨城県教育委員会及び文化庁と協議するものとする。

第1節 文化財（建造物）の現状を変更する行為

1 文化庁長官の許可を要する行為

重要文化財の現状を変更しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない（文化財保護法第43条第1項）。

【運用の方針】

保存修理に伴う復元的な現状変更行為は文化庁の現状変更許可が必要である。失われた建造物やその部分の復元、後世に設置された間仕切りの撤去などがこれにあたる。シャトーカミヤ旧醸造場施設では、現在のところ実施を想定していない。

また、現状変更行為のうち保存管理上の行為として地上げや構造補強、部材の交換等があげられる。平成23年（2011）度に文化庁の現状変更許可を得て、大規模な耐震補強工事を実施したため、当面、これらの行為も想定されない。しかし、今後の地震災害の発生により再度、本来の構造形式の変更や恒久的な補強を行う場合は現状変更の許可を要することがある。必要な部材の補修や交換についても、現状の部材の材質、形状、色などの仕様を変更する場合、現状変更の許可が必要となる場合がある。

その他、活用上必要な設備の設置に伴い、壁や床といった構造躯体の一部を閉塞、開口する行為や形式、規模を変更する行為も現状変更行為にあたる。事前に関係者と十分な協議を行った結果、必要と判断された場合は現状変更の許可手続きを行う。

2 許可を要しない行為

文化財の現状を変更しようとする行為のうち、維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、許可を要しないこととされている（文化財保護法第43条第1項）。

【運用の方針】

（1）維持の措置

同種、同材、同仕様による修理は、維持の措置として許可を要しない。ただし、事前に修理届を提出する必要があり、修理後には修理完了したことを報告する。

建造物のき損の拡大を防止するために必要な応急措置は、維持の措置として現状変更の許可を要しないものとされている。また、経年による梁等の垂下の進行を止めるための支柱設置等はこれに該当すると考えられる。ただし、き損届を提出する必要がある。



(2) 非常災害のために必要な応急措置

被災した建物において、例えば、脱落した部材等を回収・収容する行為、倒壊防止のために傾斜した壁や破損のおそれのある天井材等に支柱を添える行為、危険な開口部を応急に閉鎖する行為等は、応急処置として現状変更の許可を要しないものとされている。ただし、き損届を提出する必要がある。

災害によってき損が予想される場合に、被害の発生を予防する目的で行う行為は、応急処置に準じて運用する。例えば、外壁の開口部において、建具の飛散を予防する目的で仮に板を打ち付ける行為等を想定する。適切な方法について事前に検討し、茨城県教育委員会及び文化庁と協議することが必要である。

第2節 文化財（建造物）の保存に影響を及ぼす行為

1 文化庁長官の許可を要する行為

重要文化財の保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、保存に影響を及ぼす行為について影響が軽微である場合は、この限りでない。（文化財保護法第43条第1項）。

【運用の方針】

重要文化財に関して直接手を加えることのない行為であるが、その保存に影響を及ぼすおそれがある場合は文化庁長官の許可を受けなければならない。

例えば、周辺土地改良により、土を掘り起こそうとする場合等、その行為によって構造耐力を弱めたりする等、建造物の保存に影響を与える行為等が想定される。

2 許可を要しない行為

重要文化財の保存に影響を及ぼす行為の影響が軽微である場合は、許可を要しないこととされている（文化財保護法第43条第1項）。

【運用の方針】

イベント等において文化財（建造物）の内外に仮設物を設置するとき、それが一時的なものであり、かつ重要文化財に接触する部分において十分な保護措置がなされているならば、影響が軽微なものとなされる可能性がある。

なお、自動火災報知設備の機器更新等は、通常、影響の軽微なものとなされる。保存に影響を及ぼす行為の取扱については、事前に茨城県教育委員会及び文化庁に照会する必要がある。

第3節 重要文化財（建造物）の届出

1 き損届

重要文化財（建造物）に滅失、き損、盗難が発見された場合は、所有者または管理団体である牛久



市はその事実を知った日から10日以内にその旨を記載したき損届を文化庁長官に提出する（文化財保護法第33条）。

2 修理届

重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体である牛久市は、修理に着手しようとする日の30日前までに、工事内容を示した修理届を文化庁長官に提出する必要がある。ただし、国庫補助金の交付を受けて修理を行う場合、また現状変更の許可を受けて行う場合は不要である。（第43条の2）。

この届出は、所定の事項を記載した書面をもって行うものとする（国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則第1条）。

届出に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真等を添えて、速やかに茨城県教育委員会を経て、文化庁長官に報告する（国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則第3条）。

なお小規模な修繕は管理行為として扱い、修理届を要しない行為（P49 第2章 表 2-2 修理届を要しない行為一覧）については、原則、同種、同材を使用し、必要に応じて茨城県教育委員会等と協議の上、実施し、適切な修理に努める。

なお、これらの修理の記録については、届出を必要とする修理や小規模な修繕も含めて記録を残すこととする。

第4節 本計画の認定と変更に伴う手続き

重要文化財の所有者または管理団体は、重要文化財保存活用計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる（法第53条の2）。

この計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 当該重要文化財の名称及び所在の場所
- 2 当該重要文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 3 計画期間
- 4 その他文部科学省令で定める事項

また、認定を受けた保存活用計画のうち、次に掲げる項目を変更する場合は、文化庁長官による変更の認定が必要である（法第53条の3等）。

- ・ 当該文化財の所有者又は所在の場所の変更
- ・ 計画期間の変更
- ・ 当該文化財の現状変更等に関する変更
- ・ 当該文化財の修理に関する変更
- ・ 美術工芸品の公開を目的とする寄託契約に関する変更
- ・ 当該文化財の保存に影響を与えるおそれのある変更

なお、認定を受けた保存活用計画の計画期間が終了し、保存活用計画の継続を希望する場合には、内容の見直しを行った上で、改めて文化庁長官へ認定申請を行うことが必要である。

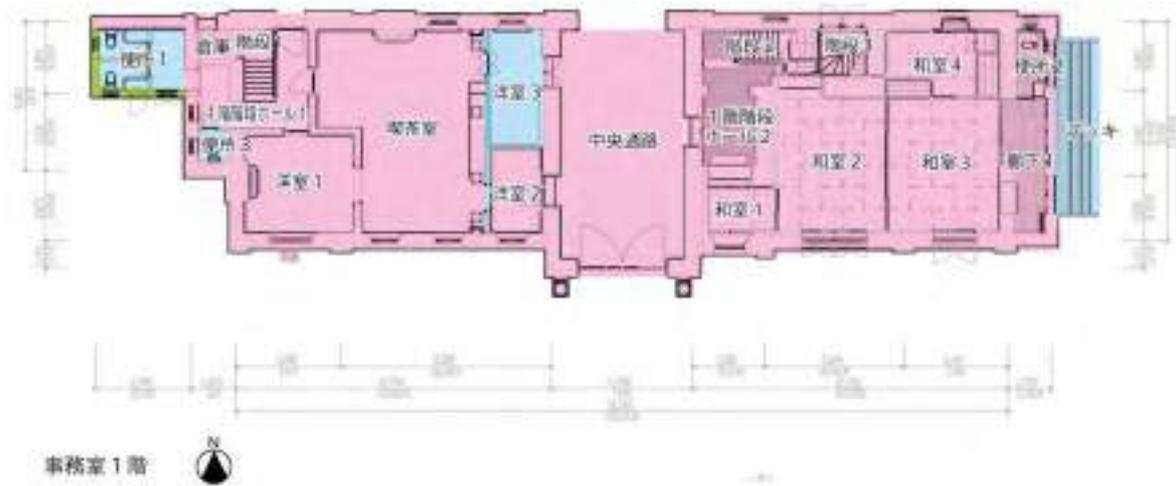


別添資料

第1節 各部位と保護の基準

1 事務室

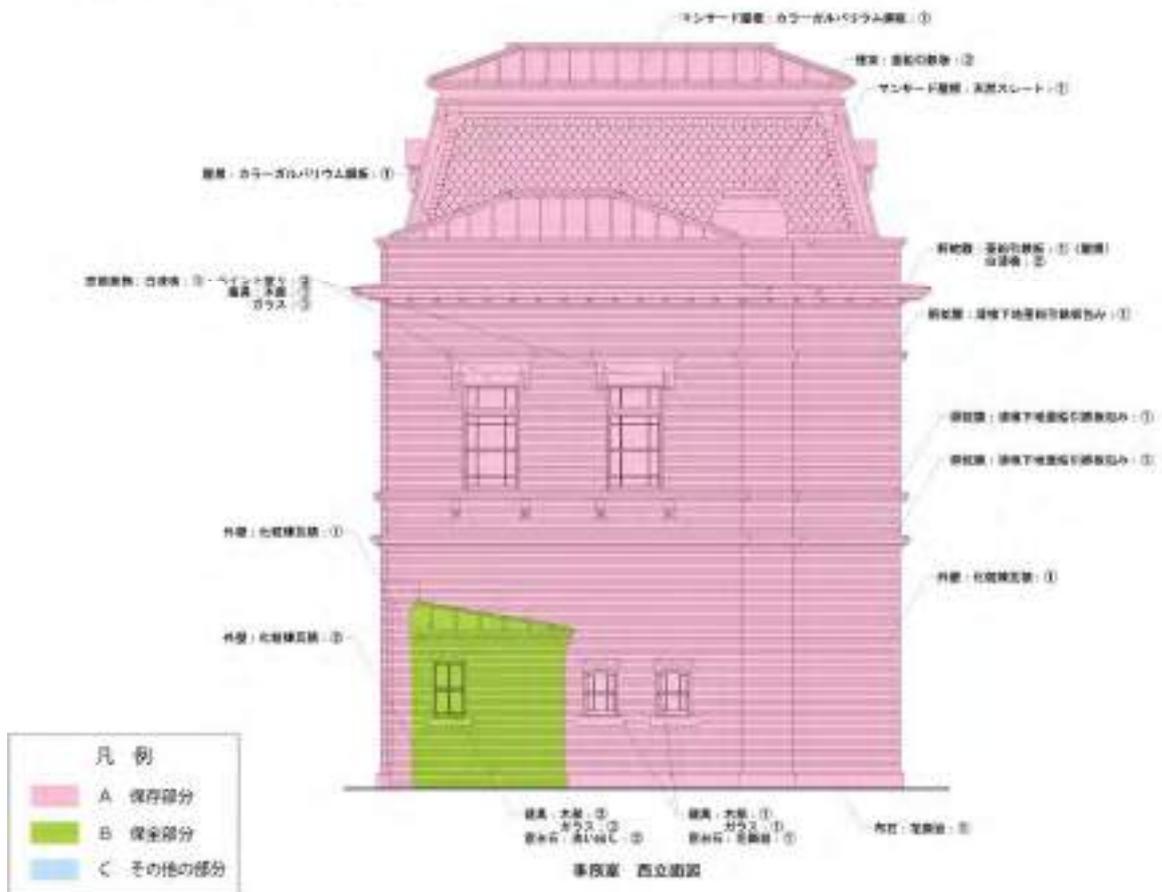
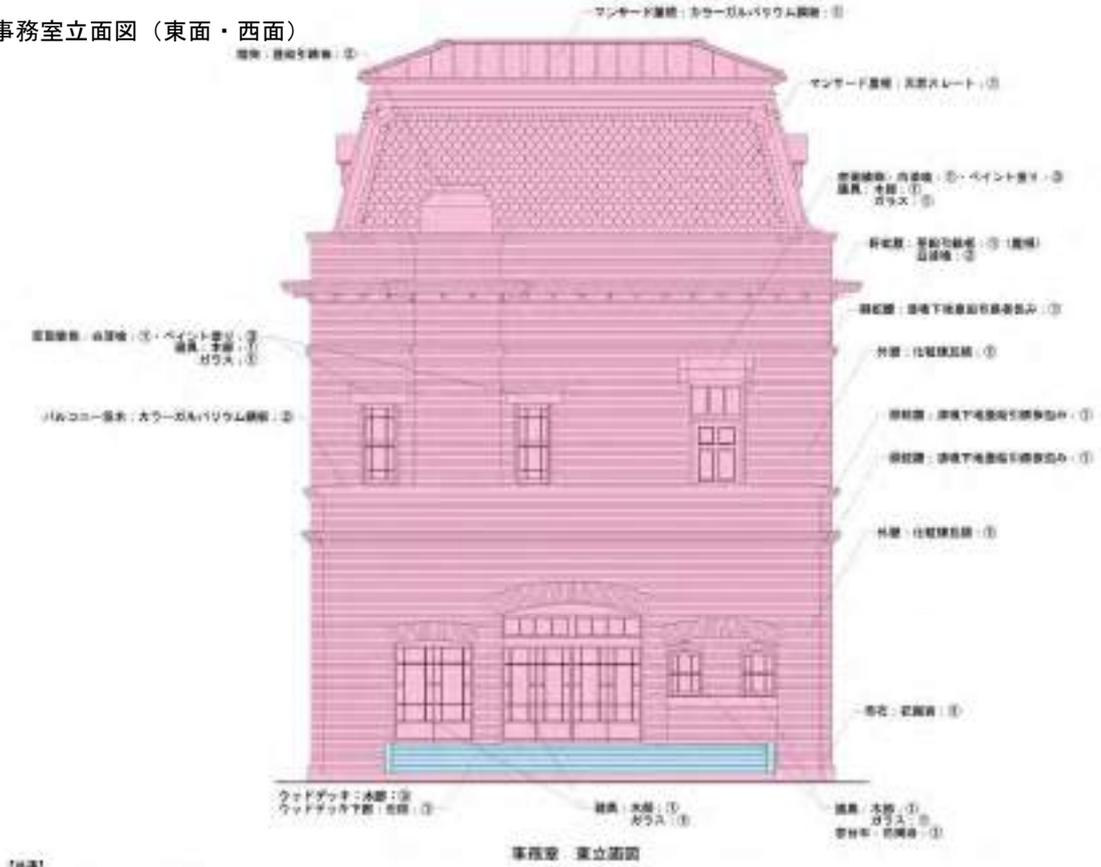
○事務室平面図



凡例	
	A 保存部分
	B 保全部分
	C その他の部分

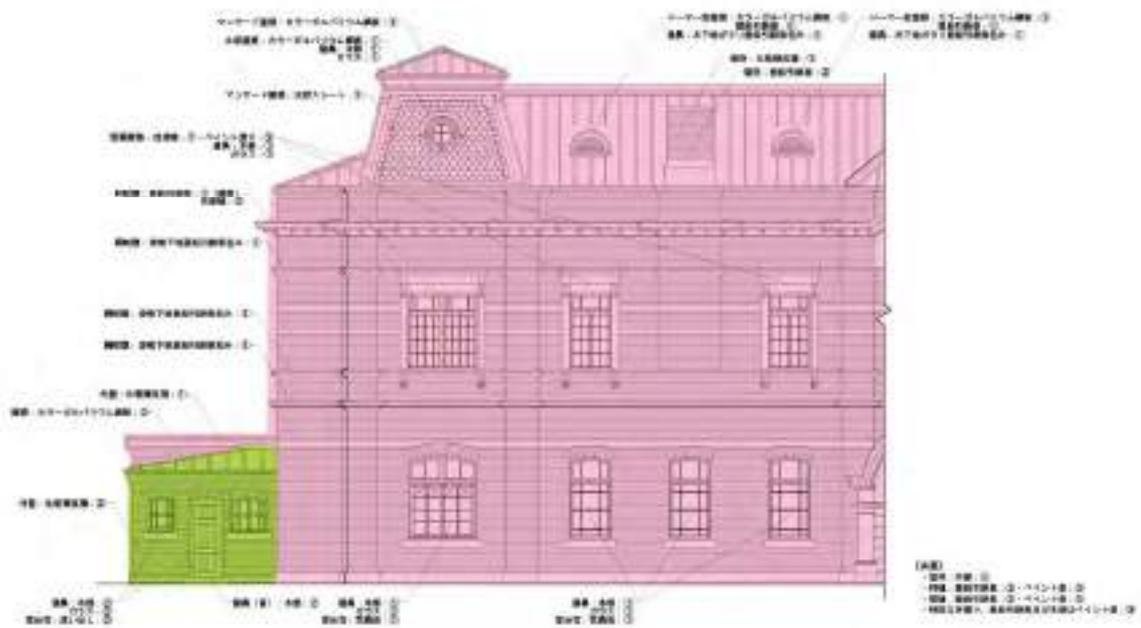
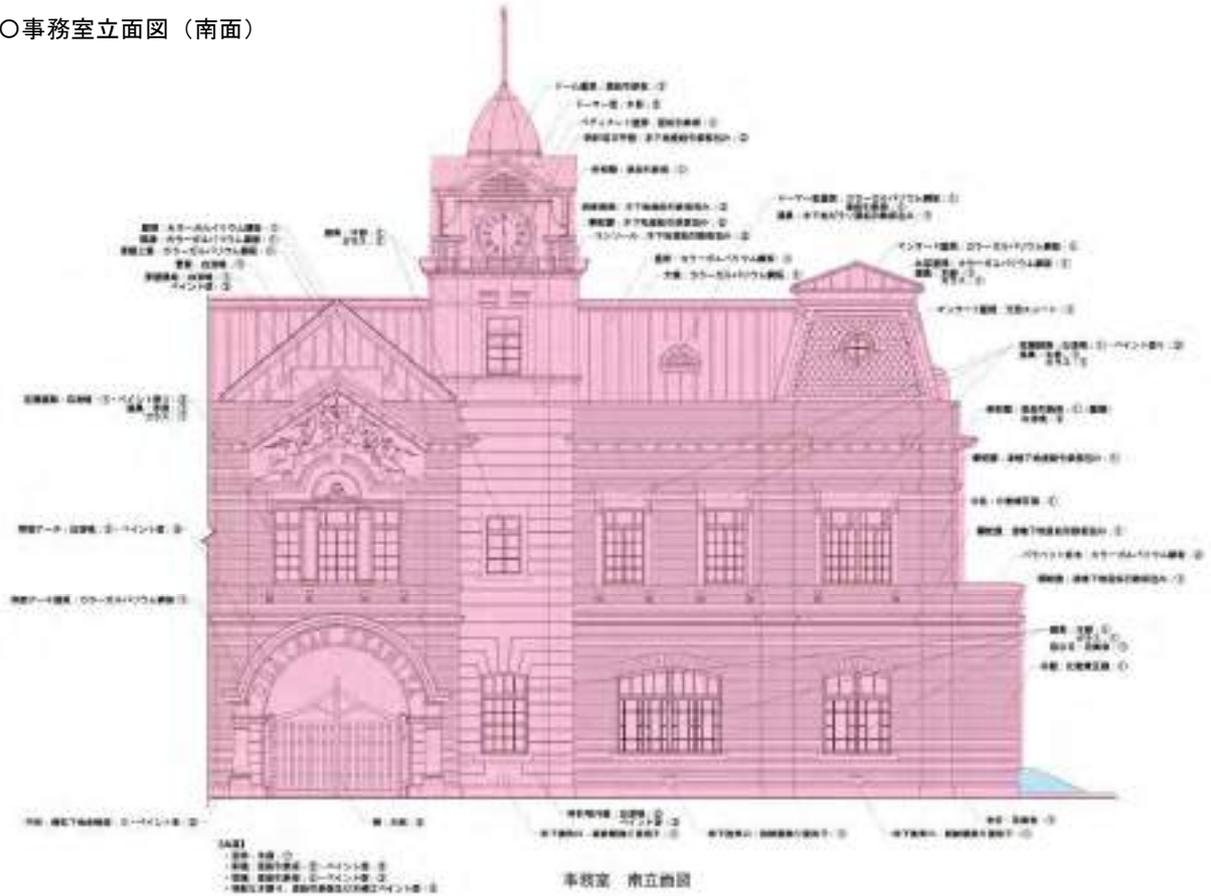


○事務室立面図（東面・西面）





○事務室立面図（南面）



凡 例	
	A 保存部分
	B 保全部分
	C その他の部分



○事務室【外部】 1

部分	部位区分	仕上げ	基準	備考		
事務室 【外部】	A 屋根	主たる屋根	カラーガルバリウム鋼板	①		
		大棟・隅棟	カラーガルバリウム鋼板	①		
		張出寄棟屋根	カラーガルバリウム鋼板	①		
		マンサード屋根	カラーガルバリウム鋼板	①		
			天然スレート	①		
		マンサード屋根丸窓	カラーガルバリウム鋼板	①		
		時計塔ドーム	亜鉛引鉄板	①	ペイント塗：③	
		時計塔ペディメント 屋根	亜鉛引鉄板	①	ペイント塗：③	
		時計塔ペディメント	亜鉛引鉄板	①	ペイント塗：③	
		時計塔軒蛇腹	亜鉛引鉄板	①	ペイント塗：③	
		時計塔渦巻装飾	木下地亜鉛引鉄板包み	②	ペイント塗：③	
		時計塔文字盤	木下地亜鉛引鉄板包み	②	ペイント塗：③	
		時計塔胴蛇腹	木下地亜鉛引鉄板包み	②	ペイント塗：③	
		時計塔コンソール	木下地亜鉛引鉄板包み	②	ペイント塗：③	
		南面ドーマー窓	カラーガルバリウム鋼板	①		
			亜鉛引鉄板	①	ペイント塗：③	
		北面ドーマー窓	カラーガルバリウム鋼板	①		
		北面ドーマー窓 ペディメント	木下地亜鉛引鉄板包み	②	ペイント塗：③	
		北面ドーマー外壁	木下地亜鉛引鉄板包み	②	ペイント塗：③	
		北面ドーマー軒蛇腹	木下地亜鉛引鉄板包み	②	ペイント塗：③	
		北面ドーマー 渦巻装飾	木下地亜鉛引鉄板包み	②	ペイント塗：③	
		煙突（南側・北側）	化粧煉瓦積	①		
			亜鉛引鉄板	②	ペイント塗：③	
		煙突（東側・西側）	亜鉛引鉄板	②	ペイント塗：③	
		南面妻壁上壁	カラーガルバリウム鋼板	①		
		南面アーチ屋根	カラーガルバリウム鋼板	①		
		バルコニー笠木	カラーガルバリウム鋼板	②		
		バルコニー床面	モルタル	②	FRP系塗膜防水：④	
		外壁	主たる外壁	化粧煉瓦積	①	
				化粧煉瓦積	②	
			時計塔外壁	白漆喰	②	ペイント塗：③
			付柱	化粧煉瓦積	①	
			窓廻り装飾	白漆喰	①	ペイント塗：③
			窓枠	木製	①	ペイント塗：③



○事務室【外部】 2

部分	部位区分	仕上げ	基準	備考	
事務室 【外部】	外壁	窓台石	花崗岩	①	
			洗い出し	②	
		軒蛇腹	亜鉛引鉄板	①	ペイント塗：③
			白漆喰	②	
		胴蛇腹	漆喰下地亜鉛引鉄板包み	①	ペイント塗：③
		南面妻壁	白漆喰	①	
		南面妻壁鍍絵	白漆喰	①	ペイント塗：③
		南面アーチ	白漆喰	①	ペイント塗：③
		トスカナ式円柱	煉瓦下地漆喰塗	①	ペイント塗：③
	北面アーチ部	洗い出し	②		
	建具	欄間付上下窓	木部	①	ペイント塗：③
			ガラス	①	
		欄間ガラリ付上下窓	木部	①	ペイント塗：③
			ガラス	①	
		欄間付両開窓	木部	①	ペイント塗：③
			ガラス	①	
		欄間付両折窓	木部	①	ペイント塗：③
			ガラス	①	
		上下窓	木部	①	ペイント塗：③
			ガラス	①	
		ヴェネチア窓	木部	①	ペイント塗：③
			ガラス	①	
		欄間付嵌め殺し窓	木部	①	ペイント塗：③
			ガラス	①	
		両開扉	木部	③	ペイント塗：③
		欄間付両開戸	木部	①	ペイント塗：③
			ガラス	①	
		欄間付片開戸	欄間：木部	①	ペイント塗：③
			欄間：ガラス	①	
			扉：木部	②	ペイント塗：③
	扉：ガラス		②		
	ガラリ付片開戸	木部	①	ペイント塗：③	
片開戸（盲）	木部	②	ペイント塗：③		
引違戸	木部	①	ペイント塗：③		
	ガラス	①			
欄間付引分戸	木部	①	ペイント塗：③		
	ガラス	①			



○事務室【外部】 3

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考	
事務室 【外部】	A	建具	マンサード丸窓	木部	①	ペイント塗：③
				ガラス	①	
			時計塔ドーマー窓	木部	②	ペイント塗：③
			南面ドーマー窓	木下地亜鉛引鉄板包み	①	ペイント塗：③
			北面ドーマー窓	木部	①	ペイント塗：③
				ガラス	①	
		基礎	布石	花崗岩	①	
				洗い出し	②	
		雨樋	軒樋	亜鉛引鉄板	②	ペイント塗：③
			縦樋	亜鉛引鉄板	②	ペイント塗：③
		その他	床下換気口	鑄鉄製飾り菱格子	①	
			ウッドデッキ	石段	①	
				木部	⑤	

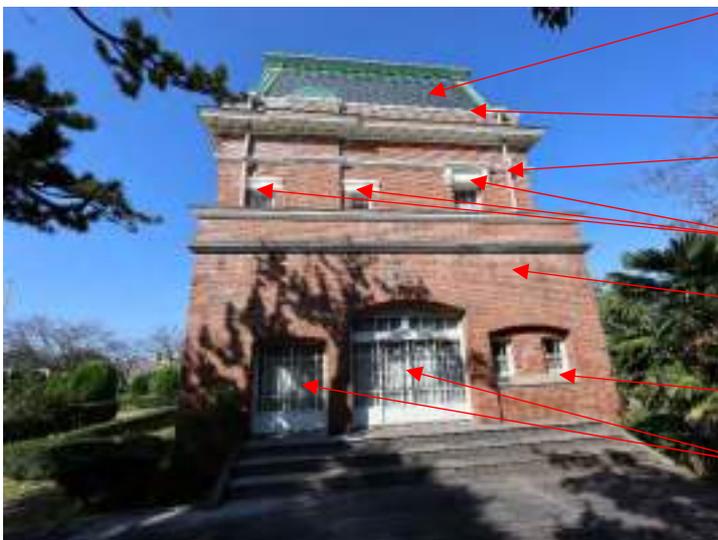


○事務室【外部】写真1



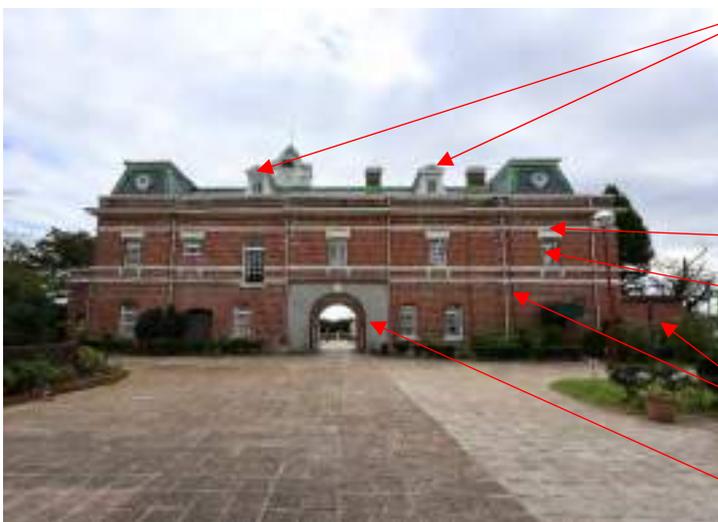
南面

- 屋根：カラーガルバリウム鋼板：①
- 丸窓：木部・ガラス：①・ペイント塗り：③
- 軒蛇腹：亜鉛引鉄板：①・ペイント塗：③
白漆喰：②
- 胴蛇腹：漆喰下地亜鉛引鉄板包：①
ペイント塗：③
- 建具：木部・ガラス：①
ペイント塗：③
- 外壁・付柱：化粧煉瓦積：①



東面

- マンサード屋根
カラーガルバリウム鋼板：①
天然スレート：①
- 軒樋：亜鉛引鉄板：②・ペイント塗り：③
- 縦樋：亜鉛引鉄板：②・ペイント塗り：③
- 窓廻り装飾：白漆喰：①
ペイント塗り：③
- 外壁：化粧煉瓦積：①
- 窓台石：花崗岩：①
- 建具：木部・ガラス：①
ペイント塗：③



北面

- ドーマー窓
屋根：カラーガルバリウム鋼板：①
ペディメント・外壁・軒蛇腹・渦巻装飾：
木下地亜鉛引鉄板包：②
ペイント塗：③
- 建具：木部・ガラス：①
ペイント塗り：③
- 窓廻り装飾：白漆喰：①
ペイント塗り：③
- 建具：木部・ガラス：①
ペイント塗り：③
- 外壁：化粧煉瓦積：①
- アーチ部：洗い出し：②

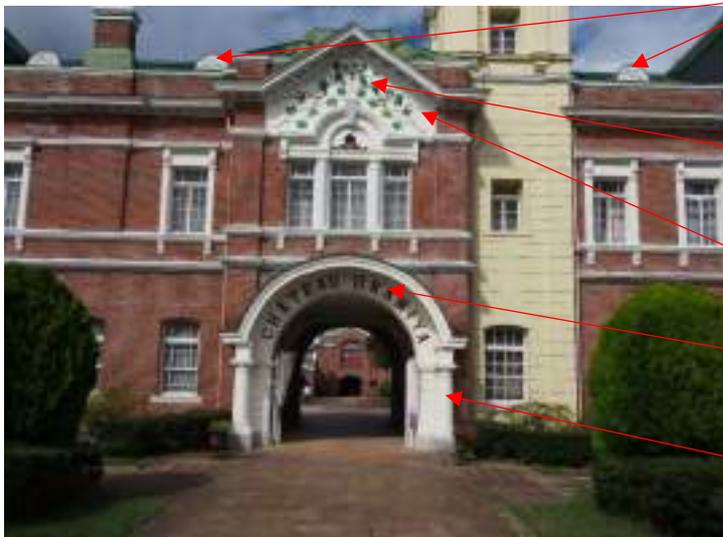


○事務室【外部】写真2



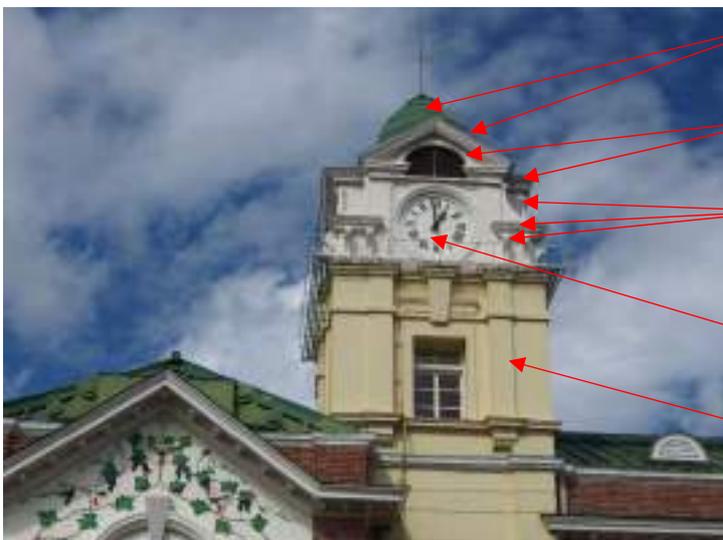
西面

- 窓廻り装飾：白漆喰：①
ペイント塗り：③
- 建具：木部・ガラス：①
ペイント塗り：③
- 建具：木部・ガラス：②
ペイント塗り：③
- 外壁：化粧煉瓦積：②
- 外壁：化粧煉瓦積：①
- 窓台石：洗い出し：②



南面中央

- ドーマー窓
屋根：カラーガルバリウム鋼板：①
亜鉛引鉄板：①・ペイント塗：③
- 建具：木下地亜鉛引鉄板包：①
ペイント塗り：③
- 妻壁鏤絵：白漆喰：①
ペイント塗：③
- 妻壁：白漆喰：①
- アーチ：白漆喰：①
ペイント塗：③
- トスカナ式円柱：煉瓦下地漆喰：①
ペイント塗：③

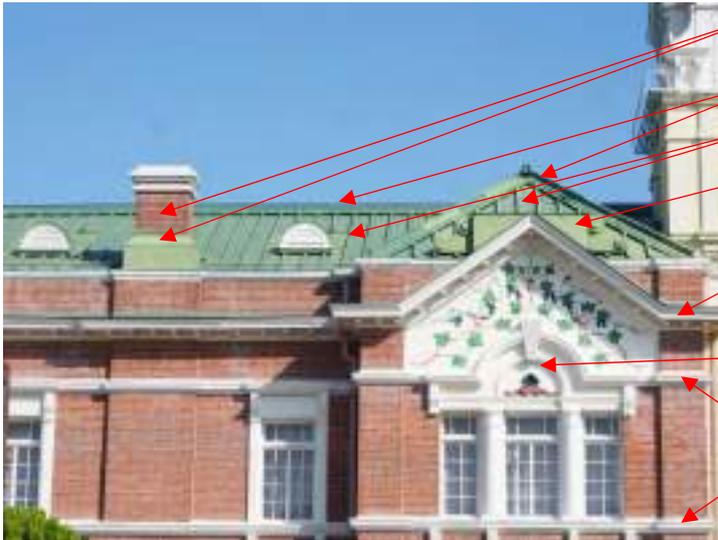


時計塔上部

- 時計塔ドーム・ペディメント屋根：
亜鉛引き鉄板：①・ペイント塗：③
- 時計塔ペディメント・軒蛇腹：
亜鉛引き鉄板：①・ペイント塗：③
- 時計塔渦巻装飾・胴蛇腹・コンソール：
木下地亜鉛引鉄板包：②
ペイント塗：③
- 時計塔文字盤：木下地亜鉛引鉄板包：②
ペイント塗：③
- 時計塔外壁：白漆喰：②
ペイント塗り：③



○事務室【外部】写真3



南面中央上部

- 煙突：化粧煉瓦積：①
- 垂鉛引鉄板：②・ペイント塗：③
- 大棟・隅棟：カラーガルバリウム鋼板：①
- 屋根：カラーガルバリウム鋼板：①
- 妻壁上壁：カラーガルバリウム鋼板：①
- 軒蛇腹：垂鉛引鉄板：①・ペイント塗：③
白漆喰：②
- 窓廻り装飾：白漆喰：①
ペイント塗り：③
- 胴蛇腹：漆喰下地垂鉛引鉄板包：①
ペイント塗：③



東側バルコニー

- バルコニー笠木：
カラーガルバリウム鋼板：②
- 外壁：化粧煉瓦積：①
- バルコニー床面：モルタル：②
FRP系塗膜防水：④

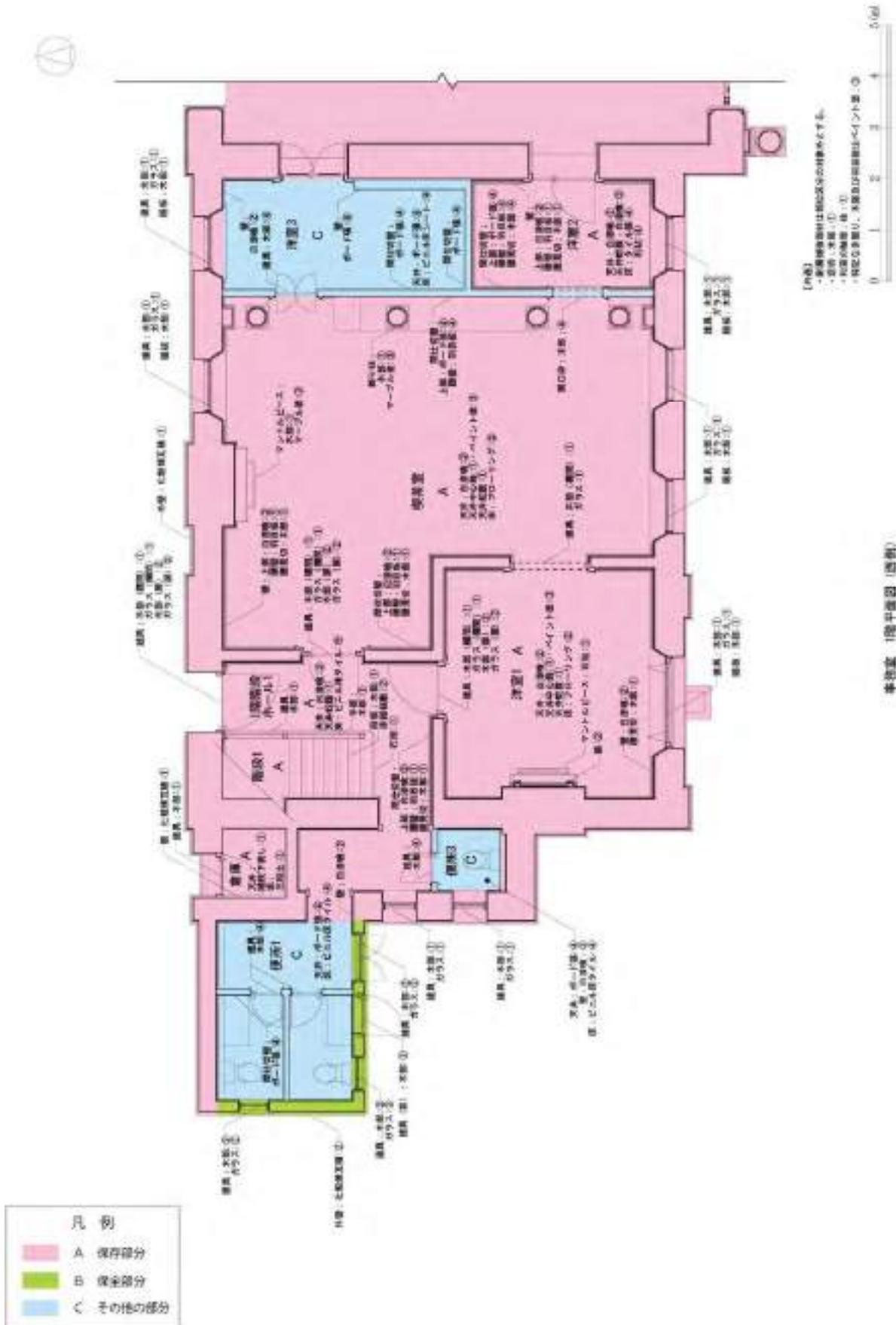


床下換気口

- 床下換気口：鑄鉄製飾り菱格子：①
- 布石：花崗岩：①



○事務室平面図【1階西側】

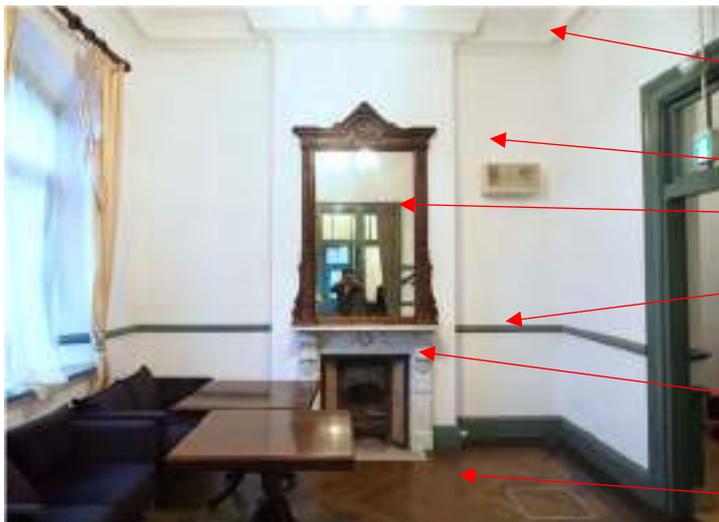




○事務室内部【1階】(洋室1)

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考		
事務室 【内部】	A	洋室 1	天井	天井	白漆喰	②	
				天井 中心飾	鍍絵	①	ペイント塗：③
				天井 蛇腹	白漆喰	①	
			壁面	壁	白漆喰	②	
				腰見切	木部	①	ペイント塗：③
				窓膳板	木部	①	ペイント塗：③
				マントルピース	石貼	①	
			建具	欄間付両折窓	木部	①	ペイント塗：③
					ガラス	①	
				欄間付片開戸	欄間：木部	①	ペイント塗：③
					欄間：ガラス	①	
					扉：木部	②	ペイント塗：③
					扉：ガラス	②	
			欄間付開口枠	木部	①	ペイント塗：③ 扉は撤去	
				ガラス	①		
			床面	主たる床面	フローリング	②	
			その他	カーテンレール	木製	③	
					アルミ製	④	
				鏡		②	
				照明器具	シャンデリア	①	

【洋室1】



天井蛇腹：白漆喰：①

壁：白漆喰：②

鏡：②

腰見切：木部：①
ペイント塗：③

マントルピース：石貼：①

床：フローリング：②

西面



天井蛇腹：白漆喰：①

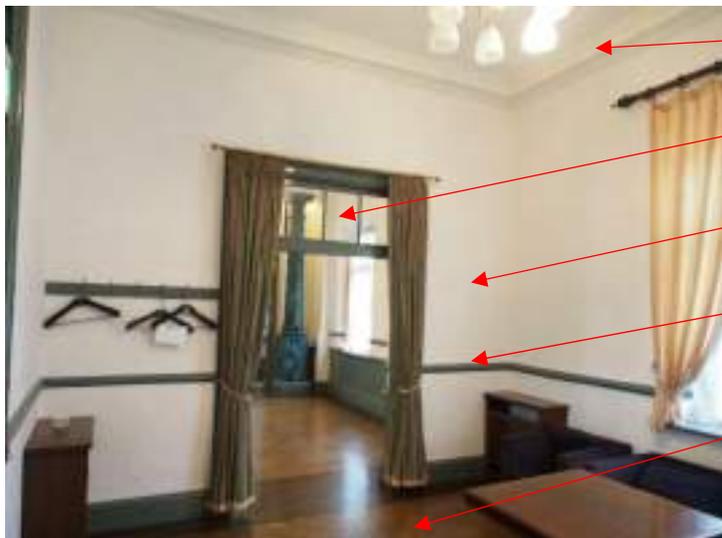
建具（欄間）：木部・ガラス：①
ペイント塗：③

建具（扉）：木部・ガラス：②
ペイント塗：③

壁：白漆喰：②

腰見切：木部：①
ペイント塗：③

北面



天井蛇腹：白漆喰：①

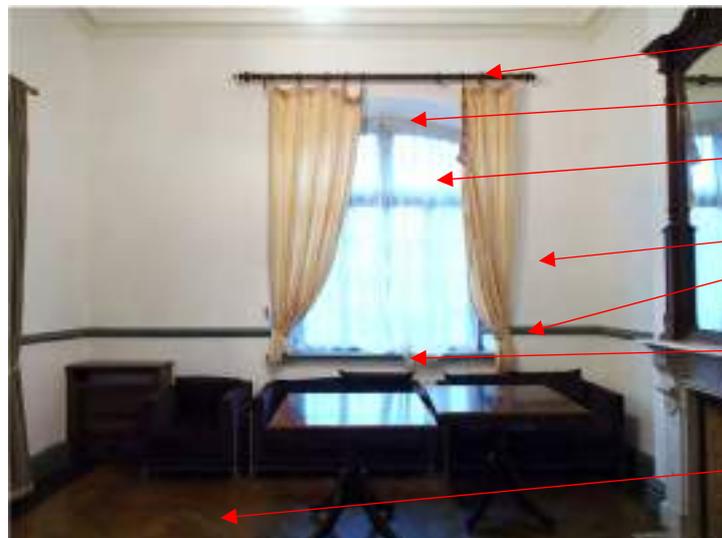
建具（欄間）：木部・ガラス：①
ペイント塗：③

壁：白漆喰：②

腰見切：木部：①
ペイント塗：③

床：フローリング：②

東面



カーテンレール：木製：③

カーテンレール：アルミ製：④

建具：木部・ガラス：①
ペイント塗：③

壁：白漆喰：②
腰見切：木部：①
ペイント塗：③

窓簾板：木部：①
ペイント塗：③

床：フローリング：②

南面



天井：白漆喰：②

天井中心飾：鏤絵：①・ペイント塗：③

照明器具：シャンデリア：①

天井蛇腹：白漆喰：①

天井



○事務室内部【1階】（洋室2）

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考	
事務室 【内部】	A	天井	天井	白漆喰	②	
			天井 蛇腹	白漆喰	②	
		壁面	上部	白漆喰	②	
			腰壁	羽目板	①	ペイント塗：③
			腰見切	木部	①	ペイント塗：③
			窓膳板	木部	①	ペイント塗：③
		間仕切壁	新設 上部	ボード張	④	ペイント塗：④
			新設 腰壁	羽目板	④	ペイント塗：④
			新設 腰見切	木部	④	ペイント塗：④
		建具	欄間付上下窓	木部	①	ペイント塗：③
				ガラス	①	
			欄間付片開戸	木部	①	ペイント塗：③
				ガラス	①	
		開口枠	木部	④	ペイント塗：④	
			タイル張	④		
		床面	主たる床面	タイル張	④	
				石貼	④	
その他	カーテンレール	アルミ製	④			
	照明器具	シーリングライト	②			

【洋室2】



開口枠：木部：④・ペイント塗：④

間仕切壁：ボード張り：④
ペイント塗：④

腰見切：木部：④・ペイント塗：④

腰壁：羽目板：④・ペイント塗：④

西面・北面



建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③

壁：白漆喰：②

腰見切：木部：①・ペイント塗：③

腰壁：羽目板：①・ペイント塗：③

床面：石貼：④

床面：タイル張：④

東面



カーテンレール：アルミ製：④

建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③

壁：白漆喰：②

腰見切：木部：①・ペイント塗：③

窓膳板：木部：①・ペイント塗：③

腰壁：羽目板：①・ペイント塗：③

南面



天井：白漆喰：②

天井蛇腹：白漆喰：②

天井



○事務室内部【1階】(洋室3)

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考		
事務室 【内部】	C	洋室 3	天井	天井	ボード張	④	ペイント塗：④
			壁面	主たる壁面	ボード張	④	白漆喰：②
				腰見切	木部	①	ペイント塗：③
				窓膳板	木部	①	ペイント塗：③
			間仕切壁	新設	ボード張	④	ペイント塗：④
			建具	欄間ガラリ付上下窓	木部	①	ペイント塗：③
					ガラス	①	
				欄間ガラリ付両開戸	木部	①	ペイント塗：③
				自在扉	木部	④	ペイント塗：③
			床面	主たる床面	ビニル床シート貼	④	
その他	カーテンレール	アルミ製	④				
	照明器具	シーリングライト	⑤	蛍光灯			

【洋室3】



西面・北面・東面

- カーテンレール：アルミ製：④
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 壁：ボード張：④・白漆喰：②
- 腰見切：木部：①・ペイント塗：③
- 窓膳板：木部：①・ペイント塗：③
- 建具：木部：④・ペイント塗：③



東面・南面・西面

- 天井：ボード張：④・ペイント塗：④
- 照明器具：シーリングライト：⑤
- 間仕切壁：ボード張：④・ペイント塗：④
- 壁：ボード張：④・ペイント塗：④
- 建具：木部：①・ペイント塗：③



○事務室内部【1階】（喫茶室）

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考	
事務室 【内部】	A	天井	天井	白漆喰	②	
			天井中心飾	鍍絵	①	ペイント塗：③
			天井蛇腹	白漆喰	①	
		軸部	飾り柱	木部	①	マーブル塗：③
		壁面	上部	白漆喰	②	
			腰壁	羽目板	①	ペイント塗：③
			腰見切	木部	①	ペイント塗：③
			窓膳板	木部	①	ペイント塗：③
			マントルピース	木部	①	マーブル塗：③
		間仕切壁	旧設 上部	白漆喰	②	
			旧設 腰壁	羽目板	①	ペイント塗：③
			旧設 腰見切	木部	①	ペイント塗：③
			新設 上部	ボード張	④	ペイント塗：③
			新設 腰壁	羽目板	④	ペイント塗：③
		建具	欄間付上下窓	木部	①	ペイント塗：③
				ガラス	①	
			欄間付片開戸	欄間：木部	①	ペイント塗：③
				欄間：ガラス	①	
				扉：木部	②	ペイント塗：③
		扉：ガラス	②			
		床面	主たる床面	フローリング	②	
		その他	カーテンレール	アルミ製	④	
			照明器具	シャンデリア	①	



【喫茶室】



南面・西面

- 天井：白漆喰：②
- 天井蛇腹：白漆喰：①
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 間仕切壁：ボード張：④・白漆喰：②
- 腰見切：木部：①・ペイント塗：③
- 腰壁：羽目板：①・ペイント塗：③
- 床面：フローリング：②



西面・北面

- 天井：白漆喰：②
- 天井蛇腹：白漆喰：①
- 壁：白漆喰塗：②
- カーテンレール：アルミ製：④
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- マンツルピース：木部：①・マーブル塗：③
- 窓膳板：木部：①・ペイント塗：③
- 腰見切：木部：①・ペイント塗：③
- 腰壁：羽目板：①・ペイント塗：③
- 床面：フローリング：②



東面

- 天井蛇腹：白漆喰：①
- 飾り柱：木部：①・マーブル塗：③
- 間仕切壁：ボード張：④・ペイント塗：③
- 間仕切腰壁：羽目板：④・ペイント塗：③
- 建具：木部：④・ペイント塗：③
- 床面：フローリング：②



南面

天井蛇腹：白漆喰：①

カーテンレール：アルミ製：④

建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③

壁：白漆喰：②

腰見切：木部：①・ペイント塗：③

窓膳板：木部：①・ペイント塗：③

腰壁：羽目板：①・ペイント塗：③

床面：フローリング：②



天井

天井：白漆喰：②

天井中心飾：鍍絵：①・ペイント塗：③

天井蛇腹：白漆喰：①

照明器具：シャンデリア：①



○事務室内部【1階】（1階階段ホール1）

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考	
事務室 【内部】	A	天井	天井	白漆喰	②	
			天井 蛇腹	白漆喰	①	
		間仕切壁	上部	白漆喰	②	
			腰壁	羽目板	①	ペイント塗：③
			腰見切	木部	①	ペイント塗：③
		建具	欄間付片開戸	欄間：木部	①	ペイント塗：③
				欄間：ガラス	①	
				扉：木部	②	ペイント塗：③
				扉：ガラス	②	
			引違戸	木部	①	ペイント塗：③
		床面	主たる床面	ビニル床タイル貼	⑤	
その他	照明器具	シーリングライト	①			

【1階階段ホール1】



西面

壁：白漆喰：②

建具：木部：①・ペイント塗：③

建具：木部：①・ペイント塗：③



北面

建具（欄間）：木部・ガラス：①
ペイント塗：③

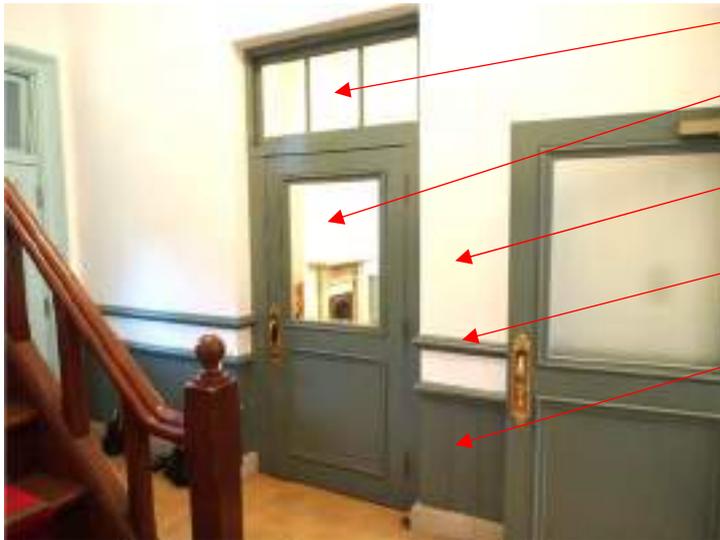
建具（扉）：木部・ガラス：②
ペイント塗：③

壁：白漆喰：②

腰見切：木部：①・ペイント塗：③

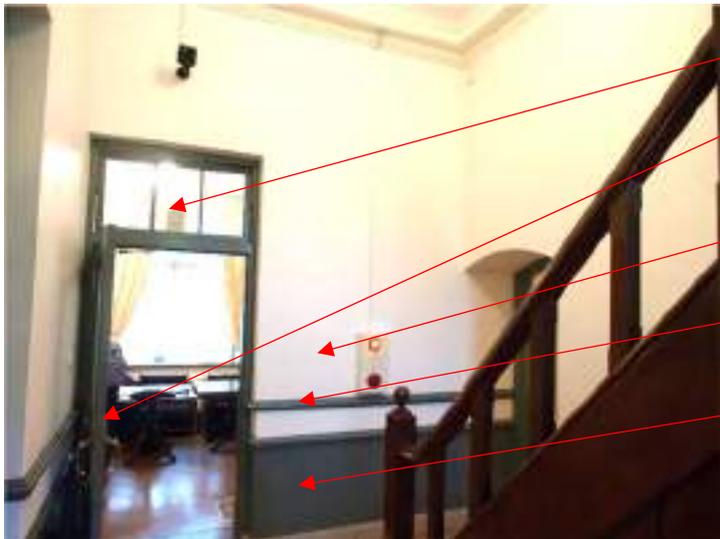
腰壁：羽目板：①・ペイント塗：③

床面：ビニル床タイル貼：⑤



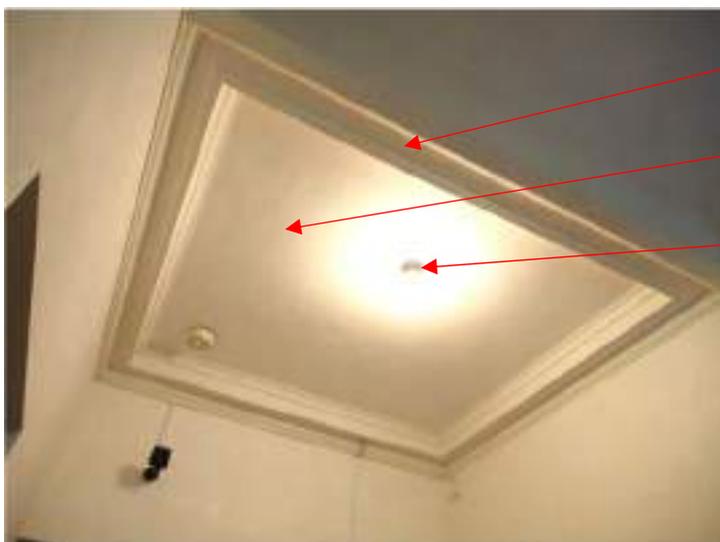
東面

- 建具（欄間）：木部・ガラス：①
ペイント塗：③
- 建具：（扉）：木部・ガラス：②
ペイント塗：③
- 間仕切壁：白漆喰：②
- 腰見切：木部：①・ペイント塗：③
- 腰壁：羽目板：①・ペイント塗：③



南面

- 建具（欄間）：木部・ガラス：①
ペイント塗：③
- 建具：（扉）：木部・ガラス：②
ペイント塗：③
- 間仕切壁：白漆喰：②
- 腰見切：木部：①・ペイント塗：③
- 腰壁：羽目板：①・ペイント塗：③



天井

- 天井蛇腹：白漆喰：①
- 天井：白漆喰：②
- 照明器具：シーリングライト：①



○事務室内部【1階】（便所1）

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考		
事務室 【内部】	C	便所 1	天井	天井	ボード張	④	ペイント塗：⑤
			壁面	主たる壁面	白漆喰	②	
			間仕切壁	新設	ボード張	④	ペイント塗：⑤
			建具	上下窓	木部	②	ペイント塗：③
					ガラス	②	
				両開窓	木部	②	ペイント塗：③
			ガラス		②		
			片開戸	木製	④	ペイント塗：④	
床面	主たる床面	ビニル床タイル貼	④	下地コンクリート：④			
その他	照明器具	ダウンライト	⑤				

【便所1】



南面

天井：ボード張：④・ペイント塗：⑤

壁：白漆喰：②

建具：木部・ガラス：②・ペイント塗：③

床面：ビニル床タイル：④
但し、下地コンクリート：④



西面

間仕切壁：ボード張：④・ペイント塗：⑤

建具：木部：④・ペイント塗：④

床面：ビニル床タイル：④
但し、下地コンクリート：④



天井：ボード張：④・ペイント塗：⑤

照明器具：ダウンライト：⑤

壁：白漆喰：②

床面：ビニル床タイル：④
但し、下地コンクリート：④

西面・北面



天井：ボード張：④・ペイント塗：⑤

照明器具：ダウンライト：⑤

壁：白漆喰：②

建具：木部・ガラス：②・ペイント塗：③

間仕切壁：ボード張：④・ペイント塗：⑤

床面：ビニル床タイル：④
但し、下地コンクリート：④

北側トイレ内部



天井：ボード張：④・ペイント塗：⑤

壁：白漆喰：②

建具：木部・ガラス：②・ペイント塗：③

南側トイレ内部



○事務室内部【1階】（便所3）

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考		
事務室 【内部】	C	便所 3	天井	天井	ボード張	④	ペイント塗：⑤
			壁面	主たる壁面	白漆喰	②	
			間仕切壁	新設	ボード張	④	ペイント塗：⑤
			建具	上下窓	木部	①	ペイント塗：③
					ガラス	①	ガラス
				片開戸	木製	④	ペイント塗：④
			床面	主たる床面	ビニル床タイル貼	④	下地コンクリート：④
その他	照明器具	ダウンライト	④				

【便所3】



西面

- 天井：ボード張：④・ペイント塗：⑤
- 壁：白漆喰：②
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 建具：木部：④・ペイント塗：④
- 間仕切壁：ボード張：④・ペイント塗：⑤



南面

- 照明器具：ダウンライト：④
- 天井：ボード張：④・ペイント塗：⑤
- 壁：白漆喰：②
- 建具：木部：④・ペイント塗：④
- 間仕切壁：ボード張：④・ペイント塗：⑤
- 床面：ビニル床タイル：④
但し、下地コンクリート：④



トイレ内部

○事務室内部【1階】(倉庫)

事務室 【内部】	A	倉庫	天井	天井	階段下表し	①	
			壁面	主たる壁面	化粧煉瓦積	①	
			建具	ガラリ付片開戸	木部	①	ペイント塗：③
			床面		三和土	①	
			その他	照明器具	シーリングライト	⑤	蛍光灯

【倉庫】



南面



壁：化粧煉瓦積：①

建具：木部：①：ペイント塗：③

東面・南面



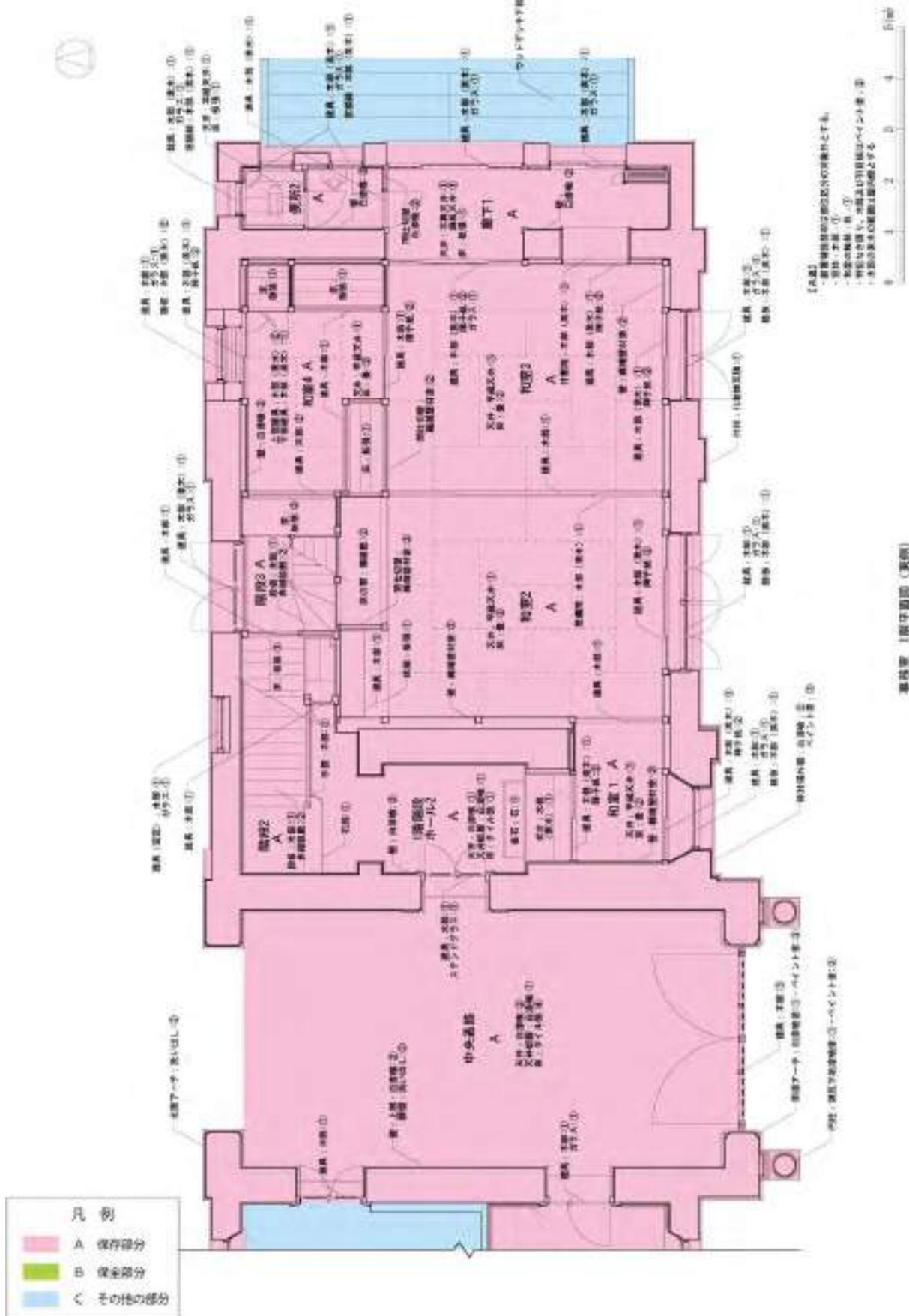
天井：階段下表し：①

照明器具：シーリングライト：⑤

天井



○事務室平面図【1階東側】





○事務室内部【1階】(中央通路)

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考	
事務室 【内部】	A	天井	天井	白漆喰	②	
			天井 蛇腹	白漆喰	①	
		壁面	上部	白漆喰	②	
			腰壁	洗い出し	②	
			鏤絵	白漆喰	②	ペイント塗：③
		建具	両開扉	木部	③	ペイント塗：③
		床面	主たる床面	タイル張	④	
		その他	布石	花崗岩	①	
			照明器具	シーリングライト	①	

【中央通路】



南面

- 天井：白漆喰：②
- 天井蛇腹：白漆喰：①
- 壁：白漆喰：②
- 建具：木部：③・ペイント塗：③
- 腰壁：洗い出し：②
- 布石：花崗岩：①
- 床面：タイル張：④



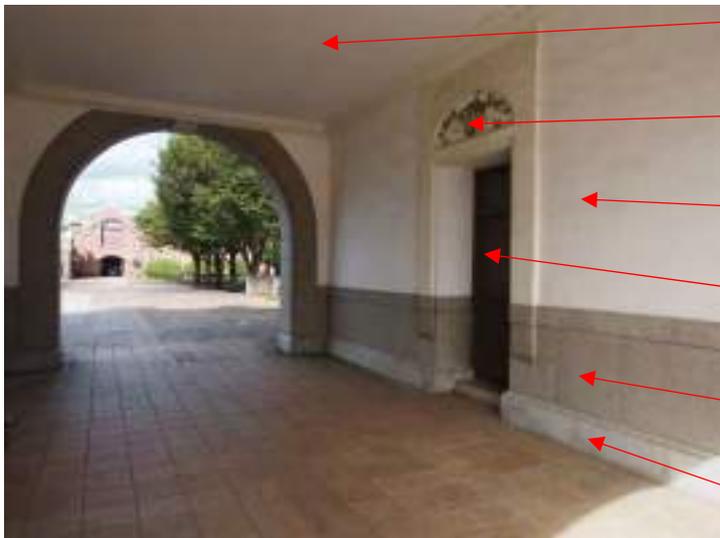
西面

- 壁：白漆喰：②
- 建具：木部：①・ペイント塗：③
- 腰壁：洗い出し：②
- 布石：花崗岩：①
- 床面：タイル張：④



- 天井：白漆喰：②
- 天井蛇腹：白漆喰：①
- 照明器具：シーリングライト：①
- 壁：白漆喰：②
- アーチ部：洗い出し：②
- 腰壁：洗い出し：②
- 床面：タイル張：④

北面



- 天井：白漆喰：②
- 鍍絵：白漆喰：②・ペイント塗：③
- 壁：白漆喰：②
- 建具：木部・ステンドグラス：①
ペイント塗：③
- 腰壁：洗い出し：②
- 布石：花崗岩：①

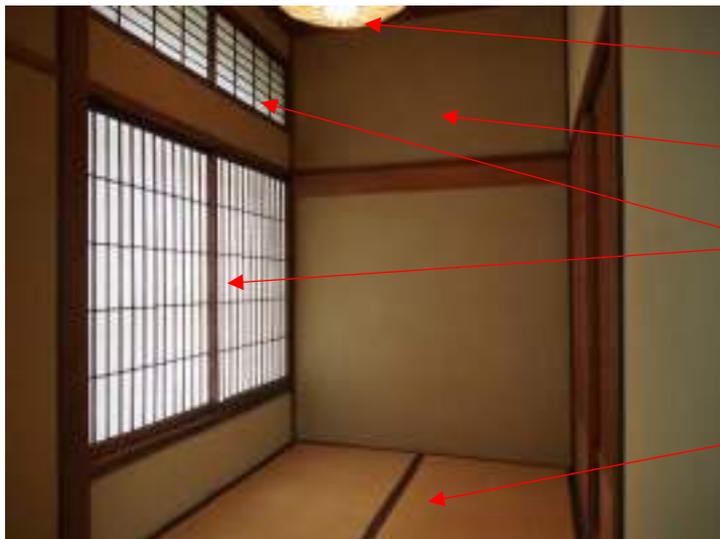
北面・東面



○事務室内部【1階】（和室1）

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考		
事務室 【内部】	A	和室 1	天井	天井	棹縁天井	①	
			軸部	柱	化粧柱	①	
			壁面	主たる壁面	繊維壁材塗	②	ラスボード下地
				窓膳板	木部	①	素木
			建具	欄間付上下窓	木部	①	ペイント塗：③
					ガラス	①	
				引違内障子窓	木部	①	素木
					障子紙	②	
				引違腰付障子戸	木部	①	素木
			障子紙		②		
引違襖	木部	①					
床面	主たる床面	畳	②				
その他	照明器具	ペンダント	⑤	蛍光灯			

【和室1】



南面・西面

照明器具：ペンダント：⑤

壁：繊維壁材塗：②

建具：木部：①・障子紙：②

床面：畳：②

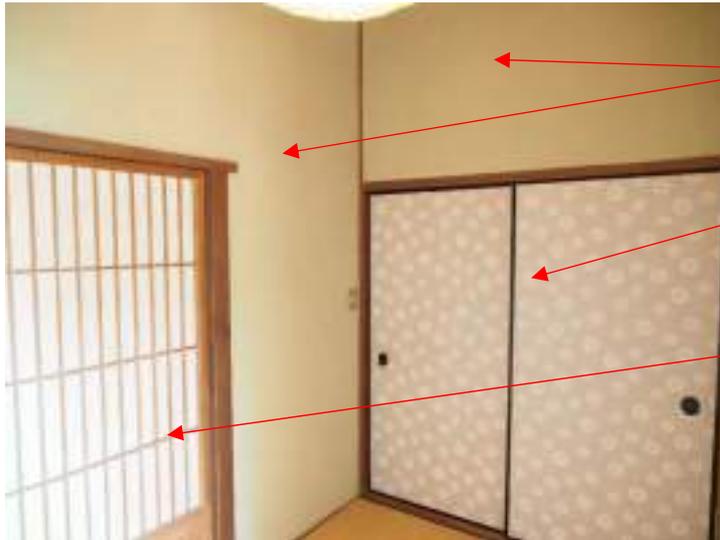


東面・南面

壁：繊維壁材塗：②

建具：木部：①・障子紙：②

建具：木部：①



壁：繊維壁材塗：②

建具：木部：①

建具：木部：①・障子紙：②

北面・東面



建具：木部：①・障子紙：②

建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③

膳板：木部：①

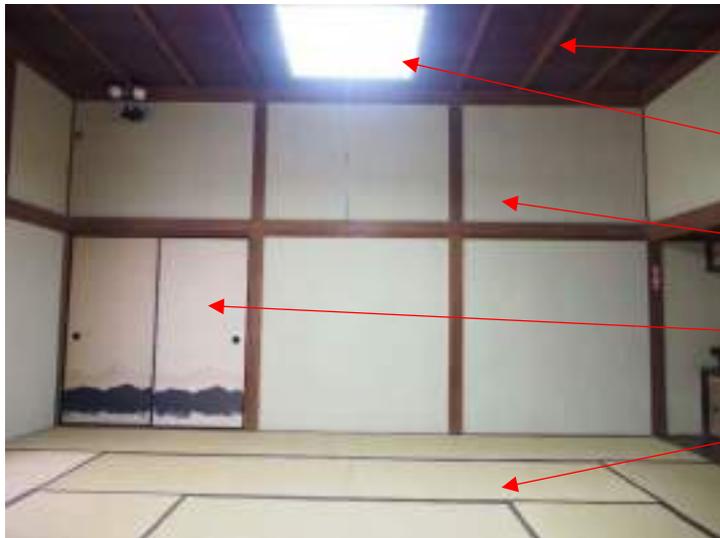
南面詳細



○事務室内部【1階】(和室2)

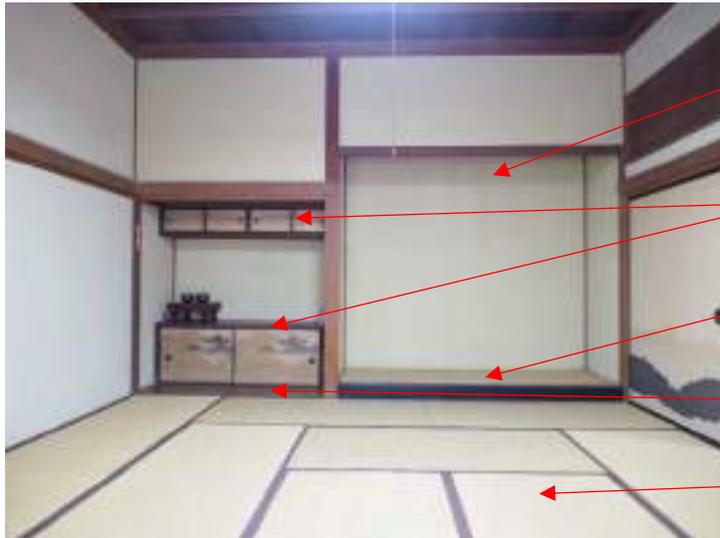
部分	部位区分		仕上げ	基準	備考		
事務室 【内部】	A	和室 2	天井	天井	棹縁天井	①	
			軸部	柱	化粧柱	①	
			壁面	主たる壁面	繊維壁材塗	②	
				窓膳板	木部	①	素木
			間仕切壁	旧設 壁面	繊維壁材塗	②	
				旧設 箆欄間	木部	①	素木
			建具	欄間付両開窓	木部	①	ペイント塗：③
					ガラス	①	
				引違内障子窓	木部	①	素木
					障子紙	②	
				4枚引違襖	木部	①	
			引違小襖	木部	①		
			床面	主たる床面	畳	②	
				床の間	薄縁敷	②	
床脇	板張	①					
その他	照明器具	ペンダント	⑤	蛍光灯			

【和室2】



- 天井：桯縁天井：①
- 照明器具：ペンダント：⑤
- 壁：繊維壁材塗：②
- 建具：木部：①
- 床面：畳：②

西面



間仕切壁：繊維壁材塗：②

建具：木部：①

床の間：床面：薄縁敷：②

床脇：床面：板張：①

床面：畳：②

北面



天井：竿縁天井：①

照明器具：ペンダント：⑤

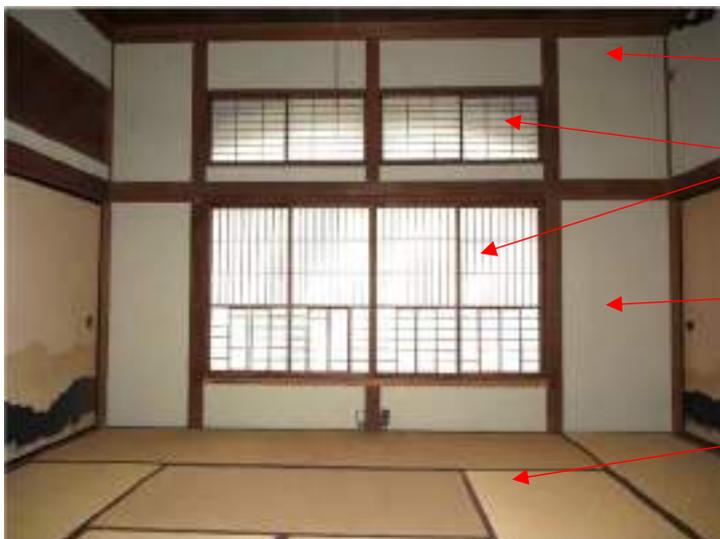
間仕切壁：繊維壁材塗：②

箆欄間：木部：①

建具：木部：①

床面：畳：②

東面



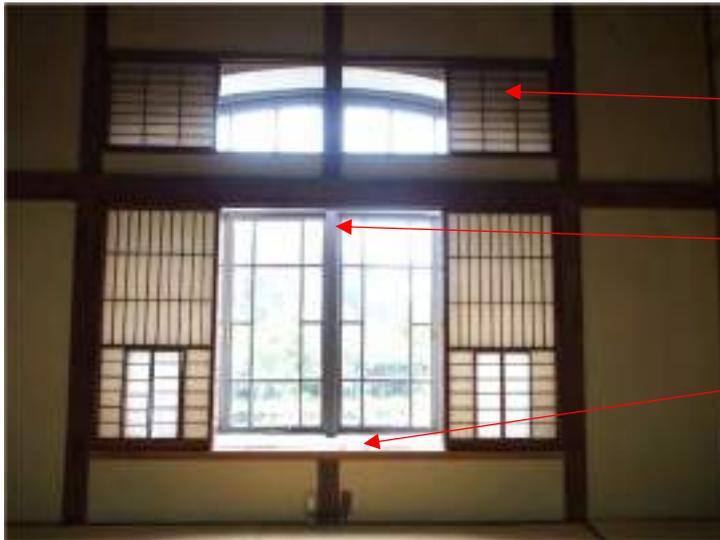
壁：繊維壁材塗：②

建具：木部：①・障子紙：②

壁：繊維壁材塗：②

床面：畳：②

南面



建具：木部：①・障子紙：②

建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③

膳板：木部：①

南面詳細

○事務室内部【1階】(和室3)

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考		
事務室 【内部】	A	和室3	天井	天井	棹縁天井	①	
			軸部	柱	化粧柱	①	
			壁面	主たる壁面	繊維壁材塗	①	
				窓膳板	木部	①	素木
			間仕切壁	旧設 壁面	繊維壁材塗	①	
				旧設 付書院	木部	①	素木
			建具	欄間付両開窓	木部	①	ペイント塗：③
					ガラス	①	
				引違内障子窓	木部	①	素木
					障子紙	②	
				両引分障子窓	木部	①	素木
					障子紙	②	
				欄間引違障子窓	木部	①	素木
					障子紙	②	
				引違腰付障子戸	木部	①	素木
					障子紙	②	
					ガラス	①	
				引違腰付障子戸	木部	①	
			障子紙		②		
			床面	主たる床面	畳	②	
その他	照明器具	ペンダント	⑤	蛍光灯			

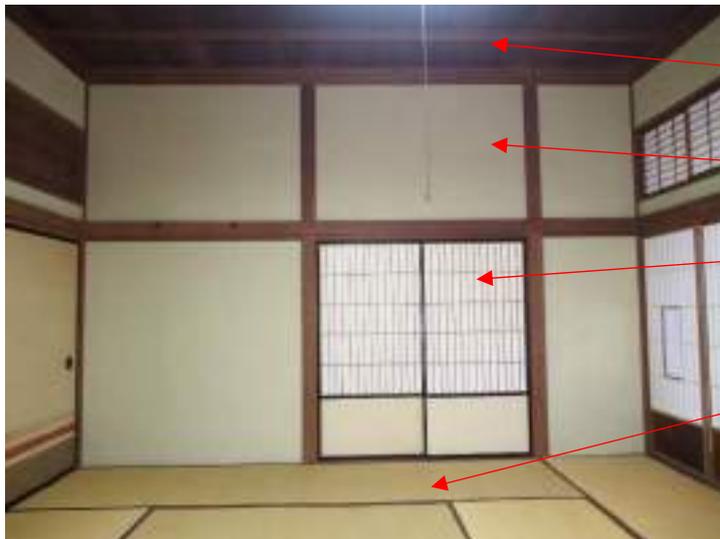


【和室3】



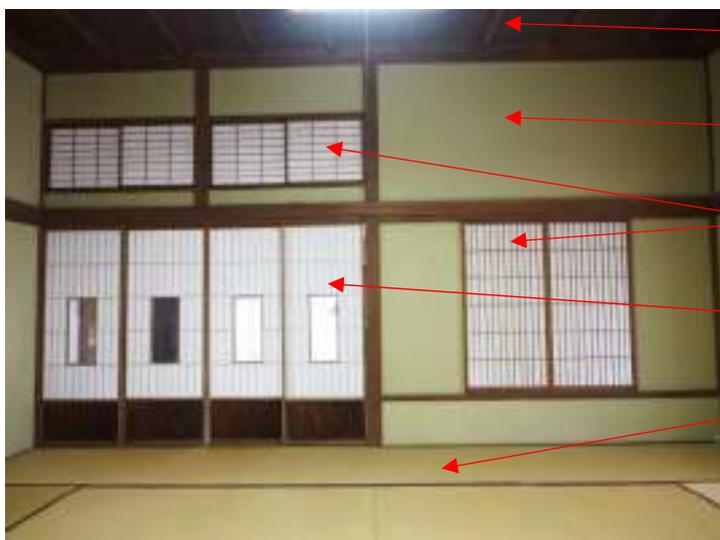
西面

- 天井：竿縁天井：①
- 照明器具：ペンダント：⑤
- 間仕切壁：繊維壁材塗：②
- 箆欄間：木部：①
- 建具：木部：①
- 床面：畳：②



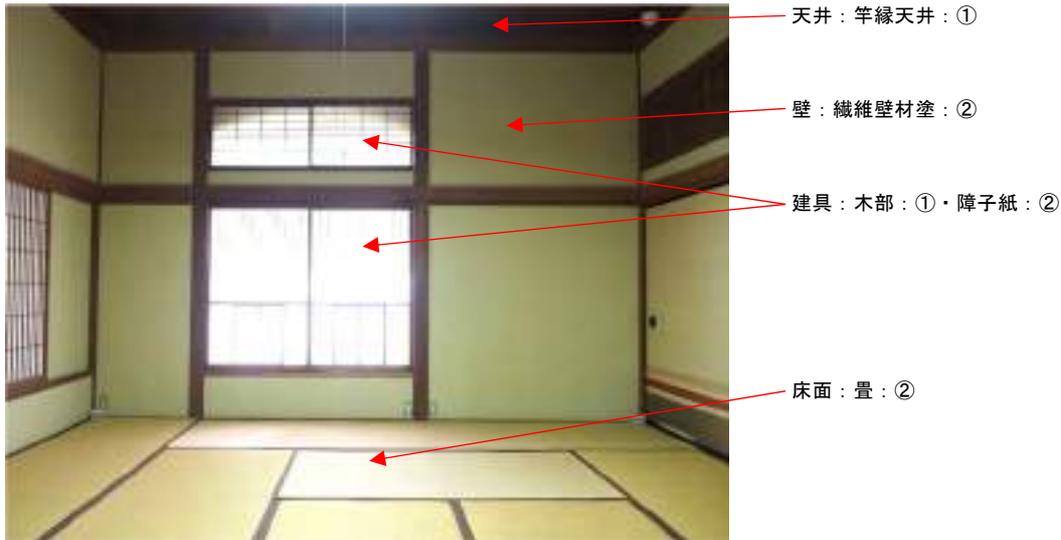
北面

- 天井：竿縁天井：①
- 間仕切壁：繊維壁材塗：②
- 建具：木部：①・障子紙：②
- 床面：畳：②



東面

- 天井：竿縁天井：①
- 間仕切壁：繊維壁材塗：②
- 建具：木部：①・障子紙：②
- 建具：木部：①・ガラス：①・障子紙：②
- 床面：畳：②



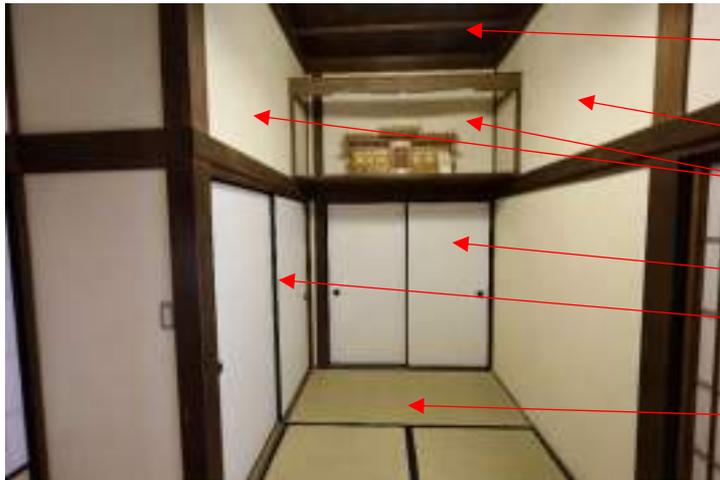
南面

○事務室内部【1階】(和室4)

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考		
事務室 【内部】	A	和室4	天井	天井	桫縁天井	①	
			軸部	柱	化粧柱	①	
			壁面	主たる壁面	白漆喰	②	
				窓膳板	木部	②	素木
			間仕切壁	旧設 壁面	白漆喰	②	
				旧設 仏壇壁面	白漆喰	②	
				旧設 押入壁面	白漆喰	②	
				新設 押入壁面	化粧ボード張 白漆喰	② ②	
			建具	欄間付上下窓	木部	①	素木
					ガラス	①	
				引違内障子戸	木部	①	素木
					障子紙	②	
				引違襖	木部	①	
				引違襖	木部	②	
			両開戸	木部	②	素木	
			床面	引違戸	木部	①	素木
				主たる床面	畳	②	
押入・仏壇	板張	①					
押入	板張	②					
その他	照明器具	ペンダント	⑤	蛍光灯			

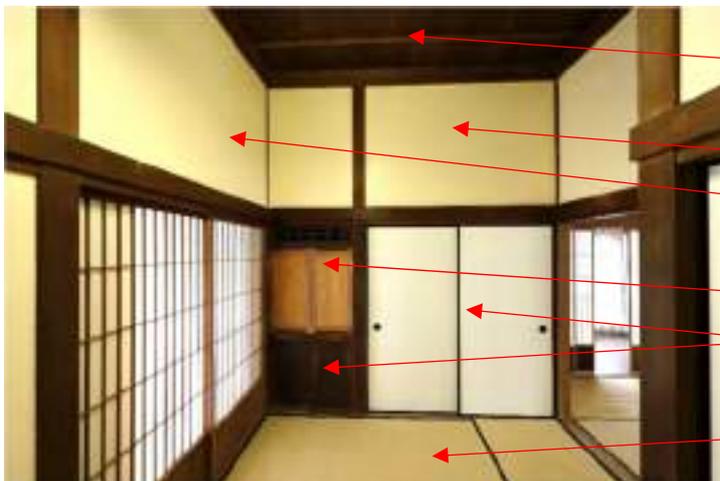


【和室 4】



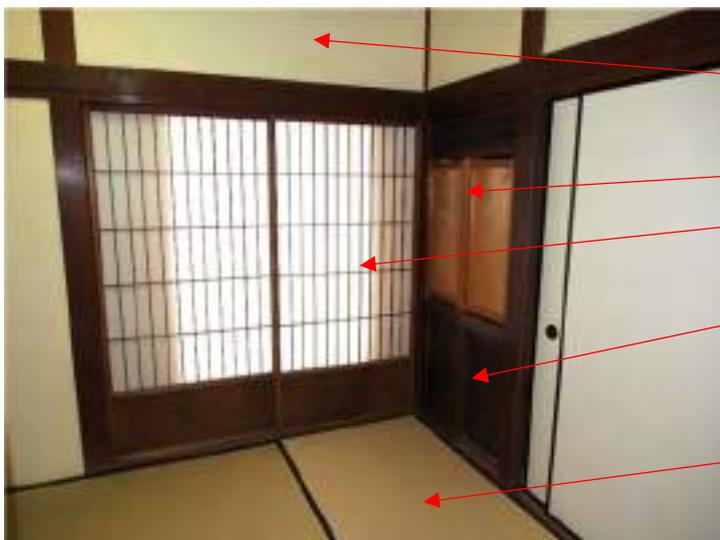
- 天井：竿縁天井：①
- 壁：白漆喰：②
- 間仕切壁：白漆喰：②
- 建具：木部：②
- 建具：木部：①
- 床面：畳：②

南面・西面・北面



- 天井：竿縁天井：①
- 間仕切壁：白漆喰：②
- 壁：白漆喰：②
- 建具：木部：②
- 建具：木部：①
- 床面：畳：②

北面・東面・南面



- 壁：白漆喰：②
- 建具：木部：②
- 建具：木部：①・障子紙：②
- 建具：木部：①
- 床面：畳：②

北面・東面



間仕切壁：白漆喰：②

床面：板張：①

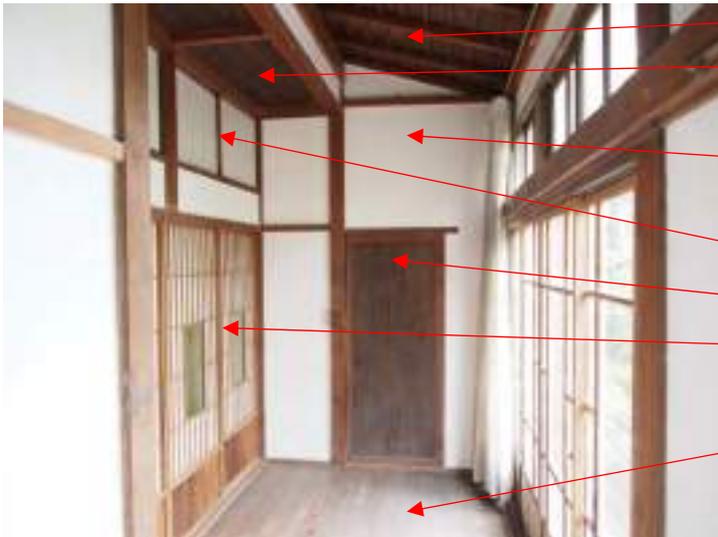
仏壇詳細

○事務室内部【1階】（廊下1）

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考	
事務室 【内部】	A	天井	天井	木舞天井	①	素木
				鏡板天井	①	素木
		軸部	柱	化粧柱	①	
		壁面	主たる壁面	白漆喰	②	
		間仕切壁	旧設 壁面	白漆喰	②	
		建具	引違戸	木部	①	素木
				ガラス	①	
			引分戸	木部	①	素木
				ガラス	①	
			引違窓（欄間部）	木部	①	素木
				ガラス	①	
		床面	主たる床面	板張	①	
		その他	照明器具	ペンダント	①	



【廊下1】



- 天井：木舞天井：①
- 天井：鏡板天井：①
- 間仕切壁：白漆喰：②
- 建具：木部：①・障子紙：②
- 建具：木部：①
- 建具：木部：①・ガラス：①・障子紙：②
- 床面：板張：①

西面・北面・東面



- 壁：白漆喰：②
- 建具：木部：①ガラス：①
- 床面：板張：①

東面



- 天井：鏡板天井：①
- 天井：木舞天井：①
- 建具：木部：①・障子紙：②
- 壁：白漆喰：②
- 間仕切壁：白漆喰：②
- 建具：木部：①・ガラス：①・障子紙：②
- 床面：板張：①

東面・南面・西面



○事務室内部【1階】（便所2）

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考		
事務室 【内部】	A	便所 2	天井	天井	竿縁天井	①	
			軸部	柱	化粧柱	①	
			壁面	主たる壁面	白漆喰	②	
				窓額縁	木部	①	素木
			間仕切壁	旧設 壁面	白漆喰	②	
				旧設 小窓（棚）	木部	①	素木
			建具	上下窓	木部	①	素木
					ガラス	①	
				片開戸	木部	①	素木
床面	主たる床面	板張	①				
その他	照明器具	電球	①				

【便所2】



- 窓額縁：木部：①
- 建具：木部・ガラス：①
- 壁：白漆喰：②
- 間仕切壁：白漆喰：②
- 建具：木部：①
- 床面：板張：①

北面・東面



- 天井：竿縁天井：①

天井



小窓（棚）：木部：①

照明器具：電球：①

建具：木部：①

間仕切壁：白漆喰：②

便所内部詳細

○事務室内部【1階】（1階階段ホール2）

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考	
事務室 【内部】	A	天井	天井	白漆喰	①	
			天井 蛇腹	白漆喰	①	
		壁面	主たる壁面	白漆喰	②	
		建具	欄間付両開戸	木部	①	ペイント塗：③
				スタンドグラス	①	
		床面	片開戸	木部	①	ペイント塗：③
			主たる床面	タイル張	①	
				沓石	石	①
		式台	木部	①	素木	
その他	照明器具	ペンダント	①			

【1階階段ホール2】



壁：白漆喰：②

建具：木部・スタンドグラス：①
ペイント塗：③

床面：タイル張：①

西面



天井：白漆喰：①

天井蛇腹：白漆喰：①

壁：白漆喰：②

建具：木部：①・障子紙：②

式台：木部：①

沓石：石：①

南面



壁：白漆喰：②

建具：木部：①・ペイント塗：③

床面：タイル張：①

東面



天井：白漆喰：①

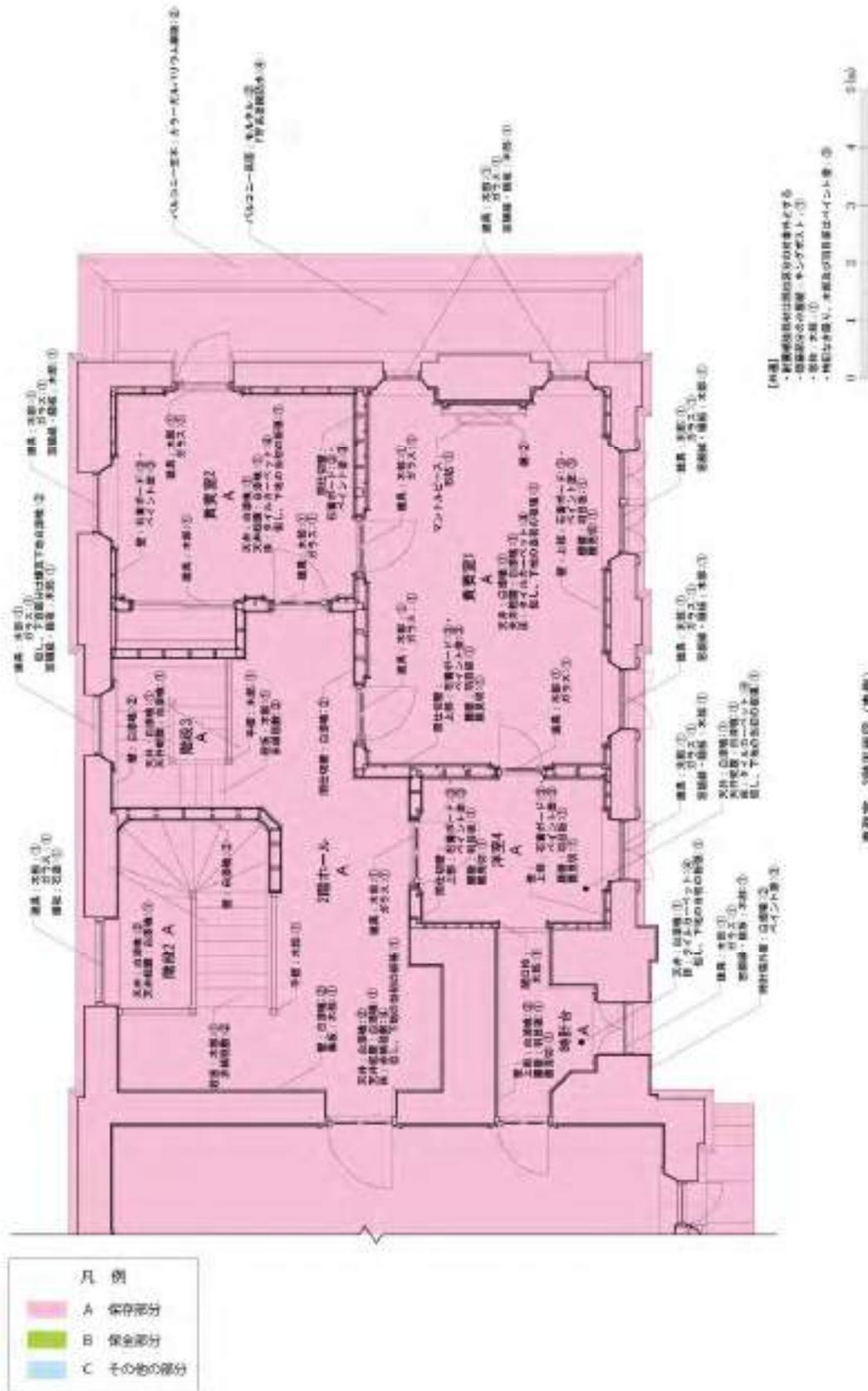
天井蛇腹：白漆喰：①

照明器具：ペンダント：①

天井

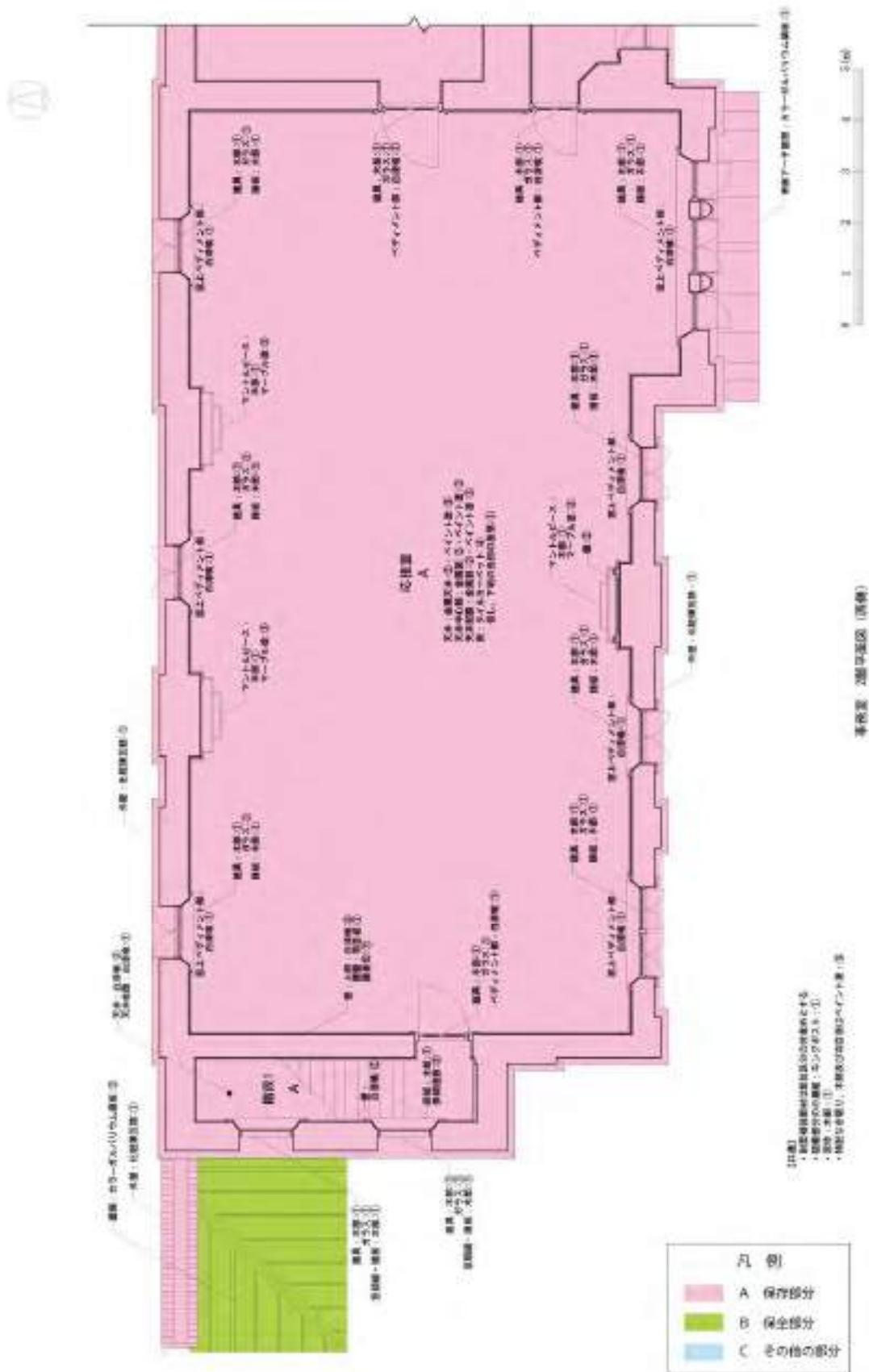


○事務室平面図【2階東側】





○事務室平面図【2階西側】

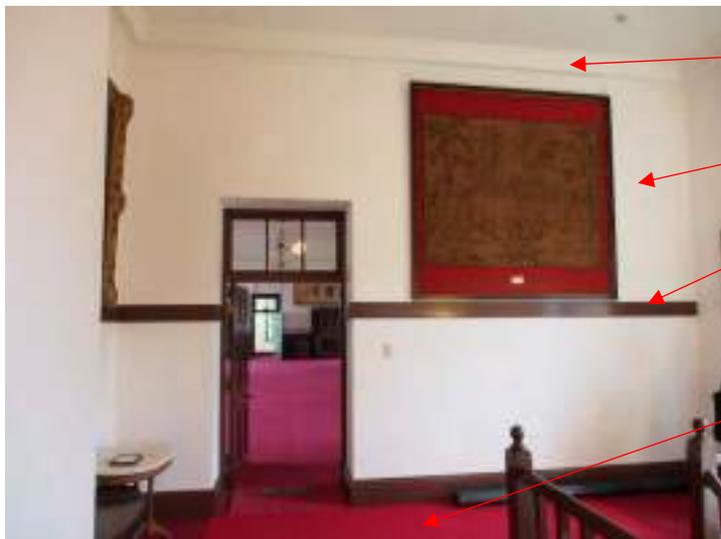




○事務室内部【2階】（2階ホール）

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考	
事務室 【内部】	A	小屋	天井	白漆喰	②	
			天井 蛇腹	白漆喰	①	
			小屋組	キングポスト	①	
		壁面	主たる壁面	白漆喰	②	
			幕板	木部	①	ペイント塗：③
		間仕切壁	旧設 壁面	白漆喰	②	
		床面	主たる床面	赤絨毯敷	④	当初板張り：①
		その他	照明器具	ペンダント	①	

【2階ホール】



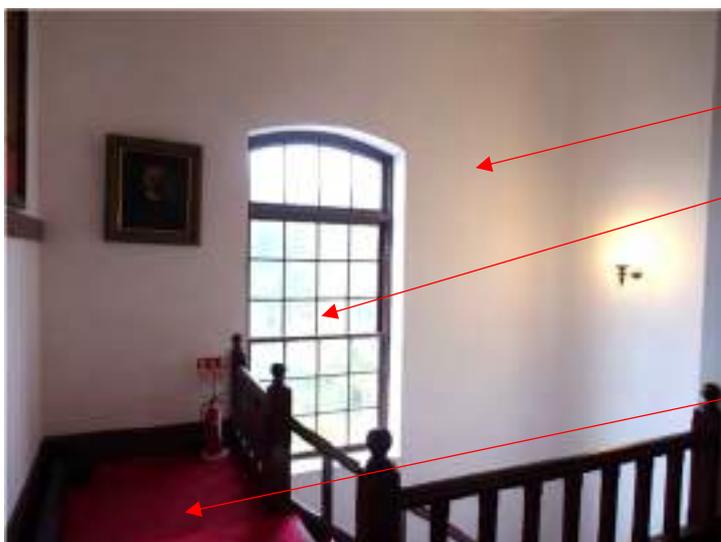
西面

天井蛇腹：白漆喰：①

壁：白漆喰：②

幕板：木部：①
ペイント塗：③

床面：赤絨毯敷：④
当初板張り：①



北面

壁：白漆喰：②

建具：木部・ガラス：①
ペイント塗：③

床面：赤絨毯敷：④
当初板張り：①



東面

間仕切壁：白漆喰：②

建具：木部・ガラス：①
ペイント塗：③



南面

天井蛇腹：白漆喰：①

間仕切壁：白漆喰：②

建具：木部・ガラス：①
ペイント塗：③

床面：赤絨毯敷：④
当初板張り：①



天井

天井：白漆喰：②

天井蛇腹：白漆喰：①



○事務室内部【2階】（応接室）

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考		
事務室 【内部】	A	応接室	小屋	天井	金属天井	②	ペイント塗：③
				天井 中心飾	金属製	②	ペイント塗：③
				天井 蛇腹	金属製	②	ペイント塗：③
				小屋組	キングポスト	①	
			壁面	上部	白漆喰	②	
				腰壁	羽目板	①	ペイント塗：③
				窓上ペディメント部	白漆喰	①	
				腰見切	木部	①	ペイント塗：③
				窓膳板	木部	①	ペイント塗：③
				マントルピース	木部	①	マーブル塗：③
		建具	ヴェネチア窓	木部	①	ペイント塗：③	
				ガラス	①		
			欄間付両開窓	木部	①	ペイント塗：③	
				ガラス	①		
			欄間付片開戸	木部	①	ペイント塗：③	
				ガラス	①		
		床面		タイルカーペット	④	当初板張り：①	
		その他	カーテンレール	木製	③		
			鏡		②		
			照明器具	シャンデリア	①		

【応接室】



- 天井：金属天井：②・ペイント塗：③
- 天井蛇腹：金属製：②・ペイント塗：③
- ペディメント：白漆喰：①
- 壁：白漆喰：②
- 腰見切：木部：①・ペイント塗：③
- 建具：木部・ガラス：①
ペイント塗：③
- 腰壁：羽目板：①・ペイント塗：③
- 床面：タイルカーペット：④
当初板張り：①

西面



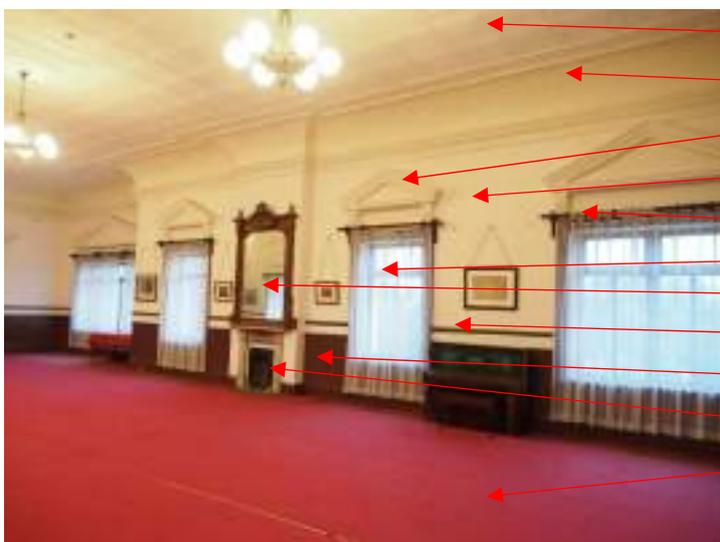
北面

- 天井：金属天井：②・ペイント塗：③
- 天井蛇腹：金属製：②・ペイント塗：③
- ペディメント：白漆喰：①
- 壁：白漆喰：②
- カーテンレール：木製：③
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 腰見切：木部：①・ペイント塗：③
- 腰壁：羽目板：①・ペイント塗：③
- マントルピース：木部：①・マーブル塗：③
- 床面：タイルカーペット：④
- 当初板張り：①



東面

- 天井：金属天井：②・ペイント塗：③
- 天井蛇腹：金属製：②・ペイント塗：③
- ペディメント：白漆喰：①
- 壁：白漆喰：②
- 腰見切：木部：①・ペイント塗：③
- 建具：木部・ガラス：①
- ペイント塗：③
- 腰壁：羽目板：①・ペイント塗：③
- 床面：タイルカーペット：④
- 当初板張り：①



南面

- 天井：金属天井：②・ペイント塗：③
- 天井蛇腹：金属製：②・ペイント塗：③
- ペディメント：白漆喰：①
- 壁：白漆喰：②
- カーテンレール：木製：③
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 鏡：②
- 腰見切：木部：①・ペイント塗：③
- 腰壁：羽目板：①・ペイント塗：③
- マントルピース：木部：①・マーブル塗：③
- 床面：タイルカーペット：④
- 当初板張り：①



天井中心飾：金属製：②・ペイント塗：③

照明器具：シャンデリア：①

天井

○事務室内部【2階】（貴賓室1）

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考	
事務室 【内部】	A	小屋	天井	白漆喰	①	
			天井 蛇腹	白漆喰	①	
			小屋組	キングポスト	①	
		壁面	上部	石膏ボード	③	ペイント塗：③
			腰壁	羽目板	①	ペイント塗：③
			腰見切	木部	①	ペイント塗：③
			窓額縁・膳板	木部	①	ペイント塗：③
			マントルピース	石貼	①	
			間仕切壁	旧設 上部	石膏ボード	③
		間仕切壁	旧設 腰壁	羽目板	①	ペイント塗：③
			腰見切	木部	①	ペイント塗：③
		建具	欄間付両開窓	木部	①	ペイント塗：③
				ガラス	①	
			上下窓	木部	①	ペイント塗：③
				ガラス	①	
			欄間付片開戸	木部	①	ペイント塗：③
				ガラス	①	
		床面	主たる床面	タイルカーペット	④	当初板張り：①
		その他	カーテンレール	木製	①	
			鏡		②	
照明器具	シャンデリア		①			



【貴賓室1】



西面

- 天井：白漆喰：①
- 天井蛇腹：白漆喰：①
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 間仕切壁：石膏ボード：③・ペイント塗：③
- 腰見切：木部：①・ペイント塗：③
- 間仕切腰壁：羽目板：①・ペイント塗：③
- 床面：タイルカーペット：④
当初板張り：①



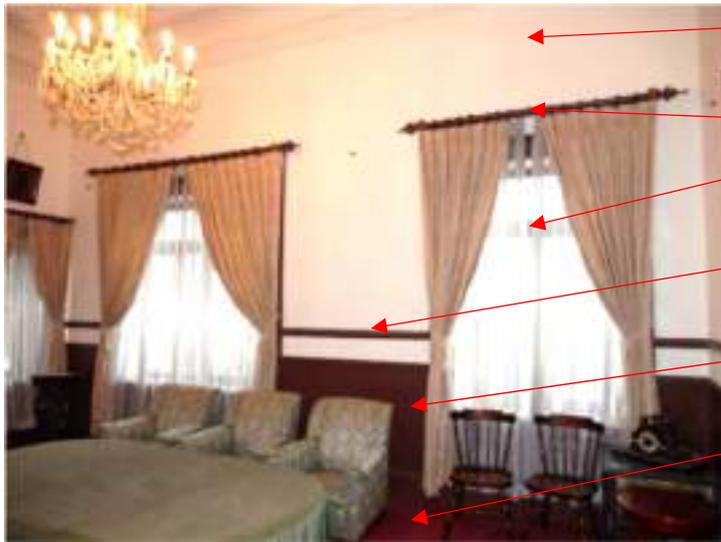
北面

- 間仕切壁：石膏ボード：③・ペイント塗：③
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 腰見切：木部：①・ペイント塗：③
- 間仕切腰壁：羽目板：①・ペイント塗：③



東面

- 天井：白漆喰：①
- 天井蛇腹：白漆喰：①
- 照明器具：シャンデリア：①
- 壁：石膏ボード：③・ペイント塗：③
- カーテンレール：木製：①
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 鏡：②
- マントルピース：石貼：①
- 窓膳板：木部：①・ペイント塗：③
- 床面：タイルカーペット：④
当初板張り：①



壁：石膏ボード：③・ペイント塗：③

カーテンレール：木製：①

建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③

腰見切：木部：①・ペイント塗：③

腰壁：羽目板：①・ペイント塗：③

床面：タイルカーペット：④
当初板張り：①

南面

○事務室内部【2階】（貴賓室2）

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考	
事務室 【内部】	A	小屋	天井	白漆喰	①	
			天井 蛇腹	白漆喰	①	
			小屋組	キングポスト	①	
		壁面	主たる壁面	石膏ボード	③	ペイント塗：③
			窓額縁・膳板	木部	①	ペイント塗：③
		間仕切壁	旧設 壁面	石膏ボード	③	ペイント塗：③
		建具	欄間付上下窓	木部	①	ペイント塗：③
				ガラス	①	
			欄間付片開戸	木部	①	ペイント塗：③
		ガラス		①		
		引違戸	木部	①	ペイント塗：③	
		床面		タイルカーペット	④	当初板張り：①
その他	カーテンレール	木製	③			
	照明器具	ペンダント	①			



【貴賓室2】



西面

間仕切壁：石膏ボード：③・ペイント塗：③

建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③

建具：木部：①・ペイント塗：③



北面

天井：白漆喰：①

天井蛇腹：白漆喰：①

壁：石膏ボード：③・ペイント塗：③

カーテンレール：木製：③

窓額縁：木部：①・ペイント塗：③

建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③

窓膳板：木部：①・ペイント塗：③

床面：タイルカーペット：④
当初板張り：①



東面

壁：石膏ボード：③・ペイント塗：③

カーテンレール：木製：③

建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③



間仕切壁：石膏ボード：③・ペイント塗：③

建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③

床面：タイルカーペット：④
当初板張り：①

南面



天井：白漆喰：①

天井蛇腹：白漆喰：①

照明器具：ペンダント：①

天井



○事務室内部【2階】（洋室4）

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考	
事務室 【内部】	A	小屋	天井	白漆喰	①	
			天井 蛇腹	白漆喰	①	
			小屋組	キングポスト	①	
		壁面	上部	石膏ボード	③	ペイント塗：③
			腰壁	羽目板	①	ペイント塗：③
			腰見切	木部	①	ペイント塗：③
			窓額縁・膳板	木部	①	ペイント塗：③
			開口枠	木部	①	ペイント塗：③
		間仕切壁	旧設 上部	石膏ボード	③	ペイント塗：③
			旧設 腰壁	羽目板	①	ペイント塗：③
			腰見切	木部	①	ペイント塗：③
		建具	欄間付両開窓	木部	①	ペイント塗：③
				ガラス	①	
			欄間付片開戸	木部	①	ペイント塗：③
				ガラス	①	
		床面		タイルカーペット	④	当初板張り：①
		その他	カーテンレール	木製	③	
			照明器具	ペンダント	①	

【洋室4】



間仕切壁：石膏ボード：③・ペイント塗：③

開口枠：木部：①・ペイント塗：③

腰見切：木部：①・ペイント塗：③

間仕切腰壁：羽目板：①・ペイント塗：③

西面



照明器具：ペンダント：②

天井：白漆喰：①

天井蛇腹：白漆喰：①

間仕切壁：石膏ボード：③・ペイント塗：③

建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③

腰見切：木部：①・ペイント塗：③

間仕切腰壁：羽目板：①・ペイント塗：③

床面：タイルカーペット：④
当初板張り：①

北面



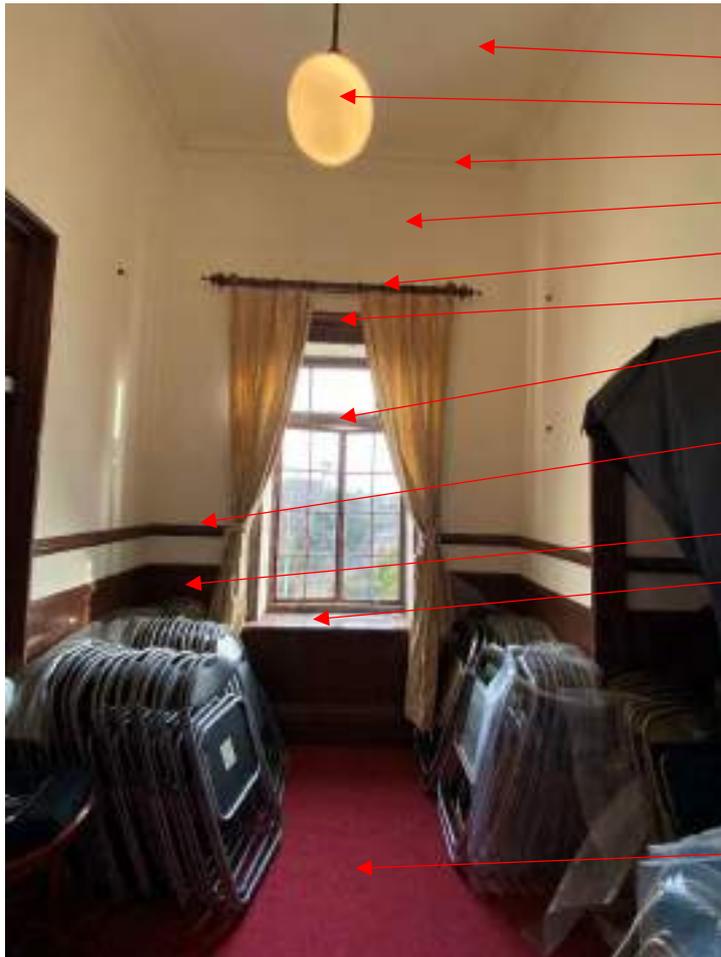
間仕切壁：石膏ボード：③・ペイント塗：③

建具：木部：①・ペイント塗：③

腰見切：木部：①・ペイント塗：③

間仕切腰壁：羽目板：①・ペイント塗：③

東面



- 天井：白漆喰：①
- 照明器具：ペンダント：②
- 天井蛇腹：白漆喰：①
- 壁：石膏ボード：③・ペイント塗：③
- カーテンレール：木製：③
- 窓額縁：木部：①・ペイント塗：③
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 腰見切：木部：①・ペイント塗：③
- 間仕切腰壁：羽目板：①・ペイント塗：③
- 窓膳板：木部：①・ペイント塗：③
- 床面：タイルカーペット：④
当初板張り：①

南面



- 天井：白漆喰：①
- 天井蛇腹：白漆喰：①
- 照明器具：ペンダント：①

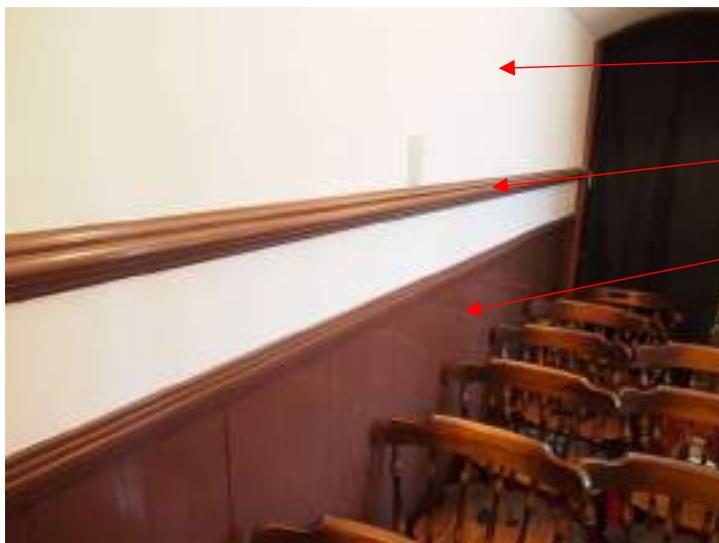
天井



○事務室内部【2階】(時計台)

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考	
事務室 【内部】	A	小屋	天井	白漆喰	①	
			小屋組	木造	①	
		壁面	上部	白漆喰	②	
			腰壁	羽目板	①	ペイント塗：③
			腰見切	木部	①	ペイント塗：③
			窓額縁・膳板	木部	①	ペイント塗：③
		建具	欄間付両開窓	木部	①	ペイント塗：③
				ガラス	①	
			欄間付片開戸	木部	①	ペイント塗：③
				ガラス	①	
		床面		タイルカーペット	④	当初板張り：①
		その他	カーテンレール	木製	③	
			梯子	木部	①	ペイント塗：③
			照明器具	ブラケット	①	

【時計台】



壁：白漆喰：②

腰見切：木部：①・ペイント塗：③

腰壁：羽目板：①・ペイント塗：③

北面



- カーテンレール：木製：③
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 壁：白漆喰：②
- 梯子：木部：①・ペイント塗：③
- 腰見切：木部：①・ペイント塗：③
- 腰壁：羽目板：①・ペイント塗：③

上部



- 照明器具：ブラケット：①
- 壁：白漆喰：②

東面・南面



○事務室内部【2階】(階段室1)

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考		
事務室 【内部】	A	階段室 1	小屋	天井	白漆喰	②	
				天井 蛇腹	白漆喰	①	
				小屋組	キングポスト	①	
			壁面	主たる壁面	白漆喰	②	
				窓額縁・膳板	木部	①	ペイント塗：③
				窓膳板	石造	①	
			建具	欄間付上下窓	木部	①	ペイント塗：③
					ガラス	①	
				上下窓	木部	①	ペイント塗：③
		床面	段板	木部	①		
				赤絨毯敷	②		
		その他	手摺	木部	①		
			照明器具	ブラケット (東面)	⑤	蛍光灯	
照明器具	ブラケット (南面)		①				

【階段室1】



建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③

窓膳板：石造：①

壁：白漆喰：②

手摺：木部：①

段板：木部：①・赤絨毯敷：②

1階：北面



- 天井：白漆喰：②
- 天井蛇腹：白漆喰：①
- 照明器具：ブラケット：①
- 照明器具：ブラケット：⑤
- 壁：白漆喰：②
- 段板：木部：①・赤絨毯敷：②

東面・南面・西面



- 壁：白漆喰：②
- 窓額縁：木部：①・ペイント塗：③
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 窓膳板：木部：①・ペイント塗：③

2階：西面



○事務室内部【2階】（階段室2）

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考		
事務室 【内部】	A	階段室2	小屋	天井	白漆喰	②	
				天井 蛇腹	白漆喰	①	
				小屋組	キングポスト	①	
		壁面	主たる壁面	白漆喰	②		
				窓膳板	石造	①	
		建具	欄間付上下窓	木部	①	ペイント塗：③	
				ガラス	①		
		床面	段板	木部	①		
				赤絨毯敷	②		
		その他	手摺	木部	①		
照明器具	ブラケット			①			

【階段室2】

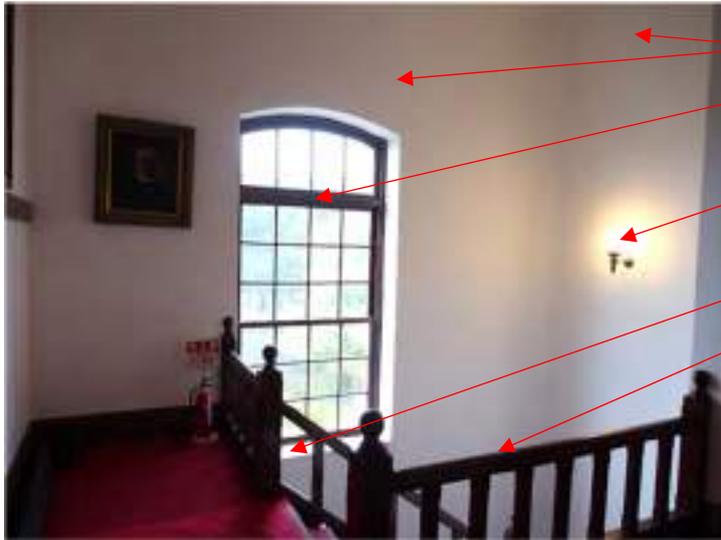


壁：白漆喰：②

手摺：木部：①

段板：木部：①・赤絨毯敷：②

1階：北面・東面



2階：北面

壁：白漆喰：②

建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③

照明器具：ブラケット：①

窓膳板：石造：①

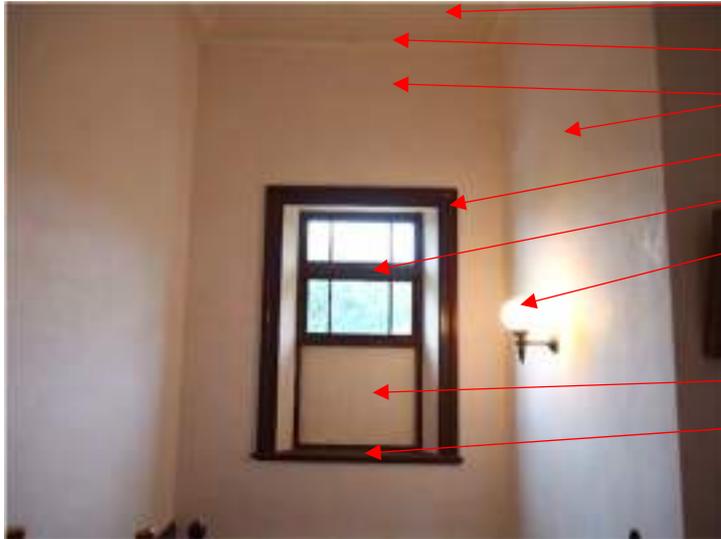
手摺：木部：①

○事務室内部【2階】（階段室3）

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考	
事務室 【内部】 2階：北面	A	小屋	天井	白漆喰	①	
			天井 蛇腹	白漆喰	①	
			小屋組	キングポスト	①	
		壁面	主たる壁面	白漆喰	②	
			窓額縁・膳板	木部	①	ペイント塗：③
		建具	欄間付嵌め殺し窓 (欄間付上下窓)	木部	①	ペイント塗：③
				ガラス	①	下窓部分は煉瓦下地白漆喰：②
			欄間付両開戸	木部	①	素木
				ガラス	①	
		引違戸	木部	①	ペイント塗：③	
		床面	段板	木部	①	
				赤絨毯敷	②	
		その他	手摺	木部	①	
照明器具	ブラケット		①			



【階段室3】



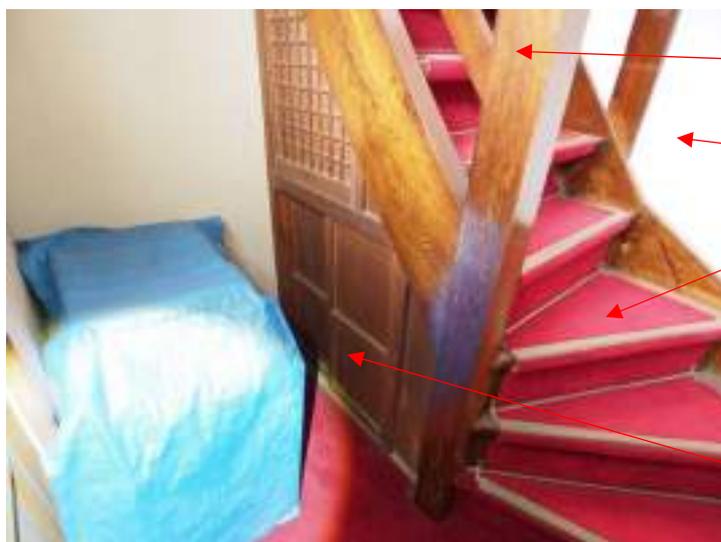
北面

- 天井：白漆喰：①
- 天井蛇腹：白漆喰：①
- 壁：白漆喰：②
- 窓額縁：木部：①・ペイント塗：③
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 照明器具：ブラケット：①
- 下窓部分：煉瓦下地白漆喰：②
- 窓膳板：木部：①・ペイント塗：③



2階から下を見る

- 壁：白漆喰：②
- 段板：木部：①・赤絨毯敷：②
- 手摺：木部：①



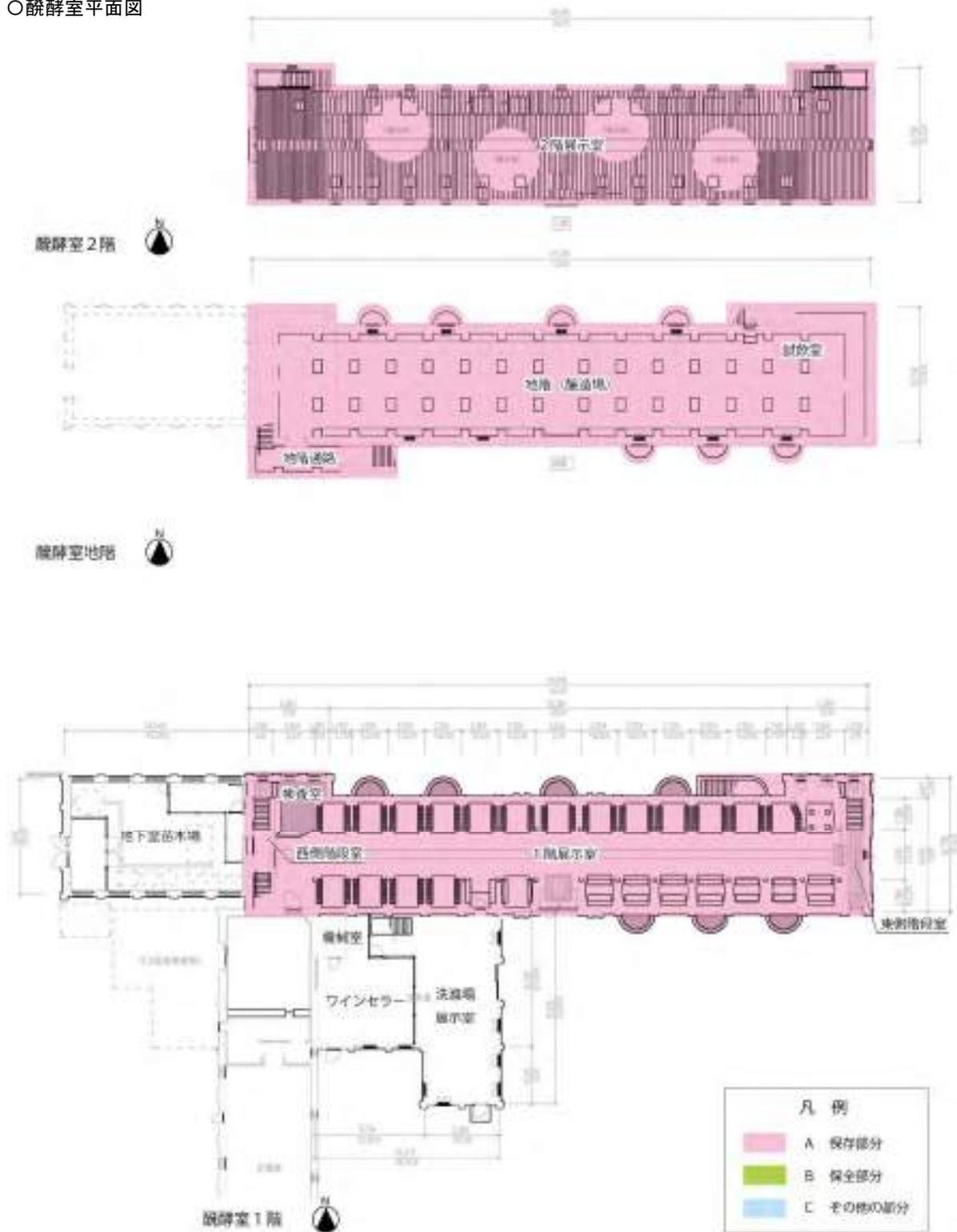
1階部分詳細

- 手摺：木部：①
- 壁：白漆喰：②
- 段板：木部：①
- 建具：木部：①・赤絨毯敷：②



2 醸酵室

○醸酵室平面図





○醱酵室【外部】

部分	部位区分	仕上げ	基準	備考	
醱酵室 【外部】	屋根	主たる屋根	カラーガルバリウム鋼板	③	
		大棟	カラーガルバリウム鋼板	③	
		中央妻壁パラペット 笠木	モルタル	③	塗膜防水：③
		ドーマー窓	カラーガルバリウム鋼板	③	
	亜鉛引鉄板		③	ペイント塗：③	
	外壁	主たる外壁	化粧煉瓦積	①	
		窓枠	木部	①	ペイント塗：③
		窓台石	石造	①	
		軒蛇腹	亜鉛引鉄板	②	ペイント塗：③
			白漆喰	②	
		付柱	化粧煉瓦積	①	
		旧窓塞ぎ部	化粧煉瓦積	③	
	ドライエリア	化粧煉瓦積	①		
	建具	欄間付上下窓	木部	①	ペイント塗：③
			ガラス	①	
		上下窓	木部	①	ペイント塗：③
			ガラス	①	
		蒲鉾型回転窓	木部	①	ペイント塗：③
			ガラス	①	
		円型回転窓	木部	①	ペイント塗：③
			ガラス	①	
		鉄格子付両開窓	木部	①	ペイント塗：③
			ガラス	①	鉄格子は後補
		鉄格子付両開板戸・ 両開窓	木部	①	ペイント塗：③
			ガラス	①	
		鉄格子付片開板戸・ 片開窓	木部	①	ペイント塗：③
			ガラス	①	
		欄間付引分戸	木部	①	ペイント塗：③
			ガラス	①	
		潜戸付両開戸	木部	①	ペイント塗：③
		欄間付片開戸	木部	①	ペイント塗：③
			ガラス	①	
	鉄格子付両開窓	スチールサッシ	③		
	片開き戸	スチール	③	ペイント塗：③ 防火扉	
	ドーマー窓	木下地亜鉛引鉄板包	②	ペイント塗：③	
	雨樋	軒樋	塩ビ製	③	ペイント塗：③
竪樋		塩ビ製	③	ペイント塗：③	
その他	床下換気口	鉄柵	①		

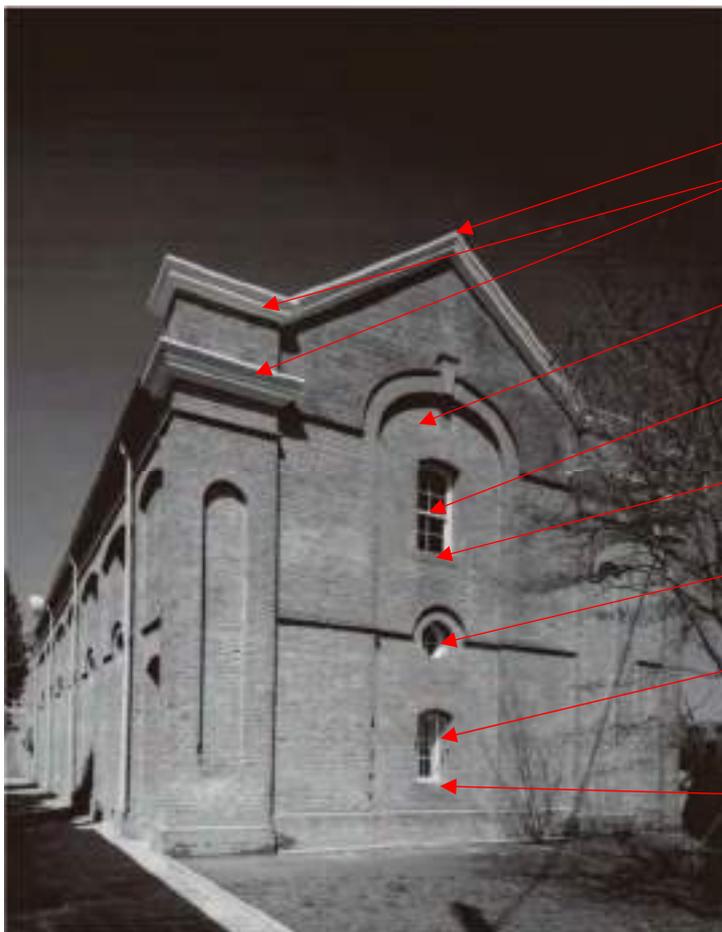


○醱酵室【外部】写真1



南面

- 屋根：カラーガルバリウム鋼板：③
- ドーマー窓
 - 屋根：カラーガルバリウム鋼板：③
 - 亜鉛引鉄板：③・ペイント塗：③
 - 建具：木下地亜鉛引鉄板包：②
 - ペイント塗り：③
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 外壁：化粧煉瓦積：①
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 建具：木部：①・ペイント塗：③

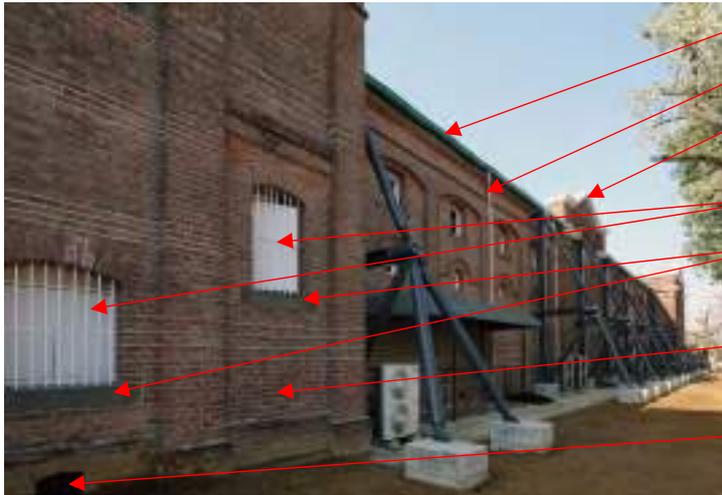


東面

- パラペット笠木：モルタル：③・塗膜防水：③
- 軒蛇腹：亜鉛引鉄板：②・ペイント塗：③
- 白漆喰：②
- 外壁：化粧煉瓦積：①
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 窓台石：石造：①
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 窓台石：石造：①

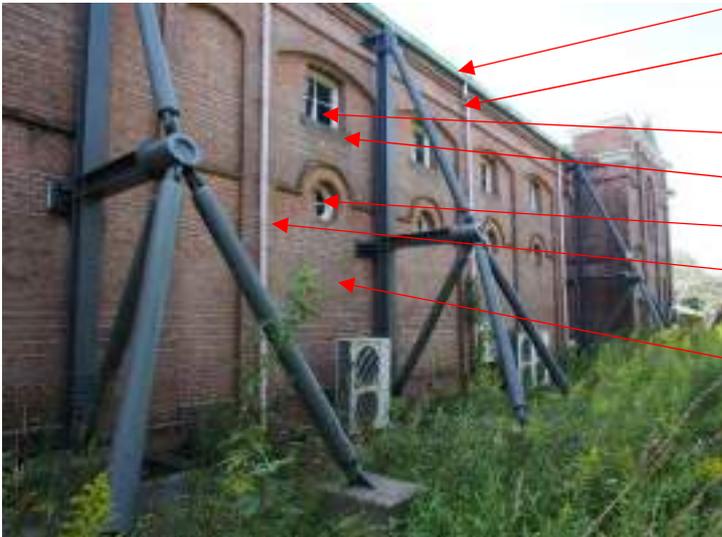


○醱酵室【外部】写真2



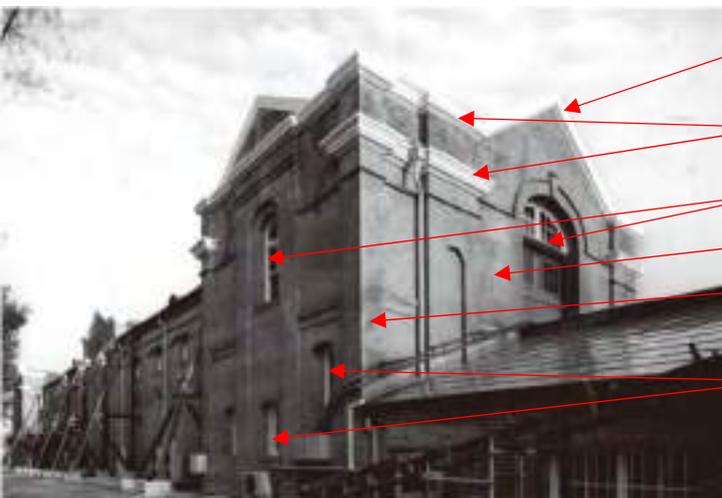
北面

- 軒樋：塩ビ製：③・ペイント塗：③
- 縦樋：塩ビ製：③・ペイント塗：③
- パラペット笠木：モルタル：③・塗膜防水：③
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 窓台石：石造：①
- 外壁：化粧煉瓦積：①
- 床下換気口：鉄柵：①



北面

- 軒樋：塩ビ製：③・ペイント塗：③
- 縦樋：塩ビ製：③・ペイント塗：③
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 窓台石：石造：①
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 付柱：化粧煉瓦積：①
- 外壁：化粧煉瓦積：①

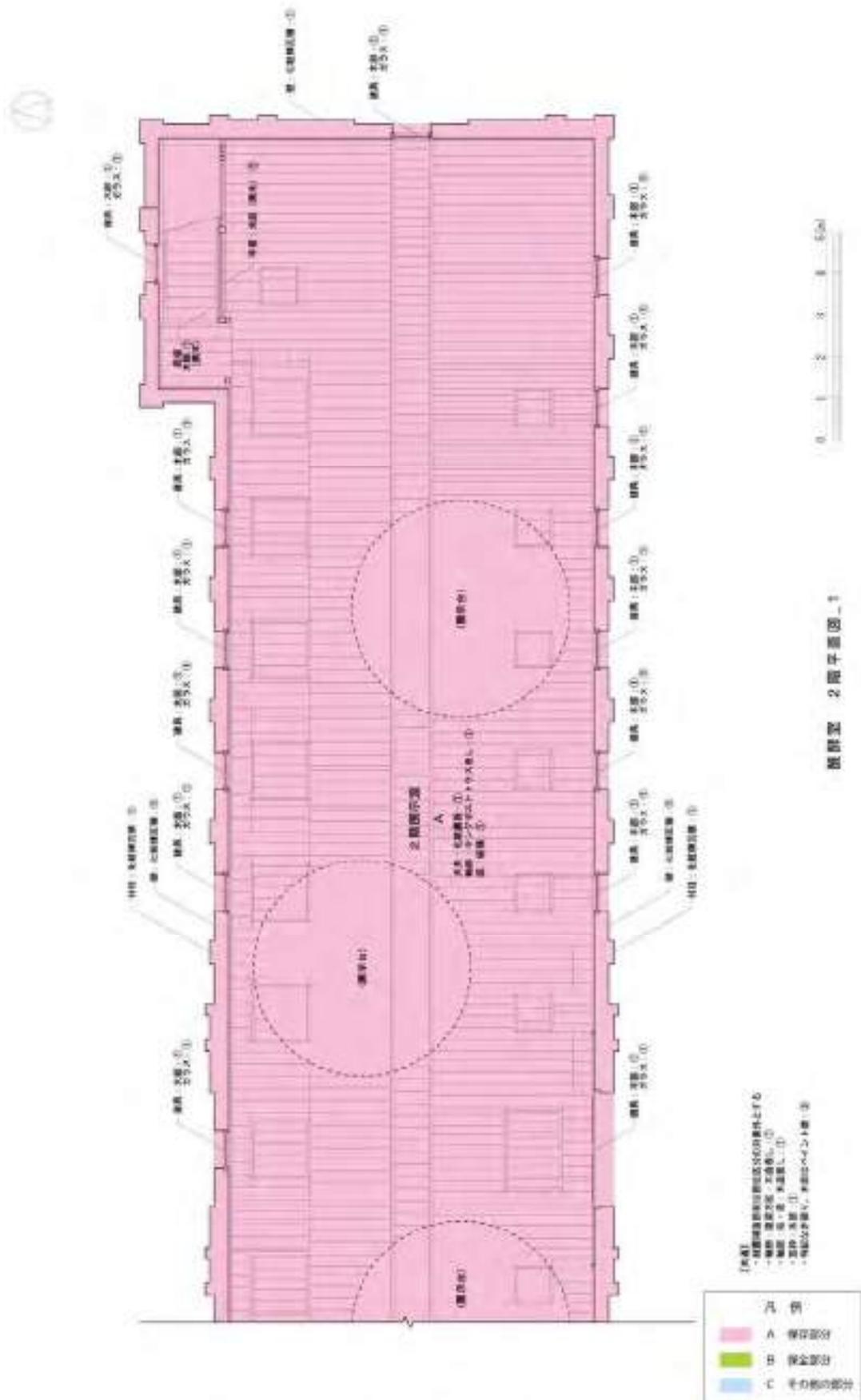


西面

- パラペット笠木：モルタル：③・塗膜防水：③
- 軒蛇腹：亜鉛引鉄板：②・ペイント塗：③
白漆喰：②
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 外壁：化粧煉瓦積：①
- 付柱：化粧煉瓦積：①
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③



○醱酵室平面図【2階東側】





○醜醉室【2階】(展示室)

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考		
醜醉室 【内部】	A	2 階 展 示 室	小屋	天井	化粧裏板	①	
				軸部	キングポストトラス表し	①	
			軸部	陸梁方杖	木造表し	①	
				梁	木造表し	①	
			壁面	主たる壁面	化粧煉瓦積	①	
			建具	上下窓	木部	①	ペイント塗：③
					ガラス	①	
				蒲鉾型回転窓	木部	①	ペイント塗：③
					ガラス	①	
				欄間付引分戸	木部	①	ペイント塗：③
					ガラス	①	
			床面	主たる床面	板張	①	
			その他	照明器具	ペンダント	③	
				エアコン		⑤	

【2階展示室】



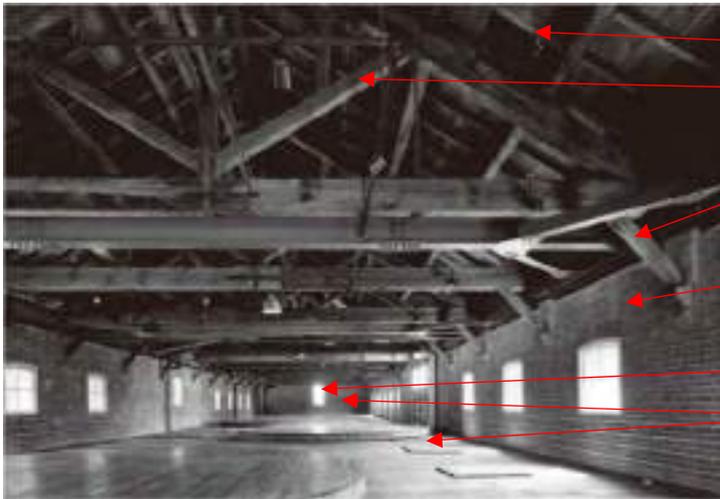
南面・西面

- 軸部：キングポスト表し：①
- 天井：化粧裏板：①
- エアコン：⑤
- 軸部：陸梁方杖：木造表し：①
- 壁：化粧煉瓦積：①
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 壁：化粧煉瓦積：①
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 床面：板張：①



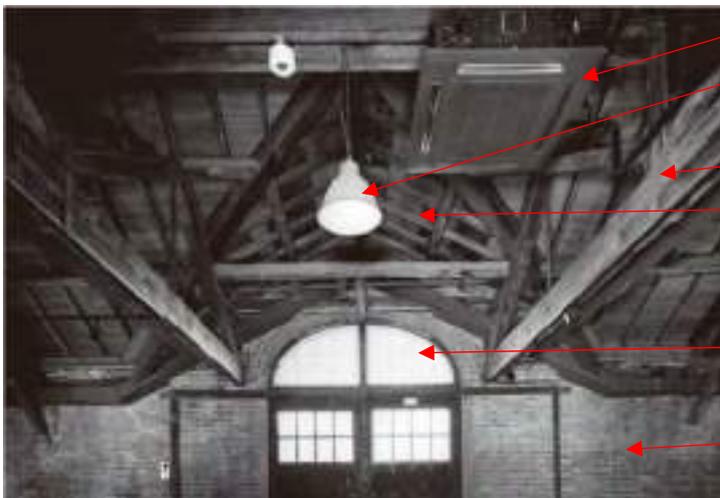
北面

- 軸部：陸梁方杖：木造表し：①
- 壁：化粧煉瓦積：①
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 床面：板張：①



東面

- 天井：化粧裏板：①
- 軸部：キングポスト表し：①
- 軸部：陸梁方杖：木造表し：①
- 壁：化粧煉瓦積：①
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 壁：化粧煉瓦積：①
- 床面：板張：①



南面中央

- エアコン：⑤
- 照明器具：③
- 軸部：キングポスト表し：①
- 天井：化粧裏板：①
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 壁：化粧煉瓦積：①



天井：化粧裏板：①

軸部：キングポスト表し：①

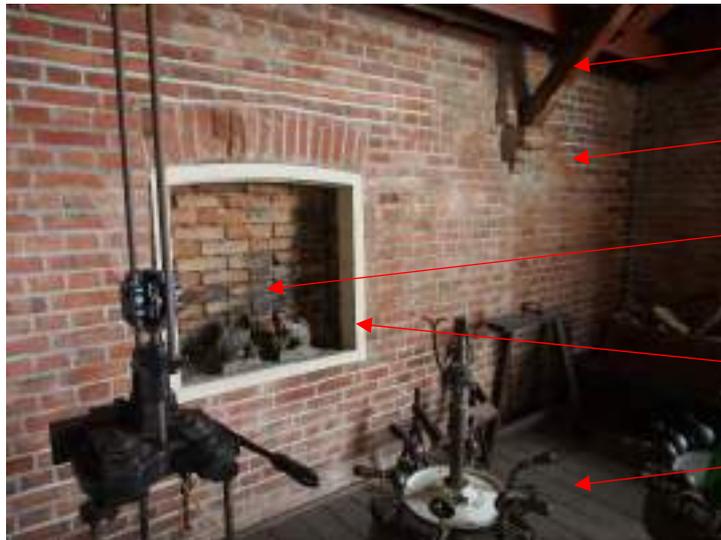
軸部：陸梁方杖：木造表し：①

壁：化粧煉瓦積：①

建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③

床面：板張：①

南面



軸部：陸梁方杖：木造表し：①

壁：化粧煉瓦積：①

旧窓塞ぎ部：化粧煉瓦積：③

窓額縁：木部：①・ペイント塗：③

床面：板張：①

南面詳細



○醱酵室【1階】(展示室)

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考	
醱酵室 【内部】	A	小屋	天井	2階床板表し	①	
			軸部	2階床組表し	①	
		軸部	柱・方杖・肘木	木造表し	①	
		壁面	主たる壁面	化粧煉瓦積	①	
		間仕切壁	旧設 上部	木部	①	ペイント塗：③
			旧設 腰壁	化粧煉瓦積	①	
			旧設	化粧煉瓦積	①	
		建具	円型回転窓	木部	①	ペイント塗：③
				ガラス	①	
			円型回転窓： 引込戸（土戸）	木部	①	素木
				白漆喰	①	
			潜戸付両開戸（土戸）	木部	①	ペイント塗：③
			引込戸	木部	①	素木
			片開戸（盲）	木部	①	素木
			片開戸	木部	③	ペイント塗：③
		ガラス		③		
		床下換気口：引込戸	木部	①	素木	
		床面	主たる床面	土間コンクリート	①	
		その他	照明器具	ペンダント	③	

【1階展示室】



- 軸部：柱・方杖・肘木：木造表し：①
- 天井：2階床板表し：①
- 軸部：2階床組表し：①
- 照明器具：ペンダント：③
- 壁：化粧煉瓦積：①
- 建具：木部：①
- 床面：土間コンクリート：①

西面

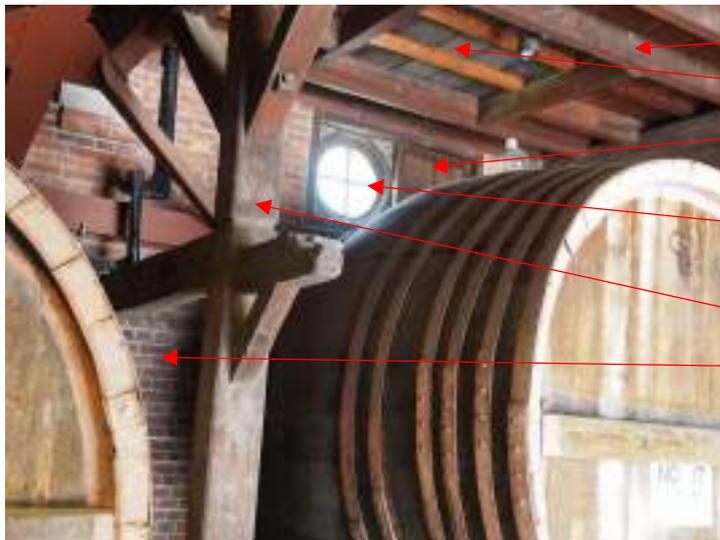


間仕切壁：木部：①・ペイント塗：③

間仕切壁：化粧煉瓦積：①

建具：木部・ガラス：①

北面



軸部：2階床組表し：①

天井：2階床板表し：①

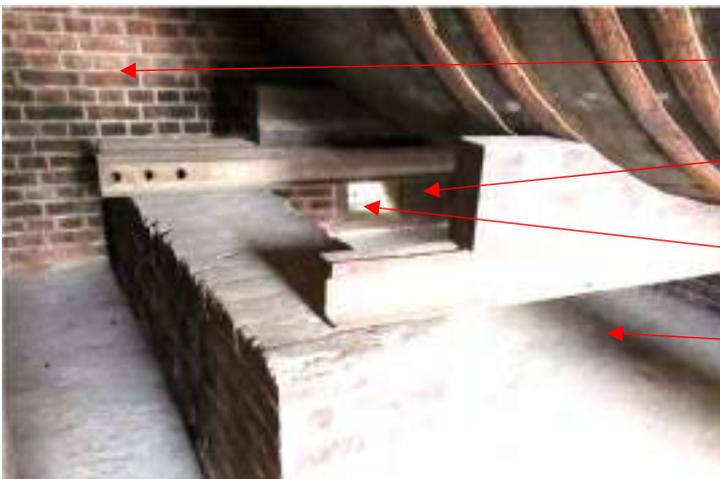
建具：木部・白漆喰：①

建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③

軸部：柱・方杖：木造表し：①

壁：化粧煉瓦積：①

北面



壁：化粧煉瓦積：①

床下換気口：引込戸：木部①

床下換気口：鉄柵：①

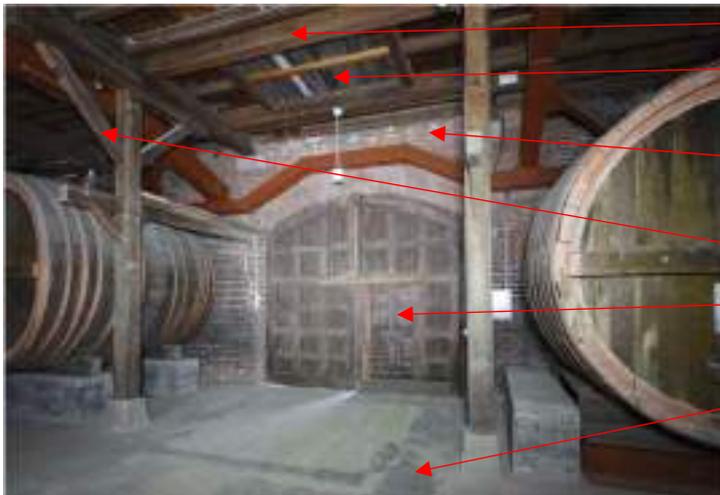
床面：土間コンクリート：①

北面



- 軸部：2階床組表し：①
- 天井：2階床板表し：①
- 照明器具：ペンダント：③
- 軸部：柱・方杖・肘木：木造表し：①
- 壁：化粧煉瓦積：①
- 建具：木部：①
- 床面：土間コンクリート：①

西面



- 軸部：2階床組表し：①
- 天井：2階床板表し：①
- 壁：化粧煉瓦積：①
- 軸部：柱・方杖・肘木：木造表し：①
- 建具：木部：①
- 床面：土間コンクリート：①

南面



- 壁：化粧煉瓦積：①
- 建具：木部：①
- 床面：土間コンクリート：①

南面



軸部：2階床組表し：①

天井：2階床板表し：①

軸部：柱・方杖・肘木：木造表し：①

壁：化粧煉瓦積：①

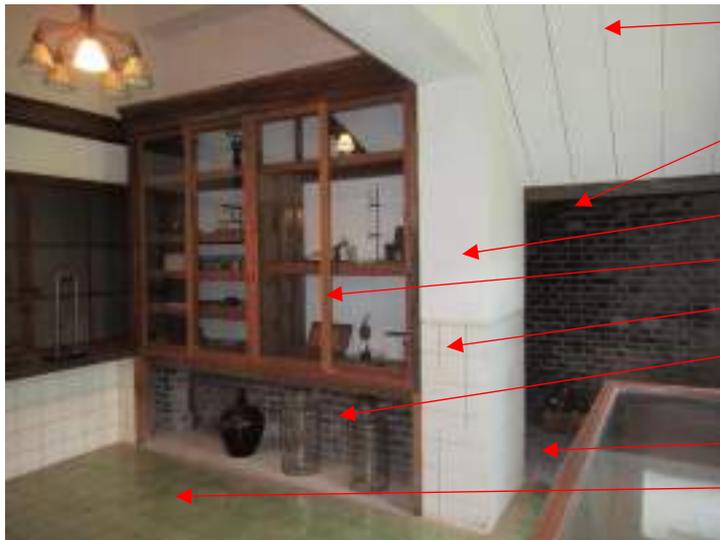
軸部詳細

○醱酵室【1階】（検査室）

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考		
醱酵室 【内部】	A	1階 検査室	小屋	天井	木部	①	ペイント塗：③
				白漆喰	①		
				天井 蛇腹	白漆喰	①	
				中心飾	白漆喰	①	
			壁面	上部	白漆喰	①	
				腰壁	タイル張	①	
					化粧煉瓦積	①	
			間仕切壁	旧設 上部	白漆喰	①	
				旧設 腰壁	タイル張	①	
					化粧煉瓦積	①	
			旧設 幕板	木部	①	素木	
		建具	鉄格子付両開窓	木部	①	ペイント塗：③	
				ガラス	①		
			嵌殺し窓	木部	①	素木	
				ガラス	①		
			片開戸	木部	①	素木	
				ガラス	①		
		床面	主たる床面	タイル張	①		
				砂利敷（階段下部分）	①		
		その他	造付収納棚	木部	①	素木	
ガラス	①						
照明器具	シャンデリア		①				



【検査室】



天井：木部：①・ペイント塗：③

壁：化粧煉瓦積：①

間仕切壁：上部：白漆喰：①

造付収納棚：木部・ガラス：①

間仕切壁：腰壁：タイル張：①

間仕切壁：腰壁：化粧煉瓦積：①

床面：砂利敷：①

床面：タイル張：①

西面



天井：木部：①・ペイント塗：③

壁：上部：白漆喰：①

建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③

壁：腰壁：タイル張：①

床面：タイル張：①

北面



間仕切壁：上部：白漆喰：①

建具：木部・ガラス：①

間仕切壁：腰壁：タイル張：①

床面：タイル張：①

東面



幕板：木部：①

間仕切壁：上部：白漆喰：①

建具：木部・ガラス：①

間仕切壁：腰壁：タイル張：①

南面



天井：白漆喰：①

天井中心飾：白漆喰：①

天井蛇腹：白漆喰：①

照明器具：シャンデリア：①

間仕切壁：上部：白漆喰：①

幕板：木部：①

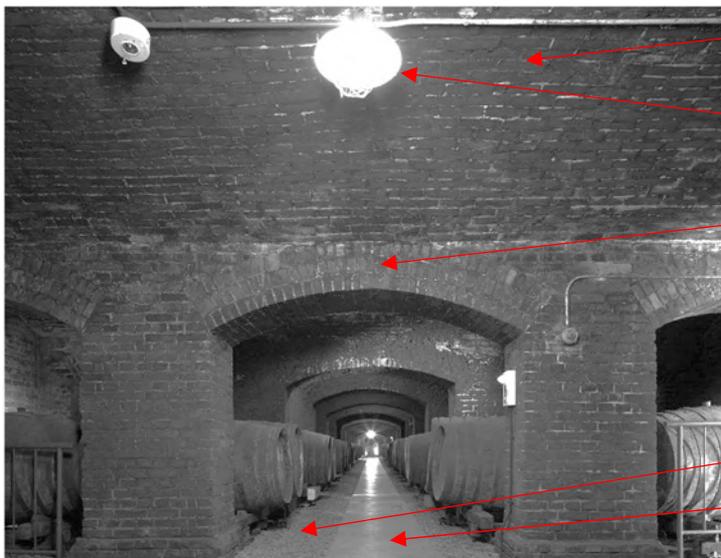
天井



○醱酵室【地階】（醸造場）

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考		
醱酵室 【内部】	A	地階 (醸造場)	天井	化粧煉瓦ヴォールト	①		
			軸部	アーチ構造	化粧煉瓦積	①	
			壁面		化粧煉瓦積	①	
			間仕切壁	旧設	化粧煉瓦積	①	
				新設	鉄骨・ガラス	④	
			建具	鉄格子付両開窓	スチールサッシ	①	
				片開戸	スチールドア	③	ペイント塗:③ 防火扉
				片開戸	スチールサッシ	⑤	ペイント塗:⑤
			床面	主たる床面	テラコッタタイル張	④	
					砂利敷	④	
その他	照明器具	ペンダント	③				

【醸造場】



天井：化粧煉瓦ヴォールト：①

照明器具：ペンダント：③

軸部：アーチ構造：化粧煉瓦積：①

床面：砂利敷：④

床面：テラコッタタイル張：④

西側から東面を見る



北面詳細

- 天井：化粧煉瓦ヴォールト：①
- 建具：スチールドア：③・ペイント塗：③
- 壁：化粧煉瓦積：①
- 床面：テラコッタタイル張：④
- 床面：砂利敷：④



北面詳細（試飲室間仕切）

- 建具：スチールサッシ：⑤・ペイント塗：⑤
- 間仕切壁：鉄骨・ガラス：④
- 床面：砂利敷：④
- 床面：テラコッタタイル張：④



南面詳細

- 天井：化粧煉瓦ヴォールト：①
- 軸部：アーチ構造：化粧煉瓦積：①
- 建具：スチールサッシ：①
- 壁：化粧煉瓦積：①



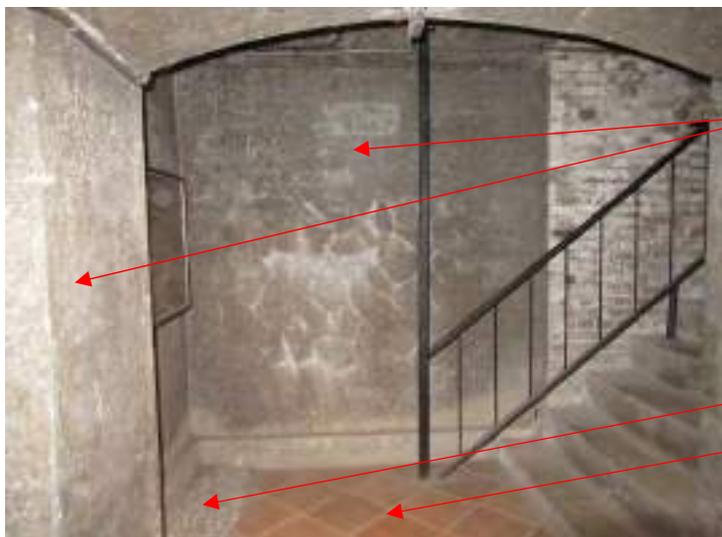
- 天井：化粧煉瓦ヴォールト：①
- 軸部：アーチ構造：化粧煉瓦積：①
- 旧窓塞ぎ部：化粧煉瓦積：③
- 壁：化粧煉瓦積：①

南面詳細

○醱酵室【地階】（地下通路）

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考		
醱酵室 【内部】	A	地 階 通 路	天井	煉瓦下地モルタル	③		
			軸部	アーチ構造	煉瓦下地モルタル	③	
			壁面		煉瓦下地モルタル	③	
			建具	自動引分戸	ステンレスサッシ	⑤	
				鉄格子両開扉	スチール	⑤	ペイント塗：⑤
			床面	主たる床面	テラコッタタイル張	④	
					砂利敷	④	
その他	照明器具	ペンダント	①				

【地階通路】



- 壁：煉瓦下地モルタル：③
- 床：砂利敷：④
- 床：テラコッタタイル張：④

西面



天井：煉瓦下地モルタル：③

軸部：アーチ構造：煉瓦下地モルタル：③

床：テラコッタタイル張：④

北面



照明器具：ペンダント：③

天井：煉瓦下地モルタル：③

軸部：アーチ構造：煉瓦下地モルタル：③

壁：煉瓦下地モルタル：③

建具：ステンレスサッシ：⑤
(自動引分戸)

床：テラコッタタイル張：④

床：砂利敷：④

洗濯場より地下通路を見る



建具：スチール：⑤・ペイント塗：⑤

壁：化粧煉瓦積：①

床：テラコッタタイル張：④

床：砂利敷：④

東面



○醱酵室【地階】（東側階段室）

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考	
醱酵室 【内部】	A	小屋	天井	化粧裏板	①	
			軸組	キングポストトラス表し	①	
		壁面		化粧煉瓦積	①	
		間仕切壁	旧設	化粧煉瓦積	①	
		建具	欄間付上下窓	木部	①	ペイント塗：③
				ガラス	①	
			上下窓	木部	①	ペイント塗：③
				ガラス	①	
			円型回転窓	木部	①	ペイント塗：③
				ガラス	①	
			鉄格子付両開板戸・ 両開窓	木部	①	ペイント塗：③
				ガラス	①	
		鉄格子付片開板戸・ 片開窓	木部	①	ペイント塗：③	
			ガラス	①		
		欄間付片開戸	木部	①	ペイント塗：③ 欄間室内側は板張	
		床面	段板	木部	①	素木
その他	手摺	木部	①	素木		
	照明器具	ペンダント	⑤			

【東側階段室】



- 天井：化粧裏板：①
- 軸組：キングポストトラス表し：①
- 照明器具：ペンダント：⑤
- 壁：化粧煉瓦積：①
- 手摺：木部：①

2階東面



天井：2階床板表し：①

軸組：2階床組表し：①

照明器具：ペンダント：③

壁：化粧煉瓦積：①

建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③

踏板：木部：①

1階から北側を見る



建具：木部：①・ペイント塗：③

壁：化粧煉瓦積：①

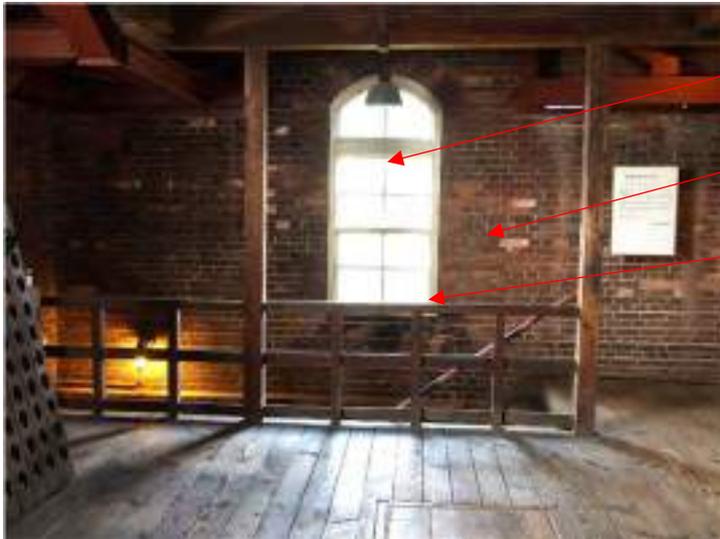
1階南面



○醜酔室【地階】（西側階段室）

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考		
醜酔室 【内部】	A	西側階段室	小屋	天井	化粧裏板	①	
				軸組	キングポストトラス表し	①	
			壁面		化粧煉瓦積	①	
			間仕切壁	旧設	化粧煉瓦積	①	
			建具	欄間付上下窓	木部	①	ペイント塗：③
					ガラス	①	
				鉄格子付片開板戸・片開窓	木部	①	ペイント塗：③
					ガラス	①	
				引込戸	木部	①	
				片開戸	木部	①	
				両開窓	アルミサッシ	④	苗木場との境
			嵌殺し窓	アルミサッシ	④	苗木場との境	
			床面	段板	木部	①	素木
				段板	石段	①	
			その他	手摺	木部	①	素木
照明器具	ペンダント	③					

【西側階段室】



建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③

壁：化粧煉瓦積：①

手摺：木部：①

北面



壁：化粧煉瓦積：①

段板：木部：①

踊場から東側を見る



照明器具：ペンダント：③

建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③

壁：化粧煉瓦積：①

建具：木部：①

段板：木部：①

1階から北西側を見る



壁：化粧煉瓦積：①

建具：木部：①

建具：アルミサッシ：④

段板：木部：①

1階西面



壁：化粧煉瓦積：①

建具：木部：①

段板：石造：①

1階から地階を見下ろす



壁：化粧煉瓦積：①

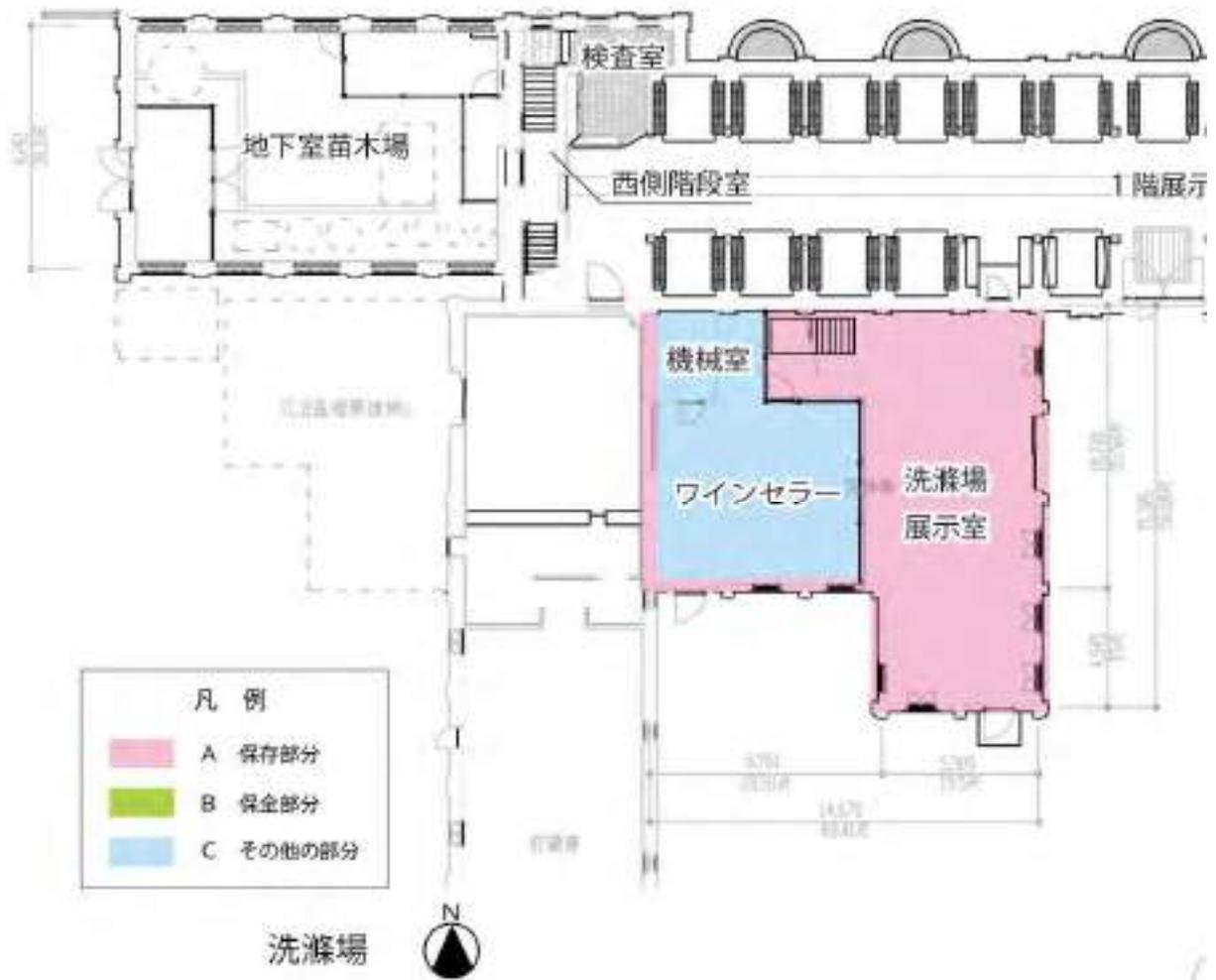
段板：石段：①

地階から1階を見上げる



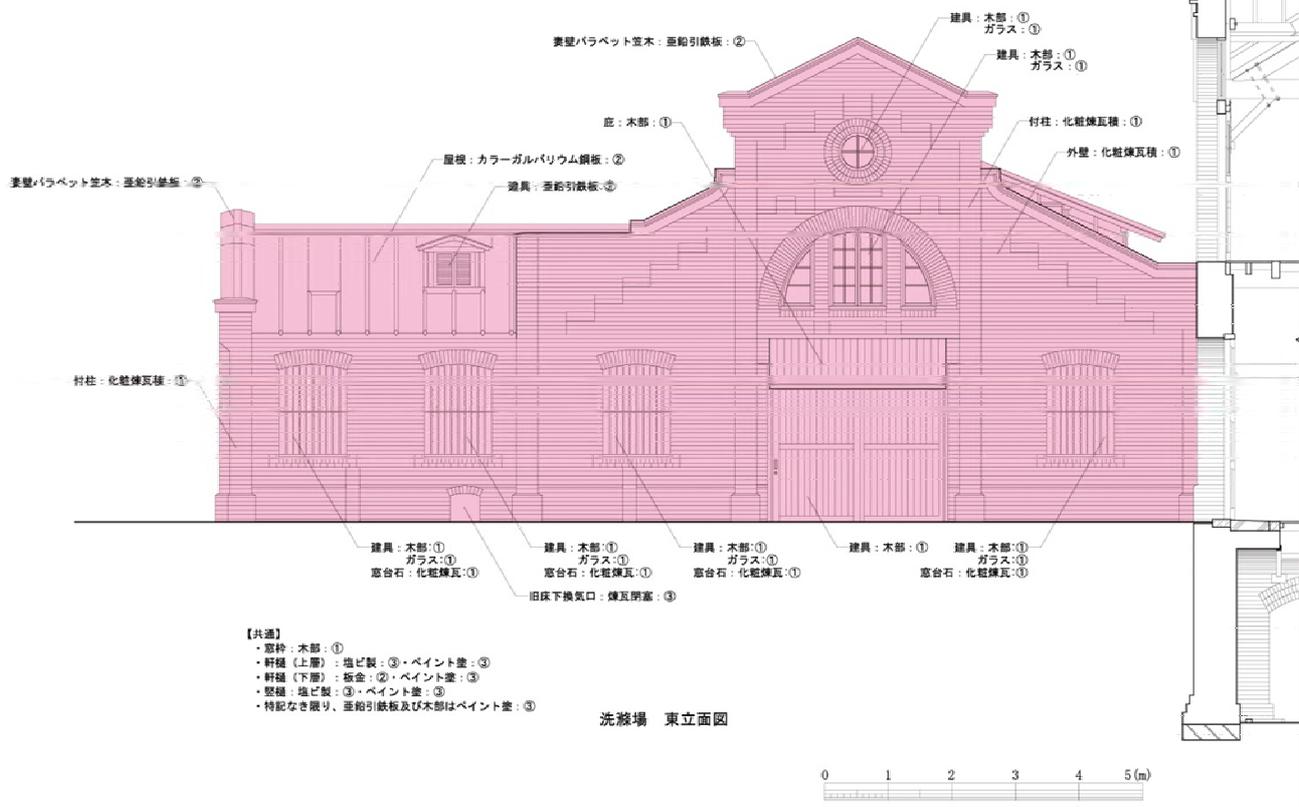
3 洗滌場

○洗滌場平面図



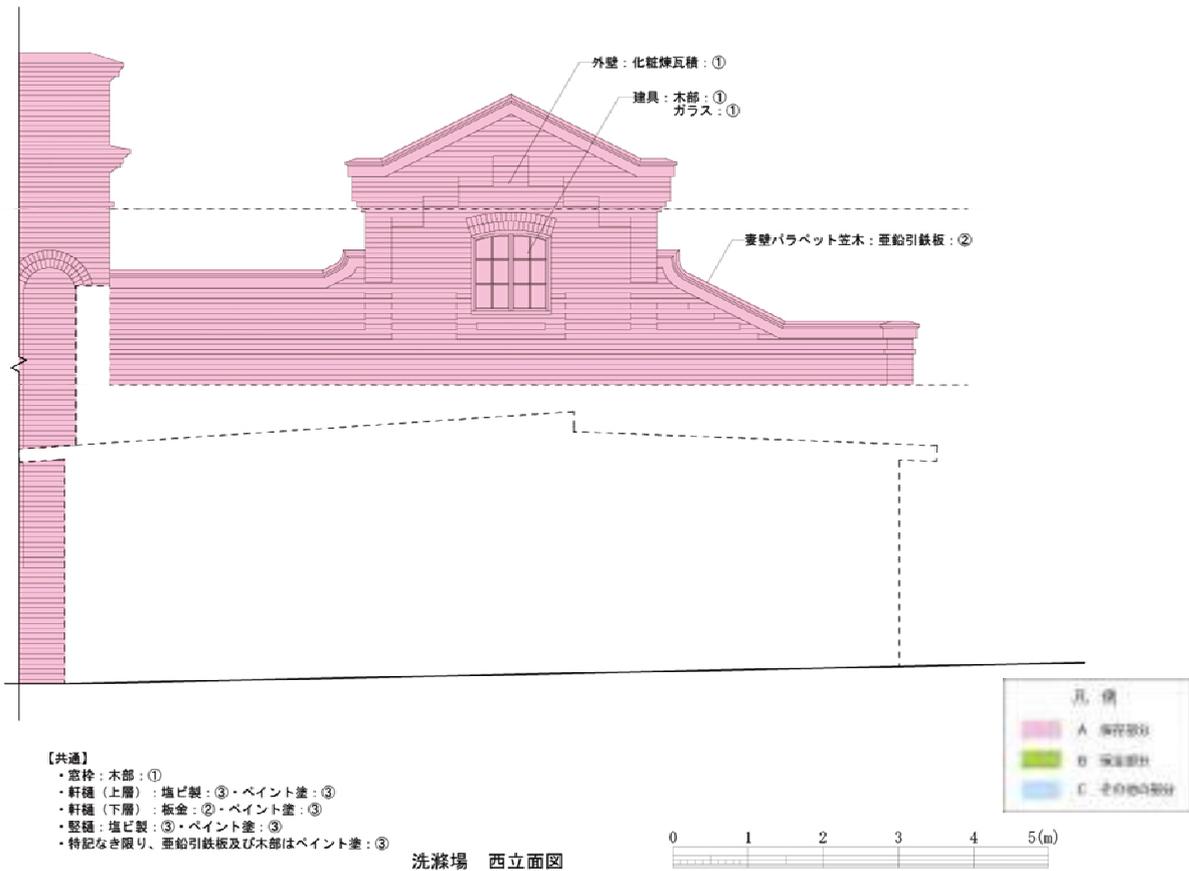


○洗滌場立面図（東面・西面）



- 【共通】
- ・窓枠：木部①
 - ・軒樋（上層）：塩ビ製③・ペイント塗③
 - ・軒樋（下層）：板金②・ペイント塗③
 - ・壁礎：塩ビ製③・ペイント塗③
 - ・特記なき限り、亜鉛引鉄板及び木部はペイント塗③

洗滌場 東立面図



- 【共通】
- ・窓枠：木部①
 - ・軒樋（上層）：塩ビ製③・ペイント塗③
 - ・軒樋（下層）：板金②・ペイント塗③
 - ・壁礎：塩ビ製③・ペイント塗③
 - ・特記なき限り、亜鉛引鉄板及び木部はペイント塗③

洗滌場 西立面図



○洗滌場【外部】

部分	部位区分	仕上げ	基準	備考	
洗滌場 【外部】	屋根	主たる屋根	ガルバリウム鋼板	②	
		越屋根	ガルバリウム鋼板	②	
		ドーマー窓	ガルバリウム鋼板	②	
		妻壁パラペット笠木	亜鉛引鉄板	②	ペイント塗：③
	外壁	主たる外壁	化粧煉瓦積	①	
		妻壁	化粧煉瓦積	①	
		付柱	化粧煉瓦積	①	
		ドーマー窓	カラーガルバリウム鋼板	②	
		窓枠	木部	①	
		窓台石	化粧煉瓦	①	
			安山岩	①	
		庇	木部	①	ペイント塗：③
	旧床下換気口	煉瓦閉塞	③		
	建具	鉄格子付両開窓	木部	①	ペイント塗：③
			ガラス	①	鉄格子は後補
		円型嵌殺し窓	木部	①	ペイント塗：③
			ガラス	①	
		浴場窓	木部	①	ペイント塗：③
			ガラス	①	
		嵌殺し窓	木部	①	ペイント塗：③
			ガラス	①	
		引違戸	木部	①	ペイント塗：③
		片開戸	木部	①	ペイント塗：③
		片開戸	木部	③	ペイント塗：③
			ガラス	③	
	ドーマー窓	亜鉛引鉄板	②	ペイント塗：③	
	雨樋	軒樋 上層	塩ビ製	③	ペイント塗：③
		軒樋 下層	板金	②	ペイント塗：③
		縦樋	塩ビ製	③	ペイント塗：③



○洗滌場【外部】写真1



東面

- 妻壁パラペット笠木：亜鉛引鉄板：②
ペイント塗：③
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 外壁：化粧煉瓦積：①
- 付柱：化粧煉瓦積：①
- ドーマー窓：亜鉛引鉄板：②
ペイント塗：③
- 庇：木部：①・ペイント塗：③
- 屋根：カラーガルバリウム鋼板：②
- 建具：木部：①・ペイント塗：③
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 窓台石：化粧煉瓦：①



南面

- 越屋根：カラーガルバリウム鋼板：②
- 妻壁パラペット笠木：亜鉛引鉄板：②
ペイント塗：③
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 外壁：化粧煉瓦積：①
- 付柱：化粧煉瓦積：①
- 建具：木部・ガラス：③・ペイント塗：③



南面

- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 屋根：カラーガルバリウム鋼板：②
- 外壁：化粧煉瓦積：①
- 付柱：化粧煉瓦積：①
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 窓台石：安山岩：①



○洗滌場【外部】写真2



南面

- 軒樋：塩ビ製：③・ペイント塗：③
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 屋根：カラーガルバリウム鋼板：②
- 軒樋：板金：②・ペイント塗：③
- 付柱：化粧煉瓦積：①
- 外壁：化粧煉瓦積：①
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 窓台石：安山岩：①

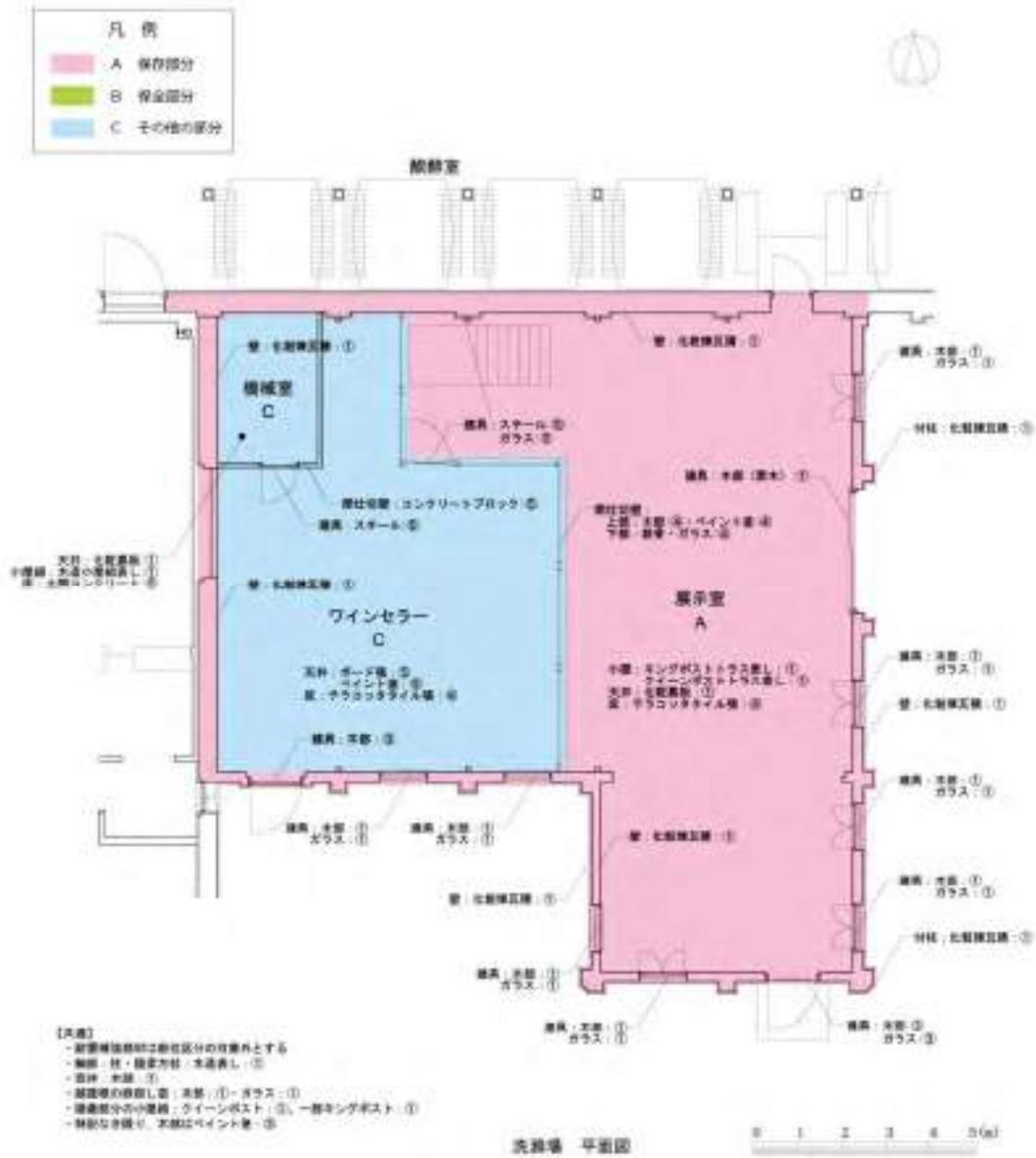


東面下部詳細

- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 窓台石：化粧煉瓦：①
- 旧床下換気口：煉瓦閉塞：③



○洗滌場平面図





○洗滌場【展示室】

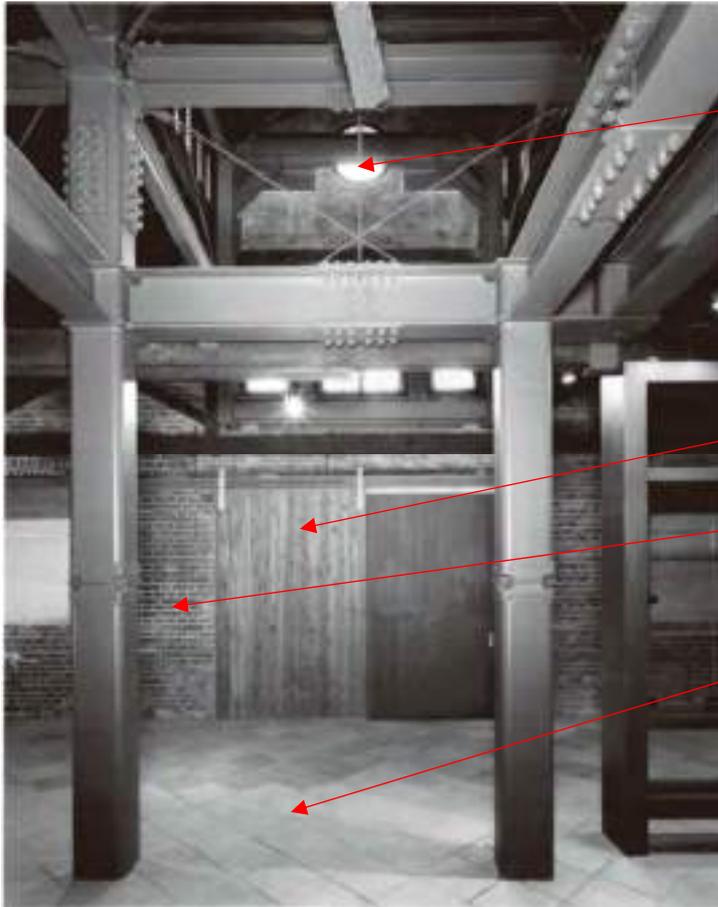
部分	部位区分		仕上げ	基準	備考	
洗滌場 【内部】	A	小屋	天井	化粧裏板	①	
			軸部	クイーンポストトラス表し	①	
		キングポストトラス表し		①	旧ボイロ室部分	
		軸部	柱・陸梁方杖	木造表し	①	
		壁面		化粧煉瓦積	①	
		間仕切壁	新設 上部	木部	④	ペイント塗：④
			新設 下部	鉄骨・ガラス	④	
		建具	鉄格子付両開窓	木部	①	ペイント塗：③
				ガラス	①	
			円型嵌殺し窓	木部	①	ペイント塗：③
				ガラス	①	
			浴場窓	木部	①	ペイント塗：③
				ガラス	①	
			嵌殺し窓	木部	①	ペイント塗：③
				ガラス	①	
			引違戸	木部	①	素木
			片開戸	木部	③	ペイント塗：③
		ガラス		③		
		床面		テラコッタタイル張	④	
		その他	照明器具	シャンデリア	③	
	⑤					
シーリングファン			⑤			
エアコン			⑤			

【展示室】



- 軸部：キングポスト表し：①
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 天井：化粧裏板：①
- エアコン：⑤
- 照明器具：⑤
- 間仕切壁：上部：木部：④・ペイント塗：④
- 間仕切壁：下部：鉄骨・ガラス：④
- 壁：化粧煉瓦積：①
- 建具：木部・ガラス：③・ペイント塗：③

南面



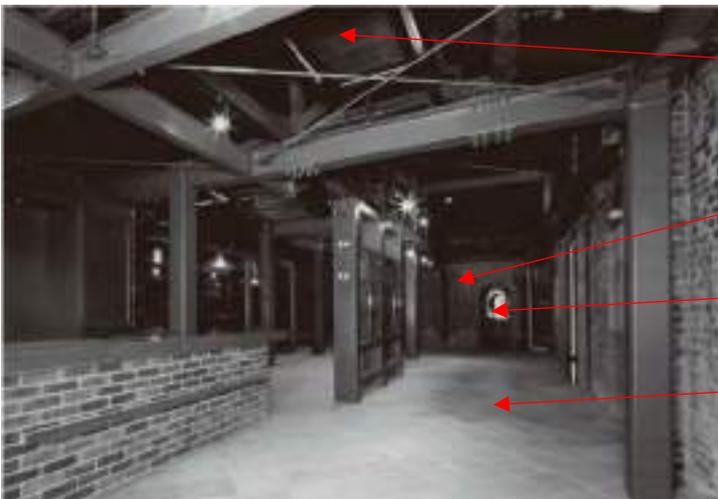
建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③

建具：木部（素木）：①

壁：化粧煉瓦積：①

床面：テラコッタタイル張：④

東面



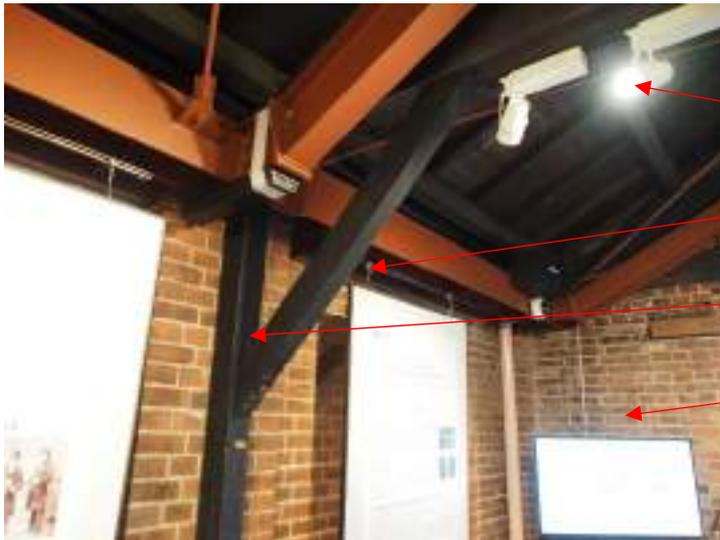
天井：化粧裏板：①

壁：化粧煉瓦積：①

建具：木部・ガラス：③・ペイント塗：③

床面：テラコッタタイル張：④

西面・北面



照明器具：⑤

軸部：陸梁方杖：木造表し：①

軸部：柱：木造表し：①

壁：化粧煉瓦積：①

北面詳細



天井：化粧裏板：①

照明器具：シャンデリア：③

軸部：キングポスト表し：①

天井



○洗滌場【ワインセラー】

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考		
洗滌場 【内部】	C	ワイン セラー	小屋	天井	ボード張	⑤	ペイント塗：⑤
				小屋組	クイーンポスト	①	
			壁面	主たる壁面	化粧煉瓦積	①	
				間仕切壁	新設	鉄骨・ガラス	⑤
			建具		鉄格子付両開窓	木部	①
				ガラス		①	
				片開戸	木部	③	ペイント塗：③
				片開戸	スチール	⑤	
			床面	主たる床面	テラコッタタイル張	④	
					その他	照明器具	⑤
			エアコン	⑤			

○洗滌場【機械室】

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考		
洗滌場 【内部】	C	機 械 室	小屋	天井	化粧裏板	①	
				軸部	木造小屋組表し	①	
			壁面	主たる壁面	化粧煉瓦積	①	
			間仕切壁	新設	コンクリートブロック	⑤	
			建具	片開戸	スチール	⑤	
			床面	主たる床面	土間コンクリート	⑤	
			その他	照明器具	⑤		



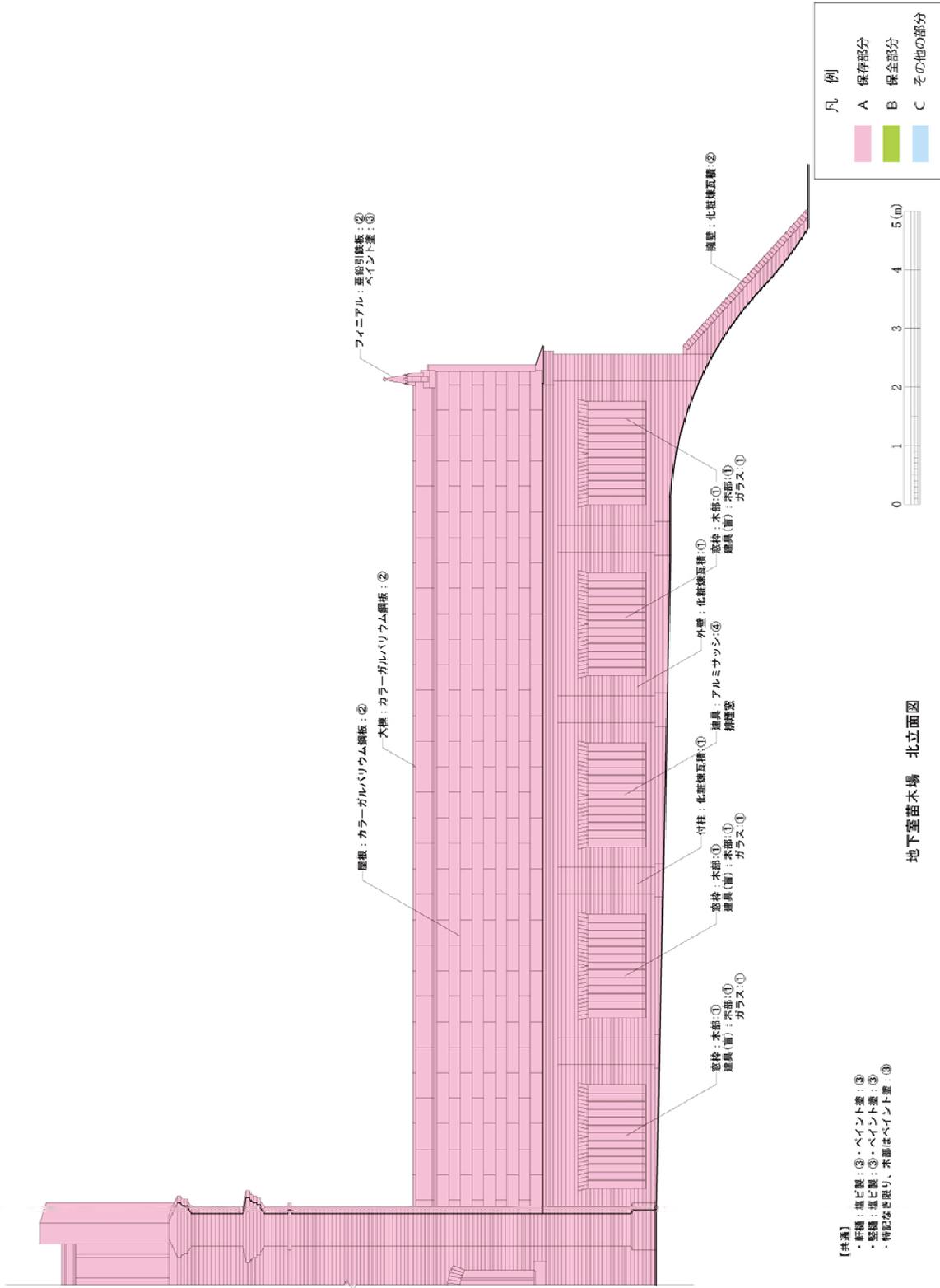
4 地下室苗木場

○地下室苗木場平面図





○地下室苗木場立面図（北面）





○地下室苗木場【外部】

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考
地下室 苗木場 【外部】	屋根	主たる屋根	カラーガルバリウム鋼板	②	
		フィニアル	亜鉛引鉄板	②	ペイント塗：③
		大棟	カラーガルバリウム鋼板	②	
	外壁	主たる外壁	化粧煉瓦積	①	
		付柱	化粧煉瓦積	①	
		妻面	下見板張	①	ペイント塗：③
		窓枠	木部	①	ペイント塗：③
	建具	鉄格子付回転窓(盲)	木部	①	ペイント塗：③
			ガラス	①	鉄格子は後補
		円型回転窓	木部	①	ペイント塗：③
			ガラス	①	
		嵌殺し窓	木部	①	ペイント塗：③
			ガラス	①	
		潜戸付両開戸	木部	②	ペイント塗：③
	排煙窓	アルミサッシ	④		
	雨樋	軒樋	塩ビ製	③	ペイント塗：③
		縦樋	塩ビ製	③	ペイント塗：③
	その他	擁壁	化粧煉瓦積	②	

○地下室苗木場【外部】写真1



- フィニアル：亜鉛引鉄板：②
ペイント塗：③
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 外壁(妻面)：下見板張：①・ペイント塗：③
- 建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③
- 外壁：化粧煉瓦積：①
- 付柱：化粧煉瓦積：①
- 縦樋：塩ビ製：③・ペイント塗：③
- 建具：木部：②・ペイント塗：③

西面



○地下室苗木場【外部】写真2



大棟：カラーガルバリウム鋼板：②

屋根：カラーガルバリウム鋼板：②

建具：木部・ガラス：①・ペイント塗：③

建具：排煙窓：アルミサッシ：④

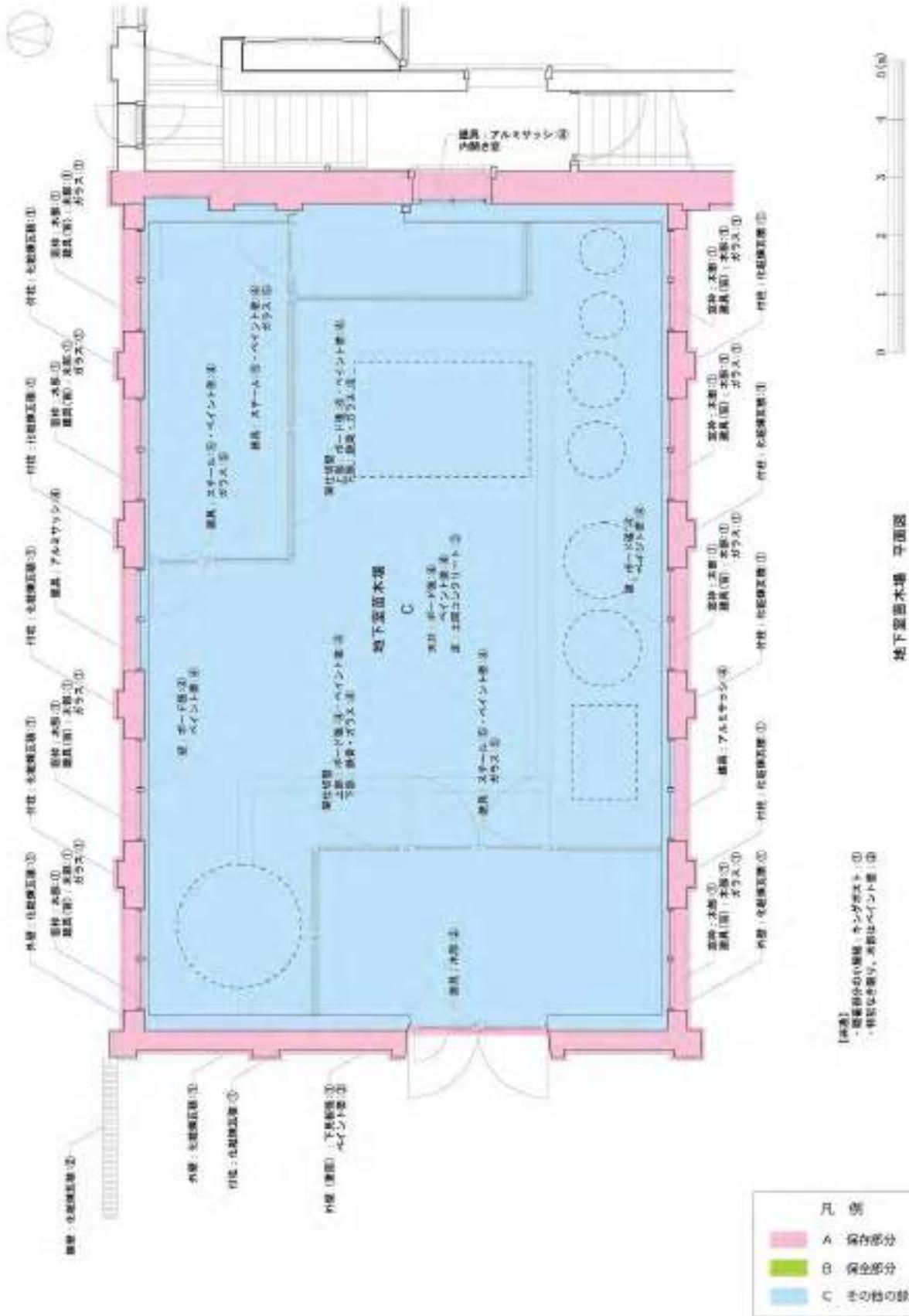
付柱：化粧煉瓦積：①

外壁：化粧煉瓦積：①

北面



○地下室苗木場平面図



【注】
 ①一部部分の仕様、サニタリー②
 ②一部部分の仕様、サニタリー②

凡 例	
■	A 保存部分
■	B 保全部分
■	C その他の部分



○地下室苗木場【内部】

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考	
地下室 苗木場 【内部】	C	小屋	天井	ボード張	④	ペイント塗：④
			小屋組	キングポスト	①	
		壁面	主たる壁面	ボード張	④	ペイント塗：④
			間仕切壁	新設 上部	ボード張	④
		新設 下部		鉄骨・ガラス	④	
		建具	潜戸付両開戸	木部	②	ペイント塗：③
			排煙窓	アルミサッシ	④	
				片開戸	スチール	⑤
			ガラス		⑤	
			両開戸	スチール	⑤	ペイント塗：④
				ガラス	⑤	
		床面	主たる床面	土間コンクリート	③	
		その他	照明器具	シーリングライト	⑤	蛍光灯
エアコン			⑤			

【内部】



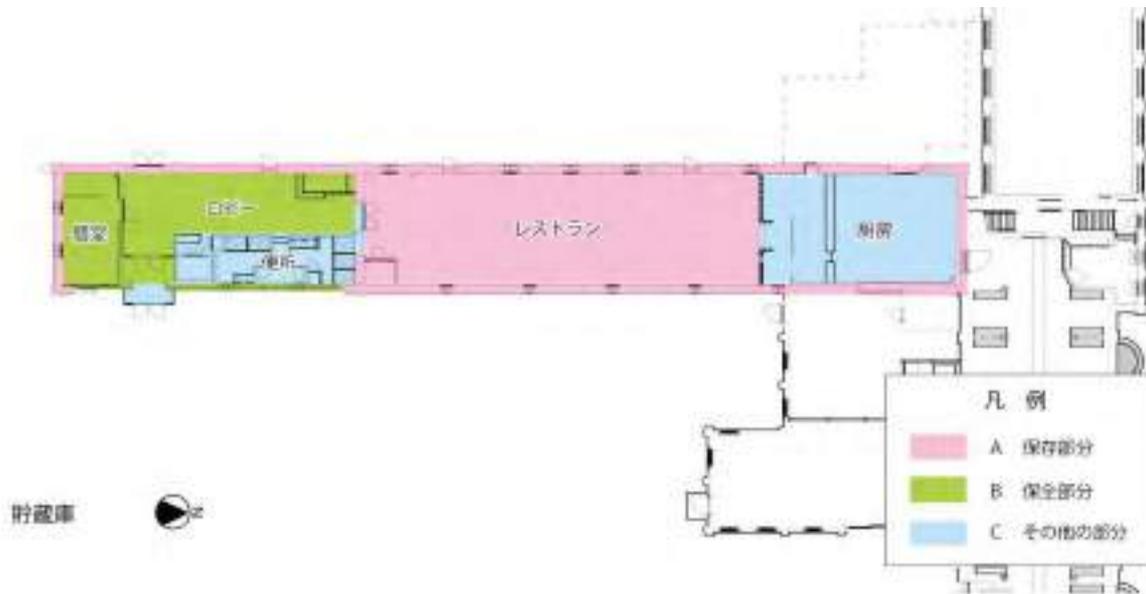
- 天井：ボード張：④・ペイント塗：④
- 照明器具：シーリングライト：⑤
- 建具：排煙窓：アルミサッシ：④
- 間仕切壁：ボード張：④・ペイント塗：④
- 間仕切壁：鉄骨・ガラス：④
- 建具：スチール：⑤・ペイント塗：④
ガラス：⑤
- 壁：ボード張：④・ペイント塗：④
- 床面：土間コンクリート：③

北面・東面

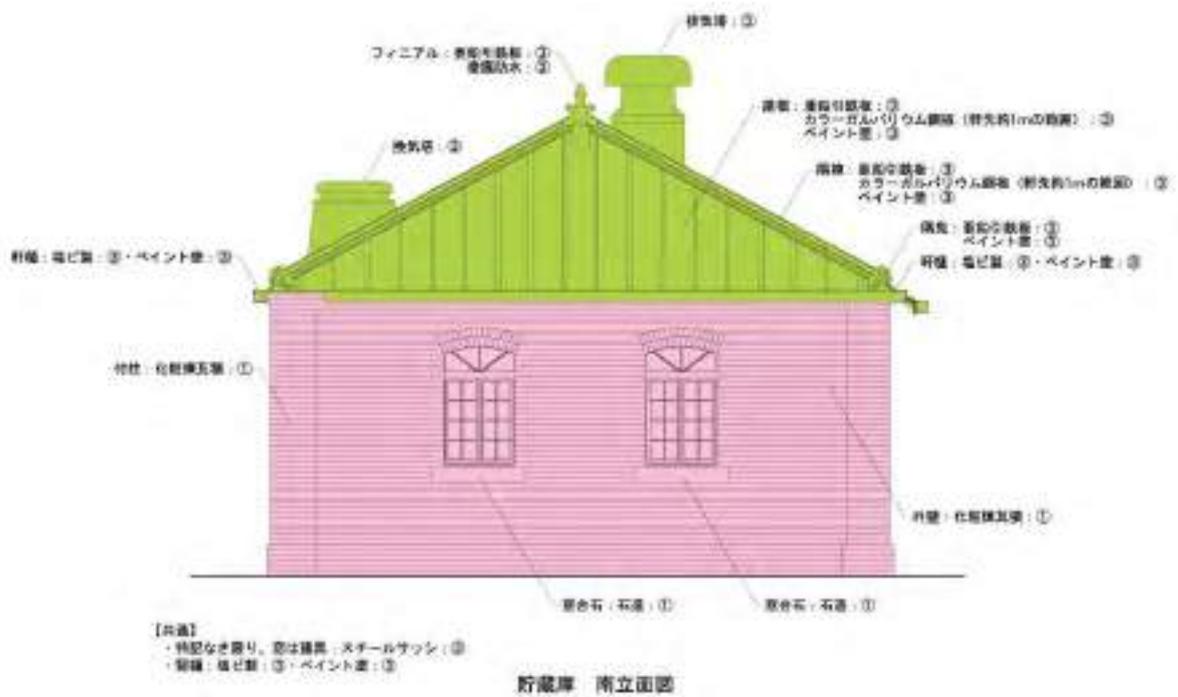


5 貯蔵庫

○貯蔵庫平面図



○貯蔵庫立面図（南面）





○貯蔵庫【外部】

部分	部位区分	仕上げ	基準	備考		
貯蔵庫 【外部】	屋根	主たる屋根	亜鉛引鉄板	③	ペイント塗：③	
			カラーガルバリウム鋼板	③	ペイント塗：③	
		フィニアル・大棟	亜鉛引鉄板	③	塗膜防水：③	
			隅鬼	亜鉛引鉄板	③	ペイント塗：③
		隅棟	亜鉛引鉄板	③	ペイント塗：③	
			カラーガルバリウム鋼板	③	ペイント塗：③	
		軸部	軒裏	化粧垂木	①	素木
				化粧裏板	①	素木
		外壁	主たる外壁	化粧煉瓦積	①	
				レンガタイル張	③	
	付柱		化粧煉瓦積	①		
	窓台石		石造	①		
			モルタル	③		
			モルタル	③	ペイント塗：③	
	旧床下換気口	煉瓦閉塞	①			
	建具	円型回転窓	スチールサッシ	③		
		欄間付両開窓	スチールサッシ	③		
		両開窓	スチールサッシ	③		
		両袖及び欄間付 両開戸	アルミフロントサッシ	④	出入口・風除室	
		欄間付両開戸	アルミフロントサッシ	③	西面・アルミ出入口	
		欄間付片開戸	木部	③	ペイント塗：③	
			ガラス	③		
	雨樋	軒樋	塩ビ製	③	ペイント塗：③	
		竪樋	塩ビ製	③	ペイント塗：③	
	その他	換気塔		③		
		排気塔		③		



○貯蔵庫【外部】写真 1



南面・東面

- 大棟：亜鉛引鉄板：③・塗膜防水：③
- 屋根：カラーガルバリウム鋼板：③
亜鉛引鉄板：③
ペイント塗：③
- 外壁：レンガタイル張：③
- 建具：スチールサッシ：③
- 窓台石：モルタル：③・ペイント塗：③
- 縦樋：塩ビ製：③・ペイント塗：③
- 外壁：化粧煉瓦積：①



南面

- フィニアル：亜鉛引鉄板：③・塗膜防水：③
- 屋根・隅棟：カラーガルバリウム鋼板：③
亜鉛引鉄板：③
ペイント塗：③
- 軒樋：塩ビ製：③・ペイント塗：③
- 付柱：化粧煉瓦積：①
- 外壁：化粧煉瓦積：①
- 建具：スチールサッシ：③
- 窓台石：石造：①
- 縦樋：塩ビ製：③・ペイント塗：③



西面

- 屋根：カラーガルバリウム鋼板：③
亜鉛引鉄板：③
ペイント塗：③
- 換気塔：③
- 建具：スチールサッシ：③
- 外壁：化粧煉瓦積：①
- 建具：木部・ガラス：③
ペイント塗：③

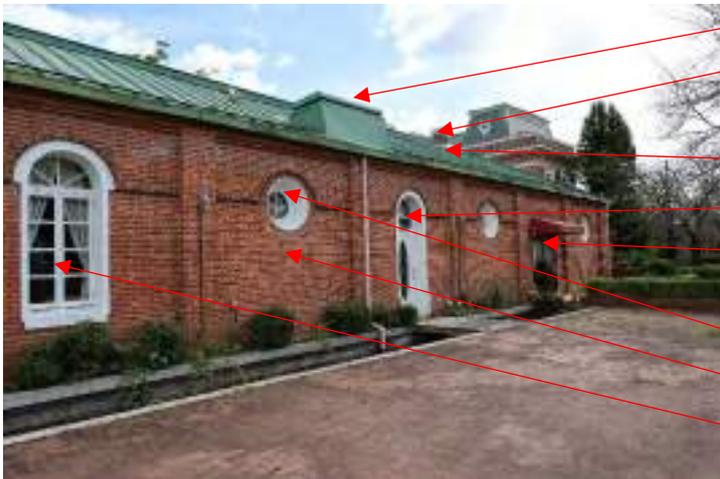


○貯蔵庫【外部】写真2



西面

- 換気塔：③
- 排気塔：③
- 大棟：亜鉛引鉄板：③・塗膜防水：③
- 屋根：カラーガルバリウム鋼板：③
亜鉛引鉄板：③
ペイント塗：③
- 付柱：化粧煉瓦積：①
- 外壁：化粧煉瓦積：①
- 建具：木部・ガラス：③・ペイント塗：③
- 建具：スチールサッシ：③
- 樋樋：塩ビ製：③・ペイント塗：③

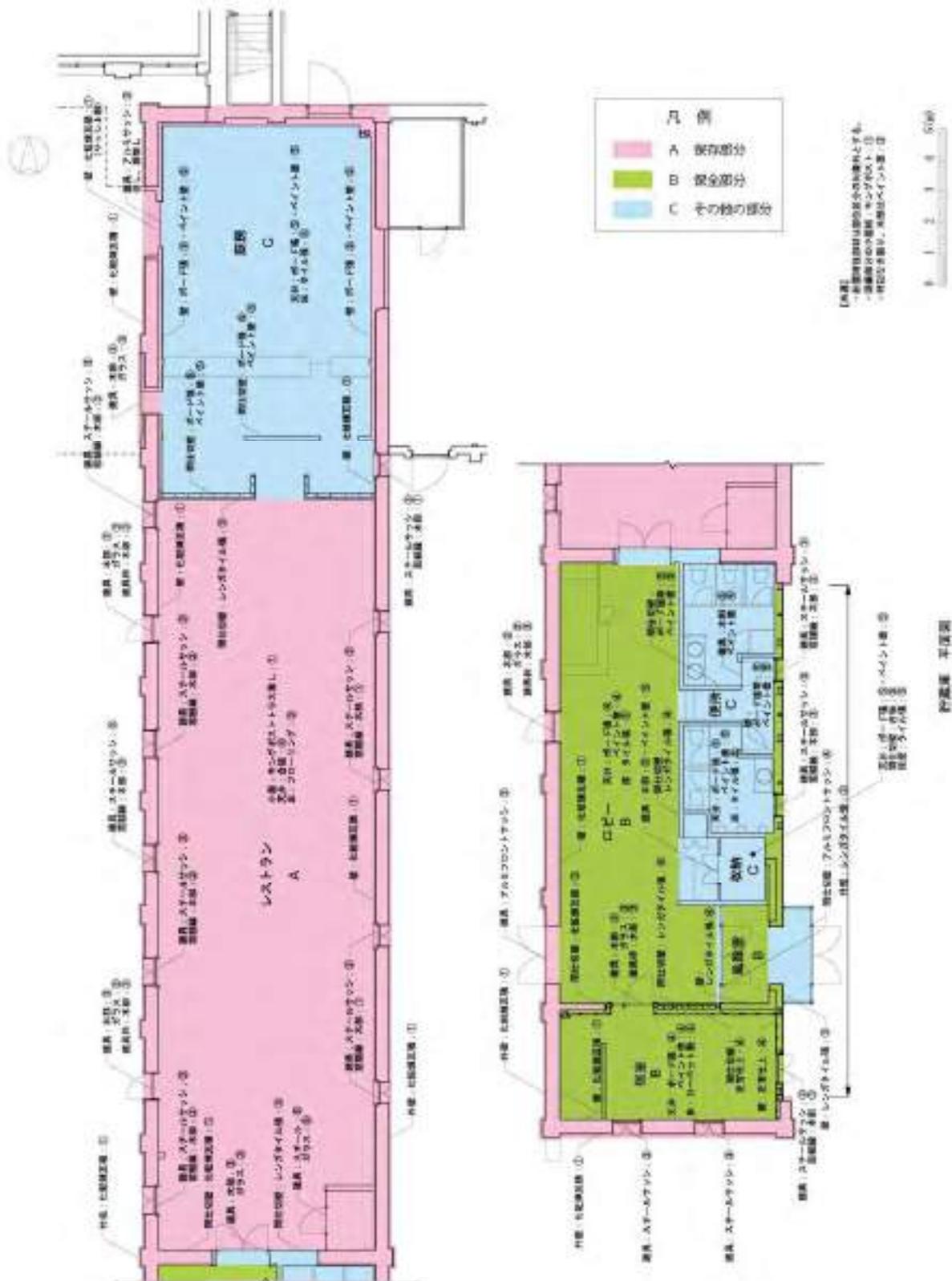


西面

- 換気塔：③
- 屋根：カラーガルバリウム鋼板：③
亜鉛引鉄板：③
ペイント塗：③
- 軒樋：塩ビ製：③・ペイント塗：③
- 建具：木部・ガラス：③・ペイント塗：③
- 建具：アルミフロントサッシ：③
- 建具：スチールサッシ：③
- 外壁：化粧煉瓦積：①
- 建具：スチールサッシ：③



○貯蔵庫平面図





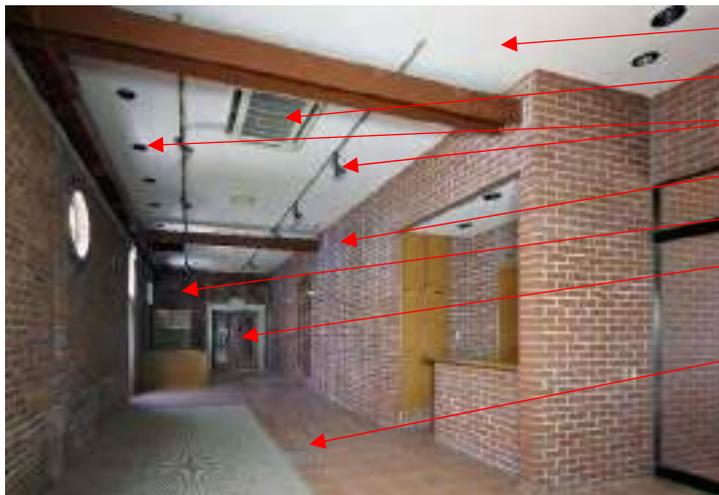
○貯蔵庫【内部】（ロビー・風除室）

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考	
貯蔵庫 【内部】	B	小屋	天井	ボード張	④	ペイント塗：④
			小屋組	キングポスト	①	
		壁面	主たる壁面	化粧煉瓦積	①	
				レンガタイル張	③	
			窓額縁・建具枠	木部	③	ペイント塗：③
		間仕切壁	旧設	化粧煉瓦積	③	
			新設	レンガタイル張	④	
			新設 風除室	アルミフロントサッシ	④	
		建具	円型回転窓	スチールサッシ	③	
			欄間付片開戸	木部	③	ペイント塗：③
				ガラス	③	
			欄間付両開戸	アルミフロントサッシ	③	
			袖付片開戸	木部	③	ペイント塗：③
		ガラス		③		
		床面	主たる床面	タイル張	③	
		その他	照明器具	ダウンライト・スポットライト	⑤	
エアコン			⑤			

【ロビー・風除室】



- エアコン：⑤
- 天井：ボード張：④・ペイント塗：④
- 間仕切壁：レンガタイル張：④
- 間仕切壁：化粧煉瓦積：③
- 建具：木部・ガラス：③・ペイント塗：③
- 建具：アルミフロントサッシ：③
- 床面：タイル張：③



北面・東面

- 天井：ボード張：④・ペイント塗：④
- エアコン：⑤
- 照明器具：⑤
- 間仕切壁：レンガタイル張：④
- 間仕切壁：化粧煉瓦積：①
- 建具：木部・ガラス：③・ペイント塗：③
- 床面：タイル張：③



西面

- 照明器具：⑤
- 窓額縁：木部：③・ペイント塗：①
- 建具：スチールサッシ：③
- 建具：木部・ガラス：②・ペイント塗：③
- 壁：化粧煉瓦積：①



風除室 南面

- 壁：レンガタイル張：③
- 壁：レンガタイル張：④
- 間仕切壁：アルミフロントサッシ：④



壁：レンガタイル張：③

壁：レンガタイル張：④

間仕切壁：アルミフロントサッシ：④

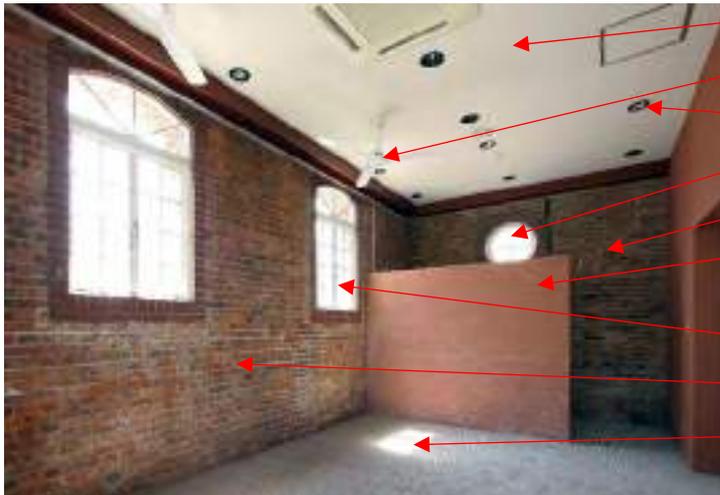
風除室 西面・北面

○貯蔵庫【個室】

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考	
貯蔵庫 【内部】	B	小屋	天井	ボード張	④	ペイント塗：④
			小屋組	キングポスト	①	
		壁面	主たる壁面	化粧煉瓦積	①	
				左官仕上	④	
			窓額縁	木部	③	ペイント塗：③
		間仕切壁		左官仕上	④	
		建具	円型回転窓	スチールサッシ	③	
			欄間付両開窓	スチールサッシ	③	
		床面	主たる床面	カーペット敷	④	
		その他	照明器具	ダウンライト	⑤	
	シーリングファン			⑤		



【個室】



南面・西面

- 天井：ボード張：④・ペイント塗：④
- シーリングファン：⑤
- 照明器具：ダウンライト：⑤
- 建具：スチールサッシ：③
- 壁：化粧煉瓦積：①
- 間仕切壁：左官仕上：④
- 建具：スチールサッシ：③
- 壁：化粧煉瓦積：①
- 床面：カーペット敷：④



北面

- 天井：ボード張：④・ペイント塗：④
- 間仕切壁：左官仕上：④
- 建具：木部・ガラス：③・ペイント塗：③



東面

- 天井：ボード張：④・ペイント塗：④
- 窓額縁：木部：③・ペイント塗：③
- 建具：スチールサッシ：③
- 壁：左官仕上：④
- 床面：カーペット敷：④



○貯蔵庫【レストラン】

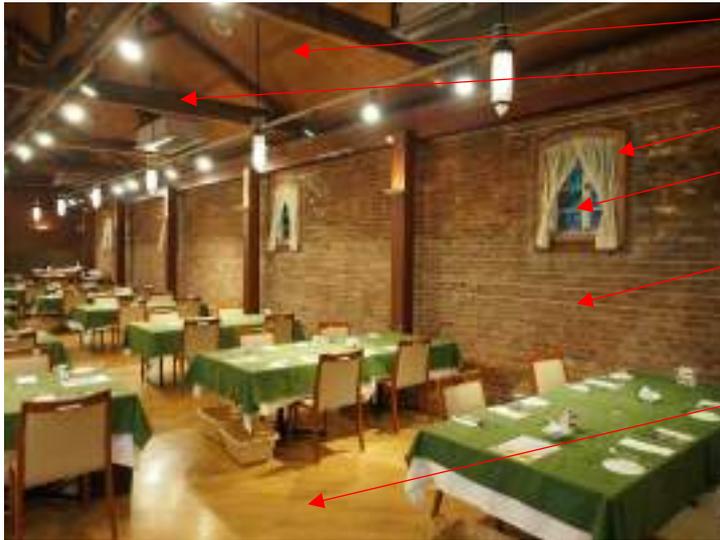
部分	部位区分		仕上げ	基準	備考	
貯蔵庫 【内部】	A	小屋	軸部	キングポストトラス表し	①	
			天井	合板	④	
		壁面	主たる壁面	化粧煉瓦積	①	
			窓額縁	木部	①	ペイント塗：③
			建具枠	木部	②	ペイント塗：③
		間仕切壁	旧設	化粧煉瓦積	①	
			新設 耐震壁	レンガタイル張	③	
		建具	欄間付両開窓	スチールサッシ	③	
			両開窓	スチールサッシ	③	
			欄間付片開戸	木部	③	ペイント塗：③
				ガラス	③	
			両開戸	木部	③	ペイント塗：③
				ガラス	③	
		両袖付片開戸	スチール	④		
			ガラス	④		
		床面		フローリング張	③	
		その他	照明器具	ペンダント・スポットライト	⑤	
			エアコン		⑤	

【レストラン】



- 天井：合板：④
- 軸部：キングポスト表し：①
- エアコン：⑤
- 照明器具：⑤
- 間仕切壁：レンガタイル張：③
- 壁：化粧煉瓦積：①
- 床面：フローリング張：③

西面・北面・東面



東面

- 天井：合板：④
- 軸部：キングポスト表し：①
- 窓額縁：木部：①・ペイント塗：③
- 建具：スチールサッシ：③
- 壁：化粧煉瓦積：①
- 床面：フローリング張：③



南面

- 間仕切壁：化粧煉瓦積：①
- 間仕切壁：レンガタイル張：③
- 建具：木部・ガラス：③・ペイント塗：③
- 建具：スチール・ガラス：⑤
- 床面：フローリング張：③



西面

- 窓額縁：木部：③・ペイント塗：③
- 建具：スチールサッシ：③
- 壁：化粧煉瓦積：①
- 建具：木部・ガラス：③・ペイント塗：③
- 床面：フローリング張：③



○貯蔵庫【便所】

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考		
貯蔵庫 【内部】	C	便所	小屋	天井	ボード張	⑤	ペイント塗：⑤
			壁面		ボード張等	⑤	ペイント塗：⑤
				窓額縁	木部	③	ペイント塗：③
			間仕切壁	新設	ボード張等	⑤	ペイント塗：⑤
			建具	両開窓	スチールサッシ	③	
				片開戸	木部	⑤	ペイント塗：⑤
			床面		タイル張	⑤	
その他	照明器具		⑤				

【便所】



便所通路 東面

天井：ボード張：⑤・ペイント塗：⑤

壁：ボード張：⑤・ペイント塗：⑤

窓額縁：木部：③・ペイント塗：③

建具：スチールサッシ：③

腰壁：タイル張：⑤



男子便所 東面

壁：ボード張：⑤・ペイント塗：⑤

窓額縁：木部：③・ペイント塗：③

建具：スチールサッシ：③



○貯蔵庫【収納】

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考		
貯蔵庫 【内部】	C	収納	小屋 天井	ボード張	⑤	ペイント塗：⑤	
			間仕切壁	新設	合板	⑤	
			建具	両開戸	木部	⑤	ペイント塗：⑤
			床面		タイル張	⑤	

○貯蔵庫【厨房】

部分	部位区分		仕上げ	基準	備考	
貯蔵庫 【内部】	C	小屋	天井	ボード張	⑤	ペイント塗：⑤
			小屋組	キングポスト	①	
		壁面	主たる壁面	ボード張	⑤	ペイント塗：⑤
			一部	化粧煉瓦積	①	
			窓額縁	木部	①	ペイント塗：③
		間仕切壁	新設	ボード張等	⑤	ペイント塗：⑤
		建具	両開窓	スチールサッシ	③	
			円型回転窓	木部・ガラス	①	天井で半分隠蔽
			片引戸	木部	③	ペイント塗：③
				ガラス	③	
		引違戸	アルミサッシ	③	扉無し	
		床面		タイル張	⑤	
		その他	照明器具	シーリングライト	⑤	
			エアコン		⑤	

【厨房】



- ← 天井：ボード張：⑤・ペイント塗：⑤
- ← 壁：化粧煉瓦積：①
- ← 窓額縁：木部：①・ペイント塗：③
- ← 建具：スチールサッシ：③
- ← 間仕切壁：ボード張：⑤・ペイント塗：⑤

東面



天井：ボード張：⑤・ペイント塗：⑤

壁：ボード張：⑤・ペイント塗：⑤

間仕切壁：ボード張：⑤・ペイント塗：⑤

西面



照明器具：⑤

天井：ボード張：⑤・ペイント塗：⑤

壁：ボード張：⑤・ペイント塗：⑤

間仕切壁：ボード張：⑤・ペイント塗：⑤

床面：タイル張：⑤

南面・西面



建具：木部：①・ガラス：①

壁：化粧煉瓦積：①

厨房西側の外側の壁



壁：化粧煉瓦積：①

建具：アルミサッシ：③
(扉無し)

厨房西側の外側の壁



第2節 法令等

○文化財保護法（抄）

（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）

（令和四年法律第六十八号による改正）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条

この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条

この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 1 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 2 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 3 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 4 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 5 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- 6 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

（中略）

第三章 有形文化財

第一節 重要文化財

第一款 指定



(指定)

第二十七条

文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

(中略)

第二款 管理

(管理方法の指示)

第三十条

文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第三十一条

重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

- 2 重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理責任者」という。）に選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上 20 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

(中略)

(管理団体による管理)

第三十二条の二

重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

(中略)

第三十二条の三

前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四

管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担と



する。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(滅失、き損等)

第三十三条

重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(中略)

第三款 保護

(修理)

第三十四条の二

重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

(管理団体による修理)

第三十四条の三

管理団体が修理を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修理の方法及び時期について当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者の意見を聞かなければならない。

- 2 管理団体が修理を行う場合には、第三十二条の二第五項及び第三十二条の四の規定を準用する。
- (中略)

(現状変更等の制限)

第四十三条

重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第一項許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。



(修理の届出等)

第四十三条の二

重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(中略)

第五款 重要文化財保存活用計画

(重要文化財保存活用計画の認定)

第五十三条の二

重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財の保存及び活用に関する計画（以下「重要文化財保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 重要文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 当該重要文化財の名称及び所在の場所
 - 二 当該重要文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
 - 三 計画期間
 - 四 その他文部科学省令で定める事項
- 3 前項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。
 - 一 当該重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項
 - 二 当該重要文化財の修理に関する事項
 - 三 当該重要文化財（建造物であるものを除く。次項第六号において同じ。）の公開を目的とする寄託契約に関する事項
- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その重要文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 当該重要文化財保存活用計画の実施が当該重要文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
 - 四 当該重要文化財保存活用計画に前項第一号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
 - 五 当該重要文化財保存活用計画に前項第二号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が重要文化財の修理を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合



するものであること。

六 当該重要文化財保存活用計画に前項第三号に掲げる事項が記載されている場合には、当該寄託契約の内容が重要文化財の公開を適切かつ確実にを行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた重要文化財保存活用計画の変更)

第五十三条の三

前条第四項の認定を受けた重要文化財の所有者又は管理団体は、当該認定を受けた重要文化財保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第五十三条の四

第五十三条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この款及び第一百五十三条第二項第六号において同じ。）を受けた場合において、当該重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第四十三条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(修理の届出の特例)

第五十三条の五

第五十三条の二第三項第二号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画が同条第四項の認定を受けた場合において、当該重要文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第四十三条の二第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該修理が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定重要文化財保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第五十三条の六

文化庁長官は第五十三条の二第四項の認定を受けた重要文化財の所有者又は管理団体に対し、当該認定を受けた重要文化財保存活用（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第五十三条の八において「認定重要文化財保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)



第五十三条の七

文化庁長官は、認定重要文化財保存活用計画が第五十三条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(所有者等への指導又は助言)

第五十三条の八

都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長。第百四十三条第三項、第百八十三条の八第四項、第百九十条第一項及び第百九十一条第一項を除き、以下同じ。）は、重要文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

○国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則

(昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第四号)

(平成三十一年文部科学省令第七号による改正)

文化財保護法（昭和三十五年法律第二百十四号）第四十三条の二第一項（同法第九十条第二項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則を次のように定める。

(修理の届出)

第一条

文化財保護法（昭和三十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第四十三条の二第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 二 指定年月日及び指定書の記号番号
- 三 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地



- 七 修理を必要とする理由
 - 八 修理の内容及び方法
 - 九 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所
 - 十 修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期
 - 十一 修理の着手及び終了の予定時期
 - 十二 修理施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 十三 その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えるものとする。
- 一 設計仕様書
 - 二 修理をしようとする箇所の写真又は見取図
 - 三 修理をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基く占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第二条

前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条

法第四十三条の二第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(修理の届出を要しない場合)

第四条

法第四十三条の二第一項但書の規定により届出を要しない場合は、左の各号の一に該当する場合とする。

- 一 法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて修理を行うとき。
- 二 法第三十七条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて修理を行うとき。
- 三 法第四十三条第一項の規定による現状変更の許可を受けて修理を行うとき。

(国の所有に属する国宝又は重要文化財の修理の通知)

第五条

法第六十七条第一項第五号の規定による国宝又は重要文化財の修理の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七条第一項第五号括弧書の規定により国宝又は重要文化財の修理について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て修理を行うとき。
- 二 法第六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて修理を行うとき。



○国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則

(昭和二十六年一月二十三日文化財保護委員会規則第一号)

(平成三十一年文部科学省令第七号による改正)

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十一条第三項、第三十二条、第三十三条及び第三十四条の規定に基き、並びに同法第三十二条第一項及び第三十三条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、国宝又は重要文化財の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

(中略)

(滅失、毀損等の届出書の記載事項等)

第六条

法第三十三条（法第七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による国宝又は重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 国宝又は重要文化財の名称及び員数
 - 二 指定年月日及び指定書の記号番号
 - 三 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 滅失、毀損、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時及び場所
 - 八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況
 - 九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
 - 十 滅失、毀損等の事実を知った日
 - 十一 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項
- 2 毀損の場合にあっては、前項の書面に写真又は見取図その他毀損の状態を示す書類を添えるものとする。（以下略）



届出書様式（法第四十三条の二、規則第一条関係）

令和 年 月 日

文化庁長官 殿

所有者 住所
氏名

重要文化財の修理の届出

下記のとおり、重要文化財の修理について、文化財保護法第 43 条の 2 及び国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則第 1 条の規定に基づき、届出ます。

記

- 1 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 修理を必要とする理由
- 8 修理の内容及び方法
- 9 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所
- 10 修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 11 修理の着手及び終了の予定時期
- 12 修理施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 13 その他参考となるべき事項

【添付書類】

- 1 設計仕様書
- 2 修理をしようとする箇所の写真又は見取図
- 3 修理をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書



重要文化財の滅失、き損等の届出書様式（法第三十三条、規則第六条関係）

令和 年 月 日

文化庁長官 殿

所有者 住所

氏名

重要文化財の（滅失、き損、亡失、盗難）の届出

下記のとおり、重要文化財の（滅失、き損、亡失、盗難）について、文化財保護法第33条及び国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則第6条の規定に基づき、届け出ます

記

- 1 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所
（現在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記）
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 滅失、き損、亡失又は盗難の事実の生じた日時及び場所
- 8 滅失、き損、亡失又は盗難の事実の生じた当時における管理の状況
- 9 滅失、き損、亡失又は盗難の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 10 滅失、き損、亡失又は盗難の事実を知った日
- 11 滅失、き損、亡失又は盗難の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

【添付資料】

き損の場合にあたっては、写真又は見取り図、その他き損の状態を示す書類